平成23年

第2回北杜市議会定例会会議録

平成23年6月14日開会平成23年6月30日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 3 年

第2回北杜市議会定例会会議録

6月14日

平成23年第2回北杜市議会定例会(1日目)

平成23年6月14日 午前10時00分開会 於 議 場

1.議事日程

諸 報 告			
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定について		
日程第3	報告第2号	平成22年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件	
日程第4	報告第3号	平成22年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	
日程第5	報告第4号	平成22年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件	
日程第6	報告第5号	平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計	
		算書報告の件	
日程第7	報告第6号	平成22年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算	
		書報告の件	
日程第8	報告第7号	平成22年度北杜市病院事業特別会計予算繰越計算書報告の件	
日程第9	報告第8号	平成22年度北杜市白州診療所特別会計繰越明許費繰越計算	
		書報告の件	
日程第10	報告第9号	専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)	
日程第11	承認第2号	平成22年度北杜市一般会計補正予算(第9号)の専決処分	
		の報告及び承認を求めることについて	
日程第12	承認第3号	平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第3号)の	
		専決処分の報告及び承認を求めることについて	
日程第13	承認第4号	北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承	
		認を求めることについて	
日程第14	承認第5号	北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一	
		部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることに	
		ついて	
日程第15	承認第6号	北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の	
		報告及び承認を求めることについて	
日程第16	承認第7号	北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分	
		の報告及び承認を求めることについて	
日程第17	承認第8号	平成23年度北杜市一般会計補正予算(第1号)の専決処分	
		の報告及び承認を求めることについて	

の報告及び承認を求めることについて 日程第19 承認第10号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて 日程第21 議案第51号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について 日程第22 議案第52号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 日程第23 議案第53号 北杜市秩事の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について 日程第24 議案第54号 北杜市秩業休養センター条例等の一部を改正する条例について 日程第25 議案第55号 北杜市大学では「おけった」では「おけった」では「おけった」では「おけった」では「おけった」では「おけった」では「おけった」では「おけった」では「おけった」では「おけった」では「おけった」では「おけった」でして「おけった」では、「おけった」では、「はいまります」では、「おけった」では、「はいまり、「はいまります」では、「はいまりにはいまりまする。「はいまります」では、「はいまりまります」では、「はいまりにはいまりまりにはいまります。「はいまりまります」では、「はいまりますりにはいまります。「はいまります」では	日程第18	承認第9号	平成23年度北杜市一般会計補正予算(第2号)の専決処分
田程第20 議案第50号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について 日程第21 議案第51号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 日程第22 議案第52号 北杜市財国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について 日程第23 議案第53号 北杜市 (株) (株) (株) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本			の報告及び承認を求めることについて
日程第20 議案第50号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について 日程第21 議案第51号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 日程第22 議案第52号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について 日程第23 議案第53号 北杜市税条例の一部を改正する条例について 日程第25 議案第55号 北杜市林業休養センター条例等の一部を改正する条例について 日程第26 議案第55号 北杜市東上とでは「大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	日程第19	承認第10号	
日程第21 議案第51号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 日程第22 議案第52号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について 日程第23 議案第53号 北杜市税条例の一部を改正する条例について 日程第25 議案第55号 北杜市村工厂と「情報連絡施設条例の一部を改正する条例について 日程第26 議案第55号 北杜市有工公園条例の一部を改正する条例について 日程第27 議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 日程第28 議案第58号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について 日程第29 議案第59号 北杜市道雷泊施設条例の一部を改正する条例について 日程第30 議案第60号 北杜市道雷泊施設条例の一部を改正する条例について 日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第1号)日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市人護保険特別会計補正予算(第1号)日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市方護保険特別会計補正予算(第1号)日程第35 議案第65号 平成23年度北杜市別定原財産区特別会計補正予算(第1号)日程第36 議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池)字の区域の変更について(高根町小池)字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件日程第39 同意第5号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件			の報告及び承認を求めることについて
日程第22 議案第52号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について日程第23 議案第53号 北杜市税条例の一部を改正する条例について日程第24 議案第54号 北杜市林業休養センター条例等の一部を改正する条例について日程第25 議案第55号 北杜市方一ブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例について日程第27 議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について日程第27 議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について日程第28 議案第58号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について日程第28 議案第59号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について日程第30 議案第60号 北杜市道五町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)日程第33 議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市支護保険特別会計補正予算(第1号)日程第35 議案第65号 北杜市朗町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について(高根町小池) 字の区域の変更について(高根町小池) 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(高根町小池) 同意第5号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件日程第39 同意第5号 北村市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件	日程第20	議案第50号	北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第22 議案第52号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について日程第23 議案第53号 北杜市税条例の一部を改正する条例について日程第25 議案第55号 北杜市大学に関する条例の一部を改正する条例について日程第25 議案第55号 北杜市大学に関する条例の一部を改正する条例について日程第27 議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について日程第27 議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について日程第28 議案第58号 北杜市試川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について北杜市選玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について日程第30 議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市大護保険特別会計補正予算(第1号)日程第35 議案第65号 平成23年度北村市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)日程第36 議案第66号 平成23年度北村市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)日程第37 議案第67号 平成23年度北村市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)日程第37 議案第67号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について高根町小池)字の区域の変更について(高根町小池)字の区域の変更について(高根町小池)字の区域の変更について(高根町小池)おいたのでは、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	日程第21	議案第51号	北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
特に関する条例の一部を改正する条例について			る条例について
日程第23 議案第53号 北杜市税条例の一部を改正する条例について 日程第24 議案第54号 北杜市林業休養センター条例等の一部を改正する条例について 日程第25 議案第55号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例 について 日程第27 議案第57号 北杜市須玉公園条例の一部を改正する条例について 日程第28 議案第58号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 日程第29 議案第59号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について 日程第30 議案第59号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について 日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第1号)日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第1号)日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市人議保険特別会計補正予算(第1号)日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市大護保険特別会計補正予算(第1号)日程第35 議案第65号 北杜市野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第36 議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について	日程第22	議案第52号	北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇
日程第24 議案第54号 北杜市林業休養センター条例等の一部を改正する条例について日程第25 議案第55号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例について日程第27 議案第56号 北杜市須玉公園条例の一部を改正する条例について日程第27 議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について日程第28 議案第58号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について日程第29 議案第59号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について日程第30 議案第60号 北杜市賞石泊施設条例の一部を改正する条例について日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)甲程第32 議案第62号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第1号)日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市対護保険特別会計補正予算(第1号)日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について			等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25 議案第55号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例について 日程第27 議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 日程第28 議案第58号 北杜市道田門妻類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について 日程第29 議案第59号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について 日程第30 議案第60号 北杜市道宮泊施設条例の一部を改正する条例について 日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第1号)日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市大護保険特別会計補正予算(第1号)日程第36 議案第65号 北杜市野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第36 議案第65号 北杜市野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(高根町小池) 字の区域の変更について(高根町小池) 字の区域の変更について(高根町小池) 字の区域の変更について(適長町小池) おおおまままままままままままままままままままままままままままままままままま	日程第23	議案第53号	北杜市税条例の一部を改正する条例について
について	日程第24	議案第54号	北杜市林業休養センター条例等の一部を改正する条例について
日程第26 議案第56号 北杜市須玉公園条例の一部を改正する条例について日程第27 議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について日程第28 議案第58号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について日程第29 議案第59号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について日程第30 議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市回民健康保険特別会計補正予算(第1号)日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 議案第65号 北土市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 高根町小池)日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(高根町小池)日程第37 議案第67号 お北市監査委員の選任について議会の同意を求める件日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第25	議案第55号	北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例
日程第27 議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について日程第28 議案第58号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について日程第29 議案第59号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について日程第31 議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(高根町小池)字の区域の変更について(有玉町下津金)北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会			について
日程第28 議案第58号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について 日程第29 議案第59号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について 日程第31 議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について 日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号) 日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号) 日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号) 日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件	日程第26	議案第56号	北杜市須玉公園条例の一部を改正する条例について
について	日程第27	議案第57号	北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第29 議案第59号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について 日程第30 議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について 日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号) 日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号) 日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号) 日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件	日程第28	議案第58号	北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例
ついて 日程第30 議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について 日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号) 日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号) 日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号) 日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第36 議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件 日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会			について
日程第30 議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について (高根町小池)日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(高根町小池)日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金)日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第29	議案第59号	北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例に
日程第31 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号) 日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号) 日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号) 日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 請案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件			ついて
日程第32 議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号) 日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号) 日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第36 議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件 日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第30	議案第60号	北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について
日程第33 議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号) 日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号) 日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第36 議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件 日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第31	議案第61号	平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)
日程第34 議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号) 日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第36 議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件 日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第32	議案第62号	平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第35 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更について 日程第36 議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件 日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第33	議案第63号	平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)
について 日程第36 議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件 日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第34	議案第64号	平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)
日程第36 議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池) 日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件 日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第35	議案第65号	北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更
日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金) 日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件 日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会			について
日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件 日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件 日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第36	議案第66号	字の区域の変更について(高根町小池)
日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件 日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第37	議案第67号	字の区域の変更について(須玉町下津金)
日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会	日程第38	同意第4号	北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
	日程第39	同意第5号	北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
の同意を求める件	日程第40	同意第6号	大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会
			の同意を求める件
日程第41 同意第7号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任に	日程第41	同意第7号	内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任に
ついて議会の同意を求める件		_	ついて議会の同意を求める件
日程第42 請願第3号 浜岡原発の廃炉を求める請願書	日程第42	請願第3号	浜岡原発の廃炉を求める請願書

2. 出席議員 (22人)

1番 小須田稔 2番 中山宏樹 3番 相吉正一 4番 清 水 進 野中真理子 5番 6番 篠原眞清 7番 風間利子 8番 坂 本 9番 小林忠雄 10番 中嶋 新 11番 保坂多枝子 12番 利根川昇 13番 千野秀一 14番 小尾直知 15番 渡邊英子 16番 内田俊彦 17番 坂本治年 秋山九一 18番 19番 中村隆一 20番 清水壽昌 2 1番 秋山俊和 22番 渡邊陽一

3. 欠席議員 (な し)

4 . 会議録署名議員

1 4番 小尾直知 1 6番 内田俊彦

15番 渡邊英子

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24人)

市 長 白倉政司 総 務 部 長 堀内 誠 比奈田善彦 長 伊藤勝美 企 画 部 長 市民 部 原かつみ 福 祉 部 長 生活環境部長坂本正輝 産業観光部長 名取重幹 建設 部 長 深 沢 朝 男 井出武男 次長大芝正和 教 育 長 教 育 監査委員事務局長・ 清水春昭 会 計 管 理 者 由井秀樹 農業委員会事務局長 堀内健二 明野総合支所長 須玉総合支所長 中山健教 高根総合支所長 長坂総合支所長 輿石君夫 小尾善彦 大泉総合支所長 浅川一彦 小淵沢総合支所長 浅 川 明 男 白州総合支所長 伏見常雄 武川総合支所長 山田栄明 政策秘書課長 坂本吉彦 務 課長菊原 忍 総 財 政 課 長 秋 元 達 也 企 画 課長 神宮司浩

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二議会書記 山内一寿 小澤章夫

○議長(秋山俊和君)

改めまして、おはようございます。

平成23年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月11日に発生いたしました東日本大震災から3カ月が経過いたしましたが、依然として行方不明の方々が8千人余りおられ、仮設住宅建設の遅れや原発事故の放射能漏れの影響などにより、今もなお9万人近い方々が不便な避難所生活を強いられている状況にあっては、大変憂慮されるところであり、心からお見舞いを申し上げます。

国におきましては大震災の復旧・復興費を盛り込んだ第一次補正予算が成立し、続けて復興基本法が成立の見通しとなり、第二次補正予算編成の検討や与野党連携が模索されるなど本格的な復興に向けて、国を挙げての取り組みが開始されたところでありますので、早急に被災地の復興と放射能汚染問題の収束が図られ、一刻も早く元気な東北が復活されることをお祈り申し上げます。

今年は平年に比べ10日以上も早く、過去2番目の早さで梅雨入りを迎え、天候不順な時期に入っておりますが、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意の上、本定例会に提案されました議案審議に全力を傾注していただくとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

本日の出席議員数は22人であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告8件、 承認9件、同意4件、議案18件であります。

次に、本定例会において受理した請願はお手元に配布のとおりであります。

次に監査委員から平成23年2月、3月および4月実施分の定期監査、例月現金出納検査および工事監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に4月15日に山梨市において、第245回山梨県市議会議長会定期総会が開催され、私 と副議長が出席いたしました。

4月21日に平成23年度リニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会総会が昭和町で、5月16日に平成23年度南アルプス世界自然遺産登録山梨県連絡協議会総会が早川町で、5月29日に平成23年度南アルプス世界自然遺産登録推進協議会総会が長野県富士見町で、5月30日に第39回全国自治体病院経営組織体協議会定期総会が東京都で、6月2日に第77回関東市議会議長会定期総会が東京都で、昨日13日にはリニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会臨時総会が昭和町でそれぞれ開催され、私が出席いたしました。

また5月9日から18日までの10日間、第22回米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業が行われ、議会代表の渡邊陽一議員が訪問団の団長として参加いたしました。

なお、本日付きで新聞報道がありました政務調査費の件につきましては、先日の全員協議会でも今後協議していくことが提案されておりますので、6月定例会の議案審議を優先し、今後、対応してまいりたいと考えております。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 坂本静議員、報告をお願いいたします。

○8番議員(坂本静君)

平成23年第1回峡北広域行政事務組合議会定例会の報告書を読ませていただきます。

平成23年第1回の議会定例会が3月29日に、峡北広域行政事務組合3階会議室において 開催されました。

清水進議員、篠原眞清議員、風間利子議員、利根川昇議員、千野秀一議員、内田俊彦議員、 坂本治年議員、秋山俊和議員、渡邊陽一議員と私の10人が出席いたしました。

秋山九一議員の組合議会議員改選に伴い、議長が欠員となったことから議長選挙が行われました。慣例により全員協議会において選出し、本会議において指名推選することで了承され、 北杜市選出 坂本静が選出されました。

一般質問には清水進議員が質問に立ち、1つ.東日本大震災への支援内容について、2つ. 峡北消防本部消防職員の基準数は201名、充足率の今後の向上対策についての質問を行いま した。

議案の概要について、説明いたします。

報告案件1件、条例案件7件、補正予算案件2件、当初予算案件5件の15案件であります。 まず専決処分の報告でありますが、人事院の平成22年8月10日付け、給与勧告ならびに 国家公務員の給与改定に鑑み、組合職員給与条例の一部を早急に改正する必要があり、議会を 招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものであります。

次に条例関係でありますが、1. 韮崎消防署双葉分署の設置を踏まえ、峡北広域行政事務組合職員定数の改正を行うための峡北広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について。2. 構成市町村の状況に鑑みての峡北広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例および峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例について。3. 人事院の平成22年8月10日付け、給与勧告ならびに国家公務員の給与改定に伴い、これに準じての峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例について。4. 県内消防本部の状況に鑑みての峡北広域行政事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について。5. 峡北ふるさと市町村圏基金を取り崩し、構成市および山梨県に返還するための峡北ふるさと市町村圏基金の設置、管理および処分に関する条例を廃止する条例について。6. 県内消防本部に準じての峡北広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例について。7. 峡北広域行政事務組合長坂消防署を、峡北広域行政事務組合北杜消防署に名称変更するための峡北広域行政事務組合消防本部および、消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例についての7件であります。

次に補正予算でありますが、平成22年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102万3千円の追加。平成22年度峡北広域行政事務組合峡北ふるさと市町村圏特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億円の追加であります。

次に平成23年度の当初予算でありますが、一般会計の予算額は6,084万1千円で前年度に比較して760万4千円の減であります。常備消防特別会計の予算額は12億8,948万6千円で前年度に比較して、1億4,377万9千円の増となっております。ゴミ処理特別会計の予算額は14億1,259万6千円で、前年度に比較して1億2,260万6千円の減であります。し尿処理特別会計の予算額は6,865万円で、前年度に比較して276万3千円

の減でございます。峡北ふるさと市町村圏特別会計の予算額は70万7千円で、前年度に比較して8億2,058万2千円の減であります。

以上15議案、いずれも原案のとおり承認・可決されました。

以上で、峡北広域行政事務組合議会の報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

大変、ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。 これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(秋山俊和君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

- 14番議員 小尾直知君
- 15番議員 渡邊英子君
- 16番議員 内田俊彦君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長(秋山俊和君)

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月14日から6月30日までの17日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月30日までの17日間とすることに決定いたしました。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

日程第3 報告第2号 平成22年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金)までの35件を一括議題といたします。

市長から所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

平成23年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議

員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ふるさとの山々もまぶしいほどの緑となり、6年連続で高い評価をいただいている米どころ 北杜の田園風景もいよいよ活気を帯びてまいりました。また、市内ではゴールデンウィークの 鳩川釣り大会や長沢鯉のぼり祭りを皮切りに各地域のイベントで、市内外の多くの皆さまに楽 しんでいただいております。見ごろを迎えている八ヶ岳南麓のつつじの花や数々の山野草も楽 しめる素晴らしい季節を迎え、その山々の美しさや川のせせらぎ、オオムラサキの羽化、そし て梅雨の晴れ間からのぞく太陽と、まさに山紫水明の里の北杜であります。

さて、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災において、犠牲になられた方々のご 冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆さまには謹んでお悔やみを申し上げます。

地震から3カ月が経過した今もなお、福島第一原子力発電所の事故も重なり、おおぜいの方々が避難生活を余儀なくされており、その苦難を思うと胸が締め付けられる思いであり、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

地震当日は、市内でもいくつかの住宅や施設等の一部損壊が見られましたが、人命に関わることがなかったことは幸いであります。しかし、当日の15時間にも及ぶ停電の影響から、市内各地で上下水道施設の停止や電話が不通となり、その対応に姉妹都市の羽村市や災害協定を締結する市内外の関係各位にご協力いただき、また独居老人などの災害弱者や学校、駅での帰宅難民の安否確認などに、市内関係者に迅速な対応をしていただいたことは大変感謝いたしております。

本市でも地震の発生直後から災害対策本部を設け、震災における計画停電の周知などの対応 策や被災地への支援策を協議し、市民の皆さまからの多くの義援金や支援物資に併せて、市と いたしましても全国知事会経由で、被災地へ梨北米3トンとペットボトル入りの水2万本を送 るとともに、医師や保健師等の専門職員も現地へ派遣をいたしました。

また、市内の一般家庭への避難されて来られた方々に加え、市営住宅等も提供し、ピーク時には180人を超える多くの被災者を市内各所へ受け入れるともに、被災者宿泊施設受入事業費補助金制度を創設し、市内の旅館やホテル等の事業者に補助する中で、期間限定ではありますが、102人の受け入れをしたところでもあります。

今もなお市内には宮城、福島、茨城県からの被災者等、17世帯52人が生活をされております。

ところで、市では、平成22年度に北杜市地域防災計画の内容を見直し、災害対策基本法により県へ協議を行っているところであります。また、災害時の避難地・避難所等を掲載した各町の防災マップを、このほど区長を通じて各戸へ配布いたしました。マップには、市の指定の避難地・避難所、福祉避難所以外にも防災対策に必要な情報を掲載してありますので、災害への心得として役立てていただきたいと思っております。

なお、市地域防災計画では、災害の発生直後は自主防災組織や区・班などで、あらかじめ定めてあります地区公民館などの集合地へ避難していただくこととなっておりますので、この機会にそれぞれの地域の集合地を、事前に再確認していただきたいと思います。

福島原発の事故は依然として収束の見通しが立たず、放射能汚染の拡大が懸念されております。情報を正しく理解し、落ち着いた行動に努めていただきたいと思います。

なお、政府は今夏に一般家庭へも15%の節電などの需給対策を取ることといたしましたので、市民の皆さまにおかれましても、引き続き節電へのご理解とご協力をお願いいたします。

日銀甲府支店が今月8日に発表した山梨県金融概観では、総括判断を県内景気は震災の影響により引き続き弱含んでいるが、足元では持ち直しの兆しも見られるとし、先月から上方修正いたしました。自粛ムードが薄れたことや工業部品の供給不足の解消がされつつあるとのことですが、夏場の電力不足や外国人観光客の低迷など、まだまだ先行きは心配されるところであります。

現在、国では、2011年度税制改正関連法案や特例公債法案などの予算関連法案、復興策を盛り込んだ第2次補正予算案の早期成立を目指しておりますが、国家財政の健全化を図りつつ、復旧・復興はもちろんのことですが、日本経済の本格回復と社会保障制度の安定化等により、国民が安心して暮らせる社会の早期実現に期待を寄せるところであります。

ところで今年は、明野町で毎年開催されているサンフラワーフェスが20回目を迎えます。 山梨県の人口86万人にちなみ、会場で80万本と市民の皆さまにご協力いただき、各ご家庭で6万本分の種をまいていただき、合わせて86万本となるよう計画しております。真夏には市内各所に咲き誇る満開のヒマワリが今から楽しみです。

なお、今月20日には、市内に避難されておられる方々にもお声掛けをしてヒマワリの種まきを行い、秋にはその種を採取し被災地へ送る予定となっております。

日本一の太陽を浴びた北杜のヒマワリにより、被災地の皆さまに勇気を与えることができればと思っております。

去る4月に、サンマリノ共和国のカデロ大使が本市を訪ねられた際に、サンマリノに桜を植栽したいので、神代桜の苗の提供をとの要請を受けました。神代桜が、これまで見てきた日本の歴史や文化を世界へ伝えることができればという思いでお贈りしたところであります。併せて、バチカン市国にも桜の苗を贈りましたので、ヨーロッパでもきれいな花が咲くことを願うところでもあります。また、サンマリノとバチカンの両国において、8月上旬に記念植樹イベントが予定されており、カデロ大使から正式にお招きをいただいておりますので、出席したいと考えております。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに仮称、武川コミュニティセンターの建設についてであります。

コミュニティセンター建設事業につきましては、先日、設計業務を発注したところであります。今後は施設建設検討委員会において、施設内容など、実施設計に必要な基本的事項を検討していただくこととしております。

次に、公共工事の入札制度改革についてであります。

平成19年度から、予定価格1億円以上の建設工事において実施しております一般競争入札につきましては、4年間で16件の入札を実施し、一定の成果を挙げているところです。一層の競争性、公平性、透明性の確保を目指すために、本年10月からは適用の対象を、予定価格3千万円以上の工事に拡大し、実施する予定であります。

また、昨年度から予定価格3千万円以上の工事を対象に導入しております電子入札につきましては、これまでに7件を実施いたしましたが、順調に事務処理が行われるとともに、入札参加者からもコストの縮減が図れると好評を得ております。

今後も、一般競争入札および電子入札につきましては、適用の対象となる工事の拡大を図ってまいりたいと考えております。

さらに、公共工事の品質確保のため入札価格と併せ、入札参加者の工事施工能力や地域への

貢献度等を総合的に評価し、落札業者を決定する総合評価落札方式の導入についても、試行要 領の制定をいたしましたので、実施に向けて関係機関との調整を進めてまいります。

次に、国民健康保険税の見直しについてであります。

北杜市は、合併後の不均一課税を平成18年度に統一して以来、県内でも低い税率でこれまで運営されてきました。しかしながら、ここ数年は医療の高度化、疾病構造の変化により医療費は増加傾向であり、歳入不足を補うために国保財政調整基金を取り崩し、運営を続けてまいりました。

このようなことから、国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、国保運営協議会に協議・検討をいただく中で、国保税率改正の答申をいただきました。市では、この答申をふまえ今年度、国保税を見直ししたいと考えております。

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤をなす制度として地域住民の健康保持・増進に大きな役割を果たすものです。今後も医療費の適正化を図りながら、健康診断の推進を図るなど医療費増加を抑制し、収入においても補助金の確保や収納課との連携のもと保険税収入の確保など、国保制度の安定運営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、甲陽病院療養病棟の改築についてであります。

現在、改築工事の進捗率は45%となっております。しかしながら、東日本大震災の影響から建築資材の調達に遅れが生じており、本年9月20日完成予定が2カ月程度遅れる見込みであります。このため、改築工事に続く付帯工事につきましても、これまでの施工計画を見直し、仮設駐車場の確保を行うなど来院者の安全確保に努め、年度内の完成を目指すこととしております。

次に、福祉施策の推進についてであります。

障害者を支援する拠点施設となる障害者総合支援センターにつきましては、北杜市障害者地域活動支援センター事業検討委員会からの答申をふまえ、本年10月の開所に向け、現在、施設改修のための工事発注に向けた準備や障害者就業・生活支援センター入居に伴う県との調整を進めております。センターでは地域活動支援事業、相談支援事業、就業・生活支援センター事業、ボランティア活動推進事業を実施することとしており、障害者が安心して地域で暮らせるような環境づくりを図ってまいります。

また本年度をもって、現在ある地域福祉計画や障害福祉計画の計画期間が満了いたします。 今後の北杜市の地域福祉や障害者福祉にとって、明確な指針となる次期計画の策定に向け、委 託業者の選定を行い、現在、アンケート調査の実施に向け準備を行っております。

次に、子育て支援についてであります。

市では子育てを一層支援するため、現代版の結い制度ともいえるファミリー・サポートセンター事業を、昨年10月よりスタートいたしました。本年度は、この制度の定着を図るため利用料についての補助制度を開始しました。また、去る5月28日には協力会員と依頼会員の交流を深めるため、ファミリー・サポートセンター交流会を開催し、幼児を含め120人の参加者があり、帝京短大生60人による軽歌劇の上演もあり、市民と一体での子育て支援の啓発が図られました。

また出産祝いについてでありますが、本年4月から第4子以降の出産につきましては、私が直接訪問をして祝福することとし、去る5月27日には、初めての出産祝いをお届けしたところであります。

次に、北杜サイト太陽光発電所についてであります。

平成18年度から5年間にわたってNEDOからの委託を受けて、北杜市と株式会社NTTファシリティーズが実証研究に取り組み、3月に指針・手引書を報告し、実証研究が終了いたしました。本実証研究を促進していただいた各企業、大学、研究機関、政府機関の皆さま方に現在に至るまでのさまざまなご支援、ご協力に対しまして、心より御礼申し上げます。

なお、5月10日に開催された北杜サイトの開所式の際に、式典にご出席いただいたNTTファシリティーズの沖田社長から、北杜サイトの西側約4ヘクタールに国内外16種類の太陽光パネルを使って、システムを評価する新たな実証施設を開設することが発表されました。このことにより、北杜サイトとの相乗効果にも大きな期待をしているところであります。

次に、北杜市と丸紅株式会社の100%子会社である三峰川電力株式会社との官民パートナーシップにより進めてきました、小水力発電の導入事業についてであります。

本事業は一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会の事業採択を受け、再生可能エネルギーであり、発電過程で CO_2 を排出しない小水力発電を導入・普及するもので、このたび村山六ヶ村堰を利用して、3カ所の発電所を設置することとなり、先日、共同記者発表を行ったところであります。最大出力は3カ所合わせて650キロワット、発電量は年454万4千キロワットアワーで、一般家庭約1,250軒分の年間使用量に相当します。民間活力を最大限活用し官民が一体となった取り組みが再生可能エネルギーの導入拡大に効果的であり、波及効果も期待できるものと思っております。

次に、下水道料金の統一についてであります。

本年1月に下水道審議会より答申をいただき、協議・検討を行っておりました下水道料金統一に向けての経過措置について、具体案がまとまりましたので、今議会に具体案をお示しするとともに、今後、市民への説明会を開催してまいりたいと考えております。

次に、明野町永井原地区の大規模野菜生産団地に農業参入する農業生産法人 株式会社村上 農園についてであります。

10月の操業開始に向けて、第1期工事が急ピッチで進んでおり、来月からは50名ほどの 従業員の募集をはじめると伺っております。また県営事業により、団地西側法面に設置した 200キロワットの太陽光発電施設が3月1日から稼動し、月額40万円ほどの売電実績が得 られたところであります。

今後は、農業用井戸水の汲み上げや周辺かん水施設の電気代に充てることにより、一層の農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、須玉町江草の笹場地区耕作放棄地解消事業についてであります。

県営事業により、約16ヘクタールの整備が終わり立派な圃場に再生され、この事業に賛同された農業生産法人 株式会社ハーベジファームに参入していただき、3月より生産が開始されました。手始めに、市の耕作放棄地対策協議会の委託によります2ヘクタールの実験圃場にヤマトイモの試験栽培が始まりました。この事業が特産品の開発や雇用の拡大につながり、他の耕作放棄地の解消にもつながることを期待するところであります。

次に恩賜林御下賜100周年記念植樹、ならびに県民緑化まつりについてであります。

去る5月14日に大泉町西井出地内の県有林において、県や県緑化推進機構等との共催により県内各地からの親子三世代家族をはじめ、緑の少年少女隊や関係者など約1千人の参加のもと盛大に開催され、記念式典に続きカエデやミズナラなどの広葉樹2千本を植樹いたしました。

本市でも恩賜林に対する報恩の思いで、県の木でありますイロハカエデを、おおよそ全世帯にあたる本数を記念植樹することができました。恩賜林は、明治末期に県内各地で相次いで発生した大水害の復興に役立てるよう、明治天皇から御料地をご下賜されて以来、県有林のもととして100年という歴史を重ねてまいりました。

本市は、森林面積の約62%を県有林が占めており、市民の皆さまも古くから深く関わっておりますので、この記念植樹を契機に、恩賜林の果たしてきた役割や歴史を再認識するとともに、大切な緑を育て守り続けてきた先人の思いを継承し、次の100年に向けての森づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、プレミアム付き商品券の発行についてであります。

今回の大震災は、国内産業のさまざまな分野に大きな影響を与え、長引く消費の自粛傾向は 地域の商工業にも深刻な影響を与えております。このようなことから、市では北杜市商工会と 連携してプレミアム付き商品券の発行を計画し、今議会に所要の補正予算をお願いしたところ であります。

商品券は消費者の購買意欲の向上と市内商工業者の経営環境の回復を図るなど、地域経済の活性化に寄与するものでありますが、今回は復興支援も兼ねることから東日本大震災復興支援・北杜ほくほく商品券とし、売上金の一部を義援金として被災地に寄付する事業に支援してまいります。

次に、エコひいき地産地消協力店登録制度についてであります。

本制度については、食を核としたおもてなしを推進するため、昨年度から食育・地産地消推 進協議会の委員の皆さまからさまざまなご意見をいただき、制度化に向け取り組み、本年3月 に要綱を制定いたしました。4月から市内の店舗等に周知・募集を行い、現在50件の申請書 が提出されたところであります。

今後はエコひいき地産地消協力店登録検討会で審査し、7月には第1回目のエコひいき地産 地消協力店が登録される運びであります。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備についてであります。

東日本大震災により協議が一時中断し、また基本構想の検討過程におけるJR側との協議が 難航したことから、不測の時間を要してきました。現在はJRとの協議も最終段階を迎えており、市民協議会でご意見をいただきながら基本構想の取りまとめを行っている状況であります。 この構想に基づき、JRとの基本協定締結に向けた協議を、本年9月を目途に進めてまいりたいと考えております。

次に、小説「白磁の人」の映画化についてであります。

浅川兄弟に関する事業は、平成3年に記念碑を旧高根町が建立したことにはじまり、浅川巧が山林緑化の場所とした韓国抱川市との姉妹都市交流へと進んでまいりました。このことによる文化交流や中学生のホームステイなどは、次世代を担う子どもたちの人材育成に大きく影響したものと考えております。

今回、小説「白磁の人」映画製作委員会が、浅川巧を主人公とした映画「白磁の人」を製作すると伺いました。映画化にあたっては、日韓両国の映画製作委員会が中心となり制作され、 文化庁や山梨県なども協力すると聞いております。

浅川巧が果たした業績を広く知っていただくとともに、国際観光の振興はもとより、日韓両 国の友好親善、市のイメージアップや青少年への教育的効果等が期待されるところであります。 その際には広報活動をはじめ、映画化にあたっての資料提供、北杜市フィルムコミッションなどに加え、本市としても支援を検討してまいりたいと考えております。

なお、北杜市郷土資料館において、浅川巧生誕120年記念事業として、4月29日から企画展「巧からのメッセージ」など、いくつかの事業を展開しております。また山梨県立美術館では、特別展「浅川巧生誕120年 浅川伯教・巧兄弟の心と眼 朝鮮時代の美」を11月19日から12月25日まで開催するとともに、大阪市立東洋陶磁美術館、千葉市美術館、栃木県立美術館においても、同様な特別展を開催する予定であります。

次に、金田一春彦記念図書館への寄付についてであります。

このほど、大泉町の進藤一弘さまより金田一春彦記念図書館の図書購入費等に役立ててほしいとご寄付をいただきました。市民の知識向上や児童生徒の学力向上につながる図書購入をというご意向でありますので、有効に活用させていただきたいと考えております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件8件、承認案件9件、条例案件11件、補正予算案件4件、 同意案件4件、その他案件3件であります。

はじめに報告第2号から報告第9号までの8案件、承認第2号から承認第10号までの9案件につきましては、関係法令等の規定により議会へ報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、条例案件等につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第50号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市定員適正化計画が策定され、職員数については、その計画に基づき適正に管理することとしていることから、計画策定に関する規定について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第51号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

東日本大震災に伴うボランティア活動への職員の参加を容易にするため、ボランティア休暇 の期間について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第52号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する 条例の一部を改正する条例についてであります。

国家公務員の国際機関等への派遣制度について、人事院規則の一部が改正されたことに鑑み、派遣職員の給与について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第53号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部を改正する法律などが公布されたことに伴い、東日本大震災により被害の あった土地、家屋等について住民税などの特例適用とすることから、所要の改正を行うもので あります。

次に議案第54号 北杜市林業休養センター条例等の一部を改正する条例についてであります。

指定管理者制度を導入する施設について、市長または指定管理者のいずれかが管理することができることとし、利用者へのサービスを継続的に行い、適正な管理を確保するため、北杜市 林業休養センター条例ほか51条例について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第55号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例、議案第56号 北杜市須玉公園条例の一部を改正する条例および議案第58号 北杜市武川町麦類等 乾燥調整施設条例の一部を改正する条例についてから議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の 一部を改正する条例についてまでの5案件であります。

いずれも指定管理者制度を導入する施設について、市長または指定管理者のいずれかが管理 することができることとし、併せてそれぞれの施設ごとに則した管理等行うため、所要の改正 を行うものであります。

次に議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。 北杜市の国民健康保険事業において、被保険者の高齢化などに伴い、厳しい財政状況となる ことが見込まれ、安定的な運営および財政の健全化を図ることを目的に、国民健康保険税の税 率を改めるため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

災害時におけるライフライン確保のため、市庁舎に非常用発電機を増設するとともに、諸業務にかかる電子データのバックアップ体制等を整備するため、所要の経費を計上しております。

また、今回の震災を受けて、自然エネルギーへの転換が求められる中、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けて、これまで全国自治体のトップランナーとして進めてきた取り組みをさらに推進するため、住宅用太陽光発電システム設置に対する助成枠を拡大してまいります。さらに地域経済の活性化と被災地の復興支援のため、北杜市商工会が商品券を発行し、売上金の一部を義援金として送る事業に対しても助成してまいります。

次に登山者の安全確保と山岳観光の振興のため、八ヶ岳に設置した青年小屋の冬期避難小屋にかかる改築経費を計上しております。

次に進藤一弘氏のご寄付により、金田一春彦記念図書館の充実を図るため、図書等の購入に所要の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は3億9,556万1千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ274億6,367万8千円となります。

次に議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

国民健康保険税条例の改正に伴う、保険税の収入増による財源更正であります。

次に議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

地域介護・福祉空間整備等交付金を活用して、小規模多機能型居宅介護事業所を新たに整備するための経費など5,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億2,582万円とするものであります。

次に議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)についてであります。

県単土地改良事業浅尾上原地区圃場整備工事に伴う地元負担金として、420万円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,490万6千円とするものであります。

続きまして議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更についてであります。

現在の指定管理者が、公益法人への移行を予定しており、収益性のある指定管理業務を継続することが困難であるため、指定期間の変更について議会の議決を求めるものであります。

次に議案第66号および第67号、字の区域の変更についてであります。

県営中山間地域総合整備事業の区画整理工事に伴い、区域内の土地について、新たに字界を 定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申 し上げます。

○議長(秋山俊和君)

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開を11時5分。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長(秋山俊和君)

再開いたします。

ただいま議題となっております日程第3 報告第2号 平成22年度北杜市一般会計継続費 繰越計算書報告の件、日程第4 報告第3号 平成22年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計 算書報告の件、日程第5 報告第4号 平成22年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報 告の件、日程第6 報告第5号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計 算書報告の件、日程第7 報告第6号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰 越計算書報告の件、日程第8 報告第7号 平成22年度北杜市病院事業特別会計予算繰越計 算書報告の件、日程第9 報告第8号 平成22年度北杜市向州診療所特別会計繰越明許費繰 越計算書報告の件、日程第10 報告第9号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定) の以上8件について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

比奈田企画部長、報告第2号から報告第4号。

○企画部長(比奈田善彦君)

報告第2号 平成22年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件でございます。

9 款消防費、1項消防費、事業名 防災行政無線整備事業でありますが、これにつきまして は、昨年度継続費として予算計上いたしました防災行政無線整備事業について、地方自治法施 行令第145条第1項に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

防災行政無線整備事業につきましては、平成22年度から平成26年度までの5カ年の継続 事業として実施するものでございまして、平成22年度につきましては、本庁舎の親局と中継 局の整備および高根、長坂地区への子局の整備、平成23年度につきましては明野、武川の2地 区の子局整備、平成24年度は大泉・白州地区、平成25年度は須玉地区、平成26年度は小 淵沢地区を予定し、1億3,215万4千円を逓次繰越するものでございます。

続いて、報告第3号でございます。平成22年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件でございます。

昨年度繰越明許費として予算計上いたしました30事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

まず1番目にあります2款総務費、1項総務管理費の総合会館改修事業費1,395万円ほか22事業の合計8億538万5千円につきましては、昨年度の国の補正予算に伴うきめ細かな交付金と住民生活に光を注ぐ交付金の関連事業および、公共事業として昨年度の2月臨時議会等において計上いたしたもので、年度内での事業実施が困難であったため、繰り越すものでございます。

そのほか2款総務費、1項総務管理費の光電送路移設事業費713万円ほか6事業でありますが、計11億277万8,181円につきましては関係者、関係機関との調整に所要の日数を要するものや事業完了に所要の日数を要する等のため、繰り越すものでございます。

以上、繰越額の合計は19億816万3,181円でございます。

続きまして、報告第4号 平成22年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件であります。

今回、繰り越した事業8件につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

まず一番上の3款民生費、1項社会福祉費、生活に光を注ぐ推進事業費194万5,800円につきましては、3月19日に予定していた自殺防止啓発コンサートを震災の影響から延期したことによるものでございます。

また3行目の6款農林水産業費、2項林業費の恩賜林御下賜100周年記念事業費540万8千円についてでありますが、同じく震災により苗木納入が遅延したことによるものでございます。

その他の6事業につきましては、それぞれ関係機関との調整に不測の日数を要したため、繰り越ししたものであります。

以上、事故繰越額の総計は4,788万7,912円でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

続いて坂本生活環境部長、報告第5号および報告第6号。

○生活環境部長(坂本正輝君)

報告第5号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、ご説明を申し上げます。

2 款水道施設整備費、1項水道施設建設費、事業名 水道施設整備事業のうち翌年度繰越額 1,997万円であります。これは3事業の繰り越しでありまして、内訳につきましては須玉 町東小尾簡易水道統合整備事業の東小尾水道取水施設測量設計業務委託797万円で、複数の 水利権者から同意を得るのに不測の日数を要したため、繰り越ししたものであります。

同じく高根水道施設整備事業の北杜八ヶ岳公園線道路改良工事に伴う水道管移設工事 900万円で、県による事業着手が当初の予定より遅れたため、繰り越したものであります。

同じく須玉水道施設整備事業の若神子地区の配水管敷設替え工事300万円で、橋梁添架個 所の河川占用協議に不測の日数を要したため、繰り越したものであります。

3事業合わせまして1,997万円の繰り越しを行ったものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

続きまして、報告第6号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、ご説明いたします。

2款1項、事業名 公共下水道整備事業であります。翌年度繰越額は1億2,820万円でありますが、このうち汚水処理施設整備交付金事業が翌年度繰越額5,850万円で、大泉および須玉処理区内の管渠敷設工事において、地下埋設物の移設および埋設ルートの変更協議において調整がつきませんでしたので、繰り越したものであります。

同じく公共下水道事業のうち社会資本整備総合交付金事業、翌年度繰越額が6,970万円で、これは高根および武川処理区内の管渠敷設工事において、交通制限の調整による執行時期の遅れおよび県道改良工事の行程調整により、繰り越したものであります。2事業合わせまして1億2,820万円の繰り越しを行ったものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

続いて伊藤市民部長、報告第7号および報告第8号。

○市民部長(伊藤勝美君)

報告第7号 平成22年度北杜市病院事業特別会計予算繰越計算書報告の件について、ご説明申し上げます。

1款2項、事業名 市立甲陽病院療養病棟改築事業でございます。翌年度繰越額3億144万8千円でございますが、関係機関との調整に日数を要したため、繰り越したものでございます。 公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告させていただくものでございます。

次に報告第8号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件に ついて、ご説明を申し上げます。

1款1項、事業名 白州診療所施設改修事業でございますが、翌年度繰越額696万5千円でございます。白州診療所の屋上ベランダ等の防水シートの張り替え工事、トイレ改修工事でありますけども、国のきめ細かな交付金事業として予算可決が年度末となったために、年度内工事着手が困難であるため、繰り越したものでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

続いて比奈田企画部長、報告第9号のうち専決第1号から専決第4号まで。

○企画部長(比奈田善彦君)

報告第9号 専決処分の報告についてであります。

これは損害賠償の額の決定に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、議会に報告させていただくものでございます。

まず、2ページをお開きいただきたいと思います。

専決第1号

専決処分の期日は平成23年4月8日であります。

公有自動車事故に係る損害賠償額を行うものであります。

損害賠償の額 15万9,831円

損害賠償の相手方 北杜市高根町在住 女性

損害賠償の理由 平成23年2月26日、午後2時30分ごろ、北杜市須玉町若神子

2 2 5 5 番地の駐車場において、総務部地域課職員の運転する公有自動 車が後退する際、後方確認の不十分により駐車していた相手方車両に接 触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の口座に公有自動車事故共済金として、支払われるものでございます。

続いて、専決第2号。

専決処分の期日は平成23年4月15日でございます。

同じく公有自動車事故にかかる損害賠償を行うものでございます。

損害賠償の額 2万4,750円

損害賠償の相手方 北杜市長坂町在住 男性

損害賠償の理由 平成23年1月18日、午後6時25分ごろ、北杜市長坂町渋沢910番

地付近の道路上において、甲陵高校教諭の運転する公有自動車が対向車 を回避する際、左方の確認不十分により道路左側の相手方塀の軒先に接 触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の口座に共済金として支払われるものでございます。

続いて4ページ、専決第3号であります。

専決処分の期日は平成23年4月16日付けであります。

公有自動車事故に係る損害賠償を行うものであります。

損害賠償の額 12万892円

損害賠償の相手方 北杜市長坂町在住 女性

損害賠償の理由 平成23年3月8日、午後3時40分ごろ、北杜市長坂町白井沢

4 1 6 0 番地の小泉保育園駐車場において、子育て支援課臨時職員が公有自動車を清掃した際、駐車措置の不十分により公有自動車が後退し、 駐車していた相手方車両に接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 公有自動車共済金として支払われるものでございます。

続いて、5ページの専決第4号であります。

専決処分の期日は平成23年4月19日でございます。

同じく公有自動車事故に係る損害賠償を行うものであります。

損害賠償の額 25万9,644円

損害賠償の相手方 北杜市長坂町在住 女性

損害賠償の理由 平成23年3月8日、午後3時40分ごろ、北杜市長坂町白井沢

4 1 6 0 番地の小泉保育園駐車場において、子育て支援課臨時職員が公有自動車を清掃した際、駐車措置の不十分により公有自動車が後退し、 駐車していた相手方車両に接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の口座に共済金として支払われるものであります。

これは専決第3号と同様の事故であり、2台の車両を損傷したということで、2台目の示談 の成立した日が違うため、2通りの専決処分となったものでございます。 以上です。

○議長(秋山俊和君)

続いて名取産業観光部長、報告第9号のうち専決第5号。

○産業観光部長(名取重幹君)

それでは、6ページの専決第5号でございます。

専決処分の期日でございますが、平成23年5月19日でございます。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額でございます。

損害賠償の額 3万2,545円

損害賠償の相手方 北杜市明野町在住 男性

損害賠償の理由 平成22年10月28日、午前7時20分ごろ、相手方が北杜市明野町

小笠原12645番地2付近の茅ヶ岳広域農道を走行中に、道路上に落下していた道路擁壁のコンクリート片に接触をし、左前輪ホイールおよび4人とが提信したため、これを通常するよのでございます。

びタイヤが損傷したため、これを補償するものでございます。

支払いの方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として支払われるものでございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

続いて深沢建設部長、報告第9号のうち専決第6号。

○建設部長(深沢朝男君)

7ページをご覧ください。

専決第6号でございます。

専決第6号につきましては、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額の決定について報告するもので、平成23年5月13日付けで専決処分をさせていただきました。

損害賠償の額 4万2,746円

損害賠償の相手方 北杜市大泉町在住 男性

損害賠償の理由 平成22年4月26日、午後8時35分ごろ、相手方が北杜市長坂町大

井ヶ森1100-6番地付近の市道大井ヶ森12号線を走行中に道路上の穴に車輪が落ち込み、左前輪ホイールとタイヤが損傷したため、これに対する場合である。

れに対する損害賠償を行うものでございます。

支 払 い の 方 法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として保険会社から支払

われるものでございます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

以上で、報告第2号から報告第9号まで8件の報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

日程第11 承認第2号 平成22年度北杜市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告及 び承認を求めることについての内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

承認第2号 専決処分事項報告の件についてであります。

緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

平成22年度北杜市一般会計補正予算(第9号)でございます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。

専決処分の期日は平成23年3月31日であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ10億8,308万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を それぞれ310億7,976万8千円とするもので、これにつきましては、平成22年度の歳 入総額の確定により補正をするものでありまして、基金に積み立てるための専決処分を行いま したのでご報告し、承認を求めるものでございます。

地方債の変更がありますので、5ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。 過疎対策事業債を5,810万円減額し、限度額を1億3,510万円とし、地方債の借入 限度額総額を27億7,010万円とするものでございます。

2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。歳入について、ご説明を申し上げます。市税の2億3,121万3千円でありますけれども、市民税につきましては8,666万7千円で、内訳としては個人住民税746万9千円の増。それから法人税が7,919万8千円の増加によるものでございます。2項の固定資産税ですが、1億157万2千円の増。3項の軽自動車税119万4千円の増。4項の市タバコ税3,213万円の増。6項の入湯税965万円の増によるものでございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税でありますが、4,774万7千円の増。それから 2項の自動車重量譲与税につきましては、9,562万1千円の増であります。これはエコカー 減税等によって新車の購入が増えたと、そういった影響だと思われます。

次に3款の利子割交付金であります。583万5千円の減額であります。

6款の地方消費税交付金でありますが、3,465万4千円の増でございます。

7款のゴルフ場利用税交付金311万1千円の減額であります。

3ページの、8款自動車取得税交付金159万2千円の増であります。

- 10款の地方交付税7億2,092万2千円の増額となっておりまして、これにつきましては普通交付税の増額分であります。
- 15款県支出金1,490万円の増でありますが、県民税徴収取り扱い委託金の確定によるものの増でございます。
- 17款寄附金146万6千円の増でありますが、環境保全の寄附金51万7千円。ふるさと納税寄附金が94万9千円の合計でございます。
- 21款市債5,810万円の減額でありますが、これは過疎対策事業債の道路、それから林道整備の確定による減額でございます。

続いて、4ページをお開きください。歳出の内容についてであります。

2 款総務費、6 款農林水産業費、8 款土木費、10 款教育費、これにつきましては過疎対策事業債の減額に伴う財源更正でございます。

13款の諸支出金であります。2項基金費ということで、10億8,308万1千円でありますが、この内訳としましては基金への積み立てを行ったわけですが、財政調整基金へ67万

7千円の積み立てであります。これは利子分であります。それから公共施設の整備基金として 6億8,037万1千円を積み立てました。庁舎建設基金に4億77万6千円。浅川伯教・巧基金に1万3千円、これは利子分であります。環境保全基金に59万3千円。それから芸術文化・スポーツ振興基金に65万1千円を積み立て、合計で10億8,308万1千円ということになります。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 平成22年度北杜市一般会計補正予算(第9号)の専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

承認第2号 平成22年度北杜市一般会計補正予算書(第9号)に反対いたします。

長引く不況の中、3月11日には東日本大震災が起こり、日本経済・地域経済を疲弊し、住民の暮らし向きは一段と悪化する中で、住民の命と暮らしを守る自治体の役割の重要性が今ほど求められているときはありません。

平成23年3月31日に専決処分された平成22年度北杜市一般会計補正予算書(第9号) 13款諸支出金、2項基金費、庁舎建設基金積立金に4億77万6千円。公共施設設備基金積立金に6億8,037万1千円。合わせて10億8千万円余が積み立てられます。この平成22年度の積み立てられた基金のほんの一部を使えば、次のことができます。

第1は、子育て世代の願いである子どもの医療費窓口無料化の年齢拡大ができます。北杜市は現在、小学校3年生まで窓口無料ですが、これを小学校6年生まで拡大するのに約3,600万円あればできるのです。今では小学校3年生までの窓口無料は、県下で最も遅れた市になってしまいました。北杜市の平成22年度予算310億円の0.1%、子育て環境のよい隣の韮崎市のように、中学3年生まで拡大するのに約5千万円あればできるのです。これは年間予算310億円の0.2%でできるのです。小学校6年生まで3,600万円、中学3年生まで5千万円、本当にわずかな予算でできるわけです。市長の決断あるのみです。

第2に、この6月議会に値上げ案を提案している国保の税率改正で、市民から値上げ分とし

て税収増1億4,647万600円を見込んでいますが、国保基金の活用と一般会計からの繰り入れで値上げを回避することができます。これは年間予算310億円の0.5%でできるのです。市長の英断あるのみです。

第3に地域活性化のために、観光協会や地域委員会の予算を毎年削減しています。これらの 予算を削減することなく、地域活性化のために活用できると思います。

以上3点、反対の理由を述べて討論といたします。

○議長(秋山俊和君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

承認第2号 専決処分事項報告の件(平成22年度北杜市一般会計補正予算(第9号))に対しまして、賛成の立場で討論させていただきます。

まずもって、この第9号補正にありましては俗に言う出来高、つまり交付金の決定、市税の 決定等により余ったお金であるというふうに考えております。

歳入を見ますと、市税が約2億3千万円でございます。これにつきましては市民税、そして 固定資産税でございます。そして地方譲与税1億4千万円、地方交付税7億2千万円でござい ます。ただし、これらの主な収入につきましては、残念ながら恒久的に毎年この金額が望める ものではないというふうに思っているところでございます。

歳出につきましては、庁舎建設基金に約4億円。公共施設整備基金に約6億8千万円でございます。いずれにいたしましても、庁舎建設基金におきましては、昨今3月11日にございました震災の折、大変、職員が避難を一生懸命しまして、耐震性が重要な問題であり、いずれどこかに庁舎を求めなければならないという意味がございまして、これは有効な基金であると思いますし、また公共施設整備基金も6億8千万円、積み立てたことにつきましても、これにつきましては学校等の建設にも使えますし、また各種、緊急な修繕におきましても使える基金ということでございます。本日、市長が申しました武川コミュニティセンターにおきましても、今後、公共施設整備基金が活用されていくことと思いますので、この件につきましては、なるほど、ここへ積み立てていくんだなというふうに思っております。

先ほど中村隆一議員より医療費の窓口無料、そして国保税、そして各種審議会、委員会等の補助のことについて、このお金をまわしたらどうかというお話がございましたが、これらのものにつきましては、当初におきまして、恒久的な財源を確保して慎重に考えていくべきというふうに考えるところでございます。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はありませんか。

(な し)

これで討論を終結します。

これから、承認第2号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第12 承認第3号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについての内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

承認第3号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及 び承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

老人保健につきましては、平成20年4月から後期高齢者医療制度へ移行したことに伴いまして、3年間の事務整理期間として暫定的に会計処理をしてきましたが、本年3月をもって廃止されることに伴いまして、残金を一般会計に繰り出し、残金が残らない措置を行うために専決処分を行ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

今回の専決処分によりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万7千円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287万8千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。まず歳入でございます。

1款1項支払い基金交付金は1千円減額しまして1千円。2款1項国庫負担金は1千円増額して27万7千円に。6款2項雑入を11万7千円増額して、107万円にするものでございます。

次に歳出でございます。

1款1項総務管理費を1万3千円減額して1万9千円に。2款1項医療諸費を8万8千円減額して8万6千円に。3款1項償還金を1千円減額して24万6千円に。3款2項繰出金を21万9千円増額して、252万7千円にするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 平成22年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第3号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第13 承認第4号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについての内容説明を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

承認第4号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

災害による被災者支援を目的に、災害被災者が利用する北杜市内に所在する鉱泉浴場において入湯税の課税免除を行うため、北杜市税条例の一部を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月24日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては条例第142条、入湯税の課税免除の規定中に市長が認める災害 の被災者の1号を加えるものでございます。

改正後の条例の施行期日は、平成23年4月1日より施行するものでございます。

以上が改正の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定

により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を 求めることにつきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第14 承認第5号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正 する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについての内容説明を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

承認第5号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例 の専決処分の報告及び承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が 適用される場合等を定める条例が一部改正され、固定資産税の課税が免除となる対象資産の取 得期日が2年間延長したことに伴い、条例を改正する必要が生じたため、北杜市過疎対策のた めの固定資産税の免除に関する条例の一部を改正するため、地方自治法第179条第1項の規 定により、平成23年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議 会に報告をし、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては第2条、課税免除要件の規定中、適用期日の平成23年3月31日 を2年延長いたしまして、平成25年3月31日に改めるものでございます。

施行期日は平成23年4月1日より行うものでございます。

以上が改正の内容でございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 北杜市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を 改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、委員会への付託を省略 することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第15 承認第6号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び 承認を求めることについての内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

承認第6号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額につきましては、平成23年4月から恒久化することを目的に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付され、平成23年4月1日から施行することに伴い、北杜市国民健康保険条例の一部を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、当該支給額を「35万円」から「39万円」に改めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の報告 及び承認を求めることにつきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第16 承認第7号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及 び承認を求めることについての内容説明を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

承認第7号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を 求めることについて、ご説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令および国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が 交付され、平成23年4月1日から施行されることに伴い、北杜市国民健康保険税条例の一部 を改正するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項 の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額にかかる賦課限度額を「50万円」から「51万円」後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を「13万円」から「14万円」介護納付金賦課額の賦課限度額を「10万円」から「12万円」に引き上げるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

2点、質問をお願いいたします。

基礎課税額51万円、後期高齢者支援金14万円、介護納付金12万円にそれぞれ該当する世帯数と増額になる金額、全体の合計額についてもお願いをいたします。また限度額が77万円になります。給与所得になるといくら以上に相当するのですか。その金額をお願いいたします。また公務員共済組合で同じ年間所得の健康保険料は一体いくらになるのか、その比較もお願いいたします。

以上2点であります。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

細かいデータになると思いますので、のちほど調べてご報告申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

清水進君。

○4番議員(清水進君)

全体の影響額だけ分かりますか。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

今回、限度額を超える世帯の所得につきましては、家族構成により一概にいえませんけども、 4人世帯でおおむね735万円の所得があると限度額を超えてしまうということで、その世帯 数は平成22年度、おおむね165世帯、1.8%というふうに想定しております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

よろしいですか。

(はい。の声)

ほかにございますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

承認第7号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を 求めることについて、反対討論を行います。

菅政権は高齢化の進展に伴う医療費の増加に対応するため、地方税法施行令を改正し、国保税の課税限度額の増額を決めました。市でも基礎課税額医療分、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を引き上げ、合計を73万円から77万円にするとしています。

国は高所得者の負担を重くするとして、協会けんぽの上限額まで引き上げるとしています。 協会けんぽの負担限度額は、平成22年度93万円。介護納付金を加えると108万円になり ます。

第1の反対理由として、地方自治法施行令改正に基づくものとはいえ、毎年度限度額が引き上げられております。

第2に国保会計基金は3億円を超えており、今回の改正での影響額はこの基金を活用すれば 間に合うと考えます。

第3に本来、賦課限度額は資産処分など一時的に所得が増えたときに、国保税が天井に跳ね上げるのを防ぐために設けられたものでございます。国保税の過重負担そのものを解決するためには、国の負担引き上げを求めるこそ重要だと考え、反対をいたします。

○議長(秋山俊和君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

本案件につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

まずもって高額所得者においての引き上げでございますが、これはやはり地方税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第44号)および国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第37号)に基づきまして、全国の自治体の国保会計におきまして引き上げがあるというふうに認識しておるところでございます。

国においては、負担を私どもも求めていくことは確かだというふうに考えるところでございますが、国保会計につきましては、本市におきましても大変厳しい状況にあるところでございます。また基金の3億円につきましても、今後の予定では3年以内に枯渇してしまうというような状況でございます。

地方の状況、そして国の政令の問題、いろいろ絡み合いますが、本案件につきましては、高 所得者の引き上げということもありまして、ご理解を求めながら進めるべきというふうに考え るところでございます。 以上をもちまして、賛成討論といたします。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はありませんか。

(な し)

これで、討論を終結します。

これから、承認第7号に対する採決を行います。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第17 承認第8号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及 び承認を求めることについての内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

承認第8号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第1号)の専決処分事項の報告についてであります。

これは東日本大震災への支援対策として、被災地への職員派遣や被災者を市営住宅へ受け入れるための所要の経費を補正したため、緊急執行を要したことから専決処分をしたことで議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

専決処分の期日は平成23年4月1日であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ580万3千円を追加し、予算の総額をそれぞれ270億738万4千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきましては、地方交付税を財源として580万3千円を充当いたしました。 3ページの歳出であります。

8 款土木費、4項住宅費165万円であります。被災者を受け入れるために、高松団地ほか4団地、計21戸のハウスクリーニングの経費であります。

9款消防費415万3千円につきましては、被災地への病院職員および保健師などを派遣した経費215万3千円。それから停電への対応として、非常用発電機の買い上げ200万円でございます。

以上、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第8号につきましては、会議規則第37条第3項の規定 により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第8号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号については原案のとおり承認することに決定いたしました。 ここで昼食のため、休憩をいたします。

再開を1時30分といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時30分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、再開いたします。

最初に、先ほど承認第7号に対する清水進議員の質疑に対し、伊藤市民部長から発言の申し 出がありましたので、許可いたします。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

先ほどの清水議員のご質問に対して、お答えを申し上げたいと思います。

最初に質問でございますけども、課税限度額が上がることによりまして、影響世帯ということでございますけども、まず利用分につきましては5世帯、介護分で16世帯、支援金分で30世帯が影響すると考えております。また、そのための増収額でございますけども、医療分としまして79万8千円ほど、介護分としまして79万5千円ほど、支援金分として128万9千円ほどとなりまして、合計で288万4千円の増額になるということでございます。

また限度額77万円になる所得額でございますけども、これにつきましては、世帯の構成人員とか共稼ぎ等々、いろんな世帯要件がございますので、一概には言えませんけども、先ほども申し上げましたけども、ちなみに夫婦、子ども2人の4人世帯でございますけども、給与所

得700万円で課税限度額の77万円を超えるとすると、共済組合保険では約53万5千円ということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

清水進議員、よろしいでしょうか。

(はい。の声)

次に名取産業観光部長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

名取産業観光部長。

○産業観光部長(名取重幹君)

先ほど報告第9号 専決第5号で報告させていただきましたが、損害賠償の額の決定でございましたが、場所につきまして北杜市明野町小笠原と申し上げましたが、上手の間違いでございますので、訂正をさせていただきます。

処分書の差し替えにつきましては、次回の17日の協議会のときに差し替えをさせていただきます。大変失礼しました。

○議長(秋山俊和君)

以上です。

○議長(秋山俊和君)

日程第18 承認第9号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及 び承認を求めることについての内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

承認第9号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告の件であります。

これは、東日本大震災における被災者を宿泊施設に受け入れるための事業費に対して補助する経費を補正したもので、緊急執行を要したことから専決処分をしたため、議会の承認を求めるものでございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の期日は4月11日であります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ4,050万円を追加し、予算の総額をそれぞれ270億4,788万4千円とするものでございます。

2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でありますけども、歳入の財源として地方交付税4,050万円を充当いたしました。 3ページの歳出であります。

歳出につきましては3款民生費、1項社会福祉費に4,050万円を計上し、東日本大震災被災者宿泊施設受け入れ事業費補助金として、被災者1人受け入れ1人当たり1日3千円を宿泊施設に補助するとともに、被災者の送迎バスの借上料にも1台につき1往復20万円を限度として助成するための経費であります。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。 以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第9号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることにつきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第9号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第19 承認第10号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告 及び承認を求めることについての内容説明を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

承認第10号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第3号)であります。

これにつきましては、北杜市防災対策事業として所要の経費を補正したものでありまして、 専決処分をしたために議会の承認を求めるものでございます。

1ページをお開きください。

専決処分の期日は平成23年5月24日付けであります。

予算の総額に歳入歳出それぞれ2,023万3千円を追加し、予算の総額をそれぞれ270億6,811万7千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

歳入の関係につきましては、10款地方交付税に2,023万3千円を財源として充当いたしました。

3ページの歳出でありますけども、3月11日の東日本大震災の教訓として緊急時の情報通信を確保するため、本庁、支所、病院関係、小中学校、保育園などの主要施設へデジタル簡易無線機を整備する経費1,333万4千円と簡易組み立てトイレ10基、288万8千円および非常用発電機21台分で、401万1千円で合わせて2,023万3千円でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第10号につきましては、会議規則第37条第3項の規 定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の 報告及び承認を求めることにつきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしまし た。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第10号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第10号については原案のとおり承認することに決定いたしました。

ただいま議題となっております35件のうち日程第20 議案第50号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例についてから日程第23 議案第53号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてまで、日程第25 議案第55号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例についてから日程第30 議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例についてまで、日程第36 議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池)および日程第37 議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金)の12件については、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここでこれらの12件についての総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第20 議案第50号から日程第23 議案第53号まで、日程第25 議案第55号から日程第30 議案第60号まで、日程第36 議案第66号 および日程第37 議案第67号の12件はお手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

○議長(秋山俊和君)

日程第38 同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題とします。 提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

〇市長(白倉政司君)

同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、委員が 退職したことに伴い、新たに監査委員を選任する必要があるので、地方自治法第196条第1項 の規定により、北杜市小淵沢町上笹尾878番地、今井一夫、昭和25年12月8日生まれの 選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件については、 原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第39 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題と いたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、 委員が退職したことに伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるので、地方公務員法 第9条の2第2項の規定により、北杜市武川町三吹2155番地1、日向征史、昭和18年9月 17日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。 よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第5号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第40 同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を 求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任につきまして、議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるので、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町谷戸1961番地、原昭男、昭和13年10月1日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第6号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第41 同意第7号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

〇市長(白倉政司君)

同意第7号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任につきまして、議会の同意を求める件につきましては、委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるので、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町谷戸1961番地、原昭男、昭和13年10月1日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、同意第7号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第42 請願第3号 浜岡原発の廃炉を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

19番議員、中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

請願第3号、朗読をもって提案したいと思います。

浜岡原発の廃炉を求める請願書 北杜市議会議長 秋山俊和殿 2 0 1 1 年 6 月 7 日

請願人

北杜市長坂町白井沢1858

田中一

紹介議員 中村隆一

要旨

このたびの東日本大震災に伴い発生した東京電力、福島第1原発の事故は、約3カ月経った 現在もその収束のめどは絶たず、当初の政府や東電の楽観的な状況説明とは裏腹に、事態はより深刻になっています。いかに想定外であったとしても、起きてしまった事故に迅速かつ的確 に対処する術をもたない科学技術とは一体なんでしょうか。

今、福島では多くの人々が着の身着のままで避難させられ生活手段を奪われた上に、わが家にいつ帰られるのかも分からないという絶望の中にいます。私たちの地域でも避難してきた方々がいると聞いています。子どもを避難させ離れ離れに暮らす家族や、たとえ避難せずに済んだとしても原発からの放射性物質による汚染の恐怖に怯えながら生活するという、不幸な状況が続いています。

さて、私たちの住む北杜市ではどうでしょうか。幸いにも今回の震災で被害や事故はありませんでしたが、想定外の東海大地震が気にかかります。とりわけ心配されるのが、震源域の真ん中にあり、敷地内に活断層が存在する世界一危険な原発といわれる浜岡原発です。地理的には北杜市から約130キロほどの距離ですが、ひとたび大事故が起これば福島原発震災をはるかに超えるものと考えられ、その事故の影響から免れることはできないでしょう。

先月5月6日、世論に押されて菅直人総理大臣は中部電力に対して、津波対策が完了するまでの約2年間、浜岡原発を全基停止するよう要請し、中部電力はそれを受け入れて、5月14日までに完全停止させました。しかし、津波対策だけで事故防止ができるとはとても思えません。直下型の大地震に、本体はもとより複雑に絡み合う何千本もの配管が耐え得ると誰が保証できるのでしょうか。現に2009年8月11日に発生した震度6弱、マグニチュード6.5の駿河湾地震で浜岡原発は50カ所を超える異常が見つかり、全停止しています。それでも中部電力の電力供給に問題はありませんでした。

北杜市、さらに日本の美しく豊かな自然に育まれた多くの命と文化を核物質による取り返しのつかない破壊で無にするわけにはいきません。次世代の未来は、私たちに託されているという自覚と責任を新たに強く持たなければなりません。

よって、次のことを請願します。

請願事項

子どもたちに放射性物質による被害を及ぼしてはなりません。原発災害を未然に防ぐため に、議会において浜岡原発の廃炉を求める決議をしてください。

本請願を決議の上、内閣総理大臣ならびに衆議院議長、参議院議長、各関係省庁に意見書を 提出してください。 以上です。

○議長(秋山俊和君)

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は会議規則第124条第1項の規定により、所管である経済環境常任委員会に付託し、 審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号 浜岡原発の廃炉を求める請願書は経済環境常任委員会に付託し、 審査することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月28日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。 本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時53分

平成 2 3 年

第2回北杜市議会定例会会議録

6月28日

平成23年第2回北杜市議会定例会(2日目)

平成23年6月28日 午前10時00分開会 於 議 場

1.議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 中山宏樹君 明政クラブ 秋山九一君 市民フォーラム 篠原眞清君 公 明 党 小尾直知君 日本共産党 中村隆一君

2. 出席議員 (22人)

	1番	小 須 田 稔		2番	中	Щ	宏	樹
	3番	相吉正一		4番	清	水		進
	5番	野中真理子		6番	篠	原	眞	清
	7番	風間 利子		8番	坂	本		静
	9番	小 林 忠 雄	1	0番	中	嶋		新
1	1番	保坂多枝子	1	2番	利	根	JI	昇
1	3番	千野秀一	1	4番	小	尾	直	知
1	5番	渡邊 英子	1	6番	内	田	俊	彦
1	7番	坂 本 治 年	1	8番	秋	Щ	九	_
1	9番	中村隆一	2	0番	清	水	壽	昌
2	1番	秋 山 俊 和	2	2番	渡	邊	陽	_

3. 欠席議員 (な し)

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(45人)

市 長 白倉政司 総 務 部 長 堀内 誠 長伊藤勝美 企 画 部 長 比奈田善彦 市民 部 福 部 原かつみ 生活環境部長坂本正輝 祉 長 名取重幹 長 深 沢 朝 男 産業観光部長 建設 部 教 育 長 井出武男 代表監查委員入江 薫 教 育 次 長 大芝正和 会計管理者由井秀樹 監査委員事務局長・ 清水春昭 明野総合支所長 堀内健二 農業委員会事務局長 須玉総合支所長 中山健教 高根総合支所長 小尾善彦 長坂総合支所長 輿石君夫 大泉総合支所長 浅川一彦 小淵沢総合支所長 浅川明男 白州総合支所長 伏見常雄 武川総合支所長 山田栄明 政策秘書課長坂本吉彦 総 務 課 菊原 忍 課 長神宮司浩 長 企 画 財 政 課 長 秋元達也 地 域 課 長高橋一成 篠原直樹 長平井 管 財 課 長 市 民 課 光 介護支援課長 唐木美代子 健康增進課長山田武男 福 祉 課 長 米田隆史 子育て支援課長 浅川輝夫 環 境 課 長 土屋 裕 上水道課長小松武彦 農 課 課 長上原敏光 政 長 相 村 宗 弘 林 政 観光商工課長 中田二照 食と農の杜づくり課長 茅野臣恵 まちづくり推進課長 田中幸男 住 宅 課 長植松 広 道路河川課長 武井武文 教育総務課長岩波信司 監查委員事務局 生涯学習課長 丸茂和彦 深澤寬美 総務担当リーダー 農業委員会事務局担当リーダー 宮川雅人

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二議 会書記 山内一寿 小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長(秋山俊和君)

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

6月15日に第87回全国市議会議長会定期総会が東京都で開催され、私が出席いたしました。

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長(秋山俊和君)

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、5会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで、各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、105分。2番 明政クラブ、90分。3番 市民フォーラム、45分。4番 公明党、30分。5番 日本共産党、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、2番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○2番議員(中山宏樹君)

北杜クラブを代表して、質問をさせていただきます。

このたびは東日本大震災で被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆さまには心からお悔やみを申 し上げます。一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

私も二度ほど被災地へ行ってきましたが、テレビで見るのと現地へ行ってみるのとはまった く違います。テレビでは切り取ったところしか映し出されませんが、現地では360度すべて 被災地です。テレビでは「すごいな、大変だな」と少し他人事のようですが、現地ではまだ車 が引っくり返っている。それも原型も留めないほど壊れています。また住宅地の真ん中に何百 トンもあるような大型漁船が横たわっています。圧倒的な自然の力の前では人間など、なす術 もありません。

私は八ヶ岳フラワーネットワークという北杜市の花生産者20人と長野県の富士見、原村の 生産者でつくっている会の一員として、石巻市雄勝町に花を持っていきました。雄勝町は石巻 市と直前に合併されまして、なかなか石巻市の情報が通らないかと思います。テレビ等で二階 建ての建物の上に観光バスが乗っている映像が流されて、有名になったところでございます。

雄勝町は特にひどいところで、道路も寸断で最初の援助が来るまで10日かかってしまいました。その間、皆さん避難所で津波に遭わなかった家から食べ物を持ち寄り、それでやっと10日間、食いつないだそうです。人口4,300人余りの町で1,200人以上の方々が死

亡、または行方不明となりました。当日もガレキの山から肉親の品物を探す人を見かけました。 道路が数百メートルも流されましたので、今まで仮設の道路で大型機械が入ってきません。 道路こそガレキは撤去されていますが、3カ月経った今も住宅地はガレキの山です。 建物がほとんどなくなっています。 コンクリート造りの建物がかろうじて建っていますが、原型を留めていません。学校も郵便局も市役所の支所も、それから花を届けた雄勝病院もそうです。 その雄勝病院は患者さん40人、医師3人、医療スタッフ・住民20人がいて、皆さん屋上に避難されていたそうです。ですが、20メートル以上もの津波によって、全員さらわれてしまいました。 鉄筋コンクリートの3階建ての大きな建物です。皆さん、まさかと思ったでしょう。そこの事務長さんが、石巻市の職員ですが、当日は会議があって病院にいなかったため、難を逃れたそうです。その事務長さんの希望で、100日の慰霊祭の植花のために花を届けに行きました。 事務長さんには話しかける言葉も見つかりません。 話そうとすると涙があふれ出て会話になりません。 63人もの人が亡くなった事実を1人で背負って苦しんでいると思います。 被災者の年寄りが「雄勝はおしまいだ。もう元には戻れない」と言った言葉が耳から離れません。

そんな中で、感動したのは人々の絆の深さです。また東北の人の特有な粘り強さ、我慢強さであります。最初のころの避難所では物資がない、着替えもない、暖房もない、ないないづくしで、たたみ1畳に1人くらいの割合で2カ月以上もの間、我慢して生活をしていました。私たちにそんなことができますか。この絆の深さで、必ず復興するものと信じております。

ちょっと前置きが長くなりましたが、大項目の1つとして、北杜市の大震災への危機管理についてお伺いたします。

今議会初日、市長が所信の中で地域防災計画の改正についてふれましたが、今まで想定されていた以上のことが起きております。それで、大まかな見直しは考えていますか。

次に地域防災拠点について、お伺いします。今回の災害をふまえて、お願いいたします。 情報伝達について、質問いたします。

災害時に何が情報として必要かは、そのときみずからが置かれている状況、家族や知人の安 否、まわりの様子などだと思います。そのまま、行政が発生する救援支援体制の情報です。若 者やツィッターとかメールが使えるのですが、高齢者の大半は携帯情報端末を使いこなせない ため、ラジオ、テレビ、新聞等で情報を得ることになります。でも本当にほしい情報はマスメ ディアの情報ではなく、この地域の情報です。これへの対応はできていたでしょうか。

次に病院等、医療機関の備えについて、お伺いします。

電気の備え、水道、医薬品等はどうでしょうか。また地域住民と病院との連携はどうですか。 次に保育園、小学校、中学校の子どもの安全確保について、お伺いします。

子どもたちは保護者が迎えに来ないと引き渡さないことになっていると思いますが、保護者が迎えに行けない場合は、どうなりますでしょうか。

次に避難所に指定されている施設ですが、施設は市の持ち物ですが、管理の形態はさまざまです。学校関係、指定管理施設等、普段の管理はどうしていますか。

次に、観光客への対応です。

夏のピーク時に災害が起こると、滞在している観光客だけでも数千人もの人がいると思います。日帰り客も合わせると1万人近くになるかと思いますが、帰宅困難者への対応はどのように考えていますか。

3.次に大規模災害が発生しますと、携帯電話はつながりにくくなります。公衆電話は災害

時優先電話に指定されて、つながるようです。しかし、その公衆電話そのものがなくなりつつ あり、市民が手軽に使える情報機器が消えようとしています。姉妹都市でもある東京の荒川区 では、公衆電話の位置を防災マップに書き入れたそうでございます。市の見解をお伺いします。

災害時には衛星電話が優れていると思いますが、IP電話、デジタル無線の役割、またアマチュア無線を持っている方々に協力要請などはしていますか。

4.次に防災豪雨災害について、お伺いいたします。

山も重要な役割を持っています。適度な間伐をすることによって木はしっかり根を張り、水を蓄えます。しかし、間伐をしないとひょろひょろした木になり、少しの雨で根ごと崩れてしまいます。また間伐をたくさんしてしまいますと、表土を支えるものがないため、少しの雨で崩れてしまいます。ましてや切り捨て間伐の丸太が山にごろごろ放置されては、これが自然のダムとなり、それが決壊すれば大変な洪水となって被害をもたらすことになります。

市内各地の歴史の中には、鉄砲水といわれている大きな被害が50年100年単位で起きております。山の適正管理はどうなっているでしょうか。

砂防ダムも造られておりますが、自然は軽々とそれを超えてきます。巨大なダムを造れば造るほど、人間は安心しきって備えがおろそかになります。今回の東日本大震災でも、宮古市田 老地区の自慢の防潮堤が軽々超えられて、見るも無残な姿となりました。

市長は100年先の北杜の杜づくりについて真剣に取り組んでおりますが、地道な森林整備をして、自然と仲良く付き合うことが本当に防災につながると思います。

5.次に一般住宅の耐震診断の状況について、お伺いします。

先般の地震の震度は市内でも5強、5弱の観測がなされました。幸いにも家屋の被害はないようですが、今後はさらに強い地震がくると予想されております。阪神・淡路大震災では死亡者の大半は火災によるものでした。診断の結果、耐震力が低いと判定された場合、なかなか新築というわけにはいきませんが、住み方の指導などをしていただきたいと思います。そのためにも、まず診断が必要となりますので見解をお伺いいたします。

6.次に職員派遣について、お伺いします。

被災地自治体への応援で甲州市と甲府市が職員を派遣しているとのことですが、これには被 災地自治体への応援はもちろんですが、この経験を地域防災に生かすことのほうがより重要か と思われます。

大災害の前では、必ずしも防災計画どおりにはいかないことが数多くあり、それを一つひと つ点検することにより、防災計画が現実にマッチしたものとなるのではないでしょうか。本市 としては、職員適正化に向けて取り組んでいる中ではありますが、そのお考えをお聞きいたし ます。

次に2番目の地震防災組織の現状について、お伺いいたします。

今回の大震災で関心は非常に高まっております。この機会を逃したら、自主防災活動計画の 策定は難しいものと思われます。震災が大規模であろうと、小規模であろうと、一番身近な地 域で日ごろから地域の課題を拾い上げ、自主防災活動計画を策定して、緊急体制や防災体制を 整える必要があります。自主防災組織の一番大切なことは、人と人の絆だと思います。

今回の大震災で隣近所との付き合い方、絆の結びつきを強く痛感いたしました。私たちは今まで行政にまかせっきりでしたが、自分たちの地域は自分たちで支える共同体であるべきだと思います。

また、防災教育の重要性も大切なことでございます。釜石市の小中学校では、防災教育支援 モデル地域に選定され、99.8%が難を逃れ、釜石市の奇跡と呼ばれているそうです。それ には「想定を信じるな」「率先して避難しろ」「ベストを尽くせ」だそうです。事前に決められ ていた避難所を危険と判断して、より高いところを目指したそうでございます。地域の実情に 応じた防災計画とともに、日ごろから個々の人の防災意識を高めていく政策が求められます。 いざというときのために最低限の緊張をどう保つかが課題だと思います。

- 1. 自主防災組織の取り組み状況について。
- ア.今の状況、組織数の策定指導をお伺いします。この機会に推進すべきと思いますが、お 考えをお願いいたします。
- イ.情報伝達の一元化が一番大切なことと思いますが、支所、区長の役割はどうなっていますか。区の消防団、民生委員との連絡も明確にし、市民に周知すべきと思いますが、お考えをお願いいたします。
- ウ.住民意識の向上、地域防災リーダーの育成はいかがですか。一番大切なことだと思います。今回の災害も時間とともに意識が薄れていきます。いかに防災意識を持ち続けるかが重要となります。本市の場合、白州、武川地区とほかの地域では意識にかなりの差があります。先日は白須上区の区長さんに話を聞きましたが、綿密な自主防災計画がつくってあり、各自の役割までしっかり明記されておりました。実際に区民全員参加で訓練もされているとのことでございます。また農業用動力噴霧器を活用して、初期消火に役立てるよう準備しているとお聞きいたしました。
- エ.昼夜別、季節別の対応マニュアルの作成はいかがでしょうか。昼間と夜では、地域にいる人たちが全然違います。昼では若い人があまりいません。元気なお年寄りに頼らなければならないと思います。それから夏と冬でも全然違います。東北の被災地では津波にはかるうじて助かりましたが、その夜の寒さで亡くなった人もいるそうです。
- オ.また備蓄倉庫の充実はいかがですか。3日間ぐらい、援助がなくても過ごせる備蓄が必要ではないでしょうか。
- カ. 危険物など扱っている工場、事業所で自主防災組織の取り組みはいかがですか。これも 役所で強制するわけにはいきませんが、市内企業で率先して取り組んでいるところもあり ます。小淵沢のスリオンテックでは、自営消防隊を結成して毎年、出初め式を行っており ます。素晴らしい取り組みですが、これがほかの企業にも広がっていくことを願っており ます。

これら事業所と地域との協力、連携について、どのようなものかお伺いいたします。 次に3番目の自然エネルギー政策について、お伺いいたします。

福島原子力発電事故以来、原子力への不安が大変大きくなっている中、自然エネルギーへの 関心が高まっております。市内は恵まれた環境を生かし、自然エネルギーを最大限活用した政 策にトップランナーとして取り組んでおり、国内外から注目を集めていることは、いまや誇り にさえ思っております。

3 .1 1 以降、私たちは今までの生活を見直していくことが求められているように思います。 しかし、もっと大切なことは地域社会を構成する若い人たち市民一人ひとりがエネルギーの供給と利用について真剣に考え、実践することではないかと思います。

山梨県には大規模発電所はありません。したがって、新潟や福島の原子力発電電力を結果と

して使用していることになります。自然エネルギーの推進には政策が一番必要です。国が動かないとなかなか進みませんが、この国民世論が高まっている中なので、早急に改められると思います。ソフトバンクの孫社長も大規模太陽光発電の建設を目指すといっております。プロジェクトは太陽光パネルの設置場所として、休耕田や耕作放棄地を挙げております。天候に左右されにくいような安定供給対策も課題です。余剰電力買い取り制度で余った電気を買い取っていただける制度が普及のポイントとなります。今のところ一般家庭でこの対象で、水力発電などが低く抑えられたといいます。これもなかなか増えない理由の1つかと思います。

これまでの電源の、安定供給するためのインフラの常識は、電子力や火力に代表される一元的に管理されやすい大量生産集中型のものでありましたが、今回の大震災で人間による管理の限界が明らかになった今、もう1つの方向として小規模分散の地域型が必要とされているのではないでしょうか。

そこで次代エネルギーパーク構想について、お伺いいたします。

- ア.地域エネルギーの将来像についての考え方です。私は、エネルギーも地産地消につながると考えますが、いかがでしょうか。
- イ.次に農地への太陽光パネル設置について、お伺いいたします。明野町永井原地区の太陽 光設置は、農地の法面を利用してつくられております。敷地内でのみ使用することで許可 されたと思います。水田圃場整備によってできた3メートルも4メートルもある高い農地 管理は農家の大変な負担です。これに太陽光が設置できれば、草刈りからは解放され、売 電収入も期待できることとなります。

今朝の山日紙で山梨県の耕作放棄地をメガソーラー用地に活用する方向で検討に入った と載っていますが、本市の対応を教えてください。

- ウ.次に北杜サイト開所式にあたり、NTTファシリティーズの社長が北杜サイトと同規模な施設を市内に造ると表明されました。どのようなものでしょうか。また北杜サイト等の連携についてもお伺いいたします。
- 工.次に三峰川電力の水力発電の進捗状況について、お伺いします。また21年度に市内の河川を調査しましたが、その調査結果をもとに新たな小水力発電の設置計画の可能性はあるでしょうか、お伺いをいたします。
- オ.次に、木質バイオマス発電の可能性についてです。本市には大量な木材があります。未 利用な現地残材もありますが、これを利用するには、搬出のためのもろもろの整備等、ク リアしなければいけないことがたくさんあります。

また現在、全国のバイオマス関連施設は7割が赤字という結果を聞いております。それに最新の動向は、石炭火力発電所で木質バイオマスを利用する動きも出ており、予想コストなどを考えると山梨県も当然、圏内に入ってきます。木材争奪戦も始まろうとしております。このような中で、木質バイオマス発電の可能性について、お伺いいたします。

- カ.次に太陽熱発電について、お伺いいたします。当クラブ代表の千野議員が以前、質問しましたが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。
- キ.次に昨年、設置した市内小中学校の太陽光発電についてであります。ただいまの発電量 という表示を校内に掲示していますが、この電力が校内で使用されていないと聞きました。 家庭と同じように、余った電力は売るということにはならないでしょうか。

2番、次に官民協働の自然エネルギーの取り組みについて、お伺いいたします。

企業確保の推進にあたっては、多くの行政上の手続きが必要となります。豊富なエネルギー 資源の活用のため、本市は特段の対応をされていると認識しておりますが、今後のトップラン ナーとしての取り組みについて、お伺いいたします。

3.最後に国が15%の節電を発表しております。具体的な節電実施計画について、お伺いします。

節電所という考えがあります。国で15%の節電を発表していますが、その15%を発電したと考えるわけです。省エネ型の機器を購入する節電をするなら、自分の家庭や工場に小型発電所を建設すると同じことになります。つまり節電所とは機器システム、行動などを変え節電することで、電気を生み出すところとなるということです。

節電所のよさは、建設時間がかかりません。費用もかかりません。すぐ発電を開始することができます。この発電所は段階的に建設していけるため、全体が完成していなくても、できたところから順に発電を開始できるところであります。具体的に実施計画を示していただきたいと思います。また市役所、その関連施設の概要についてもお伺いいたします。

3.11以降、日本経済の大転換が起ころうとしております。電力の平成維新だと思います。 この大惨事を自然エネルギー発電と蓄電技術を使った、新しい社会システムの構築を急加速するためのターニングポイントとするべきです。

北杜市は環境に恵まれ、太陽光発電、水力発電などで電力を起こし、今まで消費する地域から今度は売電する地域に変え、北杜発電所を造り出す必要があるのではないでしょうか。自然エネルギーのトップランナーとして可能な政策を推し進め、ルック北杜と呼ばれるようにしていただきたいと思います。

次に4番目の小淵沢駅舎改築・駅前広場について、お伺いいたします。

今年の夏は節電で、クーラーの設定温度を上げたりしなくてはいけなくなりました。また高速道路の終日1千円も終わってしまいました。また電車に人は戻ってくるものと思います。このような中で、今まで以上に電車で旅行する人々が増えてくるものと思います。駅の重要性がさらに高まり、駅の機能等も多様性が求められるようになりました。小淵沢駅は八ヶ岳観光圏の中でも中心として、ますますその重要性が増しております。

以下3項目について、質問をいたします。

- 1.基本構想の進捗状況についてです。
- ア.現在の振興状況は、いかがですか。
- イ.駅周辺住民への説明は、どのようにしていますか。
- ウ.駅舎改築、駅前広場整備を観光振興上、どのように活用しますか。
- 2番、駅舎の位置および形状はいかがでしょうか。
- 3番、駅前広場についてお伺いします。
- ア. 送迎乗降スペースが現状では非常に少ないですが、今回の整備で拡張することはできますか。スムーズな動きに注視して設計してもらいたいと思います。
- イ.一時駐車場、契約駐車場はどうなりますか。
- ウ.また、駅前商店街へ行く歩行者の安全な動線の確保をお願いいたします。車道との共有では安全が図られません。
- 工. 地盤が高いので、可能な限り下げないと歩道が傾斜してしまいます。

- オ.また公共交通機関のバス、タクシーも駅の出口から遠くなってしまいますと、不便となりますので、出口に近いところにスペースを確保していただきたいと思います。
- 5項目の富士の国やまなし国民文化祭について、お伺いいたします。

いよいよ2年後の平成25年より、富士の国やまなし国民文化祭が開かれます。その準備状況について、お伺いいたします。

国民文化祭は文化の祭典だと思いますが、国体に比べ認知度が低いように思われます。

- 1.本市が会場となる事業と準備状況について、お伺いいたします。
- 2. 市民への周知、市外への広報活動はどのように行いますか。
- 3. 市内にもたくさん美術館、博物館があります。これらの施設等の協力体制はどのように なっていますか。
- 4. 観光と結びつけ、おおぜいの人に来てもらうような工夫はありますか。
- 5.国民文化祭以降の考えは何かありますか。せっかくおおぜいの人に来ていただくわけですから、単なるイベントに終わらせず、毎年なんとか大会というように継続して行えるような取り組みについて、お伺いいたします。
- 6番目で、水道料金についてお伺いいたします。

本年1月より簡易水道給水条例が施行されました。この条例制定の過程は市内に数多くある簡易水道ごとの使用料金の格差是正作業でもありました。水道料金審議会でも厳しい意見があったと聞いていますが、答申が出されました。その後、市内説明会において多くの意見を聞く中で理解を求めてきましたが、議会としてもより十分な理解を得るために附帯決議を付し、6カ月の期間、施行期間を延期するなどしてきました。そこで、お伺いします。

- 1. 支払っていただけない方の主張は、どのようなものですか。それに対する市の考えはいかがですか。この6カ月間の対応。施行後、旧料金支払いを求める方々への対応。市の考えの周知について、お伺いいたします。
- 2. 支払っていただけない料金の扱いは、どうなりますか。

以上6項目にわたり、代表質問をさせていただきました。ご答弁のほどをよろしくお願いい たします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

中山議員にはこのたび、東日本大震災の被災地に直接行き、慰問激励され、そして視察され た報告がありました。他の多くの市会議員も現地に行かれたと聞いております。大変ご苦労さ までした。

大災害の危機管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域防災計画の改正の見直しについてであります。

北杜市地域防災計画は、災害対策基本法など関係法令の規定により、市の処理すべき事項や 地域内の防災機関を包括した総合的・機能的な計画として、市民の生命、身体および財産を災 害から保護することを目的に定められています。

昨年の市役所行政組織改革に伴い、地域防災計画を現状に合わせた内容に見直しを行ったと

ころでありますが、現在、山梨県において県の防災計画との関連個所を精査していますので、 完了後は速やかに市のホームページに最新の北杜市地域防災計画を掲載する予定です。

3月11日の未曾有の大震災を受けて、今後、国・県の災害対策に関する基準の見直し等が 実施された場合や市において必要が生じた場合はその都度見直しや修正を行い、内容の充実を 期する考えであります。

次に地域防災訓練についてでありますが、毎年、強化地区を指定し救助物資要請や搬送訓練、 傷病者応急処置訓練、消火訓練などを実施し、今年度につきましては、白州地区を計画してお ります。

次に情報伝達についてでありますが、訓練開始の合図、情報の伝達は防災行政無線のサイレンおよび消防団の半鐘で市内一斉に周知します。今年度の訓練では、防災行政無線が使えない場合も想定し、近々整備予定の移動系のデジタル簡易無線機を使用しての情報伝達訓練も実施する予定であります。訓練では、各地区の参加人数や訓練内容等の報告を受けているところであります。

次に自主防災組織の取り組み状況について、いくつかご質問をいただいております。 自主防災組織の現状と結成の指導についてであります。

災害対策の基本は自助・共助・公助です。みずからの命はみずから守り、自分たちのまちは 自分たちで守ることが被害を最小限度に抑える最大の防御策になると考えています。市ではこ の理念を育て、災害に強いまちづくりを推進するため、平成20年に北杜市自主防災組織育成 推進実施要綱を定め、住民が自主的に結成する自主防災組織を推進しております。

毎年、代表区長会、各町区長会などで説明するとともに広報ほくとやホームページ、CAT Vなどでお知らせし、必要とされる場合は、地域に出向いての説明会を開催して組織化を図った結果、現在、市内には32組織、3,378世帯の自主防災組織が結成されております。

今後も福祉課が担当する要援護者支援制度と併せて、積極的な組織化を図りたいと考えております。

次に次世代エネルギーパーク構想の推進について、いくつかご質問をいただいております。 地域エネルギーの将来像についてであります。

北杜市は北杜サイト太陽光発電所、村山六ヶ村堰水力発電所をはじめとする環境エネルギー施設、環境保全への意識の高さ、意欲と能力あふれる豊富な人材など、さまざまな強みを有しており、持続可能な地域社会と地域環境をつくるアクションエリアとしてのモデル地域を創造する条件が整ったところであります。

地域の特性である太陽、水、緑を生かした新エネルギー施設の活用と導入、エネルギー環境 教育、体験ツアーなどを市民・団体・事業者等と協働により実践することで、エネルギー問題、 地球温暖化問題への理解促進を図りながら、環境に配慮した自主的な行動・活動による地域の 活性化および新たな環境観光の創造の実現を図ってまいりたいと考えております。

3月11日に発生した東日本大震災では死者は1万5千人を超え、いまだに7,500人近い方々が行方不明となっております。また原発事故による放射能汚染の影響が日々報道されているところでありますが、市民の皆さまには情報を正しく理解され、落ち着いた行動に努めていただきたいと思います。

今回の大震災を契機として、市民の皆さまの安心・安全な暮らしを守るため、災害対策に一層尽力してまいりたいと考えております。

次に小淵沢駅舎の改築と駅前広場整備について、いくつかご質問をいただいております。 基本構想策定の進捗状況についてであります。

昨年11月より市民協議会でご意見をいただきながら、基本構想の検討を行ってまいりました。東日本大震災等により協議に遅れが生じましたが、昨日の市民協議会におけるご意見をもって、基本構想の原案をとりまとめてまいります。

次に水道料金について、いくつかご質問をいただいております。

水道料金未納者の主張と市の考え方についてであります。

水道料金未納者の主な主張は、水道料金の値上げに反対しているのではなく、改定方法に納得できない、料金改定による赤字の対応策が示されていないなどであります。市としては合併した北杜市は1つであり、公共料金の統一は避けて通れないと考えているところであります。

水道料金の統一については、これまで簡易水道運営委員会からの答申を受け、議員の皆さま に慎重審議いただき可決された内容であり、市民の公平性の面からもなお一層、ご理解を求め ていく考えであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長(秋山俊和君)

井出教育長。

○教育長(井出武男君)

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに小学校、中学校の子どもたちの安全確保についてであります。

各小中学校ともに学校防災計画に基づき、年3回から4回の避難訓練等を実施しているところであります。実施時期につきましては、学校ごとに違いがありますが、年度当初は避難経路の確認を中心とした訓練を実施し、防災の日前後は地震を想定した訓練を行い、特に小学校では、保護者も参加しての引き渡し訓練も実施しています。冬休み前後は教室からの火災を想定した消火訓練、避難訓練を中心に実施しています。

いずれも避難する際は防災頭巾で保護し、「押さない」「走らない」「喋らない」「戻らない」の頭文字をとった「おはしも」の合い言葉を徹底し、訓練を行っているところでございます。 毎年訓練を繰り返すことにより、児童生徒も落ち着いて行動できるようになり、安全を確保できるものと考えております。

次に、市内小中学校の太陽光発電電力の校内使用についてであります。

国のスクールニューディール構想に基づき、文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金事業等を活用しまして、小学校13校、中学校8校、給食センター1カ所に発電設備容量1メガワットの太陽光発電設備を設置し、本年2月に完成をいたしました。

本年4月の小中学校21校の総発電量は13万2,878キロワットアワーで、そのうち学校の使用量は4万9,577キロワットアワーでありまして、総発電量の37.3%になります。学校内で使用されなかった発電量は、東京電力への売電となります。4月は120万円ほどとなりました。校内使用と併せて事業効果としてCO2の削減、電気代削減・売電収入による経済的効果や環境教育への効果は、各学校に設置した発電モニターに発電量、使用量が数字で表示されるため、児童生徒に理解しやすく、節電への意識の高揚につながると考えています。

次に富士の国やまなし国民文化祭について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、本市が会場となる事業と準備状況についてであります。 富士の国やまなし国民文化祭は「文化の風とあそぶ~みつめる・こえる・つなげる」をテーマに、平成25年1月12日から11月10日までの11カ月間開催されますが、北杜市では第28回国民文化祭山梨県実行委員会の実施計画大綱により囲碁サミット、北杜24景探訪ウォーキング、少年少女合唱の祭典、金田一春彦ことばの学校方言川柳の4事業の主催が決定しております。

現在、各事業の準備を進めていくため、活動を行っている専門家や学識経験者、県関係者等で4事業それぞれに企画委員会準備会を本年4月に組織して、事業の名称や内容の検討、啓発活動やプレ事業などについて協議しております。

今後は関係団体の代表、学識経験者などによる国民文化祭北杜市実行委員会を設置し、4事業を総括して大会へ向けて、準備を進めていくこととしております。

次に市民への周知、市外への広報活動についてであります。

県では国民文化祭の開催趣旨に賛同する事業を募り、応援事業として広報するとともに、応 援名義の使用を通じて、開催機運の醸成を図る富士の国やまなし国文祭応援事業を展開してお ります。これにより、応募者は主催する事業が国文祭ホームページで広く紹介されます。また、 主催者が作成するチラシやポスター等に、マスコットキャラクターデザインや国文祭ロゴマー クが掲載されるため、幅広い広報活動となりますので、北杜市においても市民団体が行う、さ まざまな事業が応援事業となるよう応募を呼び掛けてまいります。

そのほか社会教育や社会体育、文化団体などが集まる会議などあらゆる機会を利用して、国民文化祭の北杜市主催事業を説明するとともに、事業別企画委員会準備会のメンバーを通じて、市民への啓発活動を行っていくこととしております。

次に市内の美術館、博物館等との協力体制についてであります。

はじめに北杜24景探訪ウォーキングの準備会におきましては、ウォーキングコースを協議する中で、参加者が北杜市の自然を満喫するとともに美術館や博物館にも立ち寄り、説明を受けられるような自然と歴史文化に触れられるコース設定を考えております。美術館や博物館などと連携することにより、市民参加型の国民文化祭となることや歩いて景色を楽しむだけに留まらない文化色豊かなウォーキングとなることが期待されます。そのようなことから、今後は美術館や博物館とも連携を図る中で事業内容の検討をしてまいりたいと思います。

また囲碁サミットにおきましては、北杜市囲碁美術館を中心にした企画委員会を組織して、日本棋院や市内の囲碁団体などと連携しながら、計画作成に当たってまいります。

次に観光と結び付け、おおぜいの人に来てもらう工夫についてであります。

はじめに少年少女合唱の祭典の準備会におきましては、企画委員会のもとに総務、運営、支援の3つの部会を設けて祭典を盛り上げていく計画をしており、特に支援部会におきましては各地域の観光関係者で組織し、観光PRを兼ねた北杜市の紹介、出演団体の宿泊や交流などを担っていただくことを考えております。

また北杜 2 4 景探訪ウォーキングの準備会におきましても、案内人や説明者を配したコース設定、観光スポットを入れたコース策定、参加者の観光施設等の割引制度などさまざまな案を出し合う中で、観光振興につながるような計画案を作成するとともに、企画委員には報道関係者や交通関係者にも加わってもらうことを考えております。

いずれにいたしましても、北杜市を訪れる多くの参加者や関係者に、もてなしの心を持って 接することにより、リピーターとなってまた本市を訪れてもらえるような対応をしてまいりた いと考えております。

次に、国民文化祭以降の考え方についてであります。

国民文化祭を成功させることは当面の目標でありますが、国民文化祭を契機として、主催する4つの事業をさらに魅力ある事業として、国民文化祭以降も継続していくことが必要であると考えております。そのため方言川柳におきましては、現在実施しています金田一春彦ことばの学校の実行委員会のノウハウを生かした事業計画とすることにより、事業に継続性を持たせるとともに、国民文化祭により知名度のさらなる向上を目指してまいります。

囲碁サミットにおきましては、女性や子どもの囲碁教室を展開して囲碁への関心を高めると ともに、定着した文化事業として継続していくことを目指してまいります。

少年少女合唱の祭典におきましては、山梨県少年少女合唱フェスティバル実行委員会と連携 し、今後、北杜市でフェスティバルが開催できるよう働きかけをしてまいります。

北杜24景探訪ウォーキングにおきましては、今後ウォーキングマップを活用して、観光関係者や市民団体などが、自然と文化に触れる自主的なウォーキングツアーを展開していけるよう応援してまいります。

また、4事業以外にも国民文化祭によって、市内の芸術文化事業や美術館などの文化施設を 県内外に広く知っていただく機会としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

暫時休憩をいたします。

再開を11時5分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

大災害の危機管理について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、病院等の医療機関の備えについてであります。

塩川病院につきましては指揮訓練、避難訓練、炊き出し訓練等を老健施設 福寿の里と合同で年2回実施しております。甲陽病院につきましても同様の訓練を実施し、災害時に備えております。

次に、保育園の子どもたちの安全確保についてであります。

保育園では、非常災害に対する普段の注意や訓練のため、毎月1回、火災、地震、台風などに備え避難訓練を実施しております。頭巾の着用やハンカチを口にあて、危険から身を守る方法や保育士の指示に従い行動できるような訓練をはじめ、年1回の緊急連絡網による保護者への園児の引き渡し訓練などを実施しております。しかし今回の東日本大震災では、電話の不通による連絡網等の課題も発生しましたので、新たに配備されるデジタル簡易無線機での通信訓練等を実施し、子どもたちの安全確保を図ってまいります。

次に避難所に指定されている施設の管理、運営の対応であります。

市は災害で現に被害を受け、または受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、避難 所として指定している施設の中から災害の状況に応じ、かつ安全な避難所を順次選定し、管理 者に対し速やかな開設準備を求め、避難所の開設を行います。

避難所の開設をしたときには、防災行政無線等で地域住民に速やかにその場所を周知し、被災者等の保護に努めるとともに避難所の管理・運営のため、それぞれの避難所に所管の部・班の職員を派遣・駐在させ、施設管理者と協力して管理・運営にあたります。

避難所では、避難所管理の職員が避難者の人数・安否などの情報収集や必要とする物資・数量の実態把握を行うとともに食糧、水等の配給、良好な生活環境を保つための最大限の努力を行いますが、避難者や住民、自主防災組織による避難所の自主運営にも期待をするところであります。今後、各所管課において避難所の管理、運営マニュアルの整備を検討していく考えであります。

次に、観光客への災害対策についてであります。

平成21年度の北杜市観光統計調査によると年間588万人の観光客が訪れていますが、災害が発生した場合には、自力で帰宅することができない帰宅困難者となる可能性があります。この場合は通勤者や通学者の対応と同様に市、警察、JR東日本各駅が密接に連絡を取りながら、被災者の安全確保にあたることになっています。また滞留期間が長期にわたる場合や危険が予測される場合は最寄りの指定避難所、安全な場所等に誘導を行うことになっています。

宿泊施設においては、消防法による防火管理者が避難訓練を行い、人命・身体を災害から保護するよう努めることとされています。

次に、情報伝達機器の役割についてであります。

市では、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、県および市町村、消防本部、県出 先機関との通信は、専用の地上系無線および衛星系無線、衛星FAXで、本庁と支所はIP電 話で、市民への広報活動は防災行政無線で、災害配備要員への連絡手段は一般電話や携帯電話 で実施しているところです。そのほか、災害時の連絡手段として登録制の一斉メール送信、ほ くとホットメールのサービスや県の気象情報配信サービスを取り入れて、24時間体制で情報 の配信を行っております。

今年度予算では、非常事態に備えた2次的通信手段として本庁と各支所および災害現場、市 民部と市立病院、福祉部と市立保育園、市教育委員会と小中学校を結ぶ移動系デジタル簡易無 線の整備を8月までに行う予定になっております。

また、避難所においては災害時に電話が輻輳し、かかりにくい場合でも、NTTの災害時有線電話として、あらかじめ登録した発信用特設公衆電話が各1台用意してありますので、非常時に防災関係機関との通信が可能となっております。その他の情報伝達の方法として、地域の情報を広報する手段としてFM八ヶ岳の活用や市内アマチュア無線局設置者に、災害情報収集などの協力を求めていきたいと考えております。

次に、切り捨て間伐についてであります。

森林育成のための間伐は林業経営のみならず、水源涵養や温室効果ガス削減効果のほか、土砂災害を防止するなど公益的機能を発揮することができますが、間伐材の多くは採算性の面から搬出されず、林地残材となっているのが現状であります。

本市ではこれまで切り捨て間伐材に起因する災害は発生しておらず、施業者も地形等を考慮

した施業を行っておりますが、今後も引き続き施業者に対し適正な処理を指導してまいります。 次に、一般住宅の耐震診断の状況についてであります。

一般住宅の耐震診断につきましては、平成16年度より耐震診断を実施しております。内容は申請に基づき、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に技術者を派遣し、建築物の構造的強度を調べるもので、費用については全額が補助金で手当てされることから無料で診断が受けられます。

実施戸数については、平成16年度から22年度までに371戸を診断しております。

次に、職員を派遣して防災を学ぶ機会についてであります。

東日本大震災による被災市町村への職員派遣につきましては、3月以降それぞれ短期間では ありますが、10数名の職員を派遣しております。

本市においても、被災市町村への復興について支援の方策などを検討し、各種の支援を実施してまいりました。そのような中で、職員派遣についても職員自身が実際の被災状況に直面し、 改めて防災の重要性を理解するという意味でも有意義なことであると認識しており、7月以降に、さらに保健師3名を被災市町村へ派遣する予定であります。

今後は本市におきましても、派遣の依頼内容を十分に検討し、対応可能な範囲で、引き続き 職員の派遣実施について検討してまいりたいと考えております。

次に自主防災組織の取り組み状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに情報伝達の一元化と支所、区長の役割についてであります。

自主防災組織は自主的な組織でありますが、行政区単位のものが大多数となっています。このため、地震の警戒宣言や災害発生の避難情報は、各総合支所から行政区長を通じ自主防災組織会長に通知され、自主防災組織の情報連絡班から各戸に伝達がされます。また、逆に地区の被災状況や被災者の情報、安否の確認は情報連絡班から組織長、区長、総合支所へと順序立てて報告されるように定められております。

非常時には情報が錯綜し、伝達が混乱することが予想されます。自主防災組織において、個々の役割を明確にしておくとともに、普段からの情報伝達方法を確認しておくことを指導していきたいと考えております。

次に、住民意識の向上と地域防災リーダーの育成についてであります。

市では、非常時に状況を適切に把握し、避難誘導や応急手当などを行うことができ、平常時には地域内において防災知識の普及と啓蒙活動のできる地域防災リーダーの養成のため、自主防災組織の構成者に、中北県民センター主催の地域防災リーダー養成講座への参加をすすめています。昨年度は、自主防災組織の中から7名の参加をいただいたところです。今後においても国や県の講習会を積極的に活用し、地域の防災リーダーの育成に努めたいと考えています。

次に昼夜別、季節別のマニュアル作成についてであります。

自主防災組織の結成時には情報連絡、初期消火、救出救護、避難誘導など構成各班の平常時における活動と非常時における活動内容が明記され、構成員のなすべきことがマニュアル化されています。災害は季節や昼夜を問わずにやってきます。地域の自主防災組織に期待されているのは災害時の初動対応であり、想定される災害への対応を地域で話し合うことであります。組織の中のマニュアルを複雑化するのではなく、地域の話し合いの中で公助までの体制を昼夜別、季節別に確認し、災害への心構えをすることが重要と考えております。

次に、備蓄倉庫の充実についてであります。

自主防災組織の備蓄倉庫につきましては、非常時に各地域で定めている公民館や広場などの 集合地の一画に、地区に必要とされるものを備えておくことが必要です。市では自主防災組織 の支援を目的として、備蓄品や防災資材の購入に北杜市自主防災組織資機材整備費補助金制度 を設けております。

補助制度は平成25年度まででありますが、毛布や備蓄食糧、浄水器など16品目の資機材の購入が可能となっていますので、有事に備え積極的に活用していただきたいと考えています。 次に、危険物を扱う工場等における自主防災組織についてであります。

北杜市には、消防署に届け出の必要な事業所は707件ございますが、それぞれの施設には 事故が発生したときを想定しての対応マニュアルが義務付けられていますので、それに沿って 対応することになっております。

危険物を取り扱う事業所の中には、自衛消防団を組織して自主的に防災への取り組みを行っているところもございます。有事の際には消防署・警察の指示のもと、消防団を中心に事業所と協力して災害への対応をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

自然エネルギー政策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農地への太陽光発電施設の設置についてであります。

現在、農地に太陽光パネルを設置する場合は転用行為に該当し、農地法の許可が必要となります。市の農業委員会で審議したのち、県の審査・許可となります。ただし、例外規定として農作物栽培用ハウス等、農業生産に関わる施設等に電力供給することを目的として設置する場合は、農業用施設として位置づけることができます。

なお、施設が200平方メートル未満は転用許可が不要になります。

また農用地区域内に設置する場合は、農地法・農振法上の農業用施設としての位置づけが必要となり、農業生産に関わる施設等に電力供給することを目的とし、同地圃場内あるいは近接圃場等に設置されるものであります。

現在のところ農地法の取り扱いには制限がありますが、電力不足が懸念される中、今後、国の動向に注視していきたいと考えております。

次に、NTTファシリティーズの施設の概要と北杜サイトとの連携についてであります。

株式会社NTTファシリティーズでは、北杜サイトに隣接した約4へクタールに最先端の太陽光発電システムのノウハウを蓄積する世界的な実証サイトとしてのポジションを目指し、本年度240キロワットを整備し、その後、必要に応じて設備を拡張しながら最終的には2メガワット級の設備にする計画とのことであります。

この仮称、Fソーラーテクノパークと北杜サイト太陽光発電所の連携による相乗効果には大変期待をしているとともに、市民の皆さまの環境学習の場としても一層の活用がなされるものと確信しております。

次に、三峰川電力株式会社の進捗状況と新たな小水力発電の可能性についてであります。 村山六ヶ村堰の用水路施設を利用させていただき、3地点に新たに水力発電所を建設するも のであり、3カ所の合計で最大出力650キロワット、年間発電量454万4千キロワットアワーを見込んでおります。現在、建設および運営を行う三峰川電力株式会社により施工業者も決定し、来年3月の完成に向けて事業に着手したところであります。また、市内にはまだ数地点の小水力発電の適地があることから、今回のような民間活力を最大限生かした取り組みなどについて、今後も継続して検討してまいりたいと考えております。

次に、木質バイオマス発電の可能性についてであります。

バイオマスエネルギーの普及・促進につきましては、本年4月28日付けで本市のバイオマスタウン構想が公表されました。今後、バイオマス活用推進基本法に基づく活用推進計画を策定するため、北杜市バイオマス活用推進協議会を設立し、実現可能な事業について取り組んでいくこととしております。

ご質問の木質バイオマス発電の可能性でありますが、現在、民間での導入が計画されておりますので、協議会において検討し、計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、太陽熱発電の可能性についてであります。

東京工業大学を中心とした研究チームが、北杜市の日照時間等、恵まれた気象条件に着目しており、その協議を進めているところであります。市としましても太陽熱発電はエネルギー対策として話題にもなっており、積極的に対応をしてまいりたいと考えております。

次に、官民協働の自然エネルギーへの対応についてであります。

自然エネルギーの利用に伴う事業の推進には、導入する地域住民の気運醸成、合意形成を図ることが極めて重要となってまいります。地域の実情に基づき市などの地方公共団体が施策として中心的な役割を果たしながら、民間の持つ経営能力、資金、技術力などを最大限活用した、官民が一体となった取り組みが自然エネルギーの導入拡大には効果的かつ効率的であり、波及効果も期待できるものと考えております。

本市ではすでに三峰川電力株式会社と官民協働で取り組んでおりますが、今後の自然エネルギーの導入にはスピード感が求められており、官民がお互いの長所を生かし、短所をカバーしあうことで双方にメリットを生む、官民パートナーシップの取り組みが有効な手段であると考えておりますことから、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、15%節電の具体的方法についてであります。

自然エネルギーの推進と併せ節電についても、地球温暖化対策に必要不可欠なものであります。電気の使用に伴う二酸化炭素排出量は、温室効果ガス排出量全体の56%を占めております。このため、市では地球温暖化対策の推進のため、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの排出抑制を率先して実行することで、市民の自主的な取り組みを促すことを目的とした北杜市環境保全率先行動計画により、市役所等での電気使用量の削減をはじめとする措置を講じております。

特に今年度は東日本大震災の影響による電力供給量の不足に伴い、国の電力需給緊急対策本部から示された使用電力の前年比15%削減を計画の重点項目に掲げ、その旨、職員にも周知したところであります。

また、市民向けにはグリーンカーテンプロジェクトでの夏の節電対策や小中学生を中心に行っている環境教育、環境学習での省エネルギーについての学習等、取り組んでいるところでありますが、特に昨年に引き続きスタートさせた北杜グリーンカーテンプロジェクト2011には多くの参加があり、市民の節電への意識の高さを感じているところであります。

これらの節電への呼びかけは、広報ほくと等により具体的な事例を紹介しながら行うこととしておりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

次に、支払っていただけない水道料金の扱いについてであります。

これまで水道料金の改定については、広報ほくとや検針の際のお知らせ通知などで周知してきたところでありますが、ご理解がいただけない方々もおります。水道料金の未納者につきましては、北杜市簡易水道給水条例および北杜市水道料金未納整理事務取扱要綱に基づき督促状の送付等を行い、納入を促していくこととなり、3期以上の滞納者には給水停止も視野に入れ、対応することとなります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

深沢建設部長。

○建設部長(深沢朝男君)

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

小淵沢駅舎の改築と駅前広場整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、駅周辺住民への説明についてであります。

駅舎の改築および駅前広場の整備は、駅周辺住民の日常生活におきまして、さまざまな部分で密着していることから説明は重要と考えております。市民協議会におきましても、小淵沢町からの委員の皆さまからご意見をいただいてまいりましたが、さらに周辺住民の皆さまを対象とする説明会を開催したいと考えております。

次に駅舎、駅前整備を観光振興上、どのように活用するかについてであります。

小淵沢駅は、観光案内や観光圏域内の二次交通であるバス・タクシーの拠点となっており、 観光振興の面でも重要な役割を果たしています。今回の整備は、これらの機能をさらに充実させるため、駅前広場はバス・タクシーの交通拠点として、観光客にも利用しやすい機能を備えたものとし、また駅舎には観光情報を充実させ、さらに質の高い案内所機能を持った施設を計画しています。

次に、駅舎の位置・形状等についてであります。

駅舎の位置等につきましては、市民協議会でご意見をいただきながら検討しております。市 民協議会においても、できるだけ現駅舎に近い場所とのご意見をいただき、JRと協議を重ね ております。

次に、駅前広場についてであります。

駅前広場につきましては、非常に狭い敷地の中でバス、タクシー、一般車輌の送迎が行われております。このため、観光シーズン等の朝夕には混雑が見られることから、現駅舎敷地も利用する形で、ロータリー広場での大型バス、一般車輌の送迎が安全でスムーズに通行できるような形態を検討しております。

次に一時駐車場、契約駐車場についてであります。

一時駐車場につきましては現在7台分、また契約駐車場につきましては77台分のスペースがございます。基本構想では、駅西側のスペースを駐車場として検討しておりますが、利用方法等につきましては、今後の詳細設計の中で検討してまいります。

次に、歩行者の安全確保についてであります。

商店街等への安全な動線の確保につきましては、現在、車道、歩道の区分けがないことから

基本構想では車道、歩道を明確に分離し、高齢者等にも配慮したバリアフリー化を検討しております。

次に、駅前広場の地盤を下げることについてであります。

現在、駅舎地盤と南側市道の段差は約2メートルあります。地盤を下げますと、JRの線路沿いの境界に擁壁等を設置する必要が生じるなど、相当高額な経費を要することが予想されることから、今後の設計段階で検討してみたいと考えております。

次にバス、タクシーの乗り場についてであります。

既存の会社所有バスの乗り場につきましては、従来と同じ方法の大型車輌駐車場の確保を検討しております。また、タクシーの乗り場につきましては、駅舎の出口から身障者駐車スペース、タクシー乗車場の順番で検討しております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○2番議員(中山宏樹君)

それでは、大項目の順に沿って再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁にもございましたが、本市にはコミュニティFM八ヶ岳という地域放送がございます。災害協定を結んでいると思いますが、一般向きの情報をどんどん流すようにしていただきたいと思いますが、そのやりとりはどうなっていますでしょうか。石巻市では市役所の中にFM放送局をつくって、市民情報を流しておりました。

次に今度の防災デジタル無線整備で情報伝達が改善されると思いますが、難聴地区も出るか と思います。その解消はどのようにされるでしょうか。また小淵沢がこの配備の最終となって おりますが、この前倒しの計画はあるでしょうか。

次に観光客の避難でございますが、特急の止まる小淵沢駅は特にお客さまが集まるかと思います。駅から駅舎の外へあふれることも予想されますので、この人たちの実際的な避難誘導はどのようにされるでしょうか。

次に白州、武川地区の急峻な山林の森林整備でございますが、特にここは重要視して、切り 捨て間伐などがないよう指導していただきたいと思いますが、そこのへんをよろしくお願いし ます。

それから病院等の備えについてですが、地域住民と病院との連携も必要かと思います。その ところはどのようにしているでしょうか、お伺いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

中山宏樹議員の再質問について、お答えをいたします。

はじめに地域のコミュニティ放送局、FM八ヶ岳との一般向けの情報の伝達というふうなご 質問だと思いますけども、実は東日本大震災の折には、ご存じのように15時間という停電が 生じまして、対応としましてはFM八ヶ岳の担当者に出向いていただきまして、その中で情報 提供をしたというふうな経過もございます。そうした中で、停電等も心配されるわけですけども、通常の場合につきましては一般電話等で情報伝達を行い、停電等で情報が伝達できない場合につきましてはデジタル簡易無線機等で支所、それから放送局の事務所という形の中で情報提供をしていきたいと考えております。

それから現在、市内全域を網羅するデジタル防災無線の整備を行っております。そういう中で全域をカバーできるのかというご質問でございますけども、現在、各町ごとに通信所8カ所、それから子局、パンザマストでございますけども、360数カ所というふうな計画を立てまして、5年計画で進めております。

そういう中で、机上で今現在、子局の設置カ所について設計をしてあるわけでございますけども、最終的には試験放送等の中で当然、難聴地域も出てくるかと思います。そういう場合につきましてはスピーカーの方向、またはもう1カ所の子局の追加等々を考えながら、数年かけて全域が網羅できるような形で整備していきたいというふうに考えております。

また計画に則りまして、現在、高根から始まっておりますけども、議員おっしゃるように小淵沢町につきましては、最終年度というふうな形で、今、計画がなされております。小淵沢町につきましては、合併前にもうデジタル化が済んでいるというふうな状況の中で、今現在、最終の整備年度になっておりますので、この計画については現在の計画を進めていきたいと考えております。

それから、観光客の避難誘導というふうなご質問だというふうに思います。

観光客、特にJR各駅等についての災害時の観光客につきましては日野春駅、それから小淵 沢駅が特急列車の停車駅というふうに聞いております。そうした中で、その一次的な避難所と すれば、当然、観光客、旅客につきましてはJRの車両等も一時的には避難場所、また休憩場 所として利用するということは計画しておりますけども、それが長期化した場合につきまして は、市の指定した避難所等への避難誘導、また一時的には避難所以外の市の公共施設への一時 的な誘導も考えております。

また先ほども答弁いたしましたけども、小淵沢駅に観光客がすべて集まってくるということは、普通考えにくいんではないかと思います。またJRを利用した方については、どうしても小淵沢駅に集まってくるということがありますので、小淵沢の教育センター等の一時的な避難所等も利用しながら、指定避難所のほうに誘導していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

名取産業観光部長。

○産業観光部長(名取重幹君)

切り捨て間伐の災害対策ということで、特に武川、白州地区というところで、急峻なところが多いということでございますが、こういった件につきましては毎年北杜市、あるいは県と連携をしながら現地調査もして、大体データ的には私どもも掌握をしております。特に白州、武川につきましては、先ほど申し上げましたが適切な指導を行うとともに、そういったことを未然に防ぐために県の治山事業等々を導入しながら、そういった里山整備事業の推進とともに治山の事業も積極的に導入をしながら、山腹崩壊あるいは地滑り等々に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

病院の備えとして、地域住民と病院との連携ということでございます。

災害時の体制につきましては、現在も病院、診療所等々のそれぞれの役割、医療法人、備蓄 品の確保などの体制整備、また地域住民との関わり方などを現在、検討しておりまして、今後 もさらなる検討・整備をしてまいりたいと思います。

また防災訓練時のときにも、消防署および地元消防団との合同で避難訓練、消火訓練等を実施しておりますので、今後も地域との連携をさらに図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○2番議員(中山宏樹君)

それでは次に自主防災組織の現状について、再質問させていただきます。

和歌山県のある町では、職員全員に防災士の資格を取らせているそうです。本市でも防災士 の資格をとる職員がいてもいいのではないかと思いますが、せめて地域課の職員の方にとって いただくことは考えているでしょうか。

それから行政区の区長さんの役割は、非常に大変なものがあると思います。常に携帯電話を 所持していただいて、緊急の連絡がとれるようになっているでしょうか。

次に備蓄品のところでございますが、先般の石巻市の避難所に私も泊まってみましたが、圧倒的にトイレの数が足りない。小さい施設に何十人、何百人と入ってきますと、トイレが2個、3個ではとても足りません。その場合の仮設トイレをとても準備するわけにはいきませんが、急きょ穴を掘ってしのぐということになるかと思いますが、その場合の備品等も考慮されているでしょうか。また備蓄品の食料は賞味期限がございます。その定期的な入れ替えについても補助金が使えるか、お伺いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

中山宏樹議員の再質問にお答えをいたします。

まずはじめに、地域課職員の防災士の取得はということでございますけども、防災士という 資格でございますけども、これは民間の資格でございまして、災害時の自助、公助、共助でご ざいますけども、そうしたものを地域の人たちの、言ってみれば防災リーダー的な役割を取得 した防災士でございますけども、このものについても防災に、いろんな防災計画、また自主防 の組織のリーダーたちに指導する意味でも、こういう資格を持った者は市役所内にも必要と感 じております。

今後はできる限り、そういうふうな講習会等に職員を出向かせまして、災害時に備えるような専門的な知識を養っていきたいと考えておりますので、検討させていただきたいと思います。

それから2番目の行政区長さんへの緊急の、携帯電話というようなご質問でございますけども、行政区長さん等につきましても高齢な方もおられますし、若い方もおられます。またお勤めの方もおられますし、行政区長さん、また班長さんたちにはいろんな状況がありますので、行政区長という意味ではなくて、区長また班長、またはそれを代理する者等にいつでも連絡ができるような体制をとっていきたいと考えておりまして、また情報の伝達につきましては、先ほども答弁を行いましたけども、一斉メールのほくとほっとメール等に登録をしていただいて市からの情報、またそういうものについての情報の収集に努めていただきたいと考えております。

それから備蓄の関係でございますけども、トイレにつきましては、今回の専決予算の中で簡易のトイレを10基用意いたしました。これは40人、100日という形の中での10基程度でございますけども、今後はこれについても徐々に整備をしていかなければならないということも考えますけども、北杜市の状況を見ました中で、自主防災組織的な活動の中では、やっぱり一時的な避難所だというふうな認識をしていただきたい。それから指示があり、指定避難所のほうへ避難をしていただく。それまでの間に、どうそこでしのぐかというところでございますけども、備品等、各地区のそれぞれの実態もあると思います。どこどこでは食料が必要だと、どこどこでは何々が必要だというふうな部分は、その地域地域の自主防災組織の中で、その特色に合ったものを考えていただきたいなと思います。

補助制度につきましては、資機材の整備ということで、1回限りの補助制度でございますけども、できる限り食料等については持ち寄るという形もできると思いますので、そういう中で地区ごとに検討していただいて、備蓄のほうを考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○2番議員(中山宏樹君)

それでは、次の自然エネルギーの政策について再質問させていただきます。

白倉市長は全国の市長の中から選ばれて、行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会の 農林地域活性化ワーキンググループの委員になられましたが、太陽光発電や小水力発電を設置 する場合について提言されたと聞いております。その内容について、お伺いいたします。

次に、NTTファシリティーズや三峰川電力が北杜市で発電する計画を立てているわけですが、北杜市のメリットをお知らせください。

それから多額な初期投資がかかるので、なかなか自然エネルギー政策が進まないわけですが、 金融機関とファンドを立ち上げるということは考えているでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

政府の行政刷新会議の下にある規制・制度に関する分科会、その農林地域活性化ワーキング グループの中で、市長はどんなスタンスで発言したかということですけども、その中で特に自 然エネルギー政策に関連してということでありますけども、一言でいえば私は私なりに農業経営の強化、そしてまた農地農村をどうやって守っていくかというスタンスで、この会議には臨みました。

その中にあって、先ほど議員の全体の質問にもありましたけども、一言でいえば農地の法面を利用して、太陽光パネルは並べられないかというお話であります。現在の農地法では法面も農地であるわけですから、農業以外に供するであるならば転用行為を起こしなさいということが法律になっているわけであります。でもまったく議員と同じスタンスで、言ってみれば法面は草刈りをはじめとして大変だから省力化になる。そして国策であるクリーンエネルギー、自然エネルギーを利活用するには農地の法面は非常にいいと。こんなようなスタンスで臨みました。そういう意味からすれば、クリーンエネルギー施設として使うであるならば、たとえコンクリートを足で固めて打っても、明野のあそこを見れば分かりますね。であっても、農地のままでそれを利活用すべきだというスタンスで臨みました。

余談でありますけども、あの村上農園みたいなものがああいうところへ進出してくるときも、 農業生産に供する、食料生産に供するであるならば、あえて転用行為を起こさなくても農地の ままでいいではないかと、こんなようなスタンスで臨んだところであります。

これから今、政府が検討するでありましょうけども、一言でいえばコンクリートを使う行為はもう農地ではないんだという農林省のスタンスであります。しかし、私はくどいようですけども、国策である低炭素社会を目指しての新エネルギーをつくるんであるならば、あるいはまた農業生産、食料生産に供するであるならば、転用しなくて農地のままで認めてもいいではないかと。コンクリートの議論が今、急所になっているような気がします。なんとか農林省、政府側も目を開いて、そんな規制の見直しをしてほしいなと思っているところであります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

中山議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずNTTファシリティーズと三峰川電力等の事業による、北杜市の市におけるメリットですけども、この両社の事業は北杜市の自然を活用した自然エネルギーの、全国的にも先進的な取り組みだと思っております。これらの施設が市にあること、そしてそれらと連携することにおいて、北杜市における自然エネルギーの活用の促進、エネルギー環境教育の推進、そして普及啓発、施設と観光資源の連携による地域の活性化などのメリットがあると考えております。また施設に伴う税収増や観光客の増加、地域の活性化による経済効果等も期待できるものと思っております。

もう1つの質問であります、金融機関等のファンド等をつくる考え方はというお話ですけども、たしかに自然エネルギーの施設を造るには、初期投資に多額な費用がかかります。家庭等では借り入れ等の補助、市で行っております1キロワット2万5千円の補助等をやっているわけですけども、もっと大型な施設につきましては、他の先進的なところではファンド等を組んでやっているところもあると聞いておりますので、研究していきたいと思います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○2番議員(中山宏樹君)

次に小淵沢駅舎駅前広場整備について、再質問させていただきます。

今後の予定について、お伺いいたします。

工事着工はいつごろになるでしょうか。市民協議会において、さまざまな意見が出たと思われますが、今後におけるJRとの協議の過程の中で市民の声を反映させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長(深沢朝男君)

中山宏樹議員の再質問にお答えをいたします。

はじめに、工事着手の時期についてでございます。

現時点での想定では基本設計、詳細設計を経たのち、平成25年度には工事着手をしたいというふうに考えております。これが1点目。

2点目につきましては、市民の声を今後のJRとの協議の中で反映すべきだと。市はどのように考えるかというようなご質問だと思います。

小淵沢駅は特急の停車駅でもありますし、また北杜市の玄関口とも言うべき重要な駅でございます。当然のことでありますけども、今後の基本設計、ならびに実施設計に伴うJR等の協議に際しましては、市民協議会のご意見は市民の声として十分に反映できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

○2番議員(中山宏樹君)

これで、質問を終わらせていただきます。

○議長(秋山俊和君)

中山宏樹君の質問は終了いたしました。

今後、関連質問等があるわけですが、ここで昼食のために暫時休憩をとりたいと思います。 再開時間を1時半といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時29分

○議長(秋山俊和君)

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

中山宏樹君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

私は、大災害の危機管理はというところで1点、関連質問をさせていただきます。

先般、北杜市防災マップが全戸に配布されました。これを見ますと、一面では避難の仕方とか、どういうふうなものを備蓄するかというふうなことが細かく記載されており、非常にいいマップだというふうに思っております。

しかしながらその反面、いわゆる地図に落とされているところでございますけども、これは 私たちが見ると、指定されている避難所が落とされていると。また土砂災害の特別警戒区域 あるいはまた土砂災害の特別地区ということが区画されているわけですけども、それ以外の防 災といいますか、災害が起きる危険性というのが記載されていないというふうに見てとれます。 そこでお伺いします。

この防災マップには先般、20年に作成された防災計画がどのように反映されているのか。 それから先ほど申し上げました土砂災害の特別地区、あるいはまた土砂災害の警戒地区、この 中に各地区で約束をされたといいますか、話し合いをされた避難所が選定されております。そ の地域の人たちが、そのような中に避難所があるということを認識している地区は少ないんで はなかろうかと思います。ですから、そういうところに設置されている避難所がどのような、 今、構造になっていて、どのようなときには危険なんだよというところを、行政と地域の人た ちが共通の認識を持つ必要があろうかと思います。それらについての対応をどのように考えて おられるか、お伺いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

清水壽昌議員の関連質問について、お答えをいたします。

まずはじめに、20年に作成しました防災計画がどのようにマップの中に反映されていくか というご質問かと思います。

今回、お配りした防災マップにつきましては、先ほど議員のおっしゃるとおりに、心構えだとか危険個所だとかというふうなものが記載されております。防災マップの目的につきましては、市民の皆さまが日ごろからどういう備えをする。また災害時には、どういう行動をとるというようなものを記載させていただきました。

また地図上には、今回の場合につきましては、災害危険個所の場所等を色塗りで個所を示してございます。また市内の避難所、避難地についても記してございます。これは防災計画の中では、次の質問にもございますけども、各地区の避難所と決められているものと市で指定されている避難地についてということもございますけども、先ほど言いました地図上に記載されている避難所につきましては北杜市の指定避難所ということで、まず市民の方たちは各地区公民館なり分館なり、集合地は決めてあるかというふうに思います。その部分については、まずその地図に自分たちの避難所はどこなのかというものを落としていただきたいと思います。そうした中で市で指定された避難所へ、今度はそれから移動するというふうな形で利用していただければというふうに、市のほうでは思っております。

それから中にはヘリポートの位置だとか、いろんなものが書いてございますけども、なるべ

く市民の皆さまが日ごろの災害時に、まずしなければならないことを防災マップの中に記して ございます。

地域防災計画につきましては、いろんな計画が市として、また関連機関としての連携等が記載されておりますので、分かりやすい、市民へのマップという形の中でご利用いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

まず災害が起きれば、最初の3日間をどのように過ごすかということが大事だといわれております。今回の東北の大震災におかれましても、その点が非常にクローズアップされたわけでございます。この地域の、先ほどの部長の答弁で、まずそこへ集まってそれから指定された避難所へということですけども、いわゆる集まるところ、そこがまず3日間、どのように過ごすかというところが重点になるというふうにいわれております。ですから、その置かれている建物がどういう建物であるか、どういう場所であるかということをしっかりと住民も、また行政も認識しておく必要があるということで私も質問したわけですけども、その点をもう一度、お伺いをいたします。

○議長(秋山俊和君)

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

清水壽昌議員の関連質問にお答えをいたします。

まず避難所の件でございますけども、現在、北杜市では自主防災組織ということで、まず自分たちを守るという形の中で、地区のそういう防災組織の結成を促進しております。そうした中で、地区で決められた集合場所というのは、ある程度、地区の公民館なり公の施設なり、そういうところだというふうに認識しております。まず、そこを地区の方たちに確認をしていただいて、そこで地区独自の先ほど3日間の、どう過ごすかということでございますけども、地区の状況によって、その3日間を過ごす水、食料、それからいろんな生活物資ですね。そういうものを考えていただきたい。それから市役所のほうの指示に従って避難場所へということですけども、まず3日間になるか2日間になるか分かりませんけども、まず地域の実情を十分、皆さんでお話し合いをしていただいて、どういうものが必要なのかというものを考えていただきたい。

また、この施設へ行くのにはどういう経路をとっていけばいいかという危険性の問題もありますので、経路についても十分、地域の皆さんが話をしていただいてルートを確定していただきたい。それから市で指定した避難所のほうに移動していただくという形で、今後、指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

ほかに関連質問はございませんか。 中嶋新君。

○10番議員(中嶋新君)

代表質問に関連しまして、関連質問をいたします。

最初の大規模災害が起こった場合という項目の中で、現実問題としまして、先ほど・・・。

○議長(秋山俊和君)

中嶋新君。1項目につき1人ということです・・・失礼しました。

○10番議員(中嶋新君)

第1項目の中で、先ほど執行のほうから地域防災訓練等々に関連して、病院等医療機関の備えについて関連質問をさせていただきます。

先ほども災害に対するということで、総務部長のほうから現在の整備、そういった状態のこ とも検討しながら、地域とも連携をさらにとっていくというような答弁だとお聞きしましたが、 実は今般の3月11日の震災に関連しまして15時間の停電、この点につきまして、市内の病 院のほうに、これは任意ですけども、文教厚生常任委員会としまして意見をお聞きしました。 その中で、現実問題として停電時には入院患者もいらっしゃいます。また1つの病院では、電 子カルテで受け付けが思うようにできなかった。これはちょっと具体的な話になりますけども、 また2つの病院で、これはなかなか施設の状態によって、非常に難しい点ではあろうかと思い ますけども、自家発電機をどの程度まで考え、また整備の方向が必要かといったことが市当局 でも検討はなされておるとは思いますが、この夏、国を挙げて節電という中で、仮に今は東京 電力管内で、計画停電が実施された場合、市長もしっかりと電力会社のほうには意見も申し上 げていただいているというふうにお聞きしていますが、仮に2時間、3時間の計画停電が実施 された場合にも、非常に電気にまつわる病院ですね、電動ベッドもそうですし、酸素もそうで す。そういったことを短時間に整備がなされるべきではないかと思いますが、ちょっと先ほど 総務部長からは災害対策ということで一部答弁がありましたが、関連して市民部へ病院、所管 という中で、どのような打ち合わせと具体的な協議が進まれているのが、詳細ですけども、お 聞きしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

中嶋議員の関連質問にお答えいたします。

災害時の病院での、特に停電時の整備状況等というご質問でございます。

3月11日の災害をふまえまして、その後、関係者と協議する中で災害時の病院の電力の確保は必ずしなければならないと。そのためには自家発電により行うことがどうしても必要だということになります。災害時の自家発電につきましては、病院全体の電力確保というのは困難でございますけども、最低限の電力によって医療機器を使用することとなります。

現在、2病院においてはレントゲン撮影のできる体制について検討を準備しておりまして、 塩川病院ではすでに整備済みでありまして、甲陽病院につきましては大型の発電機の購入を検 討しているところでございます。また備蓄品につきましても、燃料とか医薬材料等々につきま しては5日間、また非常食につきましては3日間の備蓄を計画しまして、現在、準備に入って いる状況でございます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員(中嶋新君)

詳細、ありがとうございます。

そういったことで、入院患者をはじめ関係者もひとつ安心をするところだと思います。先ほども部長、5日間のそういった体制、また3日間の備蓄品ということで、あと先ほども今、答弁の中にあったと思いますけども、燃料もですね、市としても燃料の供給の事業主と災害協定も結ばれていらっしゃるということで安心をしております。なかなか、どの施設も入所のある民間の特養、またそういった施設に関しても、燃料がまず心配になるといったようなことの中で、市をはじめそういった施設、入院しているような施設ですね。そういった民間の範囲までそういった長期の停電、また自家発電用の燃料も緊急時ですけども、考えの中に必要ではないかと考えますが、市の所見を伺います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

中嶋議員の関連質問にお答えをいたします。

燃料の確保につきましては、大変重要な事項でございます。市内の燃料供給業者等につきましては協定を締結しておりまして、最優先でこちらで使う燃料を確保できるという方針をとっております。

以上です。

・・・民間の医療機関の関係ですか。民間といいますか、市内の開業医さんとか、そういうことですか。そのへんはまたこれから、どのくらいの供給量があるかどうかでもありますけど、またその施設に非常用の発電機があるか、そこまではまだ調査しておりませんけども、早急に対応したいと思います。

○議長(秋山俊和君)

ほかにございませんか。

千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

1つだけ、お伺いします。自然エネルギーに対する質問です。

地域エネルギーの将来像の考えの、先ほどの質問に対して説明がされました。トップランナーとして北杜市が太陽光、あるいは水力発電に取り組んでいることは先ほども述べましたけども、大変誇らしく思っております。そんな中でありますけども、先ほどの小中学校、あるいは給食センターに設置をした太陽光パネルも先進的でありますけども、このほかに市が保有する市の関連施設がたくさんあるわけですけども、そういうところは今のところ、まだ設置がされていないと思うんですけども、そこらへんの計画等がありましたらお聞かせください。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

千野議員の関連質問にお答えいたします。

小中学校には設置してあるが、ほかの公共施設等に計画はあるかということですが、これまで5施設に、長坂の体育館ですとかそういうところには設置してまいりました。今から必要となる施策ですので、国等のいい補助事業等を見つけながら、できる限りやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

ほかにございませんか。

渡邊英子君。

○15番議員(渡邊英子君)

富士の国やまなし国民文化祭について、関連質問をさせていただきます。

先ほど北杜市の4つの柱が発表されましたけれども、その中で北杜市実行委員会を立ち上げるという答弁がございました。相当の方が、いろんな方が見えられるとともに、関係機関の中では、今年から歩け歩けを100人体制の中で、この富士の国やまなし国民文化祭に向けて行動を起こしていこうという動きも出ています。その中で、宿泊所とか観光案内とか食事場所等の充実を図っていくことが大きな課題になってくるのではないかと思います。

そういう中で、北杜市の観光協会とか商工会とかリトリートの杜事業等のプログラムを提供する機関との連携が、この文化祭を成功させる大きなカギになってくるのではないかと考えますが、実行委員会の中にそのような方たちの選定をされて入れていくお考えがあるのか。また実行委員会を立ち上げる中の考え方をお聞かせいただきたいと考えます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長(大芝正和君)

15番、渡邊議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

富士の国やまなしの国民文化祭についてということで、これから実行委員会を立ち上げますけども、北杜市の場合は幸いにして、市民の方の文化活動ですとか、いろんな活動が非常に盛んです。特にウォーキングなんかも自主的に活動をなさっている方もいらっしゃいますので、そういう方と連携することはもちろんですけども、この実行委員会につきましては、宿泊関係者ですとか、観光の関係者なども参加をしていただいて、実行委員会を立ち上げていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員(渡邊英子君)

特に実行委員会の中にプログラムを提供する場というのを、しっかり位置づけをしていくこ

とが大切かと考えます。ぜひそのような考えの中で、北杜市の機関の中でその事業が組める団体をぜひ入れていっていただいて、充実した文化祭ができるようにしていただきたいと思います。そのような考えの中で、ぜひリトリートの杜事業などもしっかりと入れていっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(秋山俊和君)

大芝教育次長。

○教育次長(大芝正和君)

関連質問にお答えをしたいと思います。

リトリートの杜ですとか観光協会、あるいは宿泊の関係者等とも連携をしながら、国民文化祭以降も事業を継続して、市民が積極的な関係で参加できるような、そういう実行委員会にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

利根川昇君。

○12番議員(利根川昇君)

4つ目の小淵沢の整備に関連して、ちょっとお聞きしたいと思います。

今現在、駅舎とか広場とか、当然、そのことが話題になって検討しておられます。それは当 然のことだと思います。申し上げたいのは、もうちょっと前に戻りまして、小淵沢の中学校の 体育館は、まちづくり交付金で造られたと私は記憶しております。それで、そのことはとやか く申し上げるわけではないんですが、お願いしたいことがありまして質問させていただきます。 実は今度の震災の関係で、議長の指示のもと委員会等、また手分けでいろんな施設をまわら せていただきました。その中で、私はあえて母校でもあります小淵沢中学校を希望したんです が、そこを見させていただきました。体育館が新しいということもあったものですから、見せ ていただきまして、申し上げたいのはあそこは体育館が避難所として造られたというふうに記 憶しているんですが、もちろん日常茶飯事に避難所として当然使うわけではありませんから、 体育館の機能として利用して当然だと思います。ですが体育館の体育倉庫として、またそれか ら避難所としての整備という点から考えると、最初の避難所関係にダブる点もありますけども、 そのへんの避難所としては、校長先生方々、教育関係者の整備については、市のほうでやっぱ り責任を持ってやらなければいけないんではないかと。体育館としての整備は先生方にお願い していろんなことを進めていくべきだと、当然のことだと思うんですが、はっきり申しますと 両方を兼ねているものですから、どこの小中学校もそういうことがあるんですが、特に小淵沢 の場合にはそういった費用で造った関係がありまして、見せていただいているときに、いろん な整備が、多少の整備はされていましたが、いずれにしてもどちらにしても体育倉庫として使 うには階段があって、平らではありませんから、いろんな機材の搬入が大変だろうなと思った 部分がありまして、かといって避難所としての整備からすれば、場所が狭くいろんなものが、 今度の震災で初めて分かったわけですが、足りないものも多いと。そういった中で、長くなり ましたが、いずれにしても両方の整備をしっかりと進めていっていただきたいということで、 そのへんのことでひとつ、お考えを伺わせていただければと思います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

利根川昇議員の関連質問にお答えをいたしますけども、今、小淵沢中学校の体育館の地下にある防災倉庫というふうな面のご質問ということでございますので、一応、総務部のほうから答えさせていただきますけども、当初、まちづくり交付金事業の中で小淵沢中学校を整備するときに災害に備えて、当然、学校等が避難所になるだろうという中で、体育館の地下に備蓄庫を整備したということでございます。それはあくまでも、旧小淵沢町の考え方からいけば、これは想像でございますけども、体育館へ避難してきた方たち、それらの方たちに身近な備蓄庫として、そこに整備したというふうに考えていただきたいと思います。

また学校の体育施設としての利用のどうこうということは、またそれは分離して考えていただけないかなと考えておりますし、合併した北杜市はやっぱり備蓄庫についても整備はまだ不十分でございます。小淵沢中学校の備蓄庫についてはかなり広いスペースもありますので、これについては北杜市全体を網羅する意味での備蓄庫として、今後、利用していきたいというふうに考えておりますので、体育館の機能とまた備蓄庫の関係については、たまたまそこにありますけども、事業の中で取り組んだということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、18番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○18番議員(秋山九一君)

6月定例議会にあたり、明政クラブを代表して大きく6項目質問します。

まず質問の中で一部、質問者と重複しておるところがありますけども、ご了承を願いたいと 思います。

では、質問に入ります。

かつてない3月11日の東日本大震災から3カ月が経過しましたが、岩手県、宮城県、福島県を中心とした太平洋沿岸周辺市町村への大津波被害の復旧は、仮設住宅が3万戸整備されたが復興再生への道筋は見えず、避難生活を送る被災者は11万人を超えている。併せて福島第1原発問題はいまだに原子炉の安全停止のめどが立たず、長引く原発の冷却停止問題の解決と放射汚染拡大による影響が今後、大変危惧されているところであります。

福島第1原発がある大熊町、双葉町を中心とした周辺市町村のみならず全国的に、また世界的に放射能の汚染に対する不安が続いている中で、一刻も早い収束を願っているものであります。

こうした事態にもかかわらず、菅政権はリーダーシップを発揮できず迷走。政局は相変わらず国民不在であり、先般、菅政権は退陣を表明。辞任期間をめぐって迷走したが、最終的には仮設住宅が整備される8月までに辞任する意向を固めたことにより、大連立も視野に政権の枠

組み議論が活発化してきています。民主党内でもポスト菅に向けて、主導権争いが加熱している。一方で自民党・公明党を含めた大連立政権を目指し、波乱含みの政局が続いている。これからの日本はどうしていくのか。単なるコップの中の争いごとでは済まされないと思います。この大震災を乗り越えていくためには、与野党が一致団結し、第2次補正予算、公債費発行、特例法案の早期成立が待たれています。

いずれにしても過去に例を見ない国家存亡の危機に国民不在の政治を終焉していただき、被 災地や原発で避難している方たちの声に応え、震災で疲弊している被災地をいち早く復旧・復 興をし、立て直すことが先決であり、真のリーダーが待たれています。

こうした状況下ではあるが、先の大震災を教訓として本市の防災対策を含め、課題事項について何点か伺います。

最初に、東日本大震災に学ぶ本市の防災対策等について伺います。

今回の東日本大震災を契機に、防災対策の危機管理のあり方について新たに見直し、改善する必要があると思う。幸い当地域では津波の心配はないが、大規模な地震、台風、大雨等の自然災害がいつ来ても不思議ではなく、絶えず危険が想定されている。この大震災を教訓に市の地域防災計画等の見直しを図る必要があると思いますが、被害を必要最小限に防ぎ、災害に強いまちづくりにこれからどのように取り組んでいくのか、基本的な姿勢を伺います。

今回の地震は市内でも震度5弱を記録。明野、須玉、白州の一部を省き、市内全域で長時間の停電が続き、市民から不安の声が寄せられた。併せて原発事故による放射線量等の拡大の心配と長期化する原発への安全に対する不信感など、早期の情報周知を求めることが多く寄せられている。この震災に学び、教訓として本市の防災等に対する危機管理体制について伺います。

- 1つとして、地域防災計画の見直しは。
- 2つ目として、災害弱者への救助救援体制はいかがか。
- 3つ目として、災害時の指揮系統のマニュアルの作成は。
- 4つ目として、防災無線の活用と情報の周知徹底は。
- 5番目として、日常の災害危険個所の点検は。
- 6つ目として、市内の放射線量の測定と公表は。

大きな2つ目として、次に公共施設の耐震状況について伺います。

今回の大震災はプレート境界の地震といわれ、マグニチュード9の大地震と大津波に襲われ、 大震災となりました。

さて、北杜市を見ると新潟県の糸魚川から長野県、山梨県北杜市と糸魚川構造線という活断層面があり、すでに新潟県中越地方では直下型地震が起きています。静岡県にはプレート境界の地震といわれる東海地震がいつ起きても不思議ではないといわれています。

長野県富士見町の大沢断層、若宮断層、白州の下蔦木断層、大坊断層、韮崎市の下円井断層があり、東南海地震と連動して直下型の地震が起きないとも限りません。今回の震災で想定外という言葉が使われています。この言葉を思い出しながら、市の公共施設の震災対策について伺います。

として、本庁舎・各総合支所の耐震状況は。

- 2つ目として、各地区の避難所の耐震状況は。
- 3つ目として、市営住宅の耐震調査とその対応は。
- 4つ目として、市立病院等の耐震状況は。

5つ目として、保育園・小中学校の耐震状況は。

次に大きな3つ目として、自然エネルギーの活用について伺います。

東日本大震災により、従来から原子力に頼ってきたエネルギーの供給を大きく転換する時期が到来しました。私たちのライフスタイルの変化に伴い、あらゆる面でエネルギーの消費は増加する一方である。石油など化学燃料に頼る今までのエネルギーを使っていると、地球温暖化に代表される環境破壊が日々示されるようになった。対策としてはエネルギー消費を減らすか、環境にやさしいエネルギーを使うということになります。災害後、節電とエネルギー消費を抑える努力を国全体で行っているが、今までの便利な生活を捨て去り、エネルギー消費節減は現実的にはかなり難しい問題だと思います。市としては、どのような節電対策を行っているのか。今までの化学燃料に対して、太陽光、マイクロ水力、バイオマス、風力、地熱発電などの自然エネルギーからつくられる電気をつくる、二酸化炭素や有害物質を排出しない環境に負荷を与えないクリーン電力が強く求められるようになってきている。

市には、今年度から市に委託運営された北杜サイトがあり、大規模な太陽光発電を有効に活用することにより、電力の供給や財源を確保することができるようになりました。

すでに市内の小中学校に太陽パネルを設置しているが、他の公共施設、各家庭への設置を推進すべきだと考えるが、取り組みはどのようになっているのか。また現在、市としては補助金制度があるが、個人のパネル購入や設置に伴う費用は安価ではないのが実情であります。補助金を引き上げる必要があるのではないかと思います。

現在、六ヶ村堰を利用した水力発電の計画も行われ、稼働していることは小規模水力発電の 先駆けであると思う。身のまわりにありながら、エネルギーとして活用されていない水を有効 利用することで、水力発電として大いにこれから社会において期待が持てると思います。人的 コントロールの可能な水力は、自然まかせの太陽光などに比べ、安定で高密度なエネルギーで あり、こういった多くの水は上下水道、農業用水などインフラに使用されるもので、本来の利 用目的を阻害することなく、発電に流用できます。

山梨大学などの発表などによると、小型の発電機の開発が進んでおり、一部実用化に向けて 推進していると聞きます。水が高い位置から低い位置までの高低差に関係しているその落下時 に、水流によって歯車が回転され発電を行うことで電力エネルギーを回収できるマイクロ水力 発電など、水のあるところならどこでも簡単に発電が行える水資源が豊富である北杜市として は早急に取り入れるべきと思うが、今後の自然エネルギーの活用を目的とした市としての指針 と取り組みを伺いたいと思います。

として、市としての節電対策は。

- 2つ目として、公共施設や各家庭への太陽光パネル設置への推進、取り組みは。
- 3つ目として、太陽光パネル設置補助金の拡充は。
- 4つ目として、マイクロ発電等、簡易型水力発電の推進、取り組みはどうか。

次の項は北杜クラブとちょっと重複していますが、4つ目として、次に大泉地区の水道料金 不払いについてを伺います。

水道料金の統一に向け、本年1月より料金の改定が実施されている。水道料金の統一、料金の改定について、議会では幾多の議論を重ねてきた。大泉町では理解が得られず、利用料金の改定後の5月20日には、大泉町水道問題対策協議会が市長と話し合いを行っている。その内容は改定方法が不服である。赤字の地域を値下げし、黒字の地域を値上げすることに不服があ

るとして、通告書の提出や水道料金の不払いを実施している。住民の理解が得られ、不払いが 解消され、水道料金の改定実施がスムーズに行われることが肝要であると思うが、市としての 見解を伺います。

まず1として、住民の意見は具体的にどのようなものか。

- 2つ目として、不払いの現状はどうなのか。
- 3つ目として、今後の市の対策はどうかということでございます。
- 5つ目として、次に中部横断自動車道の進捗状況について伺います。

中部横断自動車道は長坂から八千穂間を省き各地域で整備が進んでいるが、長坂から八千穂間の34キロについては、基本計画区間で計画段階での事業評価の試行個所となっている。本年の2月から3月にかけて地域住民等を対象に、第1回の住民アンケート調査が実施された。このアンケートは計画段階での事業評価の一環で、地元の意見を取り入れて評価するもので、その結果をふまえて、具体的な整備方針を決定するためのものと聞いています。

また、それらをふまえて周辺地域の課題など第2回のアンケート調査も予定されているが、 現時点での進捗状況について伺います。

最後、6つ目になりましたが、バイオマスタウン構想について伺います。

総合計画における8つの杜づくりの1つ、環境日本一の潤いの杜づくりを推進するため、現在活用されていない地域資源を生かし、食やエネルギーをできる限り地域で自給することがバイオマス利活用事業構想で、過般、バイオマスタウンとして北杜市が新規に公表されました。その構想の実現に向けて、どのように取り組んでいくのか伺います。

として、バイオマスタウン構想の主な取り組みはいかがか。

2つ目として、間伐材の利用と取り組みはと木材利用はということを伺います。

以上6項目ということで、明政クラブの代表質問を終わります。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

はじめに本市の防災対策等について、いくつかご質問をいただいております。

地域防災計画の見直しについてであります。

北杜市地域防災計画につきましては、平成22年度に市役所行政組織改革に伴い全般の見直 しを行い、現在は山梨県で関連個所の突合・調整を行っているところです。

北杜市防災計画は一般災害編、地震編、資料編からなり、多岐・詳細にわたり地域防災への対応が定められています。災害に強いまちづくりを行うためには、市民全員が広く防災意識を高めることが必要と考え、市では地域防災計画を要約した防災マップを作成し、市内全戸に配布したところであります。防災に必要な基本的情報が掲載されていますので、必ずお読みいただき、災害への備えとしていただきたいと考えています。

なお今後、防災基準が改正された場合には、その都度見直しを行う予定であります。

次に公共施設の耐震状況について、いくつかご質問をいただいております。

本庁舎と各総合支所の耐震状況についてであります。

昭和56年6月以降の建築確認から新耐震基準が適用されておりますが、本庁においては北

館以外は耐震基準を満たす建物となっております。また各総合支所については、明野総合支所 と須玉総合支所は耐震基準を満たす建物となっており、武川総合支所は本年度に耐震基準を満 たした施設への移転を予定しております。

次に自然エネルギーの活用について、いくつかご質問をいただいております。

市としての節電対策についてでありますが、地球温暖化対策にとって、自然エネルギーの活用は重要なテーマであると同様、電気使用量の削減やゴミ排出量の削減など、一人ひとりが日常生活で行う取り組みも極めて重要であります。

市では環境保全率先行動計画を定め、市で行う事務事業から生ずる温室効果ガスの排出抑制等の努力を市職員が率先して実施する中で、市民の自主的な取り組みを促すこととしております。これにより、これまでも節電等に取り組んできたところであります。

特に今夏は電力の供給不足の懸念から、国から東北電力および東京電力管内で前年比15%の電気使用量の削減が要請されていることを受け、市民、事業者の皆さまとともに節電に取り組んでいかなければなりません。節電の具体的方法等につきましては、広報ほくとや市ホームページ等で市民の皆さまにお知らせするとともに、市役所みずからが率先して行ってまいります。市役所を利用いただく皆さまにもご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次に大泉地区の水道料金不払いについて、いくつかご質問をいただいております。

今後の市の対策についてでありますが、私としても苦渋の決断により統一を目指したところであります。水道使用料金改定を含む簡易水道給水条例の改正については、市議会において議員全員で構成する特別委員会に付託のもと、慎重に審議され可決された内容であります。

市としましては、今後さらに合併した北杜市の水道料金改定に理解を求めていくとともに、 未納者に対しては条例等に基づき対応していくこととしております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(秋山俊和君)

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

本市の防災対策等について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、災害弱者への救助・救援体制についてであります。

一人暮らしの高齢者や障害のある方などのうち、災害が起きたときに手助けを必要とする方、いわゆる災害弱者の方々につきましては、災害時要援護者支援制度により救助・救援体制を整えることとしております。この制度は、災害が起きたときに手助けを必要とする方のお名前や連絡先、近隣で支援をしてくれる方などをあらかじめ市に登録していただくことにより、災害時に支援者、行政区、消防団、民生委員、児童委員などが連携して支援するというものです。現在の登録者数は276人にのぼっているところであります。

今後、支援が必要となる方にできる限り登録していただけるよう、制度の周知広報を図って まいりたいと考えております。

次に、災害時の指揮系統のマニュアル作成についてであります。

市では、3月11日に発生しました東日本大震災発生後、直ちに災害対策本部を立ち上げ、 職員全員が市内の被害状況把握、市民の安否確認、情報の収集など地域防災計画に沿った行動 を行いました。

現在、注目されております地震に限らず、大雨・洪水・土石流といった災害を含め、市では 4段階の職員配備基準を定めており、気象状況や災害の規模に併せ、最小限の人員から全職員 配備まで、それぞれの対応が定められております。

その指揮系統につきましては、本部長・副本部長から各部局長への指示、部局長から各課への指示伝達、さらに関連機関へ指示を行い、報告は逆をたどることとなっております。

次に、防災無線の活用と情報の周知徹底についてであります。

災害関係の情報周知には、第一に防災行政無線を使用いたします。今回の震災では、北杜市のほとんどの地区において、15時間という長時間停電が発生しました。その際にはバッテリー不足から防災無線に不具合を生じましたが、消防団による巡回広報や市内のFM放送局などを活用し、市民に対し情報提供を行ったところであります。現在進めております防災無線デジタル化は、子局の新設やスピーカーの増設などにより、市内全域に安定した広報を可能とするものです。

デジタル化により各子局に無停電装置が新調されるため、停電時においても24時間の放送可能となりますが、市民の皆さんに安定した情報提供を行い安心していただくため、今後も防災無線だけでなく消防団、FM放送など、あらゆる手段を活用して情報の伝達を行いたいと考えています。

次に、日常の災害危険個所の点検についてであります。

日常生活をする上で危険と思われる個所については、市民から寄せられる情報などを含め、 各担当部局において点検を実施しているところであります。

3月の震災から、市民の災害危機に対する心構えも大きく変化しております。市民の安心・安全のため、市で率先して危険個所の点検を行っていき、寄せられる情報への対処も柔軟に対応していきたいと考えます。

次に、市内の放射線量の測定と公表についてであります。

東日本大震災の影響による東京電力福島第1原子力発電所の事故により、広域的な放射能汚染の拡大が問題となっております。山梨県内においては文部科学省の委託を受け、県が行っております甲府市富士見にある衛生環境研究所でのモニタリングポストによる放射線量、可搬型サーベイメータによる地上1メートルの高さの放射線量の測定結果などから、健康に影響の出るレベルの数値ではないとの見解が、山梨県ホームページや報道等で公表をされております。また6月22日から県内10地点で計測を行った結果、韮崎を含む全地点で、数値に特に異常は見られませんでした。東京都や近隣県で行っております調査結果を見ましても、同様な測定結果が示されていることから、現時点では市内において環境放射能の測定等は行ってはおりません。

次に公共施設の耐震状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、各地区の避難所の耐震状況についてであります。

市地域防災計画では避難地36カ所、避難所35カ所、計71カ所を指定しております。また避難所生活が長期にわたる場合に、介護を要する者への避難所として、福祉避難所10カ所を指定しております。

避難所として指定されております体育施設および小中学校の体育館は、すべての建物が耐震 基準を満たしており、福祉避難所につきましても、すべての施設が昭和56年以降の建築基準 法の新耐震基準が適用されている建物であります。

次に、市営住宅の耐震調査についてであります。

市営住宅の耐震調査につきましては、用途廃止予定の1戸建ての木造住宅を除き、昭和56年 5月31日以前の旧耐震基準により建築された11団地、326戸を耐震診断いたしました。

今後は平成21年度に策定した住宅総合活用計画ならびに住宅長寿命化計画に基づき、市営 住宅の耐震化を促進し、耐震補強を進めていく考えであります。

次に、市立病院等の耐震状況についてであります。

塩川病院につきましては平成15年度に改築を、甲陽病院については平成8年度に病院の改築を行い、療養病棟については、現在耐震に伴う補助金等を財源に改築をしております。また老健施設福寿の里および2つの診療所についても新耐震基準施行後の建築であり、安全と考えております。

次に保育園、小中学校の耐震状況についてであります。

保育園の耐震状況ですが、建築年により耐震基準を満たしている施設以外で耐震診断の必要となる施設についてはすでに耐震診断を実施し、15園すべての公立保育園が耐震基準を満たしております。

また、小中学校の耐震状況は小学校15校のうち耐震基準を満たした校舎は12校で、日野春小学校、長坂小学校、小泉小学校の3校が耐震基準を満たしていませんが、統合により平成25年度には解消する計画であります。

なお、小学校の体育館については、すべて耐震基準を満たしています。

中学校9校についても、校舎、体育館ともに耐震基準を満たしております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

自然エネルギーの活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、公共施設や各家庭への太陽光パネルの設置についてであります。

日照時間日本一の北杜市において、シンボル的な存在である太陽光発電システムについては5つの公共施設に合計110キロワット、22の小中学校等に1メガワットを導入しており、小中学校では、環境教育の実物大の教材として子どもたちの環境意識の向上にも寄与しているところであります。

一般家庭に向けては、市民の自主的な取り組みを支援するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を平成18年度から実施しており、申請の件数につきましても増加の傾向となっております。

また、北杜サイト太陽光発電所において定期見学会を開催し、太陽光発電システムを分かり やすく紹介するなど、理解促進を図っているところであります。

次に、太陽光パネル設置にかかる補助金の拡充についてであります。

地球温暖化対策に向けた一般家庭での自主的な取り組みを支援するため、平成18年度から 実施しております住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましては、年々増加の傾向に あり、本年度もこれまでに54件の申請をいただいております。これは東日本大震災を契機に、 太陽光発電への注目が集まっていることやエネルギー転換の気運が高まっていることもあり、 今後も増加すると見込んでおります。このため、本議会に所要の額の増額をお願いしたところ であります。

次に、マイクロ発電等簡易型水力発電についてであります。

市では、北杜市の自然を生かした水力発電の推進に力を注いでいるところであります。今後 も引き続き小水力発電の普及推進に努めるとともに、マイクロ水力発電等の環境学習教材やモニュメントなどの活用方法についての調査検討も継続してまいりたいと考えております。

次に大泉地区の水道料金不払いについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、住民の意見は具体的にどのようなものかについてであります。

赤字が多い地域を値下げし、黒字の地域を値上げすることに不服がある。赤字の解消策を何 も示していない。旧料金については水道使用者が納得していたものであり、今回の料金統一で は不公平が生じていることなどの意見がありました。

次に、不払いの現状についてであります。

料金改定後の水道料金で、旧水道料金分を支払っている世帯につきましては6件でありました。また、全額支払っていない世帯は113件であります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

名取産業観光部長。

○産業観光部長(名取重幹君)

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

バイオマスタウン構想について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、バイオマスタウン構想の主な取り組みについてであります。

本市ではこれまで、大規模電力供給用太陽光発電施設の実証研究や小水力発電など、北杜市の自然資源を活用した新エネルギー対策を推進してまいりましたが、さらに人と自然と文化が躍動する環境創造都市を実現するため、木質バイオマス、堆肥化、バイオディーゼルおよびメタン発酵エネルギーの4つのプロジェクトを柱としたバイオマスタウン構想を策定し、本年4月28日付けで国から公表されました。

今後は国の方針に基づく活用推進計画を策定するため、バイオマス活用事業者、関係団体の 代表者、有識者などで構成する北杜市バイオマス活用推進協議会を設立し、実現可能な事業に 取り組んでまいりたいと考えております。

次に、間伐材の利用と取り組みについてであります。

バイオマスタウン構想では間伐材等を活用した木質チップ、液化等の木質バイオマス燃料の 製造も推進することとしております。

今後、森林所有者等による里山整備事業や国の森林整備事業を活用した計画的な森林整備により、間伐材の有効利用を推進してまいります。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

深沢建設部長。

○建設部長(深沢朝男君)

秋山九一議員の、明政クラブの代表質問にお答えします。

中部横断自動車道の進捗状況について、ご質問をいただいております。

国土交通省によりますと、長坂八千穂間について計画段階評価を試行的に実施しており、その手順に沿って第1回アンケート調査が行われました。1回目のアンケート調査結果を公表後、夏ごろを目途に2回目のアンケート調査を実施し、この調査結果を参考として社会資本整備審議会道路分科会関東地方小委員会を開催し、道路形態等の対策案の評価を行うとのことです。この計画段階評価の手続きののちには、環境影響評価などの手続きが進められる見込みです。市といたしましても整備計画路線への格上げに向けて、関係機関とも連携しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を2時40分といたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

秋山九一君の再質問を許します。

秋山九一君。

○18番議員(秋山九一君)

2点ほどお伺いします。

まず最初に、防災対策の危険個所ということの中で、今回、災害で福島県砂川市の加賀用水の藤沼ダムが決壊して家屋とか尊い命が奪われるなど、おおぜいの犠牲者が出たということで、北杜市も非常にそういったような湖とか点在しておるわけだけども、まちなかにこのような湖もあって、下流には工場とか民家がたくさんあって、工場のほうでは、もし私の工場のために下に犠牲者が出たらどうなのかなということで、今、頭を痛めている場所もあるわけだけども、そうはいっても東海地震、いつ起きるか分からないということで、関係者がまわりを見ながら留意をしているという状況でございますけども、そこらへんをしっかり調査をしながら、やってほしいなということでございます。

そして2つ目に耐震状況のほうでございますけども、公共施設だけども、いろいろ廃校になったり、使われていない公共建造物があろうかと思うけども、万が一そのまわりで耐震がなされまして、地震等が崩壊でもしたときにこのへんいかがかなということでございますが、このへんも、そこまで市のほうでも調査をしているのかどうかということと、もう1つ、先ほどのご答弁の中で、大泉地区の水道料金、未納者が116件という答弁がありましたけども、未納額はいくらぐらいになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長(名取重幹君)

それでは、再質問にお答えをいたします。

具体的な名前が出ましたが、長坂区でございますが、通称、牛池といっておるんですが、市内には60カ所のため池がございます。特に長坂地区には約半数の28カ所のため池が存在しております。これにつきましては、22年度に防災災害対策のために、県営地域ため池総合整備事業によりまして、安全度等の評価を実施いたしました。その中で牛池は平成13年度に改修したということもありまして、緊急性は低いという判断はされております。また本年度、着手します長坂、2カ所のため池についても、これは判断の中で改修の危険性が高かったということで実施をしております。

しかしながら、議員がおっしゃいますように牛池の堤体、下流には工場や一般住宅、団地が存在しておりまして、万が一、大規模地震等で堤体が決壊した場合は被害が相当あるというふうなことは想定されております。

現状では、先ほど申し上げましたように、改修等は実施困難な施設ではありますが、本市としましては今後、漏水あるいはひび割れ、はらみ等の確認ができたならば、国・県に速やかに要望して整備してまいりたいと考えております。

それから堤体近隣の住まいの市民の皆さまに対しましては、地域課を通じまして大規模地震 発生時には高台への避難、それから地元行政区に避難計画を策定するよう、働きをしてまいり たいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

明政クラブの、秋山議員の再質問にお答えしたいと思います。

公共施設の耐震状況でありますけども、市内には300を超える公共施設がある中で学校、 保育園、それから公営住宅などにつきましては、先ほどの答弁のとおり耐震診断等を行っているわけですけども、その他につきましては耐震診断という状況までは現実、至っておりません。

しかしながら1つの基準としては、昭和56年6月以降の建築確認を行ったものにつきましては、新基準の中で行っておるということで、耐震については基準を満たしているものというふうに判断をしております。それ以外の56年の6月以前の建物というものが多少、残っております。それから長坂の先ほどの3棟につきましては、耐震基準を当然、満たしていないわけですけども、これらにつきましては現在、職員で構成する町内の公共施設の有効活用の検討委員会という組織を立ち上げてありますが、これらで今、検討中でございます。

今後もそういった検討をする中で、当然、老朽化したものについては解体ということも視野に入れなければなりませんし、あるいは耐震構造としての活用も視野に入れていかなければならないということで、現段階では具体的な状況には至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

秋山議員の再質問にお答えをいたします。

大泉における未納世帯の未払いの額はということですが、水道料金は2カ月分を1期として カウントいたしますので、1期分、約35万円という金額になります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

秋山九一君。

○18番議員(秋山九一君)

次にバイオマス構想について、ちょっとお伺いをしたいなと思います。

北杜市が農業と林業の2本柱というような特徴ある市ではありますけども、最近、森林等の 伐採が松くいとか樹種転換というようなことが進んでおるところだけども、最近になって、まず 唐松とか、そういったような国産材が見直されておって、業者が盛んに買い入れに入って、山林の地主としては大変、明るい話が進んでおるわけだけども、これはちょっと私が聞いた中では、新潟県等の中で国産のベニヤ板等の加工が、木材が足りないということで、今の時期でも、水のあげた時期でも乾燥剤を入れて、この作業に入るということで、大々的に取り組みだしたなと思うわけだけども、北杜市としても、その材料はあるけども、そのあとの枝等々が非常に散在しているということの中で、そういうものも入れながら、今、木質のバイオ等々を早急に取り組まなければ、非常に遅れておって、他の業者が来て木材は買い入れていくよと。バイオも例えば、先般言うように山梨の飯島木材とかということの中で、北杜市の材料を持っていって、そしてペレットをつくって業者に納めるということだけども、せっかくの宝みたいものがあるわけですからね、先祖から伝わった木材というものがあるわけですから、そこらへんのプロジェクトチームをしっかり組んで、こういうものがあれば、また特色のある都市づくりができるんではないかなと思うけれども、ここらへんを今後、急いで取り組むという、何か策がありましたら、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長(名取重幹君)

再質問にお答えをいたします。

先ほどから答弁しておりますように、バイオマスにつきましては、協議会の中で細かなこと を検討していきたいと思っております。

おっしゃいます林業の活性化ということになれば、戦後、植林をした樹木が伐期、いわゆる 伐採適齢期に達しているという1つの事実。それから松くい虫の被害によりまして、樹種転換 等が求められ、これも進めております。そんなふうなことで、赤松の伐採が増加はしておりま す。それから適齢を迎えました、先ほどございました唐松も含めまして、売れる木となってい るというのが事実でございます。これは議員がおっしゃいますように、合板の資材、それから 建築材としての使用がなされてきたということでございます。

しかしながら、これは一定量の安定供給がないと成り立たない。採算面あるいは費用対効果 というような問題もございます。以前にも答弁をさせていただきましたが、広域的な連携がな いと、やはりできないということから森林組合等々、県も含めまして、そういった協議会がつくられております。これらの指導あるいは私どもも連携をしまして、公共建築物への活用も含めまして検討していくということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

秋山九一君の質問が終わりました。

関連質問はございませんか。

相吉正一君。

○3番議員(相吉正一君)

防災対策等に関して、関連質問をさせていただきます。

1つは想定外の災害時が今後、想定されるわけですが、災害時の要援護者台帳等の情報管理 と現状はどうなっているかということですが、やはり想定外の災害等がきた場合には、災害に 特定して情報開示をするべきではないかと。個人情報の開示の検討が必要だと思われますが、 そのへんどのように考えているか。

現在、災害時の要援護者台帳、たぶん2千人強いらっしゃると思うんですが、ますます高齢 化が進む中で、個別の支援計画の策定も必要があるんではないかと思いますが、そのへんもふ まえた見解を伺います。

先ほど276人の支援者、民生委員さんとか消防団とかありました。ただ、今の情報開示がネックになっていて、本当の非常事態にはそこが心配されます。ぜひ検討していただきたいと思います。

もう1点目ですが、今回の大震災をふまえて、本市の防災体制、今、つくって防災マップがありますけども、やはり市民は不安になっています。市のほうも大変、努力はしています。やはり本市は広い地域ですし、白州、武川、須玉等、一級河川があります。いろいろな災害が想定されます。土砂、山津波、水害等含めてありますので、ぜひ努力していることはとても分かるんですが、現実に地域地域に指導していただきたい。例えば自主防の会長さん、区長さん、また消防団が、例えば避難所でも誰が中心になってやるか。そういう問題が何か、今回の震災で学ぶことがあったと思います。このへんもお聞きしたいと思います。

あと今回の大地震で原発事故、この安全性が今、日本だけではなくても、世界的にも注視されています。先ほどの答弁だと本市には影響がないというお話でしたけども、市民の皆さん、すごく心配しています。それを例えば防災無線では、先ほどだと6月22日時点ですか、県内で測定した結果、韮崎付近は影響ないという。そこを回覧なり防災無線で周知する。ホームページなど。そこが一番、私は大事だと考えています。その点、ご答弁をお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

相吉議員の関連質問にお答えをいたします。

今回の震災を契機に、防災体制の中での地区への指導等々についてのご質問だと思います。 今回の東日本大震災の北杜市への教訓といいますか、そういうものはやっぱり15時間にわ たる停電時の影響で、市民の方々へ情報伝達がうまくいかなかったというものがございます。 そうした中で、本庁舎への非常用発電の設備なり、それから本庁と各支所、関連行政機関との 簡易のデジタル無線との設備をするところでございますけども、そうした情報伝達のものにつ いて、充実を図っていきたいと考えております。

また先ほども答弁をしましたけども、市内122の行政区があるわけでございまして、その中の自主防災組織というふうな、自主的に自分たちの地域を守るという組織が32組織しかできていないということでございます。これについては、われわれが一応、先ほど議員おっしゃいますように、防災知識のいろんな指導をするにも、やはりそういう組織があって、はじめてまた同じような防災意識の中での指導ができることでありまして、今回を機に自主防災組織の立ち上げを強力にすすめていきたいというふうに考えております。そうした中で、自分たちは何をしなければならない。また行政として何をしなければならないのかという中で、情報伝達も含めながら検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

相吉議員の関連質問にお答えをいたします。

環境、放射能の状況、大変心配されているということなんですけども、市の方向としまして は原発事故以来、県のモニタリングポストで連日、震災前の数値と同じ数値、変わらない数値 でずっと推移してきております。そして、それでも皆さん心配だということで、先日、県内の、 先ほど答弁のほうでも申し上げましたが、県内の10カ所のポストで1メートルのところで 測ったものも出して、それでもやはり通年の数値と変わらないということで安心していただき たいと思います。

ただ、この数値は山日新聞と、ほかの全国紙でも連日、新聞紙上にはこの数値が報道されて おりますので、ほかの伝達方法としてホームページ等、そちらの防災のほうにリンクするよう な形で検討してみたいと思います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

原福祉部長。

○福祉部長(原かつみ君)

災害時の要援護者支援制度につきましての情報開示という、ご質問があったかと思います。 現在、議員おっしゃられましたように、登録なさっている方は276人の方でございます。 市内の276人という数ですので、もっと充実していかなければというふうに考えているとこ ろでございます。

情報の共有につきましては支援する方、それから行政区長、民生児童委員、それから消防団等で登録していただいている方々につきましては、情報を共有しているところでございます。 災害が起きたというふうな場合におきましては、この登録している方はもちろんでございますけども、登録されていない方々につきましては、行政を中心として担当部署で把握しております方々につきましての災害の救助にあたっていくというふうな考えでおります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

相吉正一君。

○3番議員(相吉正一君)

今の答弁で分かったわけなんですが、新聞とかマスコミでなくて、やっぱり市の回覧とか、ホームページとか広報をとおしても、不安を除く努力はしていただきたい。先ほど行政区が122、自主防が30ということでしたけども、やはりそういう指導だけはしていただきたい。行政は全部できません。先ほど言ったとおり、こういうことをしたらいいというマニュアルをつくっていただければいいということなんです。防災無線もやはり活用していただいて、先ほど15時間停電しました。明野の一部と白州は停電しなかったところがあるわけですが、15時間という初めての停電、やはり不安がありましたので、停電でちょっと市民の皆さん、いつ、どういう状況というお知らせはしてほしい。そういう努力は検討してほしいと思います。たぶん火災とかの放送マニュアルはあると思うので、今回の地震を契機に地震の場合には、想定外のときですけども、今回のはわれわれも勉強になったし、市民も勉強になったということで、ぜひ今後、このへんもふまえた取り組みをお願いします。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

相吉議員に限らず多くの市民の願いでもあろうかと思いますけども、結果として15時間の停電については、私ども15時間になると思わなかったですよ。すぐ点くだろうと。5分後には点くだろう、5分後には点くだろうというような思いが結果として15時間になったということであります。いずれにしましても、こういった非常時、災害時における市民への情報ということは非常に大切だと思いますから、今回の東日本の地震を大きな経験として備えていきたいと思っています。

○議長(秋山俊和君)

ほかに関連質問はございませんか。

坂本治年君。

○17番議員(坂本治年君)

公共施設の耐震状況と自然エネルギーの活用についての2項目について、関連質問を行います。

先ほど部長の答弁によりまして、避難所におきます体育館は耐震基準を全部満たしているという答弁がございました。しかし今回の大震災において、体育館に避難していた住民が側壁とか天井が落下して重傷を負ったということが現実に起きているわけでありまして、その体育館は耐震基準を満たしている状況の体育館でありました。今回、耐震基準を満たしているといって安心しているところにおいて、市内は大丈夫だというわけなんですが、そのへんのところもどう考えているか、再度お聞きしたいと思います。

それともう1つは太陽光パネルの件なんですが、日野春小学校、小泉小学校は耐震基準を満たしていないということで、庁内で検討しているということですが、そこには太陽光パネルが設置してあります。それをどのようなことの扱いをするかということを、そのままそこへ置くか、どこか違うところへ太陽光パネルを移動してやるか、そのへんの2項目について伺います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長(大芝正和君)

坂本議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

太陽光が設置されています日野春小学校、小泉小学校につきまして、秋田小学校もそうなんですけども、統合によって学校としての太陽光パネルの効果というのはないわけですけども、統合等であっても補助金等の返還は必要ないという回答はいただいております。今後、公共施設や廃校になった場合にどういうように活用していくかという、その活用の場面において、その太陽光をどうしていくかということを検討していきたいと考えております。

それから主に小学校、中学校の体育館が避難場所になっていて、東日本の震災でも、耐震建物であっても天井等の落下が見受けられたというようなケースがございますけども、この点につきましても、躯体のみならず天井の点検とか、そういうものを計画的にやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

よろしいですか。

(はい。の声)

ほかに関連質問はございませんか。

(な し)

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

平成23年第2回北杜市議会定例会にあたり、会派市民フォーラムの代表質問を行います。 東日本大震災の被災地では、遅々として進まぬ復旧への足取りの中、悲しみに堪えながら明 日への模索を始めている多くの被災者の皆さまの姿があります。

私たちは先日、同僚議員が学生時代を過ごした宮城県名取市に行ってきました。被災した同級生の慰問とボランティア活動として、福祉施設と農園の泥出し作業を行ってきました。1千名を超える尊い命と90%もの家屋が失われた名取市閖上地区での作業でありました。その惨状に言葉もなく、ただ汗と涙が流れ落ちるだけでした。

ところで今回、参加したボランティアの多くは若者でありました。慣れない作業を黙々とこなし、滴る汗もいとわず働く姿を見るにつけ、このボランティア活動が被災者の皆さまの一助になることを願わずにはいられませんでした。改めまして、亡くなられた方々のご冥福と被災者、ならびに被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、今定例会におきまして、市民フォーラムは大きく4点について質問いたします。 まず1番目は、防災についてでございます。 この間、各会派から防災についての質問がされております。一部重複する部分があるやと思いますが、よろしくご答弁のほうをお願い申し上げます。

まず1つ目でございます。北杜市地域防災計画について、お尋ねをいたします。

今回の東日本大震災を受け、どの自治体もそうでありますように、北杜市地域防災計画の見直しをそれぞれの自治体が行うように、北杜市も地域防災計画の見直しをどのように今後考えていくのか。またその基本的な方針は、どこに置くのかお答えいただきたいと思います。

次に災害時の行政の対応について、お尋ねをいたします。

災害時は特に情報伝達が重要となりますが、本庁と支所と出先機関との通信連絡手段について、3月11日どのような問題が生じたか。また、それに対して今後はどういうふうに検討していくのか、お尋ねをいたします。

2つ目でございます。

災害時の市民への情報提供手段として、防災行政無線の有効活用が求められておりますが、その運用を市はどのように考えておられるでしょうか。

次に今般の災害時の市民の行動。本庁、各総合支所、出先機関等への問い合わせ件数、内容など、どのように分析をされておられるでしょうか。

次に平常時、非常時の本庁と支所の機能と権限を今後どのように考えていくのか。支所機能の縮小と災害時に備えた体制づくりは、相反するものとも考えられる点もあるやに感じ取っております。その点についての見解を伺います。

次に避難訓練、避難マニュアルについてお尋ねいたします。

まず学校、保育園、公民館、支所等の公共・公用施設の災害に対する安全性について、お尋ねいたします。

次に特に温泉施設や図書館、ホール等、不特定多数の人の出入りがある施設についての避難 マニュアルや職員の訓練等について、お聞きをいたします。

今申し上げました2点につきまして、市民への周知がどのようになっておられるでしょうか。 また学校等の避難マニュアルは、保護者や地域住民に周知されておるでしょうか。お聞きをい たします。

次に避難所について、お尋ねいたします。

避難所の指定や運営のあり方の重要性が、東日本大震災のテレビや新聞報道から再認識されました。避難所となる学校や市立体育館指定管理者との話し合いは、行われておるのでしょうか。またその内容はどのようなものでしょうか。

次に特に指定管理施設について、指定管理者は避難所運営にどのように関わるのでしょうか。 指定管理者の意向が市の避難所運営や市民にとってマイナスに働くことはないのか。非常時・ 災害時には、直ちに直営とする条例改正等を考える必要はないでしょうか。

3つ目といたしまして、北杜市地域防災計画によると、東海地震が起こると時期によってはおおぜいの滞留旅客・帰宅困難者が出ると予想されておりますが、どのような対処を考えておられるか。例えばJRの利用者は駅近くの徒歩圏内の避難所へ、または車の利用者は別のところへ誘導するなどの計画はできているのでしょうか。

次に防災につきまして、最後の質問であります。自主防災組織等、地域の役割についてお尋ねいたします。

自主防災組織の単位は、どんなものでしょうか。北杜市地域防災計画では自治会、その他の

チラシでは行政区というふうに表記されております。地域の住民組織のあり方も含め、市の考えをお伺いたします。

2つ目でございます。行政区の再編は完了しており、自主防災組織の立ち上げと育成・充実 に本腰を入れねばならない時期と考えておりますが、具体的な方策をお示しください。

3つ目でございます。自主防災組織と消防団は、どのような関係にあるのでしょうか。災害時の指揮系統を明確にする必要があると考えますが、この点についてのご見解をお聞きします。

4番目でございます。避難所・自主防災組織の備蓄の充実について、市の今後の計画についてお聞かせください。

5番目でございます。災害時要援護者支援制度の充実や日中一人になる高齢者などへの対応 をどのようにお考えでしょうか。

次に大きく2つ目の質問でございます。北杜市立病院改革プランの実施状況について、お尋ねをいたします。

北杜市立塩川病院と甲陽病院は地域の中核病院として中核的医療や救急医療、小児医療、僻地医療等を担ってきております。平成19年、国は全国の公立病院の多くが赤字経営を余儀なくされている現状をふまえ、その持続的な病院経営を目指すため、公立病院改革ガイドラインを策定しました。この中で、全国の公立病院にそれぞれの経営指針の明確化と、それを実現する具体的計画の策定と実施を求めました。

北杜市は、この流れを受けて平成20年度に北杜市立病院改革プランを策定し、地域における役割の明確化と中核病院として地域の医療サービスの充実を目指し、平成21年度から計画を実施しております。

本年度は計画の最終年度になりますが、この改革プランの実施状況を点検・評価する北杜市 立病院改革プラン策定委員会が昨年11月に改革プランの点検・評価を行っておりますので、 この結果を中心に改革プランの実施状況について以下、伺います。

まず1つ目でございます。改革プランの現状分析で示された2つの病院の経営課題の改善状況について、お尋ねいたします。

具体的には塩川病院につきましては1.経営効率化の観点で材料費率の改善。2.収入増・ 医療サービス確保の観点での医療スタッフの確保。具体的には、常勤外科医と看護師の確保で あります。甲陽病院につきましては1.収入増の観点で療養病棟の利用率改善、人工透析の利 用率の改善。2.同じく医療スタッフ不足の解消。具体的には、常勤内科医と看護師の確保と いう大きな課題が掲げておりますが、この改善状況についてお知らせいただきたいと思います。

次に点検評価で、甲陽病院の経常収支黒字化が平成23年度から平成24年度へ1年先延ば しとなっておりますが、その理由はなんでしょうか。

また収支計画の一部改定、見直しが行われておりますが、療養病棟改築工事の影響で医業収益や病床利用率が落ち込んでいるはずなのに計画の改定が、あるいは見直しがされていないのはなぜでしょうか。

3つ目、公立病院再編ネットワーク構想に当初の計画等の変更はないのか、お尋ねいたしま

4つ目でございます。 1次が今年度で終了いたします。第2次改革プランの策定スケジュールをお知らせください。

次に、3つ目の質問に移ります。観光政策について伺います。

市は、第1次北杜市総合計画の基本構想で観光政策を、品格の高い感動の杜づくりに位置づけ、豊かな自然資源や農業資源、歴史的景観を有機的に結びつけながら、来訪者が楽しめる観光資源の利用方法や来訪者と地域住民が交流できる場づくり、あるいは滞在型観光地としての魅力を高めるため、地域間の連携による商品やサービスの開発を支援し、より多様な観光客のニーズに応える取り組みを謳っておりますが、個々の取り組みはさまざま行われていると承知しておりますが、北杜市の観光としての一体感、あるいは統一した理念が分かりにくくなっている印象を受けます。この観点で、以下伺います。

1つ、市の観光を担う観光協会、リトリートの杜、八ヶ岳観光圏整備推進協議会は市の観光政策においてどのように位置づけられ、また連携がされているのでしょうか。

2つ、市の観光が特徴ある3つのエリアに分けられ、それぞれ事業展開がされておりますが、 市の全域を網羅する統一した観光政策は実施されておるのでしょうか。また3つのエリアの相 乗効果はどのように発揮されておるのでしょうか。

3つ目、北杜市を訪れる観光客の実態調査はどこで、誰が、どのように行っているのでしょうか。また、その分析はどのように行われ、具体的にどのように活用されているのでしょうか。

4つ目でございます。今回の大震災により、市の観光業者が大きな影響を受けております。 その実態はどのようなものでありますでしょうか。また今後の回復状況を、市はどのように見 通しておりますでしょうか。

最後に大きい4つ目の質問に移ります。山梨県環境整備センター、通称、明野最終処分場に ついて、市長にお尋ねいたします。

去る5月24日、山梨県は廃棄物最終処分場整備計画の見直しを明らかにいたしました。平成4年に山梨県が産業廃棄物について、公共関与による最終処分場の確保を積極的に推進する方針を打ち出しました。平成5年に県内を5圏域に区分けし、そのすべてに最終処分場を整備する計画を立て、明野を第1号と位置づけました。その後、明野の次の最終処分場として境川を予定地に決定したところでございます。

ところが国の方針が環境循環型社会形成への方向に変わり、リサイクルが進みゴミの最終処分量が大幅に減少するのに合わせるように山梨県は5圏域構想を破棄し、明野と境川だけに産業廃棄物の最終処分場を設置に変更。さらに今回、境川の産業廃棄物の受け入れも大幅な赤字の見込みを理由に取り止めるという、山梨県廃棄物行政の大きな変更を打ち出しました。

明野最終処分場設置の謳い文句は、山梨県に産業廃棄物最終処分場がなければ山梨県の産業界が成り立たない。山梨県内すべての市町村に明野と同様な処分場を造るので、理解してほしいということでありました。

ところが明野の処分場が稼働して以降、県内の有力企業は次々と県外に撤退し、産業廃棄物の最終処分場は北杜市明野町のみとなりました。地元の住民からは嘘から嘘を言い連ねて、真面目な峡北の人間を悩ませ苦しめたこの17年間との声が聞こえます。私は山梨県に申し上げたい。行政として一片の良心があるなら、今すぐに明野から撤退しなさいと。この思いを胸に白倉市長にお伺いいたします。

1つ目、市長は最終処分場を明野に受け入れるとの判断で山梨県の廃棄物行政の一端を担いましたが、今回の山梨県の方針転換についてどのようにお考えでしょうか。

2つ目、山梨県は5.5年の処分場使用期間の延長を明らかにしています。そこで市長にお 尋ねいたします。公害防止協定の遵守のお考えに基づき、従来どおり延長を認めない方針に変 わりはありませんか。

3つ目、現在、処分場漏水検知システム検知調査が進められていますが、原因が解明できません。日本一の安全を売りにしてきた処分場の安全性が足元から揺らいでいます。全国の処分場問題に長く携わってきた専門家は、検知システムと遮水シートのどちらに原因があったとしても、明野処分場の安全性は失われたと明言しております。

市長はこの事態を受けて、処分場の今後の稼働について、どのようなご見解をお持ちでしょうか。お尋ねをいたします。

以上、大きく4点につきまして、市民フォーラムの質問とさせていただきます。よろしくご 答弁をお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

防災について、いくつかご質問をいただいております。

北杜市地域防災計画の見直しについてであります。

平成22年度において、北杜市地域防災計画の修正業務を行ったことから、災害対策基本法の規定に基づき、現在、山梨県知事へ協議を行っているところです。地域防災計画は、国の防災基本計画、県の山梨県地域防災計画および地震被害想定調査報告書をふまえて、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護することを基本方針としております。

今後、国や県において基準値や方法の見直しがされた場合は、速やかに改正をしていきたい と考えております。

次に市立病院改革プランの実施状況について、いくつかご質問をいただいております。 改革プランによる経営課題の改善状況についてであります。

塩川病院については、材料費購入を一括入札で行うとともに院内代表者会議等を通じて経費の削減対策を実施しております。収入増加対策としては、一般病床での長期入院患者を医療指導等により減らし、新規患者の受け入れを促進するなど療養病床等とのベッドコントロールの強化を行うとともに、作業療法士採用による医療体制の充実および透析機器の導入による患者の増加など、収入増加につなげております。

次に甲陽病院の状況ですが、収入増加の観点からの療養病床利用率の改善については、昨年 10月より院内に地域医療連携室を立ち上げ、相談窓口の設置等により院内外からの患者の調整および連携等を行い、療養病棟の入院患者の増加を図っております。また人工透析において も病床数を2床増加するとともに看護師の充実も図りました。

医療スタッフの不足問題につきましては、最大の課題であります。常勤内科医の確保に向けて関係機関に継続的な働きを行うとともに、医師等の人脈を通じての確保にも取り組んでいきます。

次に観光政策について、いくつかご質問をいただいております。

観光協会、リトリートの杜、八ヶ岳観光圏の位置づけと連携についてであります。

市観光協会は、それぞれ独自の特色を持つ3つの観光エリアがその個性を生かしながら、魅力ある観光地づくりに取り組んでおります。また八ヶ岳観光圏整備推進協議会は、県や市町村

間のエリアを超えて、本市と富士見町、原村の連携により観光関係団体が協力し、広域的な取り組みの中で、滞在型観光ができるような観光エリアの整備を促進していこうとするものであります。さらにリトリートの杜は、自然や農業など本市の豊富な観光資源を有機的に組み合わせ、長期滞在型の観光地づくりに結び付ける役割を担っています。

市ではこれらの取り組みを支援するため、事業委託や補助を行うとともに関係団体が自立し、 独自性を発揮しながら魅力ある観光地づくりができるよう、支援しているところであります。 次に山梨県環境整備センターについて、いくつかご質問をいただいております。

廃棄物の処理にかかる責務は産業廃棄物は都道府県、一般廃棄物は市町村となっております。 次期産業廃棄物最終処分場の整備を、当面凍結する方針については、5月25日に開催されま した県下市町村長会議において、山梨県より示されたところであります。これにつきましては、 一般廃棄物最終処分の市町村責務にかかる課題等、生じてまいりますので、一部事務組合を組 織する韮崎市、甲斐市との協議および県との協議のため、資料等精査・検討しているところで あります。

また、山梨県は当日の会議で、山梨県環境整備センターの今後について、漏水検知システムの異常検知の原因究明後、早期に安全性を確保し受け入れを再開するとともに、搬入の促進に向けた取り組みを推進するとし、埋め立て期間について、受け入れ再開後一定の期間、搬入の状況を見て判断するとの方針を示したところであります。この際、計画埋め立て量到達までの予測期間も示しておりますが、これにより埋め立て期間の延長が決定されたものではないと解しており、現在の公害防止協定を遵守していく姿勢に変わりはありません。

また山梨県環境整備事業団では、これまで漏水検知システムの異常検知個所の掘削を行い、 目視検査および遮水シートの負圧試験を行っておりますが、漏水検知システムの異常検知につ ながるような遮水シートの破損について、確認をすることができておりません。現在、調査の 段階で得られた全データをもとに原因究明作業を行っているとのことであります。

その調査結果をふまえ、安全性を確保した処分場としての確認等を行い、市としての見解を示してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(秋山俊和君)

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

防災について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今回の震災による通信手段の問題等についてであります。

3月11日に発生しました東日本大震災当日は、翌日の早朝まで約15時間にも及ぶ停電が発生しました。停電が長時間にわたったために、本庁、支所、関係機関のIP電話回線が一部不通となり、携帯電話もつながりにくくなったことから情報伝達等に支障が生じました。市ではこの経験から情報伝達の重要性を鑑み、本庁、支所、出張所間の非常時の通信手段といたしまして、移動系簡易無線機を配備することとしました。併せて市内の小中学校、保育園、病院、診療所へも配備を行う予定であります。

次に、防災行政無線の有効活用についてであります。

非常時の市民への情報を伝達する手段としては、防災行政無線を有効的に活用しながら、状

況に応じ市の広報車、消防団広報車での伝達を考えております。その運用につきましては、その状況により弾力的に対応していきたいと考えております。

次に、災害時の市民の行動についてであります。

市民からの市役所への問い合わせは、東京電力に対する電力の復旧にかかる内容が大多数で深夜まで及びました。市民が情報を得る手段は携帯電話、カーナビゲーションのテレビ、携帯ラジオが主流であったと聞いています。

次に平常時・非常時の本庁と支所の機能と権限についてであります。

災害が発生し、または発生のおそれがあるときには、平常時・非常時ともに職員配備基準に基づき、職員を本庁および総合支所に配備することとなっております。第3配備では災害発生時の初期被害調査班として、総合支所職員に加え本庁職員のうち約100名が総合支所に配置されております。支所規模の縮小による市民の不安を解消し、初動体制を強化する配備を続け、迅速かつ的確な応急活動をとってまいります。

次に、公共施設の災害に対する安全性であります。

小中学校、保育園、総合支所、公民館で消防法による防火管理者が設置されている施設では 消防計画を作成し、この計画に基づいて訓練を行っております。併せて施設消防用設備等の業 者による点検および職員による自主点検を実施し、特殊建築物の定期調査も規定により隔年で 計画的に行っております。また、消防計画とは別に大規模地震対策措置法の規定に基づき、地 震防災応急計画を作成して所管の消防署へ提出しているところであり、あらゆる訓練、点検等 をとおして施設の安全性を高めております。

次に不特定多数の人の出入りがある施設の避難マニュアル、職員の訓練状況についてであります。

これらの多くの施設では避難マニュアルが作成済みであり、職員の訓練につきましては、休館日を利用して職員のみで訓練している施設や営業日に利用者も参加していただき、避難誘導訓練を行っている施設など、その訓練形態や訓練回数はさまざまでありますが、年間をとおして計画的に実施されております。また市のホールでは、コンサート開始前に必ず避難口の案内をしているところであります。

市としましても多くの利用者に安心して施設のご利用をいただくために、以前にも増して施設管理者に対し、防火・防災体制の充実を指導してまいります。

次に、市民へ周知されているかについてであります。

それぞれの施設において機会あるごとに周知を図ってきたところでありますが、これまでの 対応が十分であったかどうか、この機会にもう一度検証する中で、これまでにも増して対応し てまいりたいと考えております。

また、学校および保育園の避難マニュアルとその周知についてでありますが、これまでも保育園および学校におきましては、避難マニュアルに基づく避難訓練等をとおして、防火・防災の教育に努めてまいりました。

なお、小中学校につきましては学校防災計画に基づき、年3回から4回の避難訓練等を実施 しています。特に小学校におきましては保護者への引き渡し訓練等を行い、保護者への周知を 図っております。

保育園につきましては、児童福祉施設最低基準の規定によりまして、毎月1回以上の避難訓練を実施しているところであります。

次に、避難所となる施設との話し合いについてであります。

市地域防災計画では指定避難所35カ所、福祉避難所10カ所を避難所として指定しております。これら施設の所管課とは避難所の開設、職員の配置計画等について、協議・確認を行ったところです。また、所管課と各施設間で非常時における避難所開設の協議を行うよう依頼したところでもあります。

次に、指定管理者の避難所運営への関わり方についてであります。

災害時に指定管理施設を避難所として利用する必要が生じた場合においては、通常の指定管理業務は中断し、指定管理者の協力を得る中で市による避難所の開設および運営を行っていくことが必要であると考えています。このため過日、指定管理者への事務説明会の折、防災マップを配布するなど避難所に指定されている施設へ周知を図ったところでもあり、今後、市と指定管理者との間において、災害時における施設利用協定を締結する準備を進めているところであります。

次に帰宅困難者、滞留旅客への対応についてであります。

実際に災害等が起き、帰宅困難者が発生するような場合や滞留期間が長期にわたるとき等は必要に応じて、警察、JR各駅等と情報連携を密にし、市において最寄りの指定避難地・避難所などの安全な場所に誘導し、生命・身体の安全の確保に努めることとしております。

なお、車両利用者の対応についても、同様に地域防災計画に定められています。

次に、自主防災組織の単位についてであります。

現在、結成されている32組織の単位は、行政区の単位や行政区より小さな区域で結成されているものがあり、地域の実情に合わせた弾力的な扱いとなっております。

次に自主防災組織の立ち上げ、育成の具体的な方策についてであります。

市では、かねてより災害に強いまちづくりを推進するため、自主防災組織の結成を区長会等で呼びかけてきました。また市民からの要請を受け、その地区の公民館へ出掛けて結成の働きかけも行ってまいりました。この組織は自分たちのまちは自分たちで守るの理念のもと、住民が自主的に結成し運営する組織であります。今回の大震災により、住民の防災に対する意識が高まっていることからも、引き続き組織の自主的な結成がされるよう指導してまいります。

また北杜市自主防災組織資機材整備費補助金交付要綱により、自主防災組織の防災活動を支援するための発電機や投光器、毛布、救急箱などの資機材購入にかかる補助金制度をご活用いただけるよう、この制度と併せて市民の皆さまへ自主防災組織の結成を働きかけてまいります。

次に、消防団との関係についてであります。

災害が発生し、もしくは災害の危険が切迫していると認められるときは、必要に応じ避難勧告または避難指示の措置をとることになります。地域防災計画では、市民が安全で迅速に避難するため、消防団等の協力を得て自主防災組織単位、組織結成がされていない地域は行政区や地区、組単位であらかじめ決められた集合地に集まり安否確認を行い、指定された避難所へ避難するものとしています。

次に避難所・自主防災組織の備蓄の充実についてであります。

市では現在、防災備蓄倉庫として本庁倉庫、小淵沢中学校体育館、泉中学校体育館および各総合支所を利用しています。これらの倉庫には飲料水2,300リットル、アルファ米や乾パン等の保存食料9,400食、毛布400枚、その他ブルーシート、オムツ等60品目を備蓄しております。

市では当面、防災備蓄倉庫の充実に努めてまいりますので、自主防災組織におかれましても 市の補助制度等を利用して、計画的に備蓄の充実を図るようお願いしたいと考えています。

次に、災害時要援護者支援制度の充実や高齢者等への対応についてであります。

災害時要援護者支援制度につきましては、平成21年12月の制度開始以降、広報誌などで 周知するとともに行政区長や民生委員児童委員、介護保険のケアマネージャーに対して制度の 概要を説明し、支援が必要とされる方に登録を呼びかけてまいりました。この結果、登録者数 は現在、276人にのぼっているところであります。

今後はこれまでの取り組みに加え、防災対策の担当者とも協力しながら、地区ごとの集会に 出向くなどして制度の周知広報を行い、充実を図ってまいりたいと考えております。

なお、3月11日の東日本大震災の際には、制度に登録していただいた方々の状況を確認できたことから、制度としては有効に機能しているものと認識しております。また、この制度の対象者は75歳以上の高齢者のみの世帯に属する方や障害のある方だけではありません。日中一人になる高齢者の方についても、災害時に支援が必要となり得ることから制度の対象となっております。

災害はいつ起こるか分からないため、これらの高齢者の方々についても、引き続き積極的に 登録を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

市立病院改革プランの実施状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、甲陽病院の経営収支の黒字化についてであります。

主なものは、現在改築中の療養病棟の既存建物解体に伴う、平成23年度固定資産の未償却 残高、約3億6,500万円を一括除却費に計上する内容があるためです。また、療養病棟の 改築に伴う計画の見直しが行われない理由につきましては、療養病棟の入院患者の受け入れば、 改築中も現在の病棟で継続して行うこととしたため、計画の見直しは行いませんでした。

次に公立病院再編・ネットワーク構想についてでありますが、現段階では変更する考えはありません。

次に、第2次改革プランの策定スケジュールについてであります。

当面、現在のプランの内容を継続していき、経営効率化に関する事項については、平成24年 度以降の数値目標を設定し経営効率化の推進を図る内容で、今後策定会議の中で検討していき たいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

名取産業観光部長。

○産業観光部長(名取重幹君)

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

観光政策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市全域の観光政策と3つの観光エリアの相乗効果についてであります。

8つの支部から構成される3つの観光エリアがそれぞれレベルアップを図り、協力して事業を展開することにより観光客が市内を周遊し、長期滞在につなげることが市の観光施策の目標であります。各観光エリアが特色を生かし、個々に魅力を発揮することが市全体の観光の発展につながると思いますので、観光協会により各エリアの充実が図られ、相乗効果を発揮できるよう、市では総合観光パンフレットやホームページなどで情報を発信し、積極的に観光キャンペーンを展開するなど、広くPRを行っているところであります。

次に、観光客の実態調査についてであります。

観光客の入り込み状況は、国の全国観光入り込み客統計に必要のため、市では約70カ所の 観光施設で四半期ごとに入り込み客数の調査を実施し、これを県が集計・分析を行い、最終的 に国が都道府県別に集計し公表しております。また八ヶ岳観光圏事業でも独自に来訪客実態調 査を行い、観光客の居住地や旅行目的等のデータを活用しながら、効果的なパンフレットの作 成やキャンペーンの実施など観光振興事業を展開しております。

次に、東日本大震災の影響と今後の見通しについてであります。

このたびの大震災による全国的な自粛ムードの中、本市の観光事業者にも大きな影響がありました。震災後から4月にかけては、市内においてもホテルや旅館などの宿泊施設を中心に予約のキャンセルが続出したと伺っています。このような逆風の中でも、5月のゴールデンウィークは予想以上の人出があり、県の発表によりますと峡北地域は対前年比で101%であり、予想より早く回復してきている状況であります。

今後は、夏の観光シーズンの入り込みが心配されるところではありますが、現時点での予約 状況では、節電対策の実施により本市のような高冷地には長期滞在の観光客の来訪が見込まれ、 市内の観光関連への影響は少ないものと思っております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は3時55分といたします。

休憩 午後 3時45分

再開 午後 3時55分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

再質問を行います。

まず先に処分場問題について、お聞きをしたいと思います。

先ほど私の質問に対する答弁の中で、市長は5.5年の使用期間、これは公害防止協定の中で謳われているものでございますが、これについては、それを守っていくというふうに明言をしていただきました。このことは、この処分場を大変、心配している皆さんのみならず、北杜

市の多くの心配している皆さんは勇気づけられる発言だと、私は受け止めております。ぜひ市 長におかれましては、その姿勢を今後も貫いていただきたいと心から願うものであります。 質問に移ります。

廃棄物行政の県の方針転換につきまして、先ほど市長、答弁の中でもございましたが、一般 廃棄物は私たち市町村が処理する責任が法律で謳われております。しかし産業廃棄物は、法律 上はあくまでも従前から申し上げておりますように、排出業者の責任であります。県に責任が あるものではないと私は理解しております。そしてこの間の、この17年間、県が実態を見な いで必要性だけを謳ってきたことが、今日の破綻を招いている。実際、この処分場は本当はい らなかった処分場ではないかなということが今、明確になってきている。だからこそ、産業廃 棄物に関する処理に対する姿勢を変えたというふうに理解しております。

北杜市もこの事業を担っております事業団に対して、出捐金を出しております。寄附をしております。当然、発言する立場にあるわけでありますが、私はでき得れば、なかなか言いにくいことかもしれませんけども、この間の17年間の思いを持って、市長にはぜひ県に対して、いい意味での釘をさしていただくことができないか。そのへんのお考えをお伺いしたいと思います。

また検知システムの問題はもちろん、今、調査中でございますから結論が出るのを待たなくてはなりませんが、この間の状況を見ますと、今の状況からいきますと、どちらが問題になったといたしましても、検知システムの言われている安全性担保の性能が駄目か、遮水シートの性能が駄目かどちらかだと私は思っております。どちらにしても、そんな状況でこの処分場を続けられるのかなと。地元の皆さんの心配はどうなるのかなと。安心・安全を売りにした処分場はそんなことでいいのかなと私は個人的に強く思いますが、その点の見解をでき得れば、もう一度ご見解をいただきたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

この明野の最終処分場については、私も率直に言えば県議会議員の時代から顔を出してきたわけであります。基本的には事件処理方式の時代で、そしてまた山梨県の産業廃棄物の最終処分場がなければ困るという見解に、今でも立っています。篠原議員が今言っているのは、なくてもいいではないかとおっしゃいますけども、私は山梨県に産業廃棄物最終処分場は必要な事業施設であると、今も思っております。ただ、この今まで10何年間の戦いの中では、基本的には造らざるを得ないということを、この議場でも何回ともなく言ってきました。でも造らざるを得ない背景は、より安全なもので、よりコンパクトにしたいということもここで言ってきたつもりであります。

そういう意味からすれば、数字は定かではありませんけども、当時、50万立方メートルくらいが計画でしたけども、それが30万立方メートルになり、最終的にさらに7掛けの21万立方メートルくらいのボリュームになったと。ある面でいうならば、より安全ということもいるいるな意味で勝ち取ってきたというか、そういう施設にしてきたわけであります。

ただ、今、私どもがあの明野の最終処分場に立ったときに、このままでいいのかという思い は、私の脳裏の中にいつでもあるところであります。ただ事業の性格上、この明野最終処分場 については、地元の皆さんがどういうふうに思っているのかなと。そして、これからも安全を どのように担保していくかということが私の最大の役割だという思いで、これから対応してい きたいと思っております。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

今、お答えいただいた中にありますように、たしかに当初から規模に関してもそうですし、 安全性をより高めるという意味の努力は地元も声を挙げたでしょうし、市長もその観点で努力 されたことは私、認めます。しかし私は本質的に、なんとしても理解ができないのは、この事 業をスタートする18年の前に15年に、前にも一度、ここで申し上げました。山梨県内の産 業企業ですね。たしか記憶の中では870社。山梨県が調査をして、その時点で最終処分場が 近くになければ困るといったのは、わずか11社なんです。その事実を、県へ私どもは指摘を しました。それが今の、この事業の顛末につながっていると私は理解しております。

ですから、ここであれだけ県がいわれた廃棄物最終処分場、山梨県になければ駄目だといったものが、もうどこにも造らないほうがいいと。だけども明野だけは処分場を造ってしまったから、あと少しそこへ入れさせてください。こんなことを地元の人たちに受け止めるというのが、あまりにも私は酷だというふうに思うからこそ、市長も行政の長としての立場上、それをなかなか申し上げにくいところがあるかもしれませんが、ぜひ地元の心配する皆さんのお気持ちも汲みながら、今後の県とのやりとりの中で、その点もふまえていただくことができたら、ぜひお願いしたいと、そんなふうに考えております。

次の質問に移ります。防災に関しての再質問をさせていただきます。

この間の東日本の大震災を受けて本当に皆さんが心配し、もちろん市長をはじめ職員の皆さんも今の北杜の防災計画に関してさまざまなお考えを持ち、さまざまなものを急いで見直しをかける部分も含めて、対応されていることはこの間の答弁でよく分かりました。

ただ大事なのはこの間でも見えてきたんですが、いかに情報をしっかりと、できるだけもれなく、地元の人たち、市民に伝えるかという意味で、例えば防災行政無線の問題ですが、地域によっては、屋外にいる方には周知できるものの、屋内にいるとなかなか伝わらないという大きな問題も見えてきております。それに対する対応等も、検討はこれからどういうふうにされるのかも含めて、まずその点を1点、お聞きしたいと思います。

それから災害時、今回もそうですけども、一番、被災者の皆さんが頼りにするのは身近な支所、そこが果たす役割の大きさというものではなかったかなと思っているんです。災害という観点で考えたときに、この支所の持つ、与える安心感というものを代替するものは私はないと思いますが、その点はどんなふうにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、るる、この間、ご答弁をいただいています。自主防災組織を大急ぎで立ち上げなければいけない、総務部長の発言の中にも何回ともなく、それが出てきております。その思いは私たち地元にいる人間も、実は私の地元にはありません。なんとか立ち上げたいと常に願っております。同じ気持ちでおりますが、この段になったとしたならば、より具体的に後押しをする何か行政的な手段を、方策を考えていかないと、それぞれ皆さん、気持ちがあっても立ち上げることができない状況がまだまだ続いてしまうのかなという気がしてなりません。私には

具体的にここで申し上げられませんが、何かそういう具体策をぜひお示しをいただくことができたら、ありがたいなと思います。

以上、再質問のご答弁をお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

篠原眞清議員の再質問について、お答えをいたします。

防災関係について3点ほどということで認識をしておりますけども、まず情報伝達でございます。現在、デジタル化に向けて市内の防災無線を整備しております。聞くところによりますと、従前の防災無線は町村によっては屋内の個別受信機があると。また屋外のパンザマストによる放送等をしているところ等々ありますけども、今回、市で計画しております防災無線については、パンザマストによる屋外からの情報伝達というふうに考えております。

そうした中で、現在、住宅等の建築によります機密性の高い住宅等を皆さん、お住まいのようであります。非常に今、情報伝達について聞こえにくいとか、そういうふうな情報は、かなり前からそういう情報はきておりますけども、こういう一朝有事の場合の、例えば台風災害等については、テレビ等でかなり前から報道されておりますから、その部分についての市からの情報については、窓を開けたりしながら、市民の皆さんが情報の伝達をキャッチしていただきたいと思います。

また非常時の場合、今回のような非常時の場合の、いつ何時くるか分からない情報伝達については、なるべくそういうものについて耳を傾けていただきたい。市からの情報発信が来ないからではなくて、市民の方たちもおのずから情報をキャッチするような努力をしていただきたいというふうに考えております。

なるべく今の整備の中で、難聴地域が少なくなるような手立ては行います。またパンザマストから遠い近い、いろいろありますから、そういう面での苦情もあると思いますけども、近いからうるさいというふうな場合もございます。さまざまでございますので、そういう中での対応を今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、もう1つの支所の役割でございます。

現在、支所の職員も行政機構改革で常時の職員については非常に少なく、市民の方たちについても、市民サービスに影響があるんではないかというふうな懸念もございます。しかし、現在、われわれが地域防災計画の中で、非常時の配備体制につきましては、先ほども申しましたように、本庁が配備する職員よりも支所への配備する職員のほうが多くございます。本庁から100名ほど応援に行っておりますけども、現在の計画の中ではまだ、これは暫定的でございますけども、本庁の参集職員は203名、それから支所に配備する職員については222名ということで、支所の対応を十分に考えております。

それはなぜかというと、やっぱり地域のことを一番知っている、また部署というのは支所であって、支所を拠点として災害の状況、また市民への情報伝達、そういうものを支所から、また本庁の災害対策本部というふうな形で計画しておりますので、ぜひこの件については市民の方に防災訓練を通じて、そのような情報を発信していきたいと思いますし、またこの情報の発信につきましては、次に挙げます自主防の立ち上げについても、そのような形の中で、非常に

機運が高まっております。また今回、防災マップ等も配布をいたしました。防災マップの中に は避難地、それから市民の人たちが、自分たちが各家庭で何をしなければならない。また各地 域で何を備えなければならないかというようなものを書いてあります。先ほど答弁もありまし たように、必ず読んでいただいて、その機運が高まっているところで、自主防災組織の立ち上 げに市としても全力を傾けていきたいと考えております。

また9月の防災訓練も近々ございます。また地区の区長会等を通じて、防災訓練の内容についても指示をいたします。それに合わせて支所の機能の役割、また自主防災組織の立ち上げについても強力に進めてまいりたいと考えております。

たまたまでございますけども、先ほど答弁いたしました32の自主防災組織の内訳でございますけども、やっぱり災害を今まで経験した白州、武川地区については、その立ち上げは非常に早いものがございます。しかし、今まで災害がなかったところ、明野町、それから八ヶ岳の4町については、なかなか自主防の立ち上げができていない。自分たちが、今までの過去の中での災害を忘れているという意味もございますし、安全だという認識もあると思いますけども、今回の県の防災計画の見直しの中でも、浜岡原発だとか富士山火山だとか、そういうものも想定した中で、やっぱり地震というものがいつ何時くるか分かりませんので、ぜひそういう地区についても、協力的に自主防災組織の結成について指導をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

次に病院改革プランについて、再質問をさせていただきます。

先ほどお答えをいただきましたが、塩川病院はこのところ黒字に転じてきております。経営という意味で、財政上のことですが。大きな要因とすれば、15年に増改築して、それ以降8年近く経つということの中で減額償却、これは大変大きな位置づけだったんですが、これが大きく進んで、負担が軽くなってきていると。ですから構造的に経常収支で黒字を生み出させる体質になってきているというふうに思うんですが、ただ私は1点、ちょっとお尋ねしたいんですが、塩川病院は常勤の外科医が今いないんですが、私はそのいない医師をすぐ確保とか、そういう意味ではないんです。そういう意味ではなくて、塩川病院、今こうやって黒字で経営しておりますが、さらに常勤の外科医を確保できると、地域の医療サービスの充実のみならず、さらなる黒字体質への転換につながっていくというふうに思っているんですが、なかなかそういう、甲陽病院の常勤の外科医師がいないことに関しては皆さん声を挙げて心配するんですが、塩川病院の常勤の外科医がいないことに関しては、あまり声が挙がってこないということの中で、どういうことなのかなと私よく分からない部分もあるんですが、執行側のほうでこの塩川病院の常勤外科医に関してどんなふうにお考えになっているか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、もう1点。甲陽病院は今は赤字ということで、先ほどのお話のように、24年度には黒字に転ずると、努力をしていくということで、現在、新たな病院建築の中で、そこを目標としておるわけでありますが、これは従前から思っていたんですが、両方の病院の医師の、系列の病院の関係もございますが、やはり2つの市立病院が連携をしていくことの大事さとい

うものは、当然これからも求めていかなければいけないことだと思いますし、そういう意味で申し上げれば、両病院の医師の交流でお互いに足らざるところを補い、相乗効果を発揮することによって、地域医療のさらなる安定化と病院経営の機能が資することにつながっていくんではないかと思いますが、その点、無理な話だということなのか。あるいは発想を変えて、そこをなんとか関係の系列の病院等の話の中で何か切口ができていかないのか。その点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

〇市民部長(伊藤勝美君)

篠原議員の再質問にお答えをいたします。

最初に塩川病院の外科医の確保に伴って、医療サービスとか黒字対策ができるんではないかというご質問でございますけども、私どもとしましても外科医の確保につきましては、常日ごろから努力しているところでございますけども、とにかく今後も一刻も早く確保して、さらなる黒字化を目指したいということでございます。常勤の外科医がいれば、いろいろ当然、病院の経営状況も安定してきますので、それに向けてさらなる努力を図っていくということでございます。

それから甲陽病院につきまして、両病院との連携が大事ということで、交流によって双方で 足りないところを確保できるかというご質問かと思います。

医局等の関連もございますけども、市内には大変重要な2つの市立病院でございます。市民のためにも、地域医療の確保のためにはなくてはならない病院でございますので、これからも病院同士で交流できるような体制をこれからより一層築きたいというふうに現在、考えているところでございます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

関連質問はございますか。

小林忠雄君。

○9番議員(小林忠雄君)

観光政策について、関連質問をいたします。

よくいわれることに、北杜市は非常に観光資源が豊富であるといわれているんですけども、 このへんについてお尋ねしたいと思っております。

午前中の北杜クラブの質問に対して、21年度の観光客の入り込みは588万人だと、こういうお話がございました。これも市内70カ所の調査の時点で調べたものだということですから、大変おおぜいの方にみえていただいているなと思います。大変ありがたいなと思います。

そこで観光の振興ということになりますと、先ほどの答弁にもありましたが、リトリートの 杜を中心した滞在型の観光を目指していると、こういう話でございます。この震災直後は、先 ほどの答弁にもありましたが、ほとんどの予約が取り消しされて、観光客が非常に激減してし まったというところではございますが、5月のゴールデンウィークには約101%、対前年で 回復したと。今もやや好調だというようなお話がございましたが、ここでテレビ等のニュース を見ますと、今年の大企業の休暇の状況からいくと、大変長くなっているというふうなニュースもございます。そこで、ここが北杜市の出番かなと私、思うんです。出番ですけども、ただ観光資源があるだけでは、なかなかお客さんもいらっしゃらない。ここで、そういうふうなコンシェルジュ、いわゆる案内ですね。こういう充実が必要ではないかと、こんなふうに思います。

特に北杜市の職員の中には非常にそういう山のことであれ、いろんなことに精通している方が幾人もいらっしゃる。これは私がお話しした中で、素晴らしいなと思っているんです。実際に活動されている方がいらっしゃいます。そういう方と、そういう職員の指導のもとにここにある宿泊の施設、あるいは民宿の施設、あるいは団体でありますリトリートの杜のメンバーの皆さん、あるいは八ヶ岳観光整備推進協議会のメンバー、それから観光協会はもちろんでございますが、そういう方が一緒になって、そういう観光案内をできるかどうか。私は今年の夏は当然、間に合いませんが、これから北杜市はそういう方向に向かっていかなければならないではないかなと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長(名取重幹君)

小林忠雄議員の関連質問にお答えをいたします。

観光客の推移につきましてはお尋ねのとおりでございまして、観光圏につきましても1千万人くらいを目指すというもとに長野県との連携も図っております。最初のご質問にもありましたが、この3つの団体はそれぞれの歴史もございます。合併後、それぞれ自主的につくっていただいたものもあれば、私どもがお願いして、宣言をしてリトリートのコンソーシアムをつくらせていただいたと。観光圏につきましても、国の政策に基づいて協議会を設立したということで、それぞれ皆さん頑張っていただいておりますが、特にご質問の案内ですね、コンシェルジュだと思います。これはリトリートでも設立当初からコンシェルジュの育成、そういった部分を担っていただいております。なかなか、ご承知のとおり育たないというのが現状だと聞いております。

しかしながら、私どもできる限り事業補助、あるいは委託事業でご支援をしながら今日まで来ています。また観光圏事業でもそういった必要性も問われております。したがいまして、現時点ではそれぞれ、いろんな観光といいましても事業がございますので、市の役割もあります。そういったところで、それぞれがその職務を果たすことによりまして、市の全体が盛り上がればということでございます。

したがいまして、議員のおっしゃいますことにつきましても、私どもも連携をしながら、着地型でございますから、着地型を発信するにはやはり案内をしないと、観光客の方にせっかくいい資源もご案内できないということでございますので、検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。 よろしいですか。 (はい。の声) ほかにございますか。

野中真理子君。

○5番議員(野中真理子君)

防災についての関連質問をさせていただきます。

1点目は学校等の避難マニュアルについてなんですけども、子どもたちが学校にいる間は、先生方がご指導を確実にされると思います。ただ、登下校も学校の管理下にあると思いますし、今回の場合は大変微妙な時間で、下校してしまった子どもたちも多かったと思います。そういった場合に、学校と家の間のどちらか近いほうに戻るというのがたしかマニュアルにあったと思うんですが、そういうことが地域住民に知らされていないと、地域住民の方が何か子どもたちをヘルプしたりすることができないのではないかと思いますので、地域住民にもそういうことを徹底的に周知する必要があるのではないかと思いまして、この通告のところにも入っていると思うんですが、そのへんの教育委員会の見解を伺いたいと思います。

それから2点目として防災無線の有効活用ですけども、これも先ほどの学校のことと関係あるんですが、停電で連絡手段がないときに、父兄は今、子どもたちは学校にいますとか、下校してしまったので、それをみてくださいとか、そういう連絡がほしかったということを私は聞いております。防災無線の有効活用ということで、そのようなことも含めて考えられているかどうかということを伺いたいと思います。

3点目は支所の機能が大変重要だという、拠点として大事だということを部長、おっしゃられましたけども、例えば、今はまだそれぞれもとの役場、職員の方ということで地域を知る方がいっぱいいらっしゃいます。今後、市としての採用になってくると、それぞれの地域を知るという意味では、今までみたいにいかなくなるのかなという懸念があります。地域を知る教育訓練とか、そういうことも含めたお考えを伺いたいと思います。

4点目として、図書館とか資料室、それからホール等、複合施設といっていいのかどうか分かりませんが、そういうそれぞれに管理者、それから指示系統が違う施設が入っているところが市内に多くありますけども、先ほどのご答弁の中では防火管理者のような方がきちっといらっしゃるということでしたが、実態を調べてみると、どうも心もとないところがございまして、そういうところの指導とか、それから訓練とかどういうふうになっているか。特に臨時職員、パートの方が多いですので、そのへんを改めて伺いたいと思います。

5点目としては、地域の公民館ですけども大変古いものも多くて、地震などのときには大変 危険なものもあるのではないかと思います。そういう、どこに責任がくるのかということも含 めて、地域への周知とか指導をもう少しするべきなのではないかと思いますが、そのへんをご 答弁願います。

6番目として滞留旅客、帰宅困難者についてですけども、例えば今回、甲府駅などでもシャッターをおろして、大変、非難を今、されておりますし、それから東京でも帰られなかったところを、いろいろな公共施設が扉を開けて開放して帰宅困難者を受け入れた多くのところがあります。滞留が長くなるというよりは当日の夜、いろいろと問題になるかと思いますので、ここに通告に書いてありますけども、例えば小淵沢だったら徒歩圏内のJRの帰宅困難者は小淵沢の小学校や中学校へとか、車の方はもっと遠くへとか、そういう計画ができているのかどうかを改めて伺いたいと思います。

最後ですけども、要援護者支援制度の中で、日中一人になる高齢者の方もこの中に含まれて

いるというお話でしたけども、おそらくこの支援制度のチラシの中の 番の上記に掲げる方に 準ずる状態にある方で市長が認める方ということで、先ほどのご答弁がされていると思いますが、これ自体がどういう方が含まれているかが、民生委員をはじめ担当の方に周知されていないように私は思います。このへんをもう一度、ご答弁を願えればと思います。よろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

大芝教育次長。

○教育次長(大芝正和君)

野中議員の関連質問にお答えをしたいと思います。

はじめに学校の登下校時に災害が起きた場合ということですけども、年度の当初にPTAの総会等で、学校防災計画に基づいて、こういう訓練をしますということは周知をしているわけですけども、地域の方々にはなかなか情報が伝わらないというふうな現状も実際にはあると考えております。

登下校時につきましては、基本的には集団登下校を行っているわけですけども、防犯という 意味でスクールガードなんかをお願いしていますけども、この方々にも一応、そういう情報を 伝えるとともに、毎月、校長会を行っておりますので、これにつきましても、それぞれ登下校 が各小中学校において、ほとんど歩いていけるところ、スクールバスを利用しているところと、 いろいろ登下校の状況が違いますので、そのへんも校長会において、周辺の登下校の通学路に なっているような地域に対して、情報の伝達を行っていけるような方法を検討していただくこ とにしたいと考えております。

2番目の防災無線の有効活用ということで、これも地域へまず、今、災害が起きて、小学校の子どもたちが例えば下校時ですよということであれば、基本的にはその時点で集団登下校をしておりますので、このへんのところで、地域である程度、関わってもらう以外に方法はないのかなというふうに思いますので、そのへんも周知に努めてまいりたいと思います。

それから図書館、ホール等の複合施設の指導はということですけども、現実問題としまして 図書館、ホール等につきましても、臨時職員等で管理運営をしているという現実もございます。 したがいまして、この機会に防災関係の、例えば消火器の点検ですとか、地震が起きた場合の マニュアルの徹底をしていきたいというふうに考えております。

それから地域の公民館ですけども、地域の公民館の実情というのは、たぶん地域の方が一番よくご存じなのかと思いますけども、地域の避難所としては、公民館の庭とか地域の広場なんかが想定されますけども、このへんにつきましても、各地区の公民館等に再度確認をしていただいて、必要な措置を講じていきたいというふうに考えております。

教育委員会としては、以上です。

○議長(秋山俊和君)

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

野中真理子議員の関連質問について、お答えをいたします。 2 点ほど、お答えを申し上げます。

まず支所機能の重要性ということで、地域を知る職員がだんだん少なくなってきてしまうと

いうふうな懸念でございますけども、われわれ公務員につきましては、支所にいようと本庁にいようと北村市全体を網羅すると。知る権利もあるし、しなければ行政は成り立たないというふうに考えておりますので、今後も採用職員についてはそのような指導をしてまいりたいというふうに考えております。

それから帰宅困難者、それからJR利用の方々の避難ということでございますけども、従来の防災計画といっては語弊がありますけども、本来でしたらJRの各駅で災害に遭った方はJRがその駅で、当然、締め出しなんてことはしなくて、するものが当然の被災者、被難者への対応だというふうに考えております。

いろいろ、今、マスコミで騒がれておりますけども、この件についても見直しが図られるんではないかなと思いますし、たまたま北杜市でもそのJRの駅がございますけども、緊急時に電車が止まるというふうな個所につきましては、小淵沢駅と日野春駅というふうに認識をしております。そういう場合には、それらの車両、それからそれらの車両のところに、例えばほかからの避難者が来た場合については、当然、防災計画の中には、小淵沢の場合については教育センターですか、活性化センターのほうにも一時的な避難もさせる。それから市役所の、町の公共施設等の安全な場所に、一時的に避難を誘導して、それから先ほど何回も言っておりますように、指定避難所のほうに避難していただく。それから市では災害に対しましての、各ホテルとの宿泊施設との災害協定を結んでおりますので、もし近い場合については、そういうふうな施設を紹介するというふうな形で、対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

原福祉部長。

○福祉部長(原かつみ君)

野中議員のご質問にお答えします。

日中一人になる高齢者への支援制度というふうなことでございます。おっしゃるとおり、要綱の7番で適用しております。地区への説明等におきましては、この点につきましても説明をしてきたところでございますけども、今後の説明の中でもはっきりと明確にした中で進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

よろしいですか。

(はい。の声)

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、あらかじめ延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、14番議員、小尾直知君。 小尾直知君。

○14番議員(小尾直知君)

公明党の代表質問をいたします。

はじめに被災者支援システムについて、質問いたします。

近年、世界各地や日本でも地震、台風、また集中豪雨など自然災害が頻発しています。各地 方公共団体においても物資、備蓄や計画立案など、各種の防災対策に取り組んでいます。将来、 起こるかもしれない災害に備えた取り組みやお金もかかりますが、非常に重要であります。

しかし、そのような準備をしていても、なお私たちの予想を裏切る形で危機が発生しているのも事実です。そもそも本質的に危機は予測できない。いかに、われわれが最善と思われる備えをしていたとしても、常に予想外の事態が発生することを想定しておかなければなりません。これから地方公共団体をどんな危機が襲うかは、予想できないというくらいに考えておくべきです。

そもそも地方公共団体の根本の使命は住民の命と生活を守るということであり、予想できない危機を相手に備えをしなければならないと考えます。この予想外の危機が発生したときに最も重要なのはスピーディーな決断です。危機が発生した状況下において、すぐさま必要な決断を下さなければ、多くの人命が失われかねない。そして災害がおさまったとしても、物資配給や被災状況の把握、義援金交付、仮設住宅等々、山積する災害関連業務に対して次々と決断を下し、対応し続けなければならない。しかもそれは庁舎が破壊されていたり、職員の何割かが勤務不可能であったりするような状況下においても実施しなければならない。このことは自然災害であれ、事故であれ、テロであれ、すべてに共通しています。そして、この決断だけは事前に準備することは不可能です。

しかし、唯一準備できることがある。それはいざというときにスピーディーな決断が可能な 枠組みを準備しておくことである。そもそも決断するために必要なものは情報であります。正 しい決断を行うためには、それを支えるための情報が必要である。錯綜する情報を整備するツー ルがあれば混乱を回避し、いざというときにスピーディーな決断を促す枠組みができる。

西宮市では被災直後より、その点に着目し、庁舎や機器類が大きく損害を受けた中ではあったが、職員みずからがプログラムを作成し、被災者救援業務システムをシステム化しました。この効果は絶大で情報の集約と活用による決断のサポートに大きく貢献しました。この被災者支援システムは6つからなり、1つ目が避難所関連システム、2つ目が緊急物資管理システム、3つ目が仮設住宅管理システム、4つ目が犠牲者遺族管理システム、5つ目が倒壊家屋管理システム、6つ目が復旧・復興管理システム、以上の6システムであります。

最大の特徴は、災害直後の地方公共団体が必要とする機能がすべて含まれていることです。 導入支援のための全国サポートセンターが西宮市情報センターに設けられており、必要な研修 や技術サポートなども無償で受けられる体制が整っています。このシステムは使用料としての コストがかからない。無償で提供されており、基本的には情報システム部門の職員であれば、 サーバーの構築を外部発注しなくても設定できるように準備されております。

このシステムを導入することには、別の意味合いもあります。危機管理情報を組織全体で簡単に共有し活用することが可能になり、お役所仕事という言葉は縦割り行政の硬直した仕事振りを揶揄する言葉であるが、平時に横の情報共有が円滑にできない組織がいざ危機が発生した

からといって、急に柔軟な情報共有、情報伝達はできないと考えなければなりません。このシステムに限らず、情報システムの導入は業務のあり方、プロセスを根源的に覆す可能性を有しているが、それは情報伝達コストが非常に安価に抑えることが可能であるからである。したがって危機管理の観点から、平時にこのシステムを導入しておくことは、危機管理を円滑に遂行するための情報管理基盤の構築につながるものといえる。

あの阪神・淡路大震災やこのたびの東日本大震災を契機として、全国の地方公共団体や国民、 危機管理の重要性と生活再建における公的な支援の必要性が強く印象付けられました。多数の 被災者が国からの支援の術もなく、生活再建をするのに自助努力しかなく、相当な苦労をする こととなり、今もってその精神的・経済的苦痛は癒えていないのが現状であります。

平成16年には被災者を支援する法律が形をなし、ようやく生活再建のための法律が整ってきたといえます。これまでのわが国の法律は、災害対策基本法を軸に防災計画の作成、災害発生時の措置および対処を行うためのものであり、被災した人たちへの災害復興に主体を置いたものとは到底言えないものではありました。

このような法的、制度的な体制が整いつつある中、わが市でもこれまで以上に危機への備えを行い、住民の命と生活を守る使命を果たす大きな責任と期待がかかっていると考えます。備えあれば憂いなしといわれる、まず備えること。そして危機発生時にこそ、市の本当の力が試されることを強調したい。

以下、質問をいたします。

1995年、阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去などを一元管理するシステムであります。

罹災証明を発行するには住民基本台帳、家屋台帳、被災状況を確認して作成した調査結果、 この3点のデータをつき合わせる必要があり、今回の震災で改めて平時から災害時に住民本意 の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっております。市の見解を伺い ます。

次に、公立学校の防災機能の向上について伺います。

大規模地震等の災害に対して、学校施設が果たすべき役割は第一に児童生徒や教職員の安全確保であり、地震に強い学校施設づくりが緊急の課題となっています。また学校施設は、地域住民の恒久的な避難所としての役割を担っていることから、避難施設に必要な諸機能を備えることも求められます。これまでも阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等、また今回の東日本大震災に際しても、学校施設が多くの地域住民を受け入れたことは広く知られているところです。

一方、学校施設は教育施設として設計され、避難所としての使用に配慮していないため、使用に際してさまざまな不具合や不便が生じたことも事実であります。地域防災や学校施設づくりに携わる関係者は、これらの貴重な体験を今後の施策に生かしていくことが重要です。

国立教育政策研究所、文教施設研究センターではこのような観点から学校施設の防災機能の 向上に関する考え方や方策等を検討し、報告されています。現在、政府においても国民生活の 基盤となる安全・安心の確保が大きな課題となっている中、災害対策基本法に基づき、地震対 策に関わる特別措置法の制定や地震防災に関する各種戦略の策定など、大規模地震の発生に備 えたさまざまな準備が進められております。 また、これら災害時の避難者対策についても、中央防災会議の専門調査会において、首都直下型地震時の避難対策の検討や内閣府において要援護者の避難支援など、きめ細やかな検討が始められております。

避難所として大事なことは地域住民に必要な情報、食料、生活必需品などの必要物資を供給する拠点となるなど、さまざまな役割を果たした。しかし、一方では避難所として求められる施設の耐震性やトイレ、水道、電気などの対策、さらには避難住民の生活環境等の防災機能が必ずしも十分ではなかったため、生活に少なからず支障が生じたことも事実であります。

これらは震災後さまざまな方面からも指摘がなされ、国会においてもたびたび取り上げられました。わが国は地震国であり、大規模地震はいつ、どこでも起こり得ることを考えれば、避難所となる学校施設の防災機能の向上は喫緊の課題であると考え、以下、質問いたします。

- 1つ、施設に必要な諸機能の整備は。トイレ、シャワー、電気、水などでございます。
- 2つ目、情報伝達手段。
- 3つ目、要援護者対策。
- 4つ目、必要物資の備蓄。

以上について、市の見解を伺います。

次に、シニア世代との協働による地域づくりについてお伺いいたします。

団塊の世代を含むシニア世代の方々が地域において生きがいを持ち、積極的に社会参加し、 地域社会の活性化を促進することが期待されています。社会が進歩、発展するに伴い、起きて くるいろいろな問題も複雑多岐になっております。早いペースで進む高齢化、ストレスの多い 社会、子どもが育つ環境の大きな変化など、これらの対応には限られた行政資源では不十分に なってきています。行政の役割と市民の役割も明確に線引きできにくくなっています。21世 紀は市民と行政との協働のまちづくりといわれるように、市民は社会サービスの受益者である と同時に担い手でもあります。

市民活動としては、従来より行政の業務の補完、協力をお願いし、長年地域貢献されている 団体組織があります。その一方で市民の皆さん自身が持っている能力、才能、善意を社会に役立てようとする市民ボランティア組織、NPO団体などがあります。市民協働のまちづくりを推進していく上で、公共サービスの行政と民間の担う領域の整理をすることや、それぞれの活動団体の役割分担を明確にすること。また社会資源の配分の見直しによる最適な配分など、課題は数多くあります。

わが市でも今年度よりの取り組みとして、わが公明党が推進した介護支援ボランティア制度 をはじめ7事業を始めていますが、以下質問いたします。

- 1つ、シニア世代の社会参加の現状については。
- 2、今後の取り組みについて。

次に、監査報告について伺います。

第152号 平成23年3月3日付けの報告の中で、産業観光部に対して改善を要すると認められる事項として、農政課に対して転作対策により小麦を生産した一般農家から小麦を収穫する手段がなく、市の指導体制も不十分であるとの苦情が寄せられたことについては、制度に対する十分な理解が得られていないことが原因と思われるが、農業生産法人等の相談窓口を広報で周知するなど、一般農家の農業生産支援に努められたい。

また農業が低迷している時期でもあるので、農業生産法人等の営農組織の活用により農業振

興の推進を図られたいとありますが、なぜこのような改善の記述となったのか、お伺いいたします。

以上、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

はじめに被災者支援システムの導入、運用についてであります。

これまでの例からも災害発生後の市民生活の再建、復旧、復興に向けては、被災に関連する情報の収集や管理が重要であると承知しております。被災者支援システムにつきましては、情報の一元化を行うことで、被災者支援サービスが迅速に行えることからも、それぞれの情報を所管する関係各課と検討をしてみたいと考えております。

次に公立学校の防災機能の向上について、いくつかご質問をいただいております。

施設に必要な諸機能の整備についてであります。

公立学校施設につきましては、市内すべての小中学校体育館を避難所として指定しております。災害発生時には、この体育館を避難所として計画しておりますが、一方では地域防災計画に災害復旧、復興時には学校施設の早期機能回復も定めております。施設に必要な諸機能として、今年度、非常用発電機21台、100人使用可能な簡易組立トイレを10基購入し、災害への備えを強化することとしております。

いずれにしましても、今回の東日本大震災を生きた教訓として、今後の対策として考えてまいりたいと思います。

その他につきましては、監査委員および担当部長が答弁いたします。

○議長(秋山俊和君)

入江代表監査委員。

○代表監査委員(入江薫君)

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

監査報告についてであります。

平成23年3月3日付け、監査報告の中の改善を要する事項において、産業観光部農政課に 対する、転作対策による小麦生産の記述についてであります。

平成23年2月24日に実施しました産業観光部農政課の定期監査において、転作対策により小麦を生産した一般農家から、収穫手段がないとの苦情が市に寄せられたことに関し、市の指導体制について確認したところ、担当課長および職員からの説明により、国では転作対策として麦、大豆の生産を奨励しており、市内で小麦生産を行っている農家は140戸余りあるが、中小農家や新規就農者などの中には農機具が購入できず、作付けや収穫の手段を持たない方もいるため、その手段についての問い合わせや相談が市に寄せられたこと。農業生産法人等の営農組織は、県および市からの補助金により農機具等を購入しており、市の農業を担う組織として、農機具を持たない中小農家、新規就農者等を支援する役割を担っているため、農家からの作付けや収穫の手段についての問い合わせに関しては、地域の営農組織を紹介する体制を取っていること。今後、麦や大豆等の生産を奨励していくに当たり、市の農業の担い手である営農

組織の活用が必要であると認識していることを確認いたしました。

一方、営農組織の活用については、一般農家にはまだ広く知られていないこともあり、作物の収穫手段等についての相談が市に寄せられているため、農機具がなく作付けや収穫が困難な場合などは、農業生産法人等の営農組織を窓口として相談ができることを広報などで周知し、一般農家の農業生産に対する支援体制をとるよう、意見を述べたものであります。以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

公立学校の防災機能の向上について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、情報伝達手段についてであります。

避難所においての情報伝達の手段としましては、本年度移動系デジタル簡易無線で本庁と各学校間の通信の確保を行う予定でありまして、これにより双方向の情報伝達が可能となります。そのほか、災害発生時に緊急措置として特設公衆電話が使用できます。これは市とNTT東日本とで覚え書を締結し、平成21年度に市内のすべての小中学校に1台ずつ設置したものです。一般公衆電話は、通信設備の許容範囲を超えると電話がかかりにくくなることがありますが、この特設公衆電話はNTT東日本が電気通信事業法の法律に基づき、災害時優先電話に指定しているため、常時使用が可能となっております。

次に、要援護者対策についてであります。

要援護者等の介護を要する者を避難所に収容する場合には、収容者に対し必要な救護を行う ものとしており、具体的には保健師等が対応にあたります。また、必要に応じて福祉避難所を 開設し、障害者や高齢者等を収容することになります。

次に、必要物資の備蓄であります。

市では、食料品や飲料水などの生活に欠かせない物資は、各町の防災備蓄倉庫の整備とともに、計画的に備蓄を進めております。各公立学校の中には、市の防災倉庫を備えた学校もありますが、市では各町の1カ所の防災倉庫へ必要な物資の備蓄を計画的に行い、必要に応じてその防災倉庫から避難所へ物資を運搬する考えであります。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

シニア世代との協働による地域づくりについて、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、シニア世代の社会参加の現状についてであります。

団塊の世代が高齢化を迎える時期にあって高齢者の社会参加を促し、介護予防を促進させていくことは重要であります。市では23年4月より高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防と活力のある地域づくりを目的に、介護支援ボランティア事業を実施しております。現在までに11名の方が登録されました。

次に今後の取り組みについてでありますが、広報ほくと、CATV等により事業の周知、活

動の普及、啓発を図ってまいりたいと思います。

/ 1.b. | ./☆1□21 \

以上です。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。 ここで、暫時休憩をいたします。 再開は5時5分とします。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 5時05分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 小尾直知君の再質問を許します。 小尾直知君。

○14番議員(小尾直知君)

まず支援システムについて、伺いたいと思います。

検討するということですが、これは今日、明日のことではありませんけども、いずれにしても導入を費用は、市の規模によってもおそらく、かなり格差が出てくると思うんですが、おそらくうちの市の場合ですと、そんなに50万円とか、そのぐらいの程度で済む話ではないかなと思うんですが、実際、この機器にお金がかかるということではなくて、このシステムの変更にお金がかかるということだと思うんですが、これは今のシステムと、それからこのシステムのどっちがいいのかという部分で、費用対効果等も含めて、これは1つ検討していく意味合いが非常に強いんではないかと思いますので、このへんの見解を1点と、それからもう1つ、データの管理ですよね。現状、おそらくうちの基本となっているサーバーの本体が被災した場合は、それとは別のものをどこかに置いておくというのが通常になっていると思うんですが、そのへんのデータの管理方法について、お知らせをお願いしたいと思います。この2点について、お願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

小尾直知議員の再質問について、お答えをいたします。

被災者支援システムの検討ということで、先ほども答弁をいたしました。災害時には非常に 混乱も予想されます。そして情報についても多岐にわたってくるということが考えられます。 先ほど議員がおっしゃいましたように被災者支援の避難所の開設なり、救援物資の支給なり、 罹災証明なり、いろんな業務が一度にくるというようなことも予想されるところでございます。 情報の管理を一元化して、支援者サービスを迅速に行うには、このシステムは有効と考えております。

しかしですけども、そうした中で経費等の問題もございます。そういう問題を先ほど議員おっしゃいましたように、安価な価格でということでございますけども、それぞれ情報を管理いたします所管課と十分、協議をいたしまして、対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員(小尾直知君)

次に公立学校の防災機能について、お伺いをしたいと思います。

これにはご承知のように、文部科学省とか国土交通省、それから消防庁、いろんなところの 新制度がございます。これもやる規模、それから市の規模、そういうものによって支援される 金額も変わってくると思うんですが、こういうことも含めて、これも先ほどからいろんな方が 防災について、いろいろ言っておりましたけれども、そういう中にあっても、そういう支援も うまく使いながら、引き出しながら使っていく必要があるんではないかなと思いますので、こ の点の考え方を1つ。

それから基本的なことですが、学校にはプールがあって、確認したところ、プールには冬も常に水を張ってあるということで、要するに水の供給という部分でいくと、簡単な浄水器でこれが使えるようになるんではないかと思いますので、このへんの導入等、考えられないかどうか。この2点について、お願いしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

小尾直知議員の再質問について、お答えをいたします。

まず、公立学校の避難所へのいろんな支援についての考え方はということでございます。

ご質問の中にありますトイレ、シャワー、それから水、電力というようなことにつきましては、国の制度につきましては単費の中で行う事業として起債の充当ということで、防災対策の事業債の充当が挙げられております。また備蓄倉庫等の整備をする場合については、消防庁の関係で消防防災施設整備の補助金等が充当をされます。そうした中でも、国の制度を利用する場合については、多々基準があります。例えば防災備蓄庫については基準面積、延べ床面積で30平方メートル以上。1平米あたりの基準については11万9千円等々ございまして、補助率については5分の3というものもあります。また、これにつきましては非常用の電源設備を設けたり、搬出用の器具等も整備しなければならないと。ただ、国の補助金をいただく場合については、それぞれの基準がございます。北杜市の場合につきましても、いろんな公共施設がございます。現在、地域課で防災備蓄庫を整備する計画の中には、公共施設の利用というものを考えて、各町に1カ所ずつ防災備蓄庫を考えております。

公立学校の避難所への備蓄については、そうした市の備蓄庫からの搬入等について、今、防災計画の中では位置づけておりますので、この制度を使って、支援を使って整備することが果たして北杜市の財政的なものもございますけども、どうかというものは今後検討させていただきたいなと思います。

それから学校のプール等の水の利用ということのご意見でございます。たしかに各公立学校 の小中学校にはプール等がございます。これの飲料水の提供ということで、市では防災備蓄庫 によりますペットボトルの水の供給。それから給水車による水の供給等も考えておりますけど も、そうしたプールの水についても、市で持っております浄水器等がございますので、浄水器等の利用により、避難所への水の供給等も今後、対応を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員(小尾直知君)

シニア世代の関係で質問をいたします。

7事業あるうち、6事業は本年度4月からスタートということで、いちいち言いませんが、もう1つ、生涯学習課に学びの杜のタレントバンクというのがありますけども、これは19年でしたか、始まっていて、60名ぐらいの登録者がいるようですけども、実際この方々は、活動されている方もおりますけども、なかなか需要と供給のバランスが悪いというんですかね。うまく機能できていないような気もいたします。こういうせっかくいい制度をそのままにしておくんではなくて、うまくこの人たちの意見も汲み取りながら、また一般の方々のニーズがどういうニーズがあるかということをしっかり把握して、この取り組みを進めていくと、もっと登録する方が増えたり、いろんなバラエティに富んだ事業ができてくるんではないかと思います。その点の考え方をちょっと、生涯学習課に確認をしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

井出教育長。

○教育長(井出武男君)

小尾直知議員の再質問にお答えをいたします。

学びの杜のタレントバンクの活用についてであります。

ただいま、ご質問の中にもありましたように、平成19年設立でございます。市内にあります豊かな人材を活用させていただく中で、市民の参加型の生涯学習を推進するということを目的にしまして、学びの杜、タレントバンク制度を設立したと、そういう経過でございます。現在、今、議員ご指摘のように60名という登録でございますけども、現在1人、辞退をされていますので、正確な言い方をしますと59名でございます。

内容は多岐にわたってございまして、例えば庭木の手入れのようなご指導をいただく方、子育て、茶道、絵画、水泳指導、あるいは自然散策というような、さまざまな59名でございますので、59名の皆さんが持っている特技・特能を生かしての講座でございます。実際に数年を経過しまして、参加しました皆さん満足に、それから講師の方ははつらつといいますか、成果を挙げているところでございますけども、ご指摘のように周知徹底につきましては、まだまだ不十分な点もあろうかと思います。市民主導による講座の開設など、十分ではない状態もありますので、公民館活動とか、いろんな中で活用ができますように、これからも周知をするとともに、なお登録された皆さんからご意見をいただく。あるいは実施した講師の皆さんからご意見を聴取する。参加した皆さんからも意見を聞くというようなアンケート調査を繰り返す中で、さらに活用ができますように方法等を検討してまいりたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員(小尾直知君)

監査報告について、若干お聞きをしたいと思いますが、この記述にありますように、一般農家からのお話があったということで、これは複数の方ですか。何人ぐらいの方がこういう状況になっておるんでしょうか、お聞きします。

○議長(秋山俊和君)

入江代表監查委員。

○代表監査委員(入江薫君)

監査委員に届けられた書面と、それからその監査委員が一般農家から、ちょっと人数は特定できませんけども、聞いた苦情を監査会のときに提出したという経過でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員(小尾直知君)

実際には、私のところへも来ているものがあるんです。それと同じかどうか分かりませんけども、複数でないかどうか分からないというんですが、おそらくその人のことだと思うんですけども、実名を避けますけども、そうすると、ある特定の方の意見を入れて、こういう表現をしてしまうということはちょっと私、問題があるように思うんですが、いろいろな形で、私のところに来た人の話をしますと、農政課等で確認したところ、もう何回もやりとりをして、営農組織の方にもお話をしたり、いろんな形で手を八方尽くしたと、こういう話は聞いております。それと同じかどうかは分かりませんけれども、ある意味、この監査報告に書くということは、そういうもっと具体的な事実があって、何人の方からもそういうことが言われて、実際に、では農政はどうなっているんだと、こういう話なら分かりますけれども、ちょっとそのへんをもう少し詳しく、できたら教えていただきたい。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

入江代表監查委員。

○代表監査委員(入江薫君)

監査を実施していく中で、一農家だけではなくて、中小の農家から作付けとか収穫の手段についての相談とか問い合わせが市に寄せられているということが、実際、課長等の答弁で確認できました。そんな中で市の営農組織、地域の営農組織を紹介する体制とか、また市の農業の担い手である営農組織の活用が必要であるとの認識をしていることを、われわれは確認できましたので、市民の立場に立ちまして監査報告とさせていただきました。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

監査報告につきまして、関連質問させていただきます。

地方自治法第199条2項に基づきます、これは必要であると監査委員が認めたときの行政 監査であると認識しておるところでございます。この行政事務の監査に対しましては、その効 率性・有効性、その能率性が監査の焦点となるというふうに思います。

そして、この行政監査を行う場合につきましては、まず最初に監査のテーマを決め、監査の目的、そして監査の対象、そして監査の日時等、そして5番目に、重要でございますが監査の方法を決めて、その結果、監査の結果となり監査報告となるというふうに認識しているところでございます。

今回、改善を要すると認められる事項等の農政課の報告でございますが、この報告になるまでに、簡単に言うと監査の方法につきましては、農政課の提出された関係書類に基づいて監査をするということになっていると思います。つまり今、苦情がありました書面につきましては当然、農政課のほうから提示がされて、そしてなおかつその苦情が市民の多くの声である。そしてそれが、まさに苦情の理由に正当性があるということがこの監査に処するという、監査にするかどうかということをまず判断して、監査委員会の中で監査されるというのが順序だというふうに考えておるところでございます。

ですから、この苦情を監査するときに、この苦情が監査にあたるという明確な根拠なくして 監査はされてないということだと考えます。つまりこれを監査した、まず苦情を監査したこと について、その根拠を求めます。それはなぜか。この中に制度に対する十分な理解が得られて いないことが原因と思われるという微妙な表現ではなく、十分な理解が得られることが原因と いうふうに監査委員会の中で判断しながら、これだけの指摘をしていくべきだというふうに私 は考えるところであります。その根拠となる資料、そして根拠となった原因について、お伺い いたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

入江代表監査委員。

○代表監査委員(入江薫君)

先ほども答弁の中で申し上げたとおりなんですけども、監査を実施していく中で、一農家だけではなく、中小農家から、ほかの農家からも先ほど申し上げたとおり、作付けとか収穫の手段につきましても問い合わせが市に寄せられたことが私ども分かりましたので、それに対しまして、市の農業の担い手である営農組織の活用がまだまだ周知徹底されていないというふうな認識を持ちましたので、今後、非常に重要性ということに鑑みて、市民のためにここを周知徹底してということで監査報告とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

この件については私の質問に明確に答えておられませんので、答えていただきたい。

つまり、この関係書類等に基づき監査するわけですから、そのもととなる資料はなんですか ということをお答えになっていられないので、そのことにお答えいただきたい。そして、この 件数が資料等に基づいて報告があるわけですから、その件数もお答えをいただきたい。

この2点はお答えをいただいていないので、質問のカウントはしていただきたくないと思います。

○議長(秋山俊和君)

ここの疑義の関係で質疑があって、明確な答弁を求めているわけでございますので、その明確な答弁をよろしくお願いします。

入江代表監查委員。

○代表監査委員(入江薫君)

内田議員の関連質問の再質問にお答えしますけども、その資料というのは苦情を寄せてきた 資料ということですか。それを差しているんでしょうか。

○議長(秋山俊和君)

代表監査委員のほうで、資料という意味が分からないわけですね。 内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

私は冒頭から行政監査の方法、あり方について前段階でご説明しております。つまり監査の方法としては、所管からの資料提供があって、それに基づいて、これは監査を実施したというふうに、5番目に書いてあるわけなんです。監査の方法について。ですから、その資料はどういった、ここの裏づけとなる資料はなんですかということでございます。つまり、その資料の中には当然、苦情の件数が明確にあったり、どのような内容の苦情であったりというものが必ずなければ、この資料に基づいたということにはならないというふうに考えておりますので、その資料はどういった資料ですかということをお聞きしているところでございます。

○議長(秋山俊和君)

入江代表監查委員。

〇代表監査委員(入江薫君)

理解できました。内田議員の関連質問の再質問にお答えしますけども、その資料というのは 農政課からの資料でございまして、苦情等の件数は書いてございませんでした。ただ監査を実 施する中で、実際に書面で苦情が寄せられたこと。また一般の農家からも先ほど申し上げたよ うに作付け等の問い合わせが来ているという課長さん等のお話がございましたので、私どもは これは重要であるということで監査の対象として取り上げ、監査委員としてさせていただきま した。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

暫時休憩いたします。

ここで10分、時間をとりたいと思います。

再開時間を5時40分にします。

休憩 午後 5時27分

再開 午後 5時40分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで10分ほど、暫時休憩をとらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。 再開時間を5時50分といたします。

休憩 午後 5時41分

再開 午後 5時51分

○議長(秋山俊和君)

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

内田議員に申し上げます。

今の質問が1回目でございます。

このあと、もう1回で質疑は終了ですので、ご承知おきください。

それでは入江代表監査委員、お答えください。

○代表監査委員(入江薫君)

内田議員のご質問にお答えしたいと思います。

農政課の監査を実施するときには、通常の定期監査の資料の提示を求めて、その資料に基づいて監査を行いました。監査をするにあたり、その監査の中で書面による苦情、ないし市に寄せられた問い合わせ等のことを聞いた中で、最後に先ほど私が説明したとおり、監査報告をさせていただいたとおりでございます。

○議長(秋山俊和君)

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

ただいまの答弁は一番最初に、小尾直知議員の質問に対しまして、市民からの資料と言われて、私が先ほど質問したら農政課からの報告と言われ、本会議のこの短時間の中で答弁が右へいき左へいきとしたようなお答えでは、今回の監査の信憑性につきましては非常に疑問を抱くものでございます。

よって、今回の改善を要すると認められる事項、産業観光部農政課、ここの部分につきましては、今後の監査委員会におきまして、もう一度、きちっと精査をして、その後の報告をいただきたいと思います。お答えをお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

入江代表監查委員。

○代表監査委員(入江薫君)

ただいまの件は承知しました。ただし、もう一度繰り返しますけども、一部の苦情とか、そういうことに対応した監査意見ではなく、北杜市民の農家に対して、市民のための監査結果ということで、ご理解いただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

これで、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、19番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

日本共産党を代表して、白倉市長に質問します。

質問の第1は、危険な原発からの徹底を。太陽光、水力、風力、地熱など自然エネルギーへの転換を。

福島第1原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにしました。 現在の原発の技術は本質的に未完成で、極めて危険なものです。 原発は甚大な放射性物質、 死の灰を抱えていますが、 それをどんな事態が起きても閉じ込めておく完全な技術は存在しません。 そして、 ひとたび大量の放射物質が放射されれば、 被害は深刻かつ広範囲で、 将来にわたっても影響を及ぼします。

そうした原発を世界有数の地震・津波国であるわが国に、集中的に建設することは危険極まりないことです。日本に立地している原発で、大地震・津波に見まわれる可能性がないと断言できるものは1つもありません。

歴代政府が安全神話にしがみつき、繰り返しの警告を無視して安全対策をとらなかったことが、どんなに深刻な結果をもたらすかも明瞭となりました。今、必要なのは原発からの撤退の政治的決断を行うことです。また5年から10年以内に原発ゼロへのプログラムを策定することです。

太陽光、水力、風力、地熱など豊かな自然を持つ日本です。自然エネルギーの開発と普及・促進、低エネルギー社会への移行のために最大限の知恵と力を注ぐことに国を挙げた取り組みが求められます。ドイツは、2022年までにすべての原発停止を決めました。スイスも2034年には原発から撤退する計画です。イタリアは国民投票で原発の再開を認めませんでした。

以上のことをふまえて、以下質問します。

- 1つ、市民の安全・安心を確保するために、放射能汚染がどのくらいあるのか。定点において定時にモニタリングポストでの観測が必要ではないのか。北杜市役所にモニタリングポストを設置して、観測の結果を市のホームページで毎日発表することを求めます。
- 2、市民の生命と財産を守る立場で、東海地震の資源域の真上にある世界一危険な浜岡原発の廃炉の要望書を内閣総理大臣、衆参議院議長、関係省庁に提出することを求めます。
 - 3、北杜市での家庭の太陽光発電設備の設置の実績と普及する手立てを示してください。
- 4、北杜市での小水力発電の実績と一級河川、準用河川のそれぞれについて小水力発電に適する場所の調査結果とその可能性、またそれを阻むものは何か示してください。

質問の第2は国民健康保険税の値上げをやめ、市民の生活と健康を守る国保に。

北杜市の国保への加入世帯は今年5月時点で9,544世帯、農家・自営業者・失業者、74歳までの年金者などの無職者や非正規労働者など、年間所得が100万円未満の世帯が約5割、4,838世帯、180万円未満が約7割、6,721世帯を占めているように、もともと所得の少ない方で構成されています。

高すぎる国民健康保険税が全国どこでも大問題になっています。北杜市では所得289万円、4人家族(モデルケース)の国保税は今回の条例一部改正による値上げ、5万7,500円値上げされて38万9,800円。所得に占める割合、負担率は13.5%になります。1人平均1万2,685円。1世帯当たり2万2,833円の値上げになるのです。国保の負担がど

れほど重いのか、国会では菅首相が、県議会では横内知事が認めるほどです。

全国では滞納世帯は436万世帯、全加入者の2割を超えています。2010年度、北杜市でも9,454世帯の15.2%、1,440世帯が滞納しています。無保険になったり、正規の保険証を取り上げられるなど、生活の困窮で医療機関への受診が遅れたため、死亡したとみられる事例が昨年1年間に全国で71人(全日本民医連調査)という深刻な事態も広がっています。

国保税は自民党・公明党の政権のもとで値上げが繰り返され、この20年間に1.6倍、1人当たり3万円も値上がりしました。民主党は政権交代が実現したら、国保に9千億円の予算措置を行い、国民の負担軽減を図ると国会でも主張していました。ところが今は、自公政権と同じ負担増を国民に押し付けています。民主党が公約した9千億円の半分以下の4千億円でも、これを投入すれば国保税を1人1万円、4人家族なら4万円、引き下げられます。

国保の財政悪化と国保税の高騰を招いている現況は、国の予算削減です。1984年当時の 自民党政府は、45%とされていた国保への定率国庫負担を38.5%に引き下げる改悪を強 行し、その後も国保の事務費や保険税軽減措置などへの国庫負担を縮小・廃止してきました。 その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は1984年度の50%から2008年度の 24.1%に半減しています。いまや国保は財政難、保険料高騰、滞納増という悪循環を抜け 出せなくなっています。

さて、私たちは6月議会で国保税が値上げになると生活が困難だとの声を受けて、なぜ国保税の値上げなのか。山梨県社会福祉協議会の前事務局長を講師に学習会を開きました。そして市民に知らせようと、値上げ白紙撤回を求める署名活動に取り組みました。2週間という短い期間でしたが、値上げを知らなかった。これは大変だと、訪問しての署名を断る人はいませんでした。頑張って値上げを止めてねという、そういう声を集めて、6月20日に市長宛て2,053筆の署名を10人の各町の代表者が提出し、市当局に値上げ回避を要請したところです。以上のことをふまえて、質問します。

- 1、根本的な解決のために国保の国庫負担を引き上げること、1984年以前の水準に戻すことを市長会を通じて政府に要求すべきです。
- 2、山梨県の市町村に対する繰り入れが年々後退していますが、繰り入れを増やすなどを要求すべきです。
- 3、市の緊急の対策として、今ある基金3億6千万円を活用するとともに、一般会計から法 定外の繰り入れを行い、値上げを抑えるとともに引き下げるべきです。
- 4、収納対策の強化の名のもとに強権的な取り立てに走るのでなく、市民の生活実態をよく 聞き、親身に対応する相談・収納活動に転換すべきです。サラ金並みの延滞金を減免する制度 を生活困窮者に適用すべきです。
 - 5、失業や商売不振など収入がない期間の税の減免制度をつくることを求めます。 質問の第3は、防災・福祉のまちづくりについてです。

北杜市議会では3月11日の東日本大震災を受けて、議会として何ができるのか検討し、9名からなる災害対策検討委員会を立ち上げました。検討委員会では1.被災地への支援策について。2.災害対策についてのアンケート調査表を作成し、2名ないし3名でチームをつくり、市内の施設や団体を手分けして訪問、調査表への記入と懇談を行ってきました。

私は文教厚生常任委員として、長坂町の特別養護老人ホーム、障害者施設などの福祉施設、

小学校、中学校、保育園などを訪問しました。これらの訪問をふまえて、以下質問します。

- 1、特別養護老人ホームなど、民間施設であっても大切な施設なので停電から除外できないか。酸素ボンベの利用が停電で困ったので、自家発電用の軽油の確保、暖房用の重油の確保が大変であった。福祉施設には、市として燃料を優先的に確保してもらいたい。燃料確保のために指定店を各町に1つ確保してほしい。
- 2、特別養護老人ホームは耐震性のある施設なので、地域の防災施設にもなる。そのために 備蓄倉庫を設置してもらいたい。
- 3、重機を持っている会社と災害のとき援助協定を結ぶこと。また、地元消防団にエンジン付きチェーンソー、救助用ノコギリなどの装備を充実させること。
- 4、学校統合して空いた校舎の一部を耐震シェルターにして、地域の避難所として活用する とともに、備蓄倉庫に活用すること。
- 5、学校が避難場所になる場合を想定して、市の避難所責任者を年度はじめに確認しておくこと。地域の人、学校の職員などを統括する責任者を支所長など市職員が務め、指揮・命令系統を1つにする。仮設トイレを設置したり、体育館の仕切りを設置したりの訓練を毎年、地域を変えてやる必要があると指摘されました。

以上、市長の答弁を求めて質問を終わります。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

〇市長(白倉政司君)

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

自然エネルギーへの転換について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、モニタリングポストの設置と公表についてであります。

県では、環境放射能に関する継続的な測定を、甲府市富士見の県環境衛生研究所に設置してあるモニタリングポストで行っているところであります。

モニタリングポストでの測定値は、山梨県ホームページで毎日更新され、1日3回の測定値が公表されており、平常値の約2倍となる毎時0.1マイクロシーベルト以上を観測した場合は、逐次情報の提供を行うこととされております。それによりますと、現在の測定値は福島第1原子力発電所の事故以前の数値を上回るものでなく、健康に影響の出るレベルの数値ではないとの見解であります。

また、6月22日から実施した測定結果でも、韮崎市を含めた10地点で同様の測定結果となっております。これらから判断し、現状では市においてモニタリングポスト等、機器を設置して観測を行うことは考えておりません。

次に、浜岡原発廃炉の要望書についてであります。

原子力政策については、国主導で行うものと考えておりますが、今後の国の対応状況や他市 町村の動向を見ながら検討をしてまいります。

次に国民健康保険税について、いくつかご質問をいただいております。

国庫負担を引き上げることの要望についてであります。

国民健康保険の財政運営が大変厳しい状況にある中で、国に対し将来にわたり国民皆保険制度を堅持するために必要な財政支援を拡充するなど、市長会あるいは国民健康保険連合会等を

通じて要望しているところでありますが、今後も引き続き要望していきます。

次に防災・福祉のまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

福祉施設を停電から除外することについてであります。

この夏の計画停電につきましては、原則実施しないとの考えを示しております。万が一、停電になる場合においては、その停電区域に定められたエリア内は、例外なくすべてが停電になると聞いておりますので、除外はできないものと考えております。

また災害時の燃料確保についてですが、平成23年に市と山梨県石油協同組合北巨摩支部では、災害時における石油燃料等の供給に関する協定を結んでおります。この協定により本庁、 各総合支所、指定避難場所においては、災害時に燃料確保を優先的に受けることができます。

ご質問の施設も、人命の保護において逼迫した状況の際には、当然、可能な限り優先できるように協力を呼びかけたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(秋山俊和君)

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

防災・福祉のまちづくりについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、特別養護老人ホームへの備蓄倉庫設置についてであります。

市では、各町1カ所の公共施設へ備蓄することを基本として、計画的に備蓄を行っています。 今後も計画的に備蓄品の管理、補充を随時行っていく考えであり、緊急時にはそこからの物資 の支給が可能と考えております。併せてそれぞれの環境において、万が一の備えは必要不可欠 であると考えますので、それぞれで最低限の備蓄をしておくことをおすすめいたします。

次に、災害時の援助協定についてであります。

平成20年に、市と北杜市建設安全協議会の間で災害時における応急対策業務に関する協定を結んでおります。今回の東日本大震災においても、発電機などの資機材の手配等、ご協力をいただいたところであります。また、消防団につきましては、火災のみならず災害時における役割も重要であり、装備の充実につきましては、必要に応じて対応したいと考えております。

次に、学校統合に伴う空き校舎の活用についてであります。

平成24年4月には増富小学校が、平成25年4月には日野春小学校、秋田小学校、小泉小学校の校舎が空き校舎となります。日野春および小泉小学校の校舎は耐震基準を満たしておりませんが、体育館は耐震性が確保されており、増富および秋田小学校とともに市の避難所に指定しています。統合後の学校施設の利活用は今後検討していくことになりますが、現時点ではこれら校舎について避難所としての利用は考えておらず、現在指定されている避難所で対応したいと考えております。

また、備蓄倉庫利用につきましても、現在のところ各町1カ所への備蓄を計画的に進めておりますので、校舎へは考えておりません。

次に、学校避難所の責任者の指定についてであります。

災害等の発生で学校を避難所として開設するにあたり、施設のカギと安全性の確認および責任者の連絡先等について、所管課と学校とで協議し、非常時に備えるよう依頼したところであります。また仮設の簡易組立トイレにつきましては、各総合支所を含め10基配備することと

しております。

毎年実施しております総合防災訓練ですが、本年の主要会場は、白州町の総合グラウンドを 予定しておりまして、簡易トイレの組み立て、設置等を含んだ訓練も行う予定であります。 以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

国民健康保険税について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに県の繰り入れの後退についてでありますが、保険給付費の7%を調整交付金として 県から交付されているため、保険給付費の増減により変動があります。

次に繰り入れを行い、国保税を引き下げることについてであります。

市町村の一般会計から、国民健康保険事業特別会計への繰り出しについては、国から基本的な考えが示されており、その基準に基づき繰り入れを実施しているところであります。北杜市では、平成22年度の一般会計から国民健康保険特別会計へは、法で定められた人件費や基盤安定負担金として、2億9,900万円を繰り入れております。また、法定外繰入金としては乳児医療費や重度医療費の窓口無料化分2,900万円を繰り入れ、一般会計からの繰り入れ総額は3億2,800万円となっております。

なお、国保税の負担軽減を目的に一般会計からの法定外の繰り入れを行うことは、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性や受益者負担の観点から、好ましいことではないと考えるところでございます。

次に収納に対する親身な相談・収納活動についてであります。

家庭の状況など、さまざまな理由により納期限内に納められない場合は、国保税に限らず滞納整理にあたり、納税相談において分割納税など納付の方法について随時相談に応じるなど、親身な対応をいたしております。

次に、税の減免制度についてであります。

国保税の減免につきましては、国民健康保険税条例の中に、災害等により生活が著しく困難になった者、その他市長が特に必要があると認める者に対する規定が設けられています。昨今の経済状況に鑑み、平成22年4月より自己の都合によらない非自発的失業による退職者には、所得を軽減する取り扱いを行っているところであります。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

自然エネルギーへの転換について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、太陽光発電設備の実績と普及についてであります。

平成18年度から、北杜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金を活用して設置した件数は平成22年度末までで322件であり、導入容量は約1,196キロワットであります。今年度につきましては、すでに54件の申請が提出されております。本年度は、自然エネルギー

への関心が高まっていることから、市の広報やホームページ等で制度の周知を図るとともに、 北杜サイト太陽光発電所の定期見学会、環境学習会などの機会にも周知してまいりたいと考え ております。

次に、小水力発電の実績と今後の可能性および課題についてであります。

市がこれまで導入した小水力発電施設としては、出力320キロワットの村山六ヶ村堰水力発電所および出力1キロワットの三分一湧水ミ二水力の2カ所であります。

平成20年度に実施した小水力発電可能性調査の結果、可能性のある発電適地とされた地点のうち一級河川からの取水によるものは7地点で、準用河川からの取水にかかるものは含まれておりません。

一般的に小水力発電が広く普及していない要因として、河川法等関係法令上の規制の問題や導入に向けた調査費などにかかる経費による事業の採算性が挙げられております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

まず第1点は、危険な原発からの撤廃をということで、私も先日の日曜日に浜岡原発を調査するということで参加してまいりました。実際に見てまいりますと、砂丘の上に原発が建っているということで、大きな地震がきたら、まずその地震で液状化してしまうと。その次に津波ということですけども、本当に危険なものがそこに存在しているのなというふうに感じます。そういうことで、山梨県の南部町やそれぞれの町で、原発からの撤退をという請願が出されていますので、そういう町と連携して非核平和宣言都市の市長として、きっぱりと原発からの撤退を明言していただきたいと思います。

2番目の質問は、文教厚生常任委員会の資料として、6月22日に国民健康保険税の税率改正についてと、こういう冊子をいただいたわけですけども、単年度収支で平成19年度は黒字、20年度は赤字、21年度は赤字、そして22年度の決算の見込みについて、2億2千・・・そういう資料がそこに赤字となっていましたけども、実際には1億円の黒字ではないかと思います。

もう1つは、保険財政調整基金の残が3億6千万円。繰越金が7,724万5千円。これを 間違いがあるかどうか確認したいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

今回、東日本大震災を見たときに、いろんな意味で人類は新エネルギーの開発が喫緊の課題になっていることだけはたしかだと思います。そうかといって、原子力発電を今、全廃できるかというと国民生活が成り立たないというか、相当影響を受けることはたしかであります。

いずれにしましても、先ほど答弁をいたしましたとおり原子力の問題は国の政策として、いるいるな意味で国民等しく考えている段階だと思いますので、注意深く見守っていきたいと

思っております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

中村隆一議員の再質問にお答えいたします。

最初に文教厚生常任委員会への提出資料の中の数字でございますけども、この数字で間違い ございません。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

その単年度収支のところの数字は、この表の下のほうから見れば間違いではないかと思います。その次の質問をしたいと思います。

6月25日の朝、山日新聞を見て驚きました。北杜市今年度国保税率引き上げ、基金取り崩しを回避。この記事を見て、なんと市当局は考え方がさかさまかなということを感じました。というのは、基金は3億6千万円あるわけですよ。そういうことで、基金2億円を取り崩して値上げを回避となるべきではないかと。そういうことで基金が3億6千万円あるのにかかわらず、なぜ値上げに踏み切ったのか、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

白倉市長。

〇市長(白倉政司君)

いずれにしましても、この国民健康保険制度は堅持したいということが、まず原点にあるわけであります。今、基金があるから、それを使ってしまえばいいという時代ではないと思います。私もたびたび申しておるとおり、人口構成が悪すぎるんですよ。ですから北杜市は50億円基金があるから、それを今生きている人が使ってしまえばいいという時代ではないではないですか。えらそうに言うわけではありませんけども、今、北杜市の基金が80億円、90億円上乗せして、今、140億円というふうにある。この140億円の基金がこれでいいのかというと不安なんです。まだ。国民健康保険税でも同じことがあると思いますよ。だから若い人たちが年金を含めて、非常に不安を持っているということであります。ですから、ある金を使えばいいという発想は昨日までの話で、これからの北杜市の、いや山梨県、日本のそんなこんな制度を考えたときには、ぜひひとつ、そういう思いもチェンジしていって、持続可能な制度として考えていただければありがたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

よろしいですか。

(はい。の声)

関連質問はございませんか。

(な し)

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。 次の会議は6月29日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。 本日は、これをもって散会いたします。 大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時26分

平成 2 3 年

第2回北杜市議会定例会会議録

6月29日

平成23年第2回北杜市議会定例会(3日目)

平成23年6月29日 午前10時00分開会 於 議 場

1.議事日程

諸報告

日程第1 一般質問

4番 清水 進君 7番 風間利子君 10番 中嶋 新君 13番 千野秀一君 11番 保坂多枝子君 3番 相吉正一君 5番 野中真理子君

2. 出席議員 (22人)

1番 小須田稔 中山宏樹 2番 3番 相吉正一 4番 清 水 5番 野中真理子 6番 篠原眞清 7番 風間利子 8番 坂 本 静 9番 小林忠雄 10番 中嶋 新 11番 保坂多枝子 12番 利根川昇 13番 千野秀一 14番 小尾直知 15番 渡邊英子 16番 内田俊彦 17番 坂本治年 秋山九一 18番 19番 中村隆一 20番 清水壽昌 2 1 番 秋山俊和 22番 渡邊陽一

3.欠席議員 (な し)

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(33人)

市 長 白倉政司 総 務 企 画 部 長 比奈田善彦 市民 福 部 原かつみ 祉 長 名取重幹 建設 産業観光部長 井出武男 教 育 長 教 育 会 計 管 理 者 由井秀樹 堀内健二 明野総合支所長 高根総合支所長 小尾善彦 大泉総合支所長 浅川一彦 白州総合支所長 伏見常雄 政策秘書課長 坂本吉彦 総 企 画 課 神宮司浩 長 財 地 域 課 長 高橋一成 管 財 健康增進課長 山田武男 福 祉 介護支援課長 唐木美代子 環 境 上水道課長 小松武彦 住宅 課 長 植松 広

部 長 堀 内 誠 長 伊藤勝美 部 生活環境部長坂本正輝 長 深 沢 朝 男 部 長大芝正和 次 監査委員事務局長・ 清水春昭 農業委員会事務局長 須玉総合支所長 中山健教 長坂総合支所長 輿石君夫 小淵沢総合支所長 浅 川 明 男 武川総合支所長 山田栄明 課 忍 務 長 菊原 政 課 長 秋元達也 課 長篠原直樹 課 長米田隆史 長 土屋 課 裕 下 水 道 課 長 赤 羽 久

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二議会書記 山内一寿 小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長(秋山俊和君)

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

本日も大変暑くなる見込みであり、電気使用料の削減を図る観点から本会議につきましても 上着の着用はしないことと申し合わせましたので、ご報告いたします。

本日の一般質問で、無会派の風間利子君から通告がありました質問の一部について、取り下 げの申し出がありましたので、報告いたします。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長(秋山俊和君)

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、7人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に日本共産党、14分。次に無会派の風間利子議員、15分。次に北杜クラブ、47分。 次に明政クラブ、66分。最後に市民フォーラム、12分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。 それでは順次、質問を許します。

日本共産党、4番議員、清水進君。

清水谁君。

○4番議員(清水進君)

今議会で3点の質問を行います。

最初に、大泉地区水道料金未納者の今後の対応についてであります。

今、大泉町民の中で、新水道料金が結果的に不払いとなっている事態が起きています。大泉市民の方の話を伺いました。議会で決まったので従うのが当たり前。しかし従えない。白紙に戻してやり直してほしい。大泉市民の声を市はしっかりと受け止めてほしい。料金の支払いに応ずれば市のやり方に理解を示したことになる。私たちと話し合う機会と場を設けるためにも、抗議行動として不払いを行う。なぜ、こうした事態に至ったのでしょうか。それは3回の地区説明会で、大泉市民が出した疑問に一度も答えることなく、市長の参加もないままことが進み、市の統一案を押し付けただけにありました。また署名、要望書など文書を提出しても、市の進め方にこの間、間違いはなかったとする一方的な回答だけで繰り返されてきました。大泉の市民が納得のいく進め方を今後もしてほしいと話されました。

そこで1として、旧料金で支払っている世帯数は。まったくの不払いとなっている世帯数を お伺いたします。

2として、水道料金、簡易水道施設整備の歴史は町ごとに違っております。このことが全市

民に周知されていたのか伺います。料金統一の地区説明会では、水道料金が下がる高根、須玉、 長坂などの地区では市民参加が30人も集まっておりませんでした。自分の町の水道会計がど のような実態になっていたのか、ほとんど知らされておりません。料金が下がるから歓迎する。 異論はない。このように考え、参加者が少なかったと思います。施設整備に多額の費用を要し た町の水道料金が下がっており、水道の原価主義からは考えられない市の統一案であります。

また現統一案は、水道会計の健全化を遅らせていくことにもなります。全市民に今後の水道 事業の健全運営を、どのように市民の協力を得て行っていくのか。このことにも影響を与える と考え、各町ごとに水道事業が赤字になっていたのか。黒字だったのか。給水原価や給水単価 の内訳と推移、地方債発行高の推移、水源の種類と取水量、そして法定外の支出は。またその 内訳、金額など、これらの資料を全市民に知らせることが重要だと考えます。今後、資料公開 を広報などで行っていくのか、その考えを伺います。

3点目として、大泉協議会の主張は値上げに反対ではない。市の統一の進め方に反対していると市長への申し入れ書を4月8日に提出し、その後5月20日に市長と協議会メンバーで話し合いが行われ、市長は上水道だけは別だという皆さんの意見は分からないことではないので、また検討してみたいと回答しております。この間、集団での不払いが発生した3月の上水道課の水道使用者各位に配布した文書では法令に従い、必要な法的措置を講ずることになりますとした文書を配布し、その後、水道料金督促状も届いております。昨日の市長、担当部長の答弁では3期滞納すると給水停止を行っていく考えを示しています。ことは重大であります。

今後、協議会や大泉町民と水道料金未納が発生している問題で、話し合いによって解決を図っていくことが一番望ましいと考えますが、市は今後どのような対応していくのか伺います。

次に住環境改善と地域経済の振興について、この観点より2点を伺います。

第1に、住宅リフォーム助成制度を実施することについてであります。

住宅をリフォームする住民に、自治体が一定額の補助をする住宅リフォーム助成制度が各地に広がっております。昨年12月時点で175自治体が実施しています。今年度実施するのは40都道府県、330市町村に広がっております。自治体が行っている住宅リフォーム助成制度に対する国の支援は、国土交通省が申請により助成をしております。自治体が計画した社会資本総合整備計画に基づき、この目標達成のために期間事業として公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備。住宅建築物の耐震診断、耐震改修などであります。2として、提案事業として地方公共団体、独自の提案による地域の住宅政策実施に必要な事業等としています。ここでは民間住宅のバリアフリー改修、そして公営住宅と社会福祉施設等の一体的整備、住宅相談、住宅情報提供などが対象となっています。自治体からの申請により、交付金算定対象事業のおおむね45%を助成しています。住宅の小規模改修に自治体が一定の補助をする制度、昨年3月より始めた秋田県では昨年10月までに1万2千件近い申請があり、全世帯の3%が利用しており、補助額16億5千万円で、工事費総額では252億円以上にのぼっております。秋田県では、経済波及効果は補助額の24倍の約512億円と推計しております。この地域にとっても地域の仕事おこし、不況対策としても有効であります。市で実施の考えを伺います。

第2に公契約条例制定について、見解を求めます。

自治体で働く臨時職員が低賃金を強いられ、低入札価格によって公共工事や公共サービスを 受注した企業で働く労働者が低賃金で苦しんでおります。こうした中で、公共事業や公共サー ビスを発注する自治体と受注した事業者との間で結ばれる公契約に生活できる賃金など、人間 らしく働くことのできる労働条件を確保する法律、条例の制定を求める世論が高まっております。これらの背景には、官製ワーキングプアと呼ばれる深刻な事態が広がっているからであります。例えば清掃業務など、県外業者が予定価格の60%、低価格で落札し、社会保険未加入の企業が法定最低賃金よりも低い労働単価で落札しているのであります。地元の真面目な中小業者と、そこに働く労働者が犠牲となっています。

市が公契約条例を制定し、各事業所と契約を結ぶことが重要であります。市の発注する公共 事業などに従事する労働者の賃金を底上げし、地域経済を下から温める有意義な取り組みであ ります。また公共工事や業務委託の質を高め、市民サービスの向上につながっていくものであ ります。

野田市では、全国最初に公契約条例を制定いたしました。条例の冒頭には公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されることは、1つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。本市は、このような状況を見過ごすことなく、先導的にこの問題に取り組んでいくことで、地方公共団体の締結する契約が、豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することができるよう、貢献したいと思うと述べております。こうした野田市、そして川崎市の条例施行状況と課題を認識し、北杜市でも制定する考えを伺って、最初の質問といたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

清水進議員のご質問にお答えをいたします。

水道料金未納者の今後の対応について、いくつかご質問をいただいております。

水道料金の未納問題への、今後の市の対応についてであります。

水道料金の改定につきましては、簡易水道運営委員会で慎重に検討された答申を尊重し、住 民説明会を経て、議会で可決されたものであります。市としましては、今後さらに合併した北 杜市の水道料金改定に理解を求めていくとともに、未納者に対しては、条例等に基づき対応し ていくこととしております。

次に、公契約条例についてであります。

公契約条例とは労働者の労働条件の確保のため、公契約の受注者、下請負者および受注者、 または下請負者に労働者を派遣する者は、市長が別に定める賃金の最低額以上を支払わなけれ ばならないことなどを定めたもので、野田市と川崎市が制定しております。

公契約に従事する労働者の労働条件を確保することは大切なことであると考えますが、公契 約条例については条例の実効性、賃金の最低額等の設定が困難であること。契約金額の上昇に よる財政への影響等を考慮し、制定に至っていない自治体がほとんどであります。

今後、国、県、他市の動向等を注視してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

4番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

水道料金未納者の今後の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに大泉町民の中で、旧料金で支払っている世帯数と不払いになっている世帯数につい てであります。

料金改定後の水道料金で、旧料金で内金として支払いをしている世帯は6世帯、通告書を提出し不払いとなっている世帯は113世帯であります。

次に、水道料金等の資料の公開についてであります。

水道料金改定についての資料は住民説明会の際、お示しした資料が市民の皆さまに広くお知らせする資料と考えており、広報等も活用し住民への周知を図ってきたところであります。

また、今後の水道事業の健全運営における市民との協力については、簡易水道運営委員会の意見をいただく中で、水道事業の健全運営を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

深沢建設部長。

○建設部長(深沢朝男君)

4番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度の実施についてであります。

現在、市では木造住宅耐震改修支援事業、木造住宅耐震化建て替え支援事業、それに木造住 宅耐震シェルター設置事業などの助成制度を設けており、住宅用太陽光発電システム設置費用 の一部も助成しております。

改修、設置内容によりましては、地元業者の対応が困難な場合もありますが、市への申請の際には、なるべく地元業者に発注するようお願いをしているところであります。

限られた予算の中で、市民の安心・安全な暮らしに直結する助成をいくつか実施しておりますので、現在のところ新たな制度の創設は考えておりません。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

最初に水道料金問題で、再質問を行います。

私は第3回目の大泉地区住民説明会で、ある方が仮に水道料金の統一ができたとしても、北 杜市民としての心の一体感はなくなってしまうと発言をしております。今もこの方の思いは続いていると思います。

当時、料金統一しないと国から水道施設費の補助金が受けられなくなってしまうとの市の説明に誤りがあることを指摘しました。料金は市の条例で定めることで、国がそのことについて指導することはないことであります。また、平成28年度までに統一すればよいことも指摘いたしました。料金の問題は、毎日の生活に直結してまいります。ましてや簡易水道の歴史はその町ごとに違っており、幾多の苦労の連続であったと思います。水道料金統一を合併時に持ち

出して協議を開始すれば、この合併はなかったのではないかともいわれる大変な難題だと思います。大泉町民の方々の理解を得るといっても、今の案だけで理解を求めるのでは難しいのではないかと率直に思います。

昨日の答弁、そして今日のお伺いの中で、連続3期の料金の滞納はこの7月にくるのではありませんか。1つとして、大泉町水道問題対策協議会や料金未納に賛同している方々との話し合いの場をいつ設定するのか。そして話し合いの場を設けず、給水停止を行っていくのか。そのことを、まずお伺いをいたします。

そして2点目として、新たな案を考えて対話に臨むのかどうか、そのことを市長にお伺いしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

今の説明では理解が求められないのではないかと。いつ対話をするかということですけども、払っていただけない方々には極力、市としては説明をして、お願いしてまいるということしか、今ないのではないかと思っております。水道料金の未納の方々には、事務の取り扱い要綱では3期以上の滞納者に対しては、給水停止が可能ということになっております。しかし、要綱に基づく基準に該当することにはなるんですが、理解を極力求めていきまして、平等性という面からも未納を防いでいきたい。その手段の1つとして、そういうことがあるだろうということです。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

では2点目として、住宅リフォーム等について、お伺いをいたします。

例えば畳の替え、クロスの張り替え、建具や断熱サッシなどの内装工事、こうした新たな住宅リフォームに対象工事として付け加えた自治体もあります。今、新築される家は大手の工務店が一手に引き受けて、地元の畳屋さん、建具屋さん、製材所、ほとんど仕事がないと伺っております。先ほど説明したように、地域の畳屋さんや建具さんに仕事が増え、そして地域全体を活性化していく住宅リフォーム助成制度であります。その制度について、再度、導入についての見解を伺います。

それと、もう1点は公契約について。例えば市の市立病院の清掃については、日常清掃業務が年間委託をされております。例えば甲陽病院で、今回5月号の広報に載っている清掃予定価格は544万9千円。そして落札価格業者では451万5千円と広報に載っております。実際に作業をしている方の時間給、例えば社会保険の加入状況、こうしたその場で働く人々の状態、そうしたものをまずつかんでいるかどうか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長(深沢朝男君)

清水進議員の再質問にお答えをいたします。

小規模な住宅の工事に対して、助成をすることによって地域振興を図ったらどうかということでございますが、先というか、このたびの東日本の大震災の経験をふまえて申し上げますと、やはり最も重要なのは住宅リフォームというよりも耐震というところ、この部分に市としてさらに力を入れていくべきではないかと考えておりまして、住宅政策として、その中小企業の振興ということは現状では考えてございません。

○議長(秋山俊和君)

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

清水進議員の再質問の中で、市立病院の清掃業務委託における清掃員の賃金についての確認がなされているかというご質問でありますけども、この清掃業務におきましては、それぞれ請負業者の中で、清掃員との賃金というものが定められた中で、作業が行われているものだと思いますので、市としてはその賃金についての確認はなされておりません。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

よろしいですか。

(はい。の声)

以上で、清水進君の一般質問を終わります。

次に7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員(風間利子君)

今日は3件について、質問させていただきます。

昨日の質問の中に重複する部分があると思いますが、通告してありますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、耐震シェルター補助制度の推進を。

3月11日の東日本大震災では、想定外という未曾有の大きな被害状況が毎日報道されており、地震による死者の9割が建物の倒壊による圧迫死だといわれております。

今回の東北大地震を機に、全国いずれの自治体でも防災対策に積極的に取り組んでおり、国の防災制度も今回の大震災を期に、さらに一段と整備されるのではないかと思います。

このような認識を前提に、災害に対して被災者が出ないよう、国の制度を使い積極的に進めるべきではないかと思い、以下、質問させていただきます。

まず1番として、平成16年度より木造住宅建物耐震診断を行っておりますが、耐震診断をした件数と、これによって補助金を利用した件数は何件でしょうか。

2番として、昨年65歳以上の単独居住世帯に火災報知器を取り付けた世帯数は。

次に国の支援制度、65歳以上の高齢者で構成された単独居住世帯に対しての耐震シェルター設置について、積極的な推進の考えは。

2番目に、放射能汚染についての勉強会、講演会の実施はということで質問させていただきます。

3月11日の東日本大震災で、原発事故により放射線による報道が連日されております。特に子どもたちについての被害は、誰もが心配するところであります。何が心配なのか、本当のことを知らない、子どもを持つ父兄から目に見えない放射線への不安とどう向き合うかということが一番心配されております。県内で検出されている放射能物質は、今のところは平常値内だから安全だといわれておりますが、過日、県内全域10カ所、峡北地区では韮崎で測定するとの発表がありました。また放射線防護学の日本大学専任講師のコメントでは、市民が放射性への不安を訴えるのは当然だ。行政が責任を持って放射線量を測定し、公表すべきだと報道されておりますので、以下、質問いたします。

1.放射線量について、講演会など学習する機会を考えてほしいと思います。

2つ目に、県では放射線量についての測定をしているが、北杜市でも父兄から身近な放射線量のデータがほしいとの要望もありますので、放射線量の測定をぜひお願いしたいと思います。

3番として、学校薬剤師は国の責任において法律で定められておりますが、今回の災害に対してどのように対応しているか伺います。

3番目として、宿直廃止に伴い、AEDの管理について。

昨年4月より、各支所の宿直が廃止されました。その折、AEDの管理について私も質問しましたが、いずれ考えてと答弁されました。以前にも市役所に問い合わせましたが、現在も土日は宿直のいないところに置いたままのようです。利用されないことは結構なことですが、財政の厳しい中で購入したAEDです。各支所に置くということで、職員をはじめ私たちも勉強会で講習を受けました。宿直を廃止して2年目です。いざというときに使えないのであれば、せっかく支所に用意したことをどう考えているか。また、管理はどのようになっているか。以上、伺います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

風間利子議員のご質問にお答えをいたします。

A E D、自動体外式除細動器の管理についてであります。

AEDは、平成20年5月から各総合支所それぞれに1基ずつを配置しております。現在、総合支所では宿直を行っていないことから、夜間の利便についての検討を重ねてまいりましたが、総合支所の外壁等に外付けでAEDを設置することにいたしました。設置につきましては総合支所と協議中でありますので、設置場所が決まり次第、取り付けを行う予定であります。

なお、設置終了次第、広報ほくと等で市民への周知を図ってまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長(秋山俊和君)

井出教育長。

○教育長(井出武男君)

7番、風間利子議員のご質問にお答えをいたします。

学校薬剤師の、今回の災害に対しての対応についてであります。

学校薬剤師は、学校保健安全法第23条で大学以外の学校に置くこととされておりまして、 市内の小中学校24校に、兼務ではございますけども、11人の薬剤師を教育委員会が委嘱し ているところでございます。

主な職務としましては学校で使用している飲用水、プールの水質検査や消毒、また教室内の 照度検査、学校で使用する医薬品、毒物・劇薬などの管理指導など環境衛生・薬事衛生・公衆 衛生などについて専門的な知識・技術を生かして、学校に対して指導助言を行い、児童生徒や 職員の健康の保持増進を図るものです。

今回の震災については、放射線量について心配されているところですが、山梨県が公表している放射線量の測定値は、震災前の数値の範囲である。こういうことでございますので、学校薬剤師は特に対応しておりません。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

火災警報器を設置した世帯数についてであります。

消防法の改正により、本年6月1日までにすべてのご家庭に火災警報機の設置が義務づけられたところです。

峡北消防本部の事前調査では、平成21年度峡北管内の設置率は34.5%で、特に65歳以上の高齢者のみの世帯への設置が急務との報告がありました。この報告を受け、市では昨年8月に簡易調査を行ったところ、設置率は17%と低かったことから、平成22年度の単年事業として、住宅用火災警報器給付事業を導入したところであります。

この事業により、65歳以上のみで構成されている5,657世帯のうち、申請書の提出があった2,158世帯の設置を消防団の協力を得て完了したところであります。

今後も市民の防災意識の高揚を図り、火災警報器の設置率の向上に努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

放射能汚染についての勉強会の実施について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、放射能汚染についての学習の機会についてであります。

放射能による健康被害を受ける基準等が、すべての項目において定められている状況でない ことなどを考えますと、市民一人ひとりが国・県・市からの情報や新聞・テレビなどの報道の 中から、自分にとって必要な情報を選択していただくことが、現在の状況では有効なものと考 えております。

次に、放射線量測定についてであります。

山梨県では、甲府市富士見町の県衛生環境研究所に設置してありますモニタリングポストにおいて放射線量等、観測しております。この測定数値が、福島第1原子力発電所の事故以前の年間測定値の範囲内であり、健康に影響が出るレベルの数値ではないとのことであります。また、先週6月22日から6月24日に県内10地点で広域的に実施した測定結果でも同様の結

果であります。

現在のところ市において独自に放射線量の測定をする考えはありませんが、今後も山梨県や 近隣の都県で行っております測定結果等を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

深沢建設部長。

○建設部長(深沢朝男君)

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

耐震シェルターの補助制度について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、耐震診断の件数と補助金を利用した件数についてであります。

耐震診断の実施件数につきましては、平成16年度から22年度までに371件となっております。補助事業を利用した件数につきましては、木造住宅耐震改修支援事業が平成18年度から22年度までに5件、木造住宅耐震化建て替え支援事業が平成21年度から22年度までに3件、木造住宅耐震シェルター設置事業につきましては、実施件数はありません。

次に、耐震シェルター設置の推進についてであります。

木造住宅耐震シェルター設置事業は、事業の条件として、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を耐震診断し、総合評価が低く、耐震改修等の補助を受けていない住宅への設置を対象とするもので、高齢者等世帯に対しては、24万円を限度として補助金を交付するものであります。

現在、県と協議中ですが、シェルター設置事業を含む耐震化事業、耐震診断事業については、 市職員と県職員による建築物防災の出張講座や戸別訪問による耐震啓発ローラー作戦等、支援 事業のPR活動を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

○7番議員(風間利子君)

まず1点目なんですけども、耐震シェルターについてなんですけど、先ほどの答弁で国の補助事業で、56年以前に建てた建物についての耐震診断は、16年から22年まで371件を診断されたと答弁がありまして、その中に事業を利用したのが8件だということで非常に少なく、改築するにも非常に高い費用がかかるので、私はこの耐震シェルターの補助事業を使うのは負担が少なくできる制度ですので、ぜひ積極的に進めてほしいと思いますが、ほかの自治体では多数抽選で行っているところもあるようです。この制度は、市ではホームページで出されているようですが、ホームページを見られる方がどのくらいいるか。また、今の答弁では積極的にPRしていきたいということでしたが、ぜひ広報活動などして、多くの皆さんに使っていただくよう取り組んでいただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

深沢建設部長。

○建設部長(深沢朝男君)

風間議員の再質問にお答えをいたします。

たしかに利用の件数が少ないというご指摘、そのとおりであります。大きな金額がかかるということが原因であることはたしかであろうと思います。

ちなみに県内で、この事業を活用してシェルターを設置したというのも非常に少ないんです。 今のところの実績で1件だというふうに聞いております。県内で。そんな状況の中ですけども、 さらにこの事業そのものの周知を徹底することによって、より活用が進むというふうにも当然、 考えられるわけですから、今後、議員ご指摘のようにしっかりとPRしてまいりたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員(風間利子君)

次に放射能線勉強会について、質問させていただきます。

ただいまの答弁では、前向きに検討していただけないようですが、議会では今回の災害に対して、議会として何ができるかという市民アンケートを行い、各種団体の代表から総務委員会では70名の方から答弁をいただきました。その中に地域の放射線量は地方公共団体が測って、住民に周知することになっている。測定業務を国や県に任せるのではなく市議会で取り上げ、市内にモニタリングポストを設置して発表するような、先進的な取り組みをお願いしたいと、放射線量測定に対して議会と行政への要望事項に、総務委員会の調査で6件ありました。また、放射線についての勉強会ですが、もしあれでしたら、学校の行事として父兄を対象とした勉強会なども考えていただきたいと思いますが、答弁のほどをよろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

風間利子議員の再質問にお答えいたします。

放射能の問題はたしかにテレビ等を見ていると、深刻な問題になっていると認識はしております。ただ放射能の測定につきましては、文部科学省が各モニタリングポストを全国に今までは1カ所ずつ設置してやっていたと。先ほどの答弁にもありましたように、それでは駄目なので、広域的に県内でも10カ所でやったと。そしてまた本日の報道にもありますように、全国に装置を250カ所増やすという国の施策が出ております。この放射能の測定については、まだ安全ということに対する、きちっとした基準が定められておりません。ですので、各自治体が測って、その数値を出したからといって、自治体が公表して安全だという、一市が発表するような数値でないと認識しております。ですので、ほかの自治体でもやっているところがあるということは聞き及びますけども、今しばらく国や県の動向を見た上で判断していきたいと考えております。

そして勉強会のことについてですけども、子どもをお持ちのお母さん方が一番心配しているということでありますので、今まで市民部とか教育委員会、あるいは福祉部、学校、保育所、健康被害みたいなところの部署と協議してきたわけですけれども、そういった勉強会をしてほしいというような要望はほとんどなかったということですので、再度、調査、3部と調整をとりまして、もしそういう要望がたくさんあるというようなことがありましたら、必要に応じて

学習会もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

風間利子君。

○7番議員(風間利子君)

実は私、先日、中央病院で行われた放射能についてのセミナーに参加しまして、大変いい勉強をさせていただきました。今の答弁では市民からの要望がないということなんですけども、今議会でも4人の方が質問しております。ぜひ、このことは考えていただきたいと思いますし、甲斐市では3月11日の地震直後、すぐこの測定器をお願いしたんですけども、なかなか手に入らなくても、6月13日、3カ月かかって、やっと入ったという話も聞いております。13日から以後、ずっと測定しておりますが、性能があまりよくないので、性能のよい測定器を注文しているようですが、生産のほうが間に合わなくて、いつ入るか、もう検討つかないということなんですが、富士吉田なんかでも夏の観光シーズンに向けて、観光客に自信を持って訪れていただきたいということで測定を始めるようですので、またどこの自治体でも今、始めるようなことが報道されていますので、ぜひこのことについては再度、考えていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

風間利子議員の再質問にお答えいたします。

測定すると一概にいいましても、測定方法は4種類ほどありまして、機械もさまざまなものです。簡易測定から何千万もする機械まで、いろんなものがあります。どこで何をどういうふうに測定して、その数値をどういうふうに今から生かしていくのかというのは、そこまで決めておかなければ、安易に測定すべきではないと市では判断しております。ですので、先ほどから申し上げておりますように、国、県の動向を見ながら判断していきたいと思っております。以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

この質問については再々質問までしたので、終わりにしてください。

(「分かりました。以上で終わります。」の声)

以上をもちまして、風間利子君の一般質問を終了いたします。

次に北杜クラブ、10番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○10番議員(中嶋新君)

通告に従いまして、3項目、一般質問させていただきます。

1項目としまして、明野廃棄物最終処分場について伺います。

ご案内のとおり、現在においても漏水感知システムの異常感知に対する原因の究明がなされておりません。長期間にわたる調査にいまだ結論が得られず、地域住民の不安はもとより関係者の経済的負担増は計り知れません。そこで以下、課題について伺います。

最初に、今山梨県議会6月定例会冒頭、横内知事は所信表明で、この処分場に関しまして、 現在5年半で埋め立てを終了した場合の最終赤字額は、約47億円という試算を発表しており ます。また今後、漏水検知システム異常感知の原因究明作業をできるだけ早期に完了させた上 で、埋め立て再開後の受け入れ状況を一定期間見極め、埋め立て期間の延長について、地元と の協議をお願いしたいと考えていると表明しております。

また受け入れ停止期間の長期化が見込まれる場合には、その時点において改めて、明野最終処分場ですね、環境整備センターの方向性について検討すると述べております。また6月20日開催の県議会会派代表質問に、傍聴もさせていただきましたけども、各会派でこの課題について質疑がされております。中には、昨年の10月ですね、この漏水感知システムの異常感知、この原因究明に向け、施工業者と共同で、今度遮水シートの性能自体を確認するため、共同試験を行うと。また7月末をめどに、これまでの調査結果と合わせて、安全管理委員会に報告をするというふうに答弁しております。そこで、この異常感知に対する調査開始以降の安全管理委員会の開催の状況と見解について、1点目伺います。

また、災害防止協定の中の5年半の埋め立ての期間の遵守と、それに対する県の対応について伺います。

2項目としまして、放射線量の独自調査について伺います。

福島第1原子力発電所の事故発生以来、収束に向けて国や関係者においては、懸命な努力がなされております。災害発生当初より、本市においては被災者の宿泊施設受け入れ事業や本定例会に提案されました、北杜市商工会が発行する一部を義捐金として寄附するというプレミアム商品券の発行など、関係部署、本市においては救援活動や被災者の方々に対する最大限の手立てを講じております。

今後は被災地に対する支援や本市における災害対策は、恒常的な課題であるともいえます。 そこで市民の安心・安全の確保のため、放射線量に関し、以下伺います。

1点目として、国や県の調査と広報の状況はですけども、特に国の通達により対応策を講ずるのは、山梨県が責任をおって実施すると考えますが、この点について本日の新聞紙上でも通常値だと。県内は放射線量は通常値であるという発表もありますが、こういった広報の現状について伺います。

また2点目として、市内における状況の把握に何か方策を、手立てを講じていらっしゃいますか、お聞きします。

3点目としまして、今後、市独自での調査の必要性と事業を想定した場合の試算について伺います。

本日の新聞紙上でもありますが、今度は農水省ですか、県産の農産物も検査対象にというような報道がなされております。こういったものも生産者の関係で、JAなんかも早速、対応をなされているようですが、特に新聞紙上ですけども、JA梨北の組合長さんについても、管内は米や牛乳、また野菜など生産物も多い。また、検査対象も多くなるのかもしれないといった推測もされているようです。これは市で、単独で測ってどうこうということではないと思いますが、そういった関係で非常に関係団体、また関係者との連絡、これからの方策を強化していく必要があろうかと思いますので、お聞きしたいと思います。

また通告で試算、これはどの程度、市の単独で、調査の項目にもよろうかとは思いますけど も、そういったものができていましたら、答弁をお願いいたします。 続きまして3項目ですけども、地域支え合い体制づくりについてお聞きします。

これは今回の介護保険特別会計6月補正に、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が送れるために、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進するということで予算が計上されています。ちょうど国では6月15日、参議院本会議で可決成立しております。介護保険法や老人福祉法などを改正する、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、これは訪問介護や小規模多機能型の居宅介護、同一の事業所で運営できる複合型のサービスなど、また新たな地域密着型のサービスの創設が盛り込まれているとお聞きしております。そういった点から、今般の補助事業は県の補助事業とお聞きしておりますが、昨今の急激な社会情勢の変化や、また違う観点から災害発生時の地域の危機管理の観点からも、今まで以上に市民と行政が一体となり、協働して長期にわたり取り組むべき重要な課題だと考えております。

そこで、以下伺います。

1点目としまして、予算にあります移送、また配食サービスの立ち上げとありますが、その詳細について伺います。

2点目としまして、介護予防拠点整備への助成の詳細について伺います。

最後に3点目としまして、今後さらに充実した体制づくり、先ほども申し上げましたけども、 介護保険法も改正を重ねて地域密着型という方向だと思いますが、そういった市の方策と長期 的な展望について伺います。

以上、3項目について伺います。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

ここで、暫時休憩をいたします。 再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

中嶋新議員のご質問にお答えをいたします。

明野廃棄物最終処分場について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、異常感知に対する調査開始以降の安全管理委員会の開催状況と見解についてであります。

昨年10月4日、漏水検知システムで異常検知を確認し、翌5日より廃棄物の搬入を中止し、 安全管理委員会への報告がなされました。10月28日、安全管理委員会が開催され、原因究 明調査計画を承認し、調査に着手しております。

その後、本年1月18日、安全管理委員立会いのもと原因究明調査掘削作業を開始し、安全 管理委員会はこれ以降、立会いを含め計7回開催されております。

現在、山梨県環境整備事業団では原因の究明に向けて、すべての調査データをもとに統合的に検討をしている状況であります。

次に、5年半の埋め立て期間の遵守と県との対応についてであります。

山梨県は今後の方向性について、まず漏水検知システムの異常検知についての原因究明をできるだけ早く完了させ、廃棄物の受け入れを再開させた上で、引き続き搬入促進に向けた取り組みを推進するとともに、再開後、受け入れ状況を一定期間見極めて判断していきたいとの見解を示しております。市としましては、当たり前のことでありますけども、安全性の確保が第一と考えております。

次に放射線量の独自調査について、いくつかご質問をいただいております。

市独自での調査の必要性についてであります。

現在のところ県の測定値は、健康に影響が出るレベルのものではないとのことですので、直 ちに調査を行う必要性はないものと考えております。

測定値等に変化が見られた場合には、国・県および県内の市町村等と連携をとり、対処してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(秋山俊和君)

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

10番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

地域支え合い体制づくり事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、移送・配食サービスの立ち上げの詳細についてであります。

高齢者や障害者等が地域で生活を続けるためには、食事、生活必需品の買い物等が安心してできるサービスが必要であります。これらのサービスを団体組織やNPO等が事業として立ち上げるために必要な経費を市が補助するものであります。

次に、介護予防拠点整備への助成についてであります。

高齢者が気軽に立ち寄り、お茶を飲みながら交流が図れるコミュニティカフェの整備を行います。高齢者等の生きがい活動、介護予防活動拠点として通所介護事業者、団体組織やNPO法人等を中心に市内7カ所の設置を計画しており、整備に必要な経費として備品購入費や需用費等に1拠点あたり100万円を限度として、市が補助金を交付いたします。

次に、今後の体制づくりと長期的展望についてであります。

平成24年度に、第3次北杜市高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定する予定であります。この計画では地域に即した介護予防、高齢者等の在宅生活継続への支援、体制づくりの構想を計画の中に位置づけ、一層の推進を図ってまいります。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

10番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

放射線量の独自調査について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国・県の調査と広報の現状についてであります。

県では午前9時、午後1時、午後5時の測定値を山梨県ホームページなどで公表をしております。また、平成23年6月13日からは、可搬型サーベイメータにより研究所敷地内の地上

1メートルの高さで午前10時に測定し、その測定結果につきましても山梨県ホームページ等で公表しているところであります。また6月22日から24日の3日間で、県内の10地点で測定を行い、測定結果を公表したところであります。

次に、市内における状況の把握についてであります。

昨日、午前9時に県で測定した放射線量は毎時0.043マイクロシーベルトであり、これは、福島第1原子力発電所事故発生以前の平成22年1月から平成23年2月までの測定値である毎時0.040マイクロシーベルトから毎時0.066マイクロシーベルトの範囲内となっており、健康に影響が出るレベルではないとのことであります。6月23日に測定した韮崎市も同様の測定結果となっております。市では、この山梨県が測定している放射線量や東京都や近隣の県などで行っている測定結果を注視している状況であります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○10番議員(中嶋新君)

再質問をさせていただきます。

最初に明野廃棄物処分場について、簡単に先ほど市長からも答弁があったように、安全性の確保が最大であるということであります。われわれ市議会としましても、平成22年2月の臨時議会において、こういった公害防止協定の遵守を求める決議をしております。それに則りまして、今回、この安全の確保、そのときに安全管理委員会に見解というか、考え方を一部委ねているような考え方があろうかと思います。現在、23日ですか、一番直近で、安全管理委員会の委員会に委員9人が出席と報道されておりますが、以前にも議場で議論した中で、当時、副市長が市の関係で、トップで参加をして、委員会ですけども、参加をしていらっしゃったと記憶しておりますが、現在、当局はどのような体制で、この委員会に対応しているのかをお聞きします。特に先ほどからもお話がありますように、7月以降、県の方向性も出てくるのではないかというような推測がされるところです。安全管理委員会の対応ですね、市の。そこをお聞きします。

さらに2点目としまして、地域支え合いについてですけども、先ほども市民部長から答弁がありましたように、国の施策も、さらに市民に身近で介護をなさる方々にサービスが充実されていくと理解しておりますが、移送や配食、団体、NPOの増額といいますか、回数が増えていっている傾向でしょうか。それはもちろん歓迎すべきというか、需要があるということに理解しますけども、そういったことも、要するに既存のサービスと違う点がありますか。その点、1点お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

いろいろな意味で、安全管理委員会が安全を担保する上において重要な役割を果たしている

ことは確かだと思います。先般、行われた安全管理委員会は市としては一身上の都合がありまして出席できませんでした。ただ、議員の質問にもありましたけども、47億円の赤字になりそうだということでありますけども、思えば1年半くらい前はこの最終処分場は線が引けると。経営が順調だと、こういう県の見解でした。そして経営委員会が35億円、36億円の赤字だと。今回、47億円の赤字だとおっしゃいますけども、私ども市としての責任は何もない話だと思います。そういう意味で市としては、いろいろな意味で公害防止協定をしっかり遵守していきたいという思いです。

ただ、あの現場へも立ってみて、一県民として市長としてもこの状況では困ったなという思いでいることは確かであるわけであります。そういう意味で、昨日も答弁いたしましたとおり、この問題に対して県がどういう賛意を持ってくるのか。あるいは地元の皆さんがどのような考え方を持っているのかということは、私としては注意してみていきたいと、こういう思いであります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

中嶋新議員の再質問にお答えをいたします。

安全管理委員会の市としてのメンバーですけども、以前は副市長がおりましたが、副市長がおりませんので、欠員になっております。

それとメンバーとしては、生活環境部長である私と明野支所長、それから環境課長がメンバー として入っております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

中嶋新議員の再質問にお答えをいたします。

地域支え合い体制づくり事業について、今まで違うサービスであるのかどうかということでございますけども、先ほども申し上げましたけども、地域の市民活動として高齢者や障害者等への福祉サービスを提供する、活動を支援するということでございます。既存の組織による新たな取り組みのための団体、NPO法人等の設立にかかる費用等々を補助するものでございまして、従来にもまして地域の状況に合わせた新しい地域づくりの関係から、日常的な支え合い活動の体制づくりを推進するということでございますので、今までの事業と、かつ新しく組織を立ち上げるために必要な経費を補助するということでございます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員(中嶋新君)

再々質問を1点、させていただきます。生活環境部になろうかと思います。

先ほども部長からも答弁がありましたように、放射線量のことはよく分かりました。今後、

特に環境課、今、産廃の件もありますし、安全管理委員会。こういった放射線の、またこれは 所管が変わりますでしょうけども、先ほど、質問の冒頭、農産物の件も今後、市で基本的には 課題になるというふうに理解しております。そういった件についても対応を速やかに、迅速に オンタイムで実施していくためには、なかなか通常業務で職員の方も追われていると思います。 そういった点から市長に基本的には皆さん、職員の方、100%仕事が厳しいと思いますので、 そういった対応を組織的に何か、今後必要があろうかと思いますが、そういった点について見 解をお聞きしておきます。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

中嶋新議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

たしかに一概に環境放射能の問題といっても、空間線量から環境の部にしてみれば水道水の問題、あるいは下水の汚泥の問題、今、盛んに国等で基準をつくって指示を出しております。水道、下水道の指示はもうすでにきて、水道水については中間発表まできております。これ以上、福島から放射線物質が放出されない限り、自然界、この水道水に影響する危険性はないというような、これからの見解も示されております。また本日、新聞に出ておりましたように農産物の問題、いろんな空間線量だけではなくて、いろんな測り方とか、いろんな対応の仕方がそれぞれあると思いますので、市民の皆さんの安全に応えられるように迅速に対応していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

名取産業観光部長。

○産業観光部長(名取重幹君)

農産物のことが出ましたので、ちょっとお話しますが、議員がおっしゃいますように、昨日の新聞報道で、県の農産物も検査対象ということで、国の原子力災害対策本部から県に3県に要請があったと。静岡、神奈川、山梨でございますが、これを受けて県では早急に検査計画を策定するという情報しかございません。その中に、先ほど議員がおっしゃいました米とか、野菜での根菜類と。したがいまして、北杜市でも影響が出ると。検査対象になるものがいくつかあります。これについても、先ほど部長が申し上げましたように、いろんな検査がありますので、このへんにつきましては、私どもが一番心配しているのは風評被害です。生産農家が大打撃を受けるということは避けなければなりませんので、正確な情報を得るということでございます。したがいまして検査をするという、計画をつくるという段階でありますので、県とよく協議をしながら今後、対応をしていきたいということです。よろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

よろしいですか。

(はい。の声)

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、13番議員、千野秀一君。 千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

地域委員会のあり方について、伺います。

昨年の9月、平成21年度決算審査の意見書の中に結びとして、厳しい財政状況下ではあるが、行財政改革アクションプランの着実な実施に基づいた効率的・効果的な運営の実現に向け、一段の努力を望むとありました。そして、その中には合併してから6年を経て、地域委員会の当初の役割は果たされており、存続の必要性はないものと考える。今後は地域委員会の解消に向け、検討されたいと記されております。

合併6年の意見としては、あまりにも唐突な話でありまして、またあまりにも大きな課題であり、驚きを隠せません。そこで伺います。

北杜市地域委員会設置条例の第1条の趣旨には、市政が常に市民の身近にあることを保障するため。そして、市民の意見を市政に反映しやすくするよう設置するとあります。このことを鑑み、市はこの意見書を受け、市はどのような対応をしてこられたか。その進捗について、お伺いします。

次に地域委員会の組織権限による、8つの地区唯一の住民意思の集約機関としての位置づけについて、伺います。

構成人数は20人であり、1.公共的団体等を代表する者。2.学識経験者。3.公募による者。そして最後にその他市長が認める者とあります。中でも1の公共的団体等を代表する者は、それぞれの町において多くの住民の参加する組織の代表者であり、その代弁者としてその場で意見を述べ、それを集約し、そしてときには委員会の権限として、2番に記してある市が所管する事務に関する事項について、市長に意見を述べることができるとあります。その権限を生かすことが、これこそが地域委員会設置の趣旨であります。

市民が快適な市をつくるための協働の重要な1つの手段であるはずです。ですから地域委員会は市が存続する以上、永久なものであるとも考えます。合併協議会でつくられ、旧町村議員に比べ、北杜市がスタートした時点で議員の数は42人と激減した。その最初の議会で決めたものでありますが、その後、議員定数は22人と減員し、また議員の役目も合併以前の役目と違い、行政と地域とのパイプ役に徹することが物理的に無理な状況へと移り変わった中で、現在、この時点で当初の役割は果たされたとの意見の真意が理解できません。

重ねて伺いますが、住民意思の集約機関としての位置づけについて、市の認識と今後のあり 方について、伺います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

千野秀一議員のご質問にお答えをいたします。

地域委員会のあり方について、ご質問をいただいております。

地域委員会は、地域のことは地域で解決する仕組みとして、市民と市が協働してよりよい地域づくりを行うため、8町ごとに設置され、6年が経過しております。その間、厳しい財政状

況の中、今年度予算につきましても昨年度に引き続き10%の削減をお願いしたところであります。また、地域委員会のスリム化を図る意味でも地域委員会連絡協議会でご審議いただき、 今年度より構成人員を20人から16人とさせていただいたところであります。

また、行政改革アクションプランの中において、重点的に取り組むものとして、地域委員会制度および各種イベント・祭り等への補助金の見直しを計画しております。

しかしながら、地域委員会の役割は市長が諮問する事項について審議・答申すること、市の 処理する事務について市長に意見を述べることなど、住民意見の集約機関としての期待を担う ところは大きいものがあります。議員ご指摘のとおりだと思います。地域委員会そのもののあ り方については、地域委員会の意見をふまえながら慎重に検討していく考えであります。 以上です。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

市長の答弁の中に、財政の健全化のためにという発言がありました。今回の大災害を受けて、このことを教訓として市民と自治体とか行政が、より密接な関係が求められていくと思います。そういう中で、今までのものをすべて再構築していかなければならないというときに、当然、支所のあり方も、北杜市においてはこれからの課題であります。そういうふうなことが目の前にある中で、地域委員会、地域の声を集約する組織としての定数の削減は、場合によっては市民の訴えを2割、聞くチャンスが失われたと、こんなふうにも場合によっては捉えられると思います。そういう意味からしますと、財政問題で、この地域委員会のあり方を検討して考えていっていいものか。大変、まだまだ疑問が残ります。そういう意味で、本来であればますます市の支所の削減、スリム化ということがあったり、議員の数が減っているという点からすれば、地域委員会に市長が諮問する案件を増やしてもいいとさえ思います。

そんな中で、そういう組織の形の中で、これからますます、地域の声を吸い上げる組織として、地域委員会であるなのか、地域委員会のようなものなのかもふまえての検討がされていなければ、ただただスリム化にいくのはいかがなものかと思います。そのへんの考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

地域委員会も大変大きな役割を果たしていたことは確かだと思います。中身を見てみると私が申すまでもありませんけども、祭りだとかイベントだとか、いろいろ伝統的なものは、それぞれのカラーを守りながら守ってきたことはたしかですけども、合併して6年、7年、そういう意味からすれば、お祭りをはじめとして、あるいはまたいろんな意味でスリム化だとか、財政の問題だとか、ちらちらしながら、今日を迎えていることは確かだと思いますけども、私なりに合併した北杜市の地域委員会は北杜市版の地方分権であり、地域主権の確立みたいなところがありますので、そんな思いで、なお位置づけていきたいと思いますので、ご理解をいただ

きたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

そういう方向は分かりました。先ほど僕が20人が16人に減って、市民の声が20%聞けなくなったんではないかということは、今後ないように、地域委員会の16人の皆さんにはそのへんのところを、地域の声を十分、その場に集結できるようにという組織であることの再認識をしてもらった中で、これから活用をお願いしたいと思います。

併せて先ほど言いましたように、市長がこの組織をこういう時期だからこそ重要に思うならば、意見があがってくるのを待つのではなく、なんかご意見はございませんかと、この組織を使ってくださいというふうな、そういう姿勢で地域委員会を、これからの北杜市のためにより育てていってもらいたいというふうな考えを持っています。そんなような方向があるかどうか、今のお答えの、最後の一言だけで結構ですからお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

千野議員の再々質問について、お答えをいたします。

昨年の決算監査の監査委員さんの意見書の中で、そういう当初の目的だと、うんぬんということの中で、今年度からスタートいたします第2次行政改革アクションプランの中で、地域委員会の見直しという項目も設けまして、今現在、検討をしようとしているところでございますけども、ご存じのように地域委員会の設置につきましては、今回の平成の合併に基づきましての法律の中に、昭和の合併の経験を生かしながら地域の活性化を図る意味での条項がもられたものにつきまして、北杜市誕生のときに地域委員会というものを設置したという経過でございますけども、これにつきまして、地域のことは地域、地域の声が行政に届かないというふうな大前提がございます。そういうものにつきまして、合併まだ6年でございますけども、こういうものにつきましても、行政区長、それから議会等々あるわけでございますけども、行政に地域のことを反映させるような条項も条例の中には入っておりますので、それらも検討しながら。また、この6年間の、今まで3期、委員さんたちでございますけども、先ほど議員おっしゃいますように、今回の場合は20名の定員を16名というような形の中で削減をしたわけでございますけども、そういうものも含めた中で、総体的に考える時期がきているんではないかというふうに考えておりまして、そういう中で、アクションプランの中で3年を検討した中でよりよい方向に向けて、地域委員会のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番議員、千野秀一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○11番議員(保坂多枝子君)

2項目にわたり、質問いたします。

まずはじめに、障害者総合支援センターの充実についてお伺いいたします。

市内の3カ所で実施されていたデイケアが長坂高齢者体力づくりセンターに併設となります。 障害者総合支援センターとして、全市で1カ所に集約され、10月からは事業の実施が予定されております。センターが開設されると利用者が増加することも考えられ、施設や人材の確保、また施設整備等、たくさんのものを含め、利用方法、活用方法も重要な課題となってきます。

障害を持つ人にとってデイケア事業は、身体機能のうちの残された残存能力の開発や個人の優れている能力の育成、仲間との交流、地域や社会へ参加するよい機会であり、自立への足がかりとなれる大変重要な施設であります。市内で1カ所に集約されることになると、通所に時間がかかるようになる。事業所までのアクセスが悪くなってしまう。そのような場合も出てきております。デイケアを利用する人は対人関係にデリケートな人もおり、コミュニケーションがとれにくくなるなど、利用者の不安やデメリットも懸念されます。利用者の実態を把握し、利用しやすく、より円滑な施設運営が望まれます。センターの充実対策について、伺います。

2点目、廃棄物の減量化・資源化対策について伺います。

経済の発展に伴い、大量生産・大量消費・大量廃棄が行われてきました。地球の温暖化は着実に進み、環境負荷を軽減するための政策として推進されてきた原子力発電が放射能汚染の元凶となってしまいました。放射能汚染は日本や世界中に影響を及ぼし、大気汚染や地上の汚染などで日常の生活が脅かされています。廃止や見直しの方向にシフトされてきています。

CO₂の削減目標を25%と定め、地球の温暖化対策を進めてきていますが、削減目標を達成するためには非常に大きな努力が必要であり、世界共通の重要な課題でもあります。産業廃棄物処理場の使用期限の延長や安全管理の確保など、課題もあります。ゴミの焼却施設の運営等、各所で検討すべきことが出てきています。

今回、本市ではバイオマスタウン構想が策定されました。廃棄物の減量化、資源化は市の施策の中でも重点施策となってきています。6月は山梨環境月間でもあり、市民レベルにおいても循環型社会の構築に取り組んでいるところもありますが、官民一体となって行動することがより効果を挙げることができると考えております。市の取り組みの現状と今後の目標について、伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長(原かつみ君)

1 1 番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

障害者総合支援センターの充実対策についてであります。

市では北杜市障害者地域活動支援センター事業検討委員会の報告をふまえ、本年10月、長坂町に北杜市障害者総合支援センターを開所することとしております。現在、施設改修のための工事発注の準備やサービス内容の検討を進めているところです。障害者総合支援センターの開設により、市内3カ所で実施している精神障害者のデイケア事業を一本化することとなりま

す。このため利用者によっては自宅から遠くなり、通所が困難になる方が出てくるかもしれません。引き続き地区ごとに車両送迎を行い、そうした不都合が起こらないようにしてまいります。一方で障害者総合支援センターの開所に伴い、障害者の方々への施策をますます充実させていきたいと考えております。

第1にデイケア事業の対象を精神障害者だけでなく、身体・知的障害者にも拡大するととも に、活動時間も現在より長くする予定でおります。また平日なら毎日開いているため、障害者 の方が気楽に通うことも可能となります。

第2に市役所本庁にある相談支援機能を移転し、デイケアで来所した方が同時に相談や障害 福祉サービスの手続きを行えるようにします。また相談支援員を1人増員する予定で、現在、 関係部署と調整しているところです。

第3に県・労働局の委託事業である障害者就業・生活支援センターを併設することにより、 就労に関する相談も行えるようにし、相談窓口を1カ所に集中させます。

これらのとおり、障害者総合支援センターの開所によって、障害者の方々への総合的な支援ができる拠点施設が整備されることとなります。引き続き、障害者が安心して地域で暮らせるような環境づくりを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

1 1 番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

廃棄物の減量化・資源化対策についてであります。

これまでの大量生産・大量消費型社会から資源循環型社会への転換が強く求められ、ゴミの 発生・排出の抑制は優先して取り組むべき課題とされており、市民・事業者・行政の三者がそれぞれの役割を果たすことが求められております。

市で処理している一般廃棄物につきましては減量への4R運動を推進し、集客施設でのゴミ減量キャンペーンやゴミ分別の出前講座の実施、広報ほくと等による広報、各地区の地域環境委員の皆さまとの連携による活動などで、家庭ゴミの減量化の推進に取り組んでいるところであります。

市役所におきましても環境保全率先行動推進計画に基づき、各職場に環境保全率先行動推進 員を配置し、市役所等から発生するゴミの抑制に努めるなどする中で、すべての職員の環境保 全への意識を高めることにより、市民の皆さまに対してもアピールをしていけるものと考えて おります。

このように、一般廃棄物の処理につきましては市民の皆さまと一体となって、資源物の適正な分別によるリサイクルの推進、古紙類の発生抑制、生ゴミの発生抑制・資源化などを基本方針として取り組んでおりますので、さらなるご協力をお願い申し上げます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。 保坂多枝子君の再質問を許します。 保坂多枝子君。

○11番議員(保坂多枝子君)

では、総合支援センターについてお伺いいたします。

このデイケア事業なんですが、非常にボランティアさんの役割というものが大きいと思って おります。外部の人が来てくれるということで心も癒され、また作業の能率化・効率化ができ るなど、非常にこのデイケア事業にとっては大きなものであると思います。

これはボランティアさんがあくまでも個人の予定が優先されますので、たくさんの人がこれ に関わってくれること。それから層が厚いということが、円滑な運営につながっていくと思わ れます。現在の状況についてお伺いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長(原かつみ君)

保坂議員のご質問にお答えいたします。

現在、障害者のボランティアさんにつきましては、市においては20名の登録をいただいているところでございます。今までに講座を開設いたしまして、ボランティアの養成を行ってまいりました。そして現在、精神障害者のデイケア事業へ参加していただいているほか、ほかほかハート祭りなどにご協力をいただいて、活動していただいているところでございます。

センターが開所になりますと、ますます利用者の方も増えるんではないかと思っております ので、ボランティアの養成を拡大いたしまして、養成を図ってまいりたいというふうに思って おります。

この夏、ボランティアの養成講座を開催する予定にしているところでございますので、今までは精神だけのボランティア養成だったんですけれども、身体、それから知的というものにも拡大されるということですので、そういうふうな募集をかけて、拡大をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員(保坂多枝子君)

ありがとうございます。講座もたくさん開いていただけるように、非常にありがたいと思っております。

では2点目ですが、廃棄物の減量化・資源化対策のほうでお伺いいたします。

現在、市ではバイオマスタウン構想が策定されまして着実に進んでいるという状況の中で、一部民間企業でも収集は今、行われておりますが、特に有効利用しやすいと考えられます食物 残渣も含めた家庭ゴミなんですが、それの排出量についてお伺いします。この近年の排出量に ついて、お伺いしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

家庭ゴミの排出量という、22年度の排出量のことですが、平成20年度までは家庭ゴミの排出量は減少傾向になっておったわけですけども、平成21年度からは増加の傾向になっておりまして、平成22年度は約6,563トン。前年に比べますと約120トン、比率でいきますと1.8%の増加となっております。これは市民1人当たりの年間およそ2.4キロ。1世帯当たりにしますと、年間およそ5.9キロの増加ということになっております。再生利用可能な資源物の排出量は2,270トンで約34トン、1.4%の減少ということになっております。

今後はゴミの減量化と資源化率の向上が課題となっているほか、不法投棄の監視強化も引き 続き行って、関係機関と連携して対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員(保坂多枝子君)

今の家庭ゴミが増えているというところがございますね。何か原因が考えられましたら。た だ増えているということではなくて、もし何かあればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

詳しい原因の調査はしておらないわけですけども、別荘等からのゴミを収集し始めたことが一因ではないかと、今、考えておるわけなんですけれども、また詳細を詳しく調べていきたいと思っております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

保坂多枝子君。

○11番議員(保坂多枝子君)

別荘のゴミを収集していただいたということがあるのかなと思っていたんです。住民の声の中で、別荘のゴミを収集してくれるという方針が非常にいいというふうな話を聞いておりましたので、その関係があるのかなというふうに思っておりましたので、そんな質問をさせていただきました。

以上で終わります。

○議長(秋山俊和君)

以上で、保坂多枝子君の質問は終わります。

これで11番議員、保坂多枝子君の一般質問は終わります。

ここで、昼食のために暫時休憩をいたします。

再開時間を1時半といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時30分

○議長(秋山俊和君)

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。 次に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○3番議員(相吉正一君)

通告により、2項目を質問させていただきます。

最初に、下水道の使用料金の統一に向けてであります。

先般の全員協議会において、答申内容に基づく統一案の報告がありました。今後、市民への 周知を図るために地域ごとに説明会を開催し、市民への理解を得て、来年4月から2年間の経 過措置を設け、平成26年度から新料金になる予定と聞いていますが、統一案のポイントと今 後の市民への説明会などについて伺います。

統一案の基本的な考え方は、どんなものか。今後のスケジュールは、具体的にどう計画しているのか。8町ごとの標準家庭の使用料金は、旧料金と比較していくらになるのか。財政健全化への効果は、どの程度、反映されているのか、お聞きします。

次に医師等の確保に向けて、奨学金制度の創設の考えはあるかどうかについて伺います。

全国的な医師不足の中で、本市においても医師の確保が困難となっています。現在は診療所の先生などの協力を得てローテーションを組み、一時的にその解消をしている状況であると聞いています。行政も医師確保に向け、努力していることとは思いますが、医師不足などの原因は何か。今後の医師確保については、どのように考えているのか。特に市立甲陽病院の内科医師の不足を解消していく見通しはあるのか、伺います。

本市において少子高齢化がますます進む中で、団塊の世代が高齢者になる10年後を見据え、これからの病院経営のあり方を長期的な視野に立ち、地域医療を支える医師など医療にかかる専門分野の職員の確保を含め、人材の育成を図る必要があると思いますが、市長の考えを伺います。

現在の医師などの不足状況は。医師などの確保の見通しはあるのかどうか。医師などの確保に向け、奨学金制度の創設の考えはあるのかどうかお聞きし、私の一般質問を終わります。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

相吉正一議員のご質問にお答えをいたします。

下水道の使用料金の統一について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、統一案の基本的考え方についてであります。

現在の下水道使用料金は、合併前の旧町村の料金体系をそのまま継続しており、同じ下水道 サービスでありながら、公共下水道と農業集落排水との事業別、あるいは地域別で料金格差が 生じていることから早期に統一を望む声が多くあり、また公平性の観点からも統一は急務であ ると考えております。 このようなことから、今回の統一にあたっての基本的考え方は、使用料金体系の一本化を最優先としますが、下水道事業会計の財政健全化を勘案の上、現行の料金収入は確保するとともに、地方交付税基準財政需要額の算定基礎とされる使用料金単価、1立方メートル当たり150円を目途とした考えを基本としております。

次に医師等の確保へ向け奨学金制度の創設について、いくつかご質問をいただいております。 医師等の確保の見通しについてであります。

国は緊急医師確保対策などの措置を図り医師確保に取り組んでおり、県では医師修学資金制度を創設し、地域枠を設けるなど、県内病院への勤務の促進を促しております。市では甲陽病院の常勤内科医の確保に向け、県および山梨大学への働きを行うとともに、医師等の人脈を通じての確保にも取り組んでおります。

常勤医ではありませんが、2人の北杜市に関係のある医師が臨時医師として東京方面の病院からお手伝いも、ありがたいことにいただいております。今後も地域医療を守るため、医師等確保に全力で取り組んでまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(秋山俊和君)

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

医師等の確保へ向けた奨学金制度の創設について、いくつかご質問をいただいております。 はじめに、現在の医師等の不足状況についてであります。

新医師臨床研修制度の導入により、研修医は有名病院など多様な症例が多い病院を選択する傾向になっております。これに伴い大学病院は実質的に医師の確保ができず、地方病院への派遣が困難になったことが大きな要因であります。また病院においては、救急医療体制の確保などの面から夜間勤務もあり、敬遠されがちな状況にもあります。

次に医師等の確保に向け、奨学金制度の創設についてであります。

現在、市には看護師に対する奨学金制度はありますが、医師の奨学金制度はございません。市においては、県の制度と現在の病院の医局との兼ね合いも含め検討した結果、奨学金制度を創設しても学生が資金を借りる上で、県の制度と併用できないこと。現在、奨学金を必要な大学生はすでに県の資金を利用していること。市独自の奨学金制度を創設しても、大学を卒業するまでの期間が数年後になることなどから、現在、県が実施している奨学金制度の効果を期待することが最善と考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

3番、相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

下水道の使用料金の統一について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後のスケジュールについてであります。

7月から8月にかけまして市民への説明会を開催し、9月議会定例会には関係条例の改正案を提出し、平成24年4月調定分から料金統一を図ってまいりたいと考えております。

なお、市民への説明会の開催時期、方法など詳細につきましては、回覧などにより周知を図ってまいります。

次に、8町ごとの標準家庭の使用料金についてであります。

今まで地区ごと、事業ごとに分類されていた料金を、市内すべてで下水道へ排出する使用量に応じた料金体系に統一しますので、通常、一般的世帯として算定する1カ月当たり20立方メートル使用した場合の使用料金は、税込みで2,200円になります。

ただし、経過措置期間の平成24年、25年度については地区別、事業別で段階的に増減が 発生しますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、財政健全化への効果についてであります。

料金体系の統一を最優先としておりますので、使用料金収入も平成21年度実績から試算しますと、公共下水道、農業集落排水を合わせて4%程度の増加となる見込みです。下水道事業は公営企業であり、独立採算制が原則でありますので、事業の合理化や効率化を一層促進するとともに、財政健全化に積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員(相吉正一君)

再質問をします。最初に、下水道の使用料金の統一に向けての質問です。

できるだけ早めに広報やホームページ、先ほど回覧という話がありましたけども、それをと おして市民に統一案の概要を分かりやすく周知することが大変、大事であると思いますが、見 解を伺います。

あと2つ目として、市民への地区説明会での意見をどう統一案に反映していくのか。

3つ目として、今回の料金統一案では財政の健全化への効果が今、4%と効果が少ないと思いますが、今後また財政健全化計画との整合性を図る意味で、今後の改定もあり得ると思いますが、このへんについて、現時点のお考えをお聞きします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

坂本牛活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

相吉正一議員の再質問にお答えいたします。

まず1番目の質問、統一案をできるだけ早く周知するべきだというご指摘だと思いますが、 先ほど申し上げましたように、市民への説明会は7月末から8月にかけて8地区で予定してお ります。早期日程を調整して、回覧、ホームページ、CATVなどを活用しまして周知を図っ てまいりたいと思っております。

また統一案につきましては、7月号は間に合いませんので、広報の8月号、ホームページに 掲載する予定を持っております。ご承知願いたいと思います。

2番目の質問ですが、市民の意見をどのように統一案に反映させるかということについてであります。今回の統一案につきましては、市民の代表であります北杜市下水道事業審議会へ諮

問をいたしまして、審議会では慎重を期した審議を重ねていただき、今回の答申になったものであります。その答申を尊重した統一案でありますので、今後どのような意見が出されるか、 提案されるかということは現時点では分かりませんが、十分な説明を行い理解を求めていきたいというふうに考えております。

3番目の質問ですが、今回の統一は財政の健全化の効果が薄いのではないかというような質問かと思いますが、今回の料金体系は地区別、事業別で事業格差が生じている料金体制を一本化するということを最優先に考えて、それを基本としております。下水道事業会計の健全化まで考慮した統一料金とした場合、今回の統一案以上の負担増となります。しかし、財政健全かも考えなければならない大きな課題でもありますので、料金収入確保のための接続率の向上の対応策を講じるとともに、包括的民間委託等による施設維持管理費の効率化、経費の抑制、また整備計画の見直しや縮減などを促進して、財政の健全化に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員(相吉正一君)

水道料金の改定での地区説明会の反省点を含めて、今回の下水道料金の統一の説明会には、 ぜひ財政面のそういう健全化に向けてのお話もあります。全庁を挙げての取り組みを臨むべき であると思いますが、見解を伺います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

坂本生活環境部長。

○生活環境部長(坂本正輝君)

財政健全化を第一に考えなければならないということは承知しております。8町村での地区の説明をふまえまして、また必要あれば検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員(相吉正一君)

次に医師の確保に向けての奨学金制度について、再質問します。

先ほど奨学金制度は県の補助金、奨学資金があるということで、特に市としては考えていないということでございますが、やはり10年後、高齢化が進む中で、医師対策は大変難しい問題だとは考えています。ぜひそのへんもふまえて、奨学金も検討していただきたい。私が調べたところによりますと、県の奨学資金の場合は月額5万円から10万円支給ということになっております。これは看護師さんと医師を含めてですね。私、いろいろな面で調査したところ、私の考えは医学の道を目指す市内の高校生、甲陵高校生、北杜高校生がいます。そこへ向けて、対象に独自の奨学金制度の創設に向けての提案ということで質問させていただきました。例えば支給者は市内に在住の高校生で、医学部や看護師志望の市民とするというような形で、ある自治体では、市では月20万円を卒業まで奨学金として貸与、6年から9年、インター等を終

えて市内の病院勤務で免除するとしています。そういう面も今後の病院の関係、医師確保等、 大変だと思いますので、ぜひ検討をしていただきたい。

2つ目は市立病院が今、直面している問題は、特に甲陽病院ですが、医師不足による常勤の 内科医師の不足により経営の悪化、医療の低下にあると思います。これらを少しでも解決し、 地域医療の拠点としての役割を果たしていくことが喫緊の課題となっています。また病院経営 は医療の質の向上と健全経営の2つが必要であります。医師不足の解消に向けた施策が求められていますが、もう一度見解を求めます。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

相吉議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、医学の道を目指す市内高校生への市独自の奨学金制度の創設というご質問でございますけども、仮に高校生への奨学金を創設したとして、大学進学が県の対象大学以外とか自治医大に進学した場合などは、医局などのさまざまな要件がこれから複雑に絡み合うことだろうと思います。その時点で、奨学金の返還措置の対象になる可能性もございます。市内の高校においても、昨今の新聞関係ですけども、医療系のコースを設置する動きもみえております。ご提案の制度につきましては今後、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に病院が直面している医師不足による経営悪化、医療等の地域医療への支障ということでございます。先ほども申し上げましたが、常勤医師の確保というのは大変厳しい状況がございます。県の医師、就学制度につきましても、平成19年から行われておりまして現在365人の利用がありまして、そのうち62人が県内の病院に勤務しているということでございます。県の医務課においても、医師の入学定員の増加と奨学金制度の地域枠の創設ということがありまして、その成果が上がりだしてきていると。数年後には医師不足が少しですけども、解消に向かうのではなかろうかという考え方を持っているところでございます。

これからも常勤医師が確保できるまでの間、先ほど申し上げましたが、地域の医師の皆さまおよび非常勤勤務医の先生方の協力をいただきながら、医療機能の低下、また経営の悪化を最小限に食い止める中で、いち早い常勤医の確保に、これからも取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

相吉正一君、よろしいですか。

(はい。の声)

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○5番議員(野中真理子君)

2項目について、質問いたします。

最初は、公共交通のあり方についてです。

7月からデマンドバス運行エリアが拡大され、市民バスは一部休止となりますが、今後の市 内公共交通のあり方をどのように考えて、この変更がなされるのかをまず伺います。

次に定期・定時にバスを利用する市民にとっては、乗車ごとの予約は面倒なものであり、また定期券の提示による乗車や割引は便利でありがたいものです。今般、市民バス使用を縮小するにあたり、デマンドバスでも市民バスの長所を生かす方法、予約の仕方や運賃の割引などについて、市や地域公共交通活性化協議会で検討されたのでしょうか。また、検討結果はいかがでしょうか。

市民バスの一部休止にあたり、利用者から就業時間に間に合わなくなる等の話を聞いています。市民からの苦情や申し入れに対して、どのように対処するのか。また対処したのか、伺います。

デマンドバスの当日予約を受け付けてほしいほか、従来からの市民の要望に対する検討と対応は、どのようになされているのでしょうか。

続いて2項目は小淵沢住民訴訟、主に市の説明責任について質問いたします。

3月の定例会でも同様の質問をいたしましたが、3月23日の東京高裁の判決が出た時点で 検討するとの答弁でしたので、今定例会で改めて質問いたします。

まず、市長のご発言についてです。業者間に談合があったことを認め、業者に約1億円の損害賠償請求せよと北杜市に求めた甲府地裁の判決について、市長は平成20年11月の臨時会で判決は談合を推認するであり、認めたわけではない。公権力が損害賠償請求をするには、談合の確たる認定が不可欠であり、確定的な談合の証拠もないまま、損害賠償はできないと述べられています。3月23日には東京高裁の判決が出され、業者間の談合と中山前町長の関与と責任を認め、約5千万円の損害額が算出されましたが、この判決も談合があったことが推認されるです。この判決は市を受け入れて、最高裁への上告はしませんでした。推認に基づく判決での公権力の行使について、平成20年11月臨時会での市長ご自身の発言をどのように説明されるのか、改めてここで伺いたいと思います。

次に市が平成20年11月臨時会で説明した東京高裁への控訴趣旨は控訴人、つまり北杜市長敗訴の部分を取り消す。被控訴人、つまり一審原告である私たち住民の請求を棄却するでした。一審、甲府地裁の判決は先ほど申し上げましたように、北杜市が業者に対し、約1億円の損害賠償請求をせよですから、このことを受け入れられない、損害賠償請求すること自体に不服であると市はいっていたのだと思います。だからみずから控訴するという内容でした。損害額がいくらかという問題ではなかったはずです。しかし、実際に市が東京高裁に提出した控訴理由書には、業者に改めて反論する機会を与えるためには、市が控訴権を放棄することは許されないとありました。みずから控訴することと控訴権を放棄することとは、まったく異なることです。平成20年11月臨時会は、市みずからが控訴する議決を得るために招集したものであり、控訴権の放棄の問題ではありません。議会に説明したことと、その後の事実が明らかに異なっておりますが、このことについての見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

野中真理子議員のご質問にお答えをいたします。

公共交通のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

市内公共交通のあり方についてであります。

地域公共交通の効率的な運行と財政的に継続可能な公共交通の維持を図るため、北杜市地域 公共交通活性化協議会が、平成21年度から平成23年度までの3カ年事業としてデマンドバ スの実証運行を行っております。

実証運行する中で、車内アンケートの実施や利用者への個別の周知等を行い、平成23年4月から、白州・武川エリアについてはデマンドバスと実証運行時間帯の市民バスの重複運行を終了し、市民バスの運行を休止したところであります。今回、八ヶ岳南麓エリアにつきましても、平成23年7月から同様の対応とするものであります。

その中で、通学等に必要な市民バスの一部の便につきましては、協議会で検討の結果、引き 続き運行することとしたところであります。

なお、デマンドバス運行時間帯以外の市民バスは、従来どおり運行することとしております。 次に小淵沢住民訴訟について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、平成20年11月臨時会での発言についてであります。

このことについては、最終的な判決が第一審どおりの内容で確定した場合、損害賠償請求するかどうかという質問に答えたもので、当時、第一審の判決は尊重すべきものだが、談合は推認とされ、それに対して業者は控訴するといっている。そのような状況の中で、業者に損害賠償を請求できるのかどうか。最終的には判決に従うのは当然ですが、請求を放棄したのではありませんと述べたものであります。

次に、同じくその臨時会での説明とその後の事実の相違についてであります。

第一審での判決に対し、当時の臨時会での説明内容と控訴審で市が主張した内容については 一連の対応をしてきたものであり、異なるものではないという認識であります。

控訴審での判決では談合があったとされ、このようなことが事実とするなら大変遺憾に思う ところであります。

控訴審において、市としては損害額の算定について争ってきたわけですが、判決で認定した 損害額は、関係する22件のすべての工事を詳細に分析・検討をされた上で算定されたもので 合理的な根拠を有し、市としても納得のいくところであり、この判決を受け入れたものであり ます。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長(秋山俊和君)

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

5番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

公共交通のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、デマンドバスの利便性の検討であります。

デマンドバスは、広い面積を有する本市にとって可能な限り市民の要望にお応えするために、 よりきめ細かく運行できることがメリットとなっています。また、福祉定期券をデマンドバス と市民バスの共通利用としているほか回数乗車券も共用としておりますが、協議会において、 さらなる利便性の向上に向けての検討が進められているところであります。

次に、苦情等への対処についてであります。

利用者のご意見・ご要望等に対しましては、現在、協議会の場で実証運行の状況等を見極めながら、他の公共交通機関とのすみ分けなど、諸課題の検討が鋭意進められているところであります。

また、当日予約等についての要望についても、実証運行中における利用状況やタクシー事業者への影響などをふまえながら、引き続き総合的に検証し、来年度の本格運行に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員(野中真理子君)

公共交通のあり方について、何点か再質問をいたします。

最初に基本的なことですが、デマンドバスの運行エリアが拡大されたということは、ある意味でデマンドバスの利便性というか、有効性が認められて、それを中心に朝・夕は市民バスということという考えでよろしいのかどうか伺います。

それから利用者の方から就業時間に間に合わなくなるという苦情に対しては、今、検討中というお答えでよろしいんでしょうか。具体的には長坂の4便だったと思いますが、大変微妙な時間帯だったと思いますが、これがなくなると時間に間に合わなくなると言われている方が6、7人いらっしゃると聞いておりますけれども、今後の検討のスケジュール等も教えていただければと思います。

またデマンドバスの当日予約というのは、大変多くの住民の方からされている要望だと思いますので、改めてご見解を伺いたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

野中真理子議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず1点目にデマンドバスの運行エリアが拡大されたということで、その有効性が認められた中でのものかというご質問だと思われますけども、市民バスが一部運休をする。それはデマンドバスの運行時間帯について、8時45分から16時30分の間は市民バスを運休し、朝・夕の市民バスは基本的に運行するというスタンスであります。これにつきましては、現在の市民バスの利用状況といたしましては、朝・夕の市民バスのそれぞれの利用形態からすると、大体3人以下の乗車率が62%ぐらいになっています。それから1乗車についてですけども、4人から9人の乗車率が33%。合わせて95%が9人以下の乗車率であるという状況であります。ということは、大きな市民バスを運行するよりも、小さな10人乗りのデマンドバスで効率的に、しかもきめ細かく運行できるということのほうがメリットであるということからも含めて、朝・晩は通勤の関係がありますので、当然、市民バスで、大きなバスで運行しなければ、10人以上というケースも当然ありますので、やるわけですけども、そういった実績等もふまえた中

で、デマンドバスということで、8時45分から夕方4時半までということでの運行形態に変えていくということであります。

いずれにしても実証研究中ということで、これはあらゆる意味で、データをまず集積していくというふうな意味合いもございます。そんな関係で、若干のご不便をかけている要素は重々、 承知の上ではありますが、そんな意味合いも含めた中でのご理解を1ついただきたいという思いがあります。

それから2点目の関係でありますけども、定期・定時にバスを利用する市民にとって、非常にデマンドバスによる関係で、市民バスが運行できなくなることによっての不都合が生じる方がいらっしゃるということであります。学校関係につきましてもそのへんを精査し、学校側とも協議をしながら、基本的にはそこの支障が出そうだという部分については、運行する配慮をいたしました。というような方向で、運行することに決めてあります。

それから一部の一般の方からの、そういうご要望等もありました。それらについても検討をしましたところ、やはりそれは配慮すべきだろうという結論になって、運行させる方向で結論付けております。そんなことで、ご報告させていただきます。

それから次の再質問の関係、当日予約の問題でありますが、この当日予約については、私たちとしても不都合があるというふうな思いがあります。しかしながら、現在のデマンドバスの運行形態は朝のデマンドバスの出発時点で、前日の予約を、まず1週間の予約を受けたものを運転手がFAX、紙ベースでの予約状況の紙を持って1日飛び出していってしまうということですから、当日変更とかあるいは追加ということが、その運転手とのやりとりの中で、今の現状の試験運行の中では、なかなか、そのやりとりができない状況だということなので、残念ながら現段階では当日予約の受け付けというものが、ちょっと厳しい状況になっております。しかしながら、いずれにしても、そういったものも改善すべきだろうという思いはありますので、本格運行に関しては、できる限り、当日の予約変更等もできるような体制に向けた方向で進めたいと、そんな考え方を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員(野中真理子君)

就業時間に間に合わなくなるというようなお話に対しては、もうすでに対処したということでご確認させていただいてよろしいですか。はい。

あと、それから当日予約についてなんですけども、実際にデマンドバスが運行されている安曇野とか、それから富士見町とかのやり方というか、そういうことが受け入れられているということをかなり住民の方たちはご存じで、そういうところがあるにもかかわらず、なぜ北杜市はできないんだというのが、たぶん住民の方、利用者の方たちの間にはあると思います。たしかに煩雑な作業になると思いますし、予約作業も大変にはなると思いますけども、やはり市民の利便性を高める、市民サービスのためにということを第一に、そういうところをぜひ検討していっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

再々質問にお答えしたいと思います。

それぞれのデマンドバスに端末機というものが持ち込めない状態の環境であるということから、本格稼働に向けて今、いろんな点でその問題点、課題点を協議会を通じながら検討している段階でありますが、端末の機械というものを取り入れる形をとることによって、そういった部分というのが改善できるかと思っています。十分にそういった内容についても検討していきたいと思っておりますし、また利便性を高め、それから利用者数が増えていくことがより効果的であったり、市としての考え方として望むところでありますので、そんなこともふまえながら対応していきたいと考えております。よろしくお願いしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

野中真理子君。

○5番議員(野中真理子君)

続いて2項目の小淵沢の住民訴訟について、再質問いたしたいと思います。

先ほど市長がご答弁してくださったわけですけども、いまひとつ、私もはっきりと分からなかったところがありまして、私は平成20年11月の臨時会で市長は判決を、談合を推認するであり認めたわけではないので、公権力が損害賠償請求するには談合の確たる認定が不可欠だと。そういう証拠がないまま、損害賠償はできないということをはっきりおっしゃった。そのことに対して、ある意味で司法の権威をないがしろにしたものではないかと私自身は思ったんですが、言っていなかったと、私は議事録を見たり、いろいろと確認してきましたので、そこをもう一度、市長からお答え願いたいと思います。

それと2点目の一連の主張でやっているとおっしゃいましたけども、その同じ臨時会で説明した控訴趣旨というのは、私たちに説明したのは市の敗訴の部分を取り消しですから、損害賠償請求自体をしたくないと。それを不服とするということだったと思います。そこがそうではないのかどうかというのを教えてください。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同じような説明になるかもしれませんけども、私ども行政(公権力)からするならば、この 損害賠償請求をするには談合の確たる認定が不可欠であるという思いで、そういう意味では推 認という形では納得できないということで、控訴をすることにしたわけであります。同じよう な話でありますけども、請求を放棄したわけではないということであります。ですから現実に 一審と二審では1億円が5千万円くらいになるという、こういう数字の変化も現実にあったわ けであります。

いずれにしても、今回のこの裁判を通じまして、なかなか入札というのは難しいなと。あながち落札率の高低だけで入札の適正化だったということは言えないと思います。入札の予定価格というのは、あくまでも目安だなと私は思います。

したがいまして、いろいろな意味で、今回の裁判で1つの結論を、私どもとしてはのんだわけでありますので、それらを1つの大きな、これからの入札のあり方として位置づけていきた

いと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員(野中真理子君)

今の市長のお答えの中だと、談合は推認するで認めたわけではない。談合を認定するには、確たる証拠が必要だという主張は、それ自体は、お気持ちは変わらないということで考えてよるしいんでしょうか。

また市の主張ですけれども、11月の臨時会の説明は控訴、敗訴の部分取り消すですから、 地裁の内容は受け入れられない。けれども高裁に主張したことは、控訴権は放棄できない。そ れから損害額はないとずっと主張していたのを、高裁の審議の途中で裁判長から北杜市のこの ような態度では、例えば住民は市のためにやっているのに、そのような態度では癒着だといわ れても仕方がないことになると大声で言われて、裁判長に言われて、市は5%という損害額を 出してきたんです。そういうことを、私は原告として最初から最後まで、その裁判を知ってい ますからここで皆さんにも伝えられますし、こうやってただすこともできます。

けれども、普通に北杜市から出てきた説明の資料だけでは分からないと思うんです。やはり 私は最初から最後まで関わってきて、それから今までいろんな説明を受けてきて、こうやって 説明というのはうまく逃げられるものだなというのが、ある意味で、今まで感じてきたところ もありますので、ここの最初から、そして判決までの市の姿勢というものについては、改めて ご答弁を願いたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

私ども今回のこの裁判に対しては、一審は控訴したと。二審は理解したということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで5番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月30日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時13分

平成 2 3 年

第2回北杜市議会定例会会議録

6月30日

平成23年6月30日 午前10時00分開会 於 議 場

1.議事日程

諸報告		
日程第1	議案第50号	北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第51号	北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
		る条例について
日程第3	議案第52号	北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇
		等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4	議案第53号	北杜市税条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第55号	北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例
		について
日程第6	議案第56号	北杜市須玉公園条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第57号	北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第8	請願第2号	最低保障年金制度の創設を求める請願書
日程第9	議案第58号	北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例
		について
日程第10	議案第59号	北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例に
		ついて
日程第11	議案第60号	北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第66号	字の区域の変更について(高根町小池)
日程第13	議案第67号	字の区域の変更について(須玉町下津金)
日程第14	請願第3号	浜岡原発の廃炉を求める請願書
日程第15	議案第54号	北杜市林業休養センター条例等の一部を改正する条例について
日程第16	議案第61号	平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)
日程第17	議案第62号	平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第63号	平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第19	議案第64号	平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)
日程第20	議案第65号	北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更
		について
日程第21	発議第2号	浜岡原子力発電所は恒久停止とする事を求める意見書の提出
		について
追加日程第1	発議第3号	北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の提出について

日程第22 同意第8号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件

追加日程第2 発議第4号 最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出について

日程第23 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員 (22人)

1番	小 須 田 稔	2番	中	Щ	宏	樹
3番	相吉正一	4番	清	水		進
5番	野中真理子	6番	篠	原	眞	清
7番	風 間 利 子	8番	坂	本		静
9番	小 林 忠 雄	10番	中	嶋		新
11番	保坂多枝子	12番	利	根	JI	昇
13番	千野秀一	14番	小	尾	直	知
15番	渡邊英子	16番	内	田	俊	彦
17番	坂 本 治 年	18番	秋	Щ	九	_
19番	中村隆一	20番	清	水	壽	昌
2 1番	秋 山 俊 和	22番	渡	邊	陽	_

3.欠席議員 (な し)

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(24人)

市 長 白倉政司 総 務 部 長 堀内 誠 比奈田善彦 長 伊藤勝美 企 画 部 長 市民 部 福 祉 部 長 原かつみ 生活環境部長坂本正輝 産業観光部長 名取重幹 建設 長 深 沢 朝 男 部 井出武男 長大芝正和 教 育 長 教 育 次 監査委員事務局長・ 清水春昭 会 計 管 理 者 由井秀樹 農業委員会事務局長 堀内健二 明野総合支所長 須玉総合支所長 中山健教 小尾善彦 高根総合支所長 長坂総合支所長 輿石君夫 大泉総合支所長 浅川一彦 小淵沢総合支所長 浅 川 明 男 白州総合支所長 伏見常雄 武川総合支所長 山田栄明 政策秘書課長 坂本吉彦 課長菊原 忍 総 務 財 政 課 企 画 課 長 神宮司浩 長 秋元達也

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 伊藤精二議会書記 山内一寿 小澤章夫

開議 午前10時00分

○議長(秋山俊和君)

改めまして、ご苦労さまでございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

市長から本定例会に追加する議案として、同意1件が提出されました。

次に新聞報道がされております、会派の視察研修における政務調査費の不適切な支出の問題につきましては北杜市議会議員政治倫理規程に基づき、6月22日に北杜市議会議員倫理審査会を設置し、24日に第1回審査会を招集し、審査を行いました。また第2回の審査会も明日1日に開催を予定しております。今後も議員みずから襟をただすべく、事情について調査を行い、議会としての措置を検討してまいることとしておりますので、ご報告いたします。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承を願います。 これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長(秋山俊和君)

日程第 1 議案第 5 0 号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例についてから日程第 1 4 請願第 3 号 浜岡原発の廃炉を求める請願書までの 1 4 件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と 結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第50号から議案第53号まで、議案第55号および議案 第56号について、報告を求めます。

総務常任委員長、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○総務常任委員長(保坂多枝子君)

平成23年6月30日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 保坂多枝子

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務常任委員会は、6月14日の本会議において付託されました事件の審査を、6月21日 に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報 告いたします。

付託された事件

議案第50号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第51号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第52号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 の一部を改正する条例について

議案第53号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

議案第55号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例について

議案第56号 北杜市須玉公園条例の一部を改正する条例について

以上、6件であります。

審査結果について、ご報告いたします。

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第50号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例については質疑、討論はなく、 全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第51号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「東日本大震災に関して職員が利用したケースと、従前に発生した災害における職員のボランティア活動の実情は」との質疑に対し、「東日本大震災において1名が活用している。従前の災害に関するボランティア休暇の取得は北杜市になってから例はないが、旧町村においては実績があった」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に議案第52号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する 条例の一部を改正する条例についてであります。

「地方公務員は海外に派遣されている国家公務員の給与を上回ってはいけないということか。 そのことは法律で決められているという理解でよいのか」との質疑に対し、「この条例は国家公 務員の給与、人事院規則を参考にしており、市の職員が外国に派遣される場合、派遣元からの 給与と派遣先から受ける報酬の合計額が、海外で勤務している国の外務公務員の給与年額を上 回らないよう調整するための改正である。地方公務員の給与については、人事院勧告の給与表 を参考に条例で定めるものである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に議案第53号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

「改正に伴う対象となる先数、おおよその金額の試算は」との質疑に対し、「雑損控除額の特例については、23年度からの適用となる。また住宅借入金等特別税額控除については、今年度北杜市に転入した者について、24年度以降から適用となる。また固定資産税の特例については、被災時に北杜市内で家屋の滅失、倒壊があった場合、住宅用地の特例が適用されるものである。現在、これらの適用を受けようとする者の報告はない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に議案第55号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「北杜市ケーブルテレビでは、独自放送のときと同じように高根地区の視聴者が満足・期待する情報が配信されるのか、その努力はできるのか。また、北杜市ケーブルテレビの県内での放映エリアは」との質疑に対し、「NNSが指定管理者として放送するため、独自情報の配信については今までと同じにはできないが、各部局から情報を集め精査する中で配信に努めたい。また、放映エリアは県内のNNSに加入している世帯となり、白州・武川地区も韮崎電設がN

N S から情報提供を受け配信しているので、同じ番組が放映される」との答弁がありました。 質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に議案第56号 北杜市須玉公園条例の一部を改正する条例についてでありますが、質疑、 討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。 次に文教厚生常任委員会から議案第57号および請願第2号について、報告を求めます。 文教厚生常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○文教厚生常任委員長(中嶋新君)

委員会報告書の朗読をもって、報告に代えさせていただきます。

平成23年6月30日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 中嶋新

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、6月14日の本会議において付託されました事件の審査を、6月22日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

請 願 第 2 号 最低保障年金制度の創設を求める請願書

以上、2件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

「被保険者のうち軽減措置の対象者数は」との質疑に対し、「7割軽減者3,945人、5割軽減者1,468人、2割軽減者2,368人」との答弁がありました。

また、「市は医療費が増加する原因を調査しているのか」との質疑に対し、「レセプト点検を とおして、多受診者について保健師が指導にあたっている。また、市の広報紙で医療費抑制の 周知に努めていきたい」との答弁がありました。

また、「改正において資産割額の税率を下げた根拠は」との質疑に対し、「北杜市の資産割は 県内においても高く、全国的にも資産税に重きをおかない傾向にあるため」との答弁がありま した。

また、「国保運営協議会において、国保税の値上げについて、どのような協議がなされたのか」 との質疑に対し、「モデルケースおよび決算の状況を提示し検討した。 医療費が増加する中、保 険税収入は減少傾向にあり、国保会計運営は厳しいという運営委員の認識のもと「疾病予防、 検診事業を充実させ医療費の増加を抑制すること。収納・滞納対策に取り組み、税の確保に努 め財政健全化を図ること」の意見が付されて、本年の5月に答申をいただいた」との答弁があ りました。

また、「一般会計からの赤字対策のための繰り入れについての考えは」との質疑に対し、「今後も医療費の増加が見込まれる状況において、基金を取り崩して運営することには限界がある。 しかし、保険料を軽減するための繰り入れは考えていない。したがって、今回の条例改正の提案になりました」との答弁がありました。

質疑終結後、「国保加入世帯の所得は非常に減少しており、生活困窮者が増加している。被保険者の52.5%は軽減を受けており、値上げによる影響は大きい。また、滞納世帯の増加による財政への影響が懸念されるため、反対」「国保加入者は市民のおおよそ35%であり、北杜市の全世帯数の4分の1が国保税の軽減措置を受けており、一般会計からの繰り入れは市民の理解を得られることは難しいと考える。国保加入世帯には厳しいが、国保会計の破たんは避けられず、今回の改正はやむを得ないので賛成」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に継続審査となっておりました請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願書についてであります。

紹介議員から趣旨説明を受けたあと、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

「社会保障制度として国が一律に年金を支給することは、国民の老後を保障するために必要である」「国に全額負担を求める上で財源の根拠が明確でない。国民の負担も考えなければならない問題である」などの意見が出され、質疑終結後、討論はなく起立採決が行われ、賛成・反対同数により、北杜市議会委員会条例第17条の規定により、委員長の裁決により不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。 次に経済環境常任委員会から議案第58号から議案第60号まで、議案第66号、議案第67号および請願第3号について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、小尾直知君。

小尾直知君。

○経済環境常任委員長(小尾直知君)

朗読をもって、報告に代えさせていただきます。

平成 2 3 年 6 月 3 0 日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 小尾直知

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、6月14日の本会議において付託されました事件の審査を、6月23日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第58号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について

議案第59号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について

議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について

議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池)

議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金)

請願第3号 浜岡原発の廃炉を求める請願書

以上、6件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第58号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について、 議案第59号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例についての2件については質疑、討論ともなく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 次に議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「老朽している本館は取り壊すのか。その規模は」との質疑に対し、「老朽が激しいということで、宿泊・休憩の利用に適さないことから条例上廃止するもので、建物の取り壊しについては、今後検討する」との答弁がありました。また、「本館の取り壊しをしない場合、地震など不測の事態が心配されるが、その点に対しての考えは」との質疑に対し、「宿泊者・休憩は行わないが、本館ロビーで売店を開設しているので、指定管理者と相談しながら検討する」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 なお議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について、北杜市営宿泊施 設条例の一部を改正する条例、同条例の新旧対照表の条文中の字句に誤りがありましたので、 観光・商工課長より謝罪・訂正がありました。お手元に配布させていただきましたとおりであ ります。

次に議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池)議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金)の2件については質疑、討論ともになく、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第3号 浜岡原発の廃炉を求める請願書についてであります。

紹介議員から趣旨説明を受けたあと、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

「浜岡原発の廃炉を求める決議は除き、請願の趣旨に基づき意見書の提出については妥当である」などの意見が出され、質疑終結後、討論はなく、全員異議なく一部採択すべきものと決定し、併せて委員会として発議し、国へ意見書を提出していくことに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長(秋山俊和君)

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。 以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第50号 北杜市職員定数条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第51号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第52号 北杜市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する 条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第53号 北杜市税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。 討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第55号 北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設条例の一部を改正する条例について、 討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第56号 北杜市須玉公園条例の一部を改正する条例について、討論を行います。 討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしまし

た。

次に議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行い ます。

討論はありませんか。

中村降一君。

○19番議員(中村隆一君)

議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

最初に復習をしたいと思います。

日本国憲法第25条、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない。この憲法の25条、生存権を受けて1959年施行の国民健康保険法第1条で、この法律の目的を定めています。

第1条は、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障および国民 保険の向上に寄与することを目的とする。

第4条、その運営責任は国にあると明記しています。

さて北杜市が合併して、それまで旧町村ごとの保険税を平成18年、2006年に統一しました。このときの値上げも大変でしたが、今回の条例一部改正による値上げはもっと大変です。 平均して1人当たり1万2,685円。1世帯当たり2万2,833円もの値上げになるのです。経済状況が低迷し、所得が減少し、さらに震災が追い討ちをかけ、国保加入世帯の貧困化は進んでいます。

この北杜市で所得なし世帯が2,231世帯。年所得33万円以下の世帯は3,084世帯であります。本来、この世帯は所得税ゼロ、非課税世帯であります。国保税は7割軽減、5割軽減、2割軽減されるとはいえ、保険税ゼロではありません。

100万円未満の世帯は国保加入世帯の51%、4,838世帯。年所得180万円未満の世帯は70.4%。6,721世帯に及びます。例えば、5月の国保審議会資料のモデルEを取り上げますと、2人世帯で年金所得ゼロの世帯は7割軽減されますが、以前と比べて2,400円の値上がりになり、2万6,800万円の保険税になります。所得税の非課税世帯にも、非情にも国保税はかけられているのです。本来、命と健康を守るべき国保が貧困から税金を払えず受診抑制させられ、医療から排除されるのです。

6月25日朝、山梨日日新聞を見て驚きました。「北杜市 本年度国保税率引き上げ 基金取り崩しを回避」。この記事を見て、なんと市当局の考えは、住民から見てさかさまなのかと驚きました。基金を2億円取り崩して、値上げを回避となるべきではありませんか。2月の国保審議会のときの資料では基金が2億6千万円だったのですが、5月に開かれた国保審議会資料では、インフルエンザなどの流行がなかったことから分かりませんが、3億6千万円の国保基金がありました。さらに繰越金が8,372万1千円と出ていました。

市長は私の代表質問に対して、値上げは国保を持続可能にするものだと答弁しました。しか し加入世帯9,540世帯の中で、貧困化が進み、滞納世帯が増えて持続不可能になるのでは ないかと懸念するところです。

市民課はこの2月の時点から5月の時点まで、基金が増えたという試算を出したのですけれ

ども、今回の値上げを回避できると市長に具申すべきではなかったでしょうか。

4月の広報ほくとでは、税率改正するとお知らせはありましたが、市民はまさかこんなに値上げになるなんて知りません。国保審議会で審議したといいますが、市民の声を一度も聞く機会を持たずに、これだけの値上げをすることは許されません。7月には各家庭に国保税のお知らせの通知が届くと思いますが、市民は値上げ額にびっくりすることでしょう。今までぎりぎり納税してきたのに、もう駄目だ、払えない。これで医者にもかかれない。そういうふうに落胆する人が増えることになるでしょう。値上げの結果、滞納世帯が増え、国保財政が悪化し、値上げをまた考える。この負の連鎖に陥る危険性があります。貧困ゆえに市民は医療から排除されます。本来、お金のあるなしで医療に差が出てはいけない制度なのです。

以上を述べて、この改正値上げ案に反対の討論とします。

○議長(秋山俊和君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

議案第57号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

まずもって、文教厚生常任委員会の審議結果は可決であります。委員会の結論を尊重すべき であると考えるところであります。

国民健康保険の制度を鑑みるときに、支え合う社会ということでありまして、国民健康保険加入者の皆さまの保険税、そして国・県等の支出金、また補助金等で賄っているところでございます。それゆえ所得の差により保険税が算出され、また資産割においても算出されているところでございます。

国民健康保険税におきましては、およそ平成20年におきましては13億9千万円。平成21年度におきましては13億9,400万円。平成22年度はまだ見込みでございましたが、資料によりますと13億5千万円。平成23年度、今年度の予算額は13億6千万円であります。この傾向を見ていきますと、少しずつでありますが、国民健康保険加入者の皆さまからの保険税は減少しているわけであります。

一方、保険給付費を見ますと、平たくいいますと医療費になりますが、およそ平成20年は33億1千万円であったのが、平成23年予算ベースでいきますと38億5千万円というふうに給付費は上がっているわけであります。そして、この給付費に占める割合を分析いたしますと、保険税の割合を分析いたしますと、53.5%、保険税で賄っていたのが36.5%と落ち込んでいるところでございます。

そして収入の中にあります繰越金でありますが、繰越金を見ますと5億900万円の繰り越しがあったわけでございますが、平成23年度予算ベースでいきますと8,372万円と。5億から8,372万円と、繰り越すお金が減ってきてしまっていると。つまり苦しくなっているということであります。

基金におきましてはおよそ3億6千万円でございますが、今回の改正で平成23年度におきましては、およそ回避できるであろうという予想でありますが、前年度所得が低迷している折でございます。これも切り崩しの可能性は考えられるという状況にあることと思います。

平成24年以降は、試算によると基金からの繰り入れは避けられません。また平成25年に

は基金残高の予測は1億3千万円くらいでございまして、この国民健康保険の基金というのは、 過去3カ年の保険給付費の平均の5%を積み立てて、有事に備えるというものでございますが、 その5%も割ってしまうというのが、今の北杜市の国民健康保険の会計の状況であると思いま す。

今回、もしこの改正に踏み切らなければ、簡単に言うと資金ショートを起こし、国保会計の 破綻は避けられない状況であると考えるところでございます。

また国民が等しく生活を保障されているという憲法におきましては、他の生活保護等の制度 もございますし、それらの制度のほうで補完すべきというふうに考えるところでございます。 以上の理由によりまして、本案に賛成いたします。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はありませんか。

小須田稔君。

○1番議員(小須田稔君)

賛成の立場ですが、よろしいでしょうか。

○議長(秋山俊和君)

どうぞ。

○1番議員(小須田稔君)

基本的に、原案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

値上げという響きは、今、社会全体に誰もが決してうれしいことではありません。ただ、この保険に関しては若干、見方を変えないと、これは今後の北杜市の運営に対して大変な問題になるという思いから、意見を述べさせてください。

国保加入者は、提出されました書類によりますと1万6,997人、市民の34.67%となります。一般会計からの保険給付費の繰り入れは、市民の理解が得られないと考えます。したがって、国保税、国、県支出金、交付金、事務事業および制度に関わる事業費等へ一般会計からの繰り入れで運営を行わなければなりません。低所得者には所得に応じて7割、5割、2割の低減がなされ、国保加入者の50%を占めております。今回の改正には、高額所得者には高額な値上げとなり、低所得者には配慮された国保税負担であると考えます。国保会計の安定を図るためには致し方のない改正と考えます。

よって、原案には賛成いたします。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はありませんか。

(な し)

これで、討論を終結します。

これから、議案第57号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、議案第57号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願書について、討論を行います。 討論はありませんか。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

反対の立場から、討論を行います。

高齢者の老後の安心した生活の保障を確立するため、国による最低保障の年金制度の確立が必要と考え、意見書の提出を求め、委員長報告に反対するものであります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論。

利根川昇君。

○12番議員(利根川昇君)

私は委員長報告ではなく、原案に対して反対の立場で討論をいたします。

紹介議員の中村隆一議員の説明では、全額国庫負担で制度を設立し、所得にかかわらず、一律8万円を支給する制度であり、現在、支給されている基礎年金および厚生年金等に上乗せして支給するとのことでありました。

同じく紹介議員の坂本治年議員の説明によりますと、最低保障の額と最低保障の基準および 定義は説明できないが、最低保障は最低保障であるとのことであり、多くの矛盾を委員会で指 摘されました。

- 1. 一律8万円の支給の総予算の額は。
- 2.財源確保は市民への影響はないのか。
- 3.1千万円の所得がある高額所得者の無年金者にも支給をするのか。
- 4.紹介議員の最低保障額の見解が、中村議員は8万円とおっしゃっていました。坂本治年議員は、最低保障は最低保障であって、金額も基準も国が決めることで、見解が明確に異なっております。お二人は。一律8万円の支給額の総額については、分からないとの委員会での回答でありましたが、昨年9月15日付けの総務省の発表であると、65歳以上の高齢者は2,944万人です。8万円掛ける12カ月掛ける2,944万人。計算しますと28兆2,624億円であり、23年度の国家予算は70兆8,625億円です。その支給額は社会保障費関係の全額に当たります。その財源の確保は不必要な支出の削減で賄い、市民への影響はないとの説明であるが、到底、理解できません。実現の可能性のまったくない空論であります。

その上、高額所得者にも支給をするということでは、弱者救済という観点から見れば、請願 の苦しい生活を強いられている方の文言を否定するものであると考えます。

最低保障額についても、紹介議員の2人の見解が食い違うのでは、請願人の願意が不明瞭であります。いずれにしても実現不可能であり、憲法25条の生存権を国民に保障するには別の制度と併用し、トータル的に検討すべきであると考えます。

支え合う社会の実現には、支えるその方への配慮が必要であって、実現可能なシステムを共 に考え提案していくのか、議員の使命と考えます。

以上の理由により請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願に反対します。と申し

ますのは、委員長報告には賛成です。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はありませんか。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

請願第2号 最低保障年金制度の創設を求める請願について、不採択とする委員長報告に反対の立場で討論をいたします。

ご案内のように最低保障年金制度は厚生年金、共済年金、国民年金の共通の土台、1階部分ともいわれております。そして全額国庫負担による一定額の最低保障額を設け、その上にそれぞれの掛金に応じた給付を上乗せする制度でございます。

私は以下2点の理由により、最低保障年金制度の創設が今、日本に必要だと考えております。 その1つは、もちろん年金制度は国の社会保障制度の根幹をなす制度であることは申し上げる までもないことでございます。

国民の老後の生活の保障の拠りどころになる、安心の拠りどころになる制度でもございます。 ご案内のように1991年にバブルが崩壊し、その後、また2008年にリーマンショックという経済的な大きな荒波の中で、今、経済の環境が混沌としております。 さらに開かれた世界の中で共通の事業展開を図ろうという大きな流れの中で、従前、考えられないような経済環境が生じてきています。

特に雇用の部分におきましては、不正規労働を中心といたします従来、考えられないような 勤務のありようが当たり前、それがなければ事業経営が成り立たないというふうな厳しい状況 の中で、労働者が働かされている環境が生じてきています。

これらの状況の中で、現実の問題といたしまして、年金制度に関して申し上げるならば、国 民年金の納付者、納付率ですね、60%をやっと超えるぐらいの状況、4割近くの人たちがか けられないというような状況も生まれてきております。このままの状況で推移していったとし たならば、年金制度そのものが崩壊してしまうというふうに考えるところでございます。それ らをふまえて、安心して老後を暮らすための年金制度、これは国の社会保障制度、しっかりと 保障していかなければいけない。そのように考えております。

ちなみに市内にも約900名近い、無年金の方がおられるというふうにお聞きもしております。これらの方たちの状況等もしっかりとふまえる中で、私たちはできる限り、将来、安定的にこの年金制度が維持されることを考え、そのためには安心して受け取れるという前提をしっかりつくることによって、給付率を上げていく。あるいは雇用の関係も当然、諸般の努力の中で改善をしていく。そのことが将来の日本にとっては大変、必要であるというふうに思うところでございます。

次にもう1点でございますが、この最低年金制度につきましては、全国市長会も平成22年度に行いました国の施策および予算に関する提言の中で、持続可能な年金制度の構築のために最低保障年金制度の検討をすべきという重い提言をされております。それらを受けて、この山梨県の中でも、昨年の12月には甲府市が議会で意見書を国に挙げて採択をし、意見書を国に挙げている実情にもなってきます。

これら2点をふまえ、これからの将来のことを考え、北杜市の市民の皆さんの安心の拠りど ころとなるものであろう、この最低保障年金制度の一日も早い創設を願い、採択すべきと考え、 委員長の不採択報告に反対といたします。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はございませんか。

千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

今までの討論を聞く中で、委員長の報告に賛成に立場で討論をさせていただきます。

最低保障年金制度の創設を求める請願でありますけども、この請願はもともと文教厚生常任委員会に委託されたものであります。そして審査の途中では、何人かの議員の傍聴もありました。その審査過程では、委員の質問に対しまして2人の紹介議員がそれぞれに十分な内容説明ができない状態であったと認識しております。採決の結果は3対3でありましたが、委員長の採決により不採択となりました。委員会付託されたものであります。もとより委員会の経緯を考えたときに、つぶさに審査の過程を継承できなかった立場のものについては、その委員会の結果をまず最大限尊重すべきと考えます。また、それが当然だと思います。審査過程を見て、委員長の判断が不採択であったことに対して、賛成をいたします。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

ほかにございませんか。

(な し)

これで、討論を終結いたします。

これから、請願第2号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

次に議案第58号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の一部を改正する条例について、 討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に議案第59号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第60号 北杜市営宿泊施設条例の一部を改正する条例について、討論を行います。 討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第66号 字の区域の変更について(高根町小池について) 討論を行います。 討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第67号 字の区域の変更について(須玉町下津金について) 討論を行います。 討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第3号 浜岡原発の廃炉を求める請願書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第3号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は一部採択です。

お諮りいたします。

本請願は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は経済環境常任委員長の報告のとおり一部採択することに決定いた しました。

○議長(秋山俊和君)

日程第15 議案第54号 北杜市林業休養センター条例等の一部を改正する条例についてを議 題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第54号 北杜市林業休養センター条例等の一部を改正する条例について、ご説明をいたします。

概要書をご覧いただきたいと思います。

この条例の一部改正は、指定管理者制度を導入している施設が市の施設でありながら、指定 管理者に限定した内容の規定となっており、直営で管理する場合に適用しないことから改正を お願いするものであります。

また、施設によって利用形態の違いはあるものの、管理体制を明確に行うために共通事項を 追加することから、一括による改正をさせていただくものであります。

具体的な改正内容といたしましては、北杜市林業休養センター条例をはじめとする52施設の条例について、施設の管理については指定管理者が行うとされていたものを新たに施設の管理は市長が行うと改めながら、指定管理者に管理を行わせることができる規定に改正するものであります。

改正条例といたしましては第1条、北杜市林業休養センター条例。第2条、北杜市駐車場条 例。第3条、北杜市デイサービスセンター条例。第4条、北杜市長坂元気百歳センター条例。 第5条、北杜市武川多目的屋内運動施設条例。第6条、北杜市健康増進施設健康ランド須玉条 例。第7条、北杜市甲斐大泉温泉条例。第8条、北杜市高根の湯条例。第9条、北杜市武川の 湯条例。第10条、北杜市須玉自然健康村施設条例。第11条、北杜市三分一湧水館条例。第 12条、北杜市美し森展望休憩舎条例。第13条、北杜市白州町鳥原平活性化施設条例。第14条、 北杜市明野町農村公園直売所施設条例。第15条、北杜市育苗施設条例。第16条、北杜市明 野町農産物集出荷貯蔵施設条例。第17条、北杜市高品質堆肥製造施設条例。第18条、北杜 市高根町林産物展示販売施設条例。第19条、北杜市地域食材提供施設条例。第20条、北杜 市高根クラインガルテン条例。第21条、北杜市高根町花関所の郷南清里フラワーパーク条例。 第22条、北杜市ふるさと武川町農業機械センター条例。第23条、北杜市武川町地域資源総 合管理施設条例。第24条、北杜市須玉町特産品育成施設条例。第25条、北杜市大泉町特産 品育成施設条例。第26条、北杜市須玉町農林水産物直売食材供給施設条例。第27条、北杜 市白州町農産物加工施設条例。第28条、北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設条例。第 29条、北杜市須玉町森林総合利用施設条例。第30条、北杜市白州町尾白の杜キャンプ場条 例。第31条、北杜市白州町緑地等利用施設条例。第32条、北杜市須玉全国植樹祭会場跡地 公園条例。第33条、北杜市観光案内所条例。第34条、北杜市みずがき湖ビジターセンター 条例。第35条、北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例。第36条、北杜市白州・尾白の森名水公園 条例。第37条、北杜市明野ふるさと太陽館条例。第38条、北杜市明野町滞在型宿泊施設条 例。第39条、北杜市小淵沢町特産品開発センター条例。第40条、北杜市小淵沢町生産物直 売食材供給施設条例。第41条、北杜市小淵沢町農林漁業体験実習館条例。第42条、北杜市 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設条例。第43条、北杜市小淵沢町高野ふれあ い農園温室条例。第44条、北杜市小淵沢町地域資源活用総合交流施設条例。第45条、北杜 市八ヶ岳登山歴史館条例。第46条、北杜市青年小屋及び権現小屋条例。第47条、北杜市リ フレッシュビレッジこぶちさわ総合交流ターミナル施設条例。第48条、北杜市北部ふるさと 公苑条例。第49条、北杜市白州町交流促進施設条例。第50条、北杜市大武川河川公園条例。 第51条、北杜市明野ゆうゆうふれあい館条例。第52条、北杜市長坂リハビリセンター条例 であります。

次のページからが提案理由となっており、2ページから67ページまでが改正条例の本文となっております。

次の資料が、1ページから235ページまでの新旧対照表でございます。

まず1ページ目の第1条、北杜市林業休養センター条例の新旧対照表をご覧いただきたいと 思います。 改正後の各条例の基本的な組み立てといたしましては、第4条、管理につきましては市長が 行うものと規定することになっております。

第5条、職員ですが、職員を置くことができる規定といたしました。

第6条、休業日につきましては明確に休業日、休館日、または営業時間を定めることにして おります。

改正前におきましては、第9条、管理の基準として、市長の承認を受けて指定管理者が定めるとしていたものであります。

第7条から第8条では利用の許可や制限について規定し、第9条から第11条では使用料の額、使用料の減免、使用料の還付についての規定を整備し、ここまでが市が直営施設として管理運営する場合の組み立てとなっております。

第12条、指定管理者による管理では、施設の管理について市長が指定する指定管理者に行わせることができる規定を設けるとともに、施設の営業時間、休館日等については直営の場合の規定にかかわらず、市長の承認を受けて指定管理者が定めることができることとしております。また第3項では、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、条例の中で市長が行うこととしている利用の許可や制限について、指定管理者が行えるよう読み替え規定を設けているところでございます。

第13条、指定管理者の業務の範囲では、指定管理者が行う業務の範囲を定めるとともに、市長が認めることにより、指定管理者の自主事業が可能となることを定めております。

第14条、利用料金でありますが、指定管理者が行う場合における利用者の徴収料金として 利用料金を規定し、さらに条例に定める金額の範囲において市長の承認を受けて、指定管理者 が定めることができることとしております。

第15条から第17条では、利用料金は当該指定管理者の納入として収受させるものとする 規定。それから利用料金の減免に関する規定。既納付の利用料金の還付に関する規定までを基 本的な組み立てとしております。

なお、基本的な組み立てに当たらない条例改正の施設といたしましては、第2条の北杜市駐車場条例の一部改正についてです。

この条例につきましては、すでに現在の条例がこの組み立てとなっているため、指定管理者 に行わせるものとする部分だけを、行わせることができる規定に変更する改正のみとなってお ります。

次に第3条、北杜市デイサービスセンター条例の一部改正につきましては、施設の特性から 利用の許可の規定に代わり、利用契約についての規定が必要となるものであり、他の部分の改 正については、他の施設の改正と同様のものとなっております。

次に第12条、北杜市美し森展望休憩舎条例、第14条、北杜市明野町農村公園直売所施設条例、第15条、北杜市育苗施設条例、第24条、北杜市須玉町特産品育成施設条例、そして第26条の北杜市須玉町農林水産物直売・食材供給施設条例、第33条、北杜市観光案内所条例、第34条、北杜市みずがき湖ビジターセンター条例、第49条、北杜市白州町交流施設条例につきましては、施設の特性から利用許可等にかかる規定が必要ないと判断する施設であります。したがいまして、使用料、利用料金等に関する規定の追加や改正等についても必要ないものとなっております。

以上で、説明とさせていただきます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第54号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第54号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第16 議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第61号 平成23年度北杜市一般会計補正予算(第4号)でございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億9,556万1千円を追加し、総額をそれぞれ274億6,367万8千円とするものであります。

地方債の補正がございますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 地方債補正であります。

地方債の補正につきましては、合併特例事業債に1億110万円を追加し、限度額を20億 3,250万円と定め、地方債の借入限度総額を37億2,410万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページをお開き

ください。

はじめに歳入であります。

- 10款1項地方交付税6,776万9千円であります。この補正につきましては、普通交付税でございます。
- 12款1項分担金448万4千円でありますが、県単土地改良事業受益者負担金でございます。
- 14款2項の国庫補助金8,800万6千円でありますが、道整備交付金が825万円。活力創出基盤整備交付金として7,782万5千円。埋蔵文化財の発掘調査費の補助金として193万1千円などでございます。
- 15款1項の県負担金3,227万2千円でありますが、社会教育費負担金として埋蔵文化 財の発掘調査分でございます。
- 2項の県補助金5,952万円ですが、県単土地改良事業補助金の3,035万円。それから電源立地の交付金1,205万2千円。富士の国やまなし観光施設整備費の補助金として630万円でございます。
 - 3項の県委託金255万1千円でありますが、圃場整備の換地の委託金でございます。
- 16款2項財産売り払い収入1,829万7千円でありますが、峡北森林組合の事務所用地の売却収入でございます。
 - 17款1項の寄附金1千万円でありますが、大泉町の進藤一弘さまの寄附金でございます。
- 20款5項雑入1,156万3千円でありますが、コミュニティ助成事業の補助金としてデマンドバスの購入。それから明野の太鼓の修理代として620万円。それから北杜サイトの売電収入として、536万3千円を見込んだものでございます。
- 2 1 款 1 項の市債であります。 1 億 1 1 0 万円ですが、合併特例事業債の借入分でございます。

次に3ページの歳出であります。

- 2 款総務費、1項総務管理費の7,761万5千円であります。財産管理費としての本庁舎に非常用発電機の設置および、コンピューターのバックアップ体制の再整備費5,293万9千円であります。もう1つ、峡北森林組合の事務所用地の売却収入として1,829万7千円を見込んでおります。
- 4款衛生費の1項保健衛生費であります。536万3千円であります。環境衛生費として、 住宅用太陽光発電システム設置費補助金の枠を増やすための費用額でございます。
- 6 款農林水産業費、1項農業費9,286万2千円であります。農地費として県単土地改良 事業費の6,324万円。団体営土地改良事業費として、2,258万円でございます。
- 7 款商工費の1項商工費1,560万円です。商工業振興対策事業費として、震災支援プレミアム商品券発行費の補助金300万円。それから観光費として、青年小屋の改築工事費1,260万円であります。
- 8款土木費の2項道路橋梁費1億5,800万円であります。道整備交付金事業として1,650万円。社会資本整備総合交付金の事業費である市道の整備費として1億4,150万円であります。
- 10款教育費、4項の社会教育費であります。4,479万3千円の内訳としましては上神取地区内の遺跡発掘調査費が3,412万6千円。進藤一弘氏の寄附金による図書の購入費と

して1千万円。合わせて3億9,556万1千円の補正でございます。 以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

本予算書につきまして、質疑を行います。

2 款総務費、1項6目財産管理費でございますが、この管理費の、今回の大きなものにつきましては、庁舎等維持管理費の約5千万円でございます。これは3月11日に起きました震災によりまして15時間の停電があったわけでございますが、そのために私たちも北杜市の庁舎には非常用の電源がなかったということを鑑みて、いち早く対応するということで、本予算として提案されたものでございます。提案についてなんら申し上げるわけではございませんが、3月11日におきましては、私もこの庁舎に夜の10時まで待機をしておりました。その間、職員の皆さま、そしてやはり地元業者の皆さまが駆けつけていただきまして、いろいろな問題につきまして、対応してくれたのは記憶に新しいところでございますし、そのとき職員をはじめ、また業者の皆さんも昼夜を分かたず、寝ずに対応していたというふうに考えておりますし、それを目の当たりにいたしました。

そういった中で、やはりこの事業費の執行にあたっては、地元業者への配慮をしていかないと、いざ有事というときには、あまり遠いところの業者ではとても駆けつけることが物理上、無理だと。またいろんなことがあったときに、地元の業者が駆けつけてこられないのでは、やはり、これは問題があるというふうに考えるところでございます。ですので、この事業執行にあたりましては、地元業者に配慮しながら事業執行していくお考えがあるかどうかをお伺いするところでございます。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

内田議員さんの質問でありますけども、まったく、3月11日の震災のときに地元の業者の方々に大変お世話になり、そのご厚意に大変、感謝をしたりしているところであります。内田議員のご指摘のとおり、ご提案のとおり、そういった地元の業者に、災害時が発生したときのああいった速やかな対応ということがたしかに望まれるということでありますので、ご意見を尊重しながら前向きに検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

よろしいでしょうか。

(はい。の声)

ほかにございますか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第61号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第17 議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議 題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

議案第62号 平成23年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご 説明いたします。

国民健康保険税条例の一部改正に伴う補正でございます。資料の2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出補正予算でございます。

歳入歳出予算の総額58億3,388万4千円に変更はございません。

2ページの歳入でございますけども、1款1項国民健康保険税を1億4,647万6千円増額し、9款2項基金繰入金を1億4千万円減額し、10款1項繰越金を647万6千円減額するものでございます。

3ページの歳出でございますが、保険税収入のうち後期高齢者支援金分と介護納付金分が特定財源になりますので、一般財源から特定財源へ財源更正を行うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第62号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第18 議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

伊藤市民部長。

○市民部長(伊藤勝美君)

議案第63号 平成23年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,090万円を追加しまして、歳入歳出それぞれ38億2,582万円とするものでございます。

資料の2ページ、3ページをお開き願いたいと思います。

まず、2ページの歳入でございます。

5款3項県補助金5,090万円でございますけども、地域介護福祉空間整備等交付金3, 540万円と地域支え合い体制づくり事業費補助金1,550万円の合計でございます。

3ページの歳出でございますけども、2款1項介護サービス等諸費3,540万円でございます。地域密着型介護サービス給付費として、小規模多機能型居宅介護支援事業所、1カ所新

設のための経費でございます。

5 款 4 項地域支え合い体制づくり事業費 1 , 5 5 0 万円でございます。高齢者や障害者等を 支える地域活動の拠点となる施設等の整備に要する経費でございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により、 委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。 これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第63号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第19 議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)を議 題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

堀内明野総合支所長。

○明野総合支所長(堀内健二君)

議案第64号 平成23年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)につきまして、 ご説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ420万円を追加し、予算の総額をそれぞれ3,490万6千円とするものでございます。

2ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でありますが、3款繰入金につきましては1項基金繰入金を420万円増額させていた だきたいと存じます。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

3款事業費、1項計画調査費420万円の追加補正をお願いたします。これは浅尾原地内におけます県単独事業に基づきまして、圃場整備工事費用の受益者負担金であります。補正後の現計予算額の総額を3,490万6千円とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げまして、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により、 委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第64号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第20 議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

比奈田企画部長。

○企画部長(比奈田善彦君)

議案第65号 北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者の指定期間の変更についてでございます。

北杜市明野町農村公園直売所の指定管理者について、次のとおり指定期間を変更したいので、 地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

公の施設の名称でありますが、北杜市明野町農村公園直売所であります。

指定管理者の団体の名称につきましては、財団法人 北杜市農業振興公社であります。

指定期間、変更前は平成21年4月1日から平成26年3月31日までとするものであります。それに対して変更後でありますが、平成21年4月1日から平成24年3月31日までというものであります。

提案理由といたしましては、現在の指定管理者が公益法人制度改正により、公益法人への移行を予定していることから、収益性のある指定管理業務を継続することが困難であるため、指定管理者の指定期間の変更について、議会の議決を求めるものであるという提案理由であります。このケースにおきましては、平成20年12月の制度改正に伴いまして、北杜市の農業振興公社の北杜市の農業振興を支える法人運営を目指す、公益法人とするということが結論付けたものを受けまして、収益事業が制限をされてしまうということから、今回の変更に至ったものであります。

現在、直売所の売り上げが総事業費の収益の62%を占めているということから、今回、この変更に至るものでありますので、どうかご理解をいただき、ご議決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第65号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第21 発議第2号 浜岡原子力発電所は恒久停止とすることを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります小尾直知君から、提案理由の説明を求めます。

14番議員、小尾直知君。

○14番議員(小尾直知君)

発議第2号

平成23年6月30日 北杜市議会議長 秋山俊和様

提出者

北杜市議会議員 小尾直知 賛成者

北杜市議会議員 中山宏樹

" 清水 進

" 坂本 静

" 小林忠雄

" 千野秀一

"清水壽昌

浜岡原子力発電所は恒久停止とすることを求める意見書

上記意見書を別紙のとおり、北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。 提案理由

浜岡原子力発電所に事故が起こると静岡県のみならず首都圏、関東、東海、近畿地方にも甚大な放射能被害が予想され、大小の河川沿いに内陸部への影響も避けられず、富士川上流域に位置する北杜市においても、その被害は避けられないものと思われる。

市民の安心・安全の確保のため、この意見書を提出するものである。

浜岡原子力発電所は恒久停止とすることを求める意見書(案)

政府は東京電力、福島第1原子力発電所の事故を教訓に中部電力に対し浜岡原子力発電所を 2年間、全基停止するよう要請した。中部電力ではこの要請を受け入れ、5月14日には全基 停止した。

浜岡原子力発電所は、いつ起こっても不思議ではない東海大地震の予想震源域のほぼ中央に位置し、活断層が直下にあるといわれている。また東海大地震は、マグニチュード9程度の巨大地震となる可能性が指摘され、発電所直下の地盤の揺れ、歪みのみでなく、御前崎付近では沿岸の海上波高が11メートルにも達するという巨大津波が予想されている。

このような浜岡原子力発電所に事故が起こると、静岡県のみならず首都圏、関東、東海、近畿地方にも甚大な放射能被害が予想され、大小の河川沿いに内陸部への影響も避けられず、富士川上流域に位置する北杜市においても、その被害は避けられないものと思われる。

よって、浜岡原子力発電所は市民の安心・安全の確保のため、恒久停止とするよう中部電力および関係機関に働きかけることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

経済産業大臣宛てでございます。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 浜岡原子力発電所は恒久停止とすることを求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

利根川昇君。

○12番議員(利根川昇君)

動議を提出したいと思いますので、お取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

なんの動議ですか。

○12番議員(利根川昇君)

説明してよろしいですか。

○議長(秋山俊和君)

はい。

○12番議員(利根川昇君)

それでは、内容を説明いたします。

北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の提出について。

○議長(秋山俊和君)

結構です。

条例の提出については、書面にて提出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。その場で暫時休憩してください。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時47分

○議長(秋山俊和君)

再開いたします。

まず、動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

(「賛成。」の声)

所定の賛成者がいますので、この動議は成立いたしました。 それでは、書面で提出を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時49分

○議長(秋山俊和君)

再開いたします。

ただいま、利根川昇君から提出されました北杜市議会の議員報酬の特例に関する条例の提出 について、書面、書式とも会議規則に適っておりますので、直ちに日程に追加し、追加日程第 1として、発議第3号として審議をしていただきたいと思います。

暫時休憩します。

再開時間を12時ちょうどといたします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時59分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第 1 発議第 3 号 北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例についてを議題とい たします。

提出者であります利根川昇君から、提案理由の説明を求めます。

12番議員、利根川昇君。

○12番議員(利根川昇君)

発議として扱っていただいておりますので、発議第3号。

平成 2 3 年 6 月 3 0 日

北杜市議会議長 秋山俊和様

提出者

北杜市議会議員 利根川昇

賛成者

北杜市議会議員 清水壽昌

" 中山宏樹

" 小須田稔

北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の提出について

上記条例について、別紙のとおり地方自治法第112条第1項および北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

提案理由

政務調査費の使途について不正が生じ、返還通知により平成22年5月31日から6月2日 に実施した研修費用の全額返還は実施した会派の責任に留まらず、議会全体の信頼を失ったこ とと考えております。

よって、議会の信頼回復と襟をただすため、議員報酬を削減するものである。 北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

趣意

第1条、この条例は北杜市議会議員(以下、議会議員という)の議員報酬および期末手当の 支給について、北杜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例(平成16年北杜市 条例第50号(以下、条例という))の特例を定めるものとする。

議員報酬月額の特例

第2条、平成23年7月1日から平成23年12月31日までの期間にかかる議会議員の議員報酬の月額は条例第2条の規定にかかわらず、同条に定める月額から当該月額に100分の2を乗じて得た額を減じた額とする。

手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額

第3条、条例6条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額については、前述の 規定は適用しない。

附則

この条例は平成23年7月1日から施行する。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

私と清水進議員は、この採決には加わりませんので退場いたします。

○議長(秋山俊和君)

了解いたしました。

(退場)

質疑はございませんか。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

この今、提出されました条例に関しまして質問をさせていただきます。

実はこの報酬に関する条例に関しまして、全員協議会の中でも議論が実はされております。 今回、出てきた内容はまったく、そのときの内容とは違う内容の条例が今、動議で出てまいりまして、正直、私、驚いているんですが、報酬に関するものについては、できる限り議会の中での議論を尽くして、全会一致で取り扱うというのが本来あるべき姿だと思うんですが、今日、提出されましたこの報酬の特例に関する条例はまったくその議論はなしで、ここへ、本会議で議論するということになるんでしょうか。

この従前、全員協議会で議論された内容と今日の内容が違うんですが、そのへんの何か整合 性みたいなものがあるんでしたら、お答えをいただきたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

提出者の利根川昇君に答弁を求めます。

利根川昇君。

○12番議員(利根川昇君)

篠原議員のおっしゃる前回の件と言っておりますが、私は今の、ここまできておる、この時間の経過の中でこういう内容に、私は考え方が変わってきたということであって、その前のことと比較してどうのこうのという問題ではないと思います。

いずれにしましても、提案理由はそこに示したとおり、それ以上でもなければ、それ以下でもありません。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

私、今、申し上げましたように、報酬に関する特例については議員全員で議論をして、できるだけ全会一致という方式でとるべきだという、私の質問に対してはどういうお考えですか。

○議長(秋山俊和君)

篠原眞清君。この提案に関しては有効でございますので、書式等も全部そろっておりますので、これはあとで、討論でされたらいかがでしょうか。質問ということでなく討論でされたらいかがでしょうか。書式が適っておりますので、本会議場で議さないわけにはまいりません。よろしいでしょうか。

篠原眞清議員。

○6番議員(篠原眞清君)

それでは、この第2条で期限を、23年の7月1日から23年12月31日というふうに期限を切っております。この考え方、提案理由にありましたように今回の政務調査費の問題を議会としての責任という意味で、こういう対応をしていくべきだという提案理由がございましたが、その趣旨とこの期限を切った趣旨、そこがよく分からないんですが、そこの説明をお願いします。

○議長(秋山俊和君)

説明を求めます。

利根川昇君。

○12番議員(利根川昇君)

それにつきましては、あくまでも4人で話をしまして、この時期に照らし合わせまして、これは短縮も延ばすことも可能なわけで、今年1年、気持ちの上で整理もできるかなということで、こういうことにいたしました。延ばすことも縮めることも、それは今からいくらでも可能だと思っております。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

よろしいでしょうか。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

私には、それがよく理解できませんね。条例としてつくるんでしょう。条例としてつくるのに、その条例の中身として期限を切っています。その期限を切った理由が何かを明確にしていただけなければ、審議できないではないでしょうか。もう一度、答弁を求めます。

○議長(秋山俊和君)

利根川昇君。

○12番議員(利根川昇君)

私はこの期間が適当だというふうに考えましたので、この期間にしたまでです。

○議長(秋山俊和君)

野中真理子君。

○5番議員(野中真理子君)

何点か、利根川議員の先ほどの答えの中で疑問点が出てきましたので質問いたします。 まず1点目は、時間経過の中でということをおっしゃいましたけども、この議題というか、 これは今、ここに出されてきたものです。時間経過ということがどういうことかご説明願いま す。

2点目は、自分が適当だからという、基準はないということで理解してよろしいんでしょうか。

3点目ですが、先ほど12人で話し合った結果だとおっしゃいましたけど、そういうことではないんですか・・・4人ですか、すみません、それは私の聞き間違いです。それは結構です。

○議長(秋山俊和君)

分かりましたか。質問内容は分かりましたか。

野中真理子議員、もう一度。

○5番議員(野中真理子君)

最初の質問は、まず利根川議員が篠原眞清議員の質問の答えの中に、時間経過の中でこうせ ざるをえなかったということをおっしゃいました。でも、この特例に関する条例は、これは今、 私たちに出されたものです。時間経過というものがどういう内容なのか、お教え願いたいとい うことです。

2点目は、23年7月1日から23年12月31日までの期間ということですけども、これに対する明確な基準はないんでしょうか。要するに先ほどのご答弁の中で、自分が適切だと判断したということですけども、その基準を明確にお願いいたしますということです。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

利根川昇君。

○12番議員(利根川昇君)

時間経過といいますのは、今までの審議会が立ち上がってきて、こういう内容について、いろいろ皆さん、議論をしているわけですから、そういったものが、最初の議論が始まる前と今と違うというふうに申し上げている、そのことでございます。

この12月31日で切った基準と申しましたが、それはあくまでも4人で話をして、この期間がいいだろうというふうに思ったものですから、こういうふうにしたまでです。 以上です。

○議長(秋山俊和君)

野中真理子君。

○5番議員(野中真理子君)

今の最初のころから変わったというんですけども、最初というのは何のことを指しているんでしょうか、お答えを願います。

○議長(秋山俊和君)

利根川昇君。

○12番議員(利根川昇君)

今、この内容について、提案理由の中で言われるなら分かりますが、委員会が立ち上がってきたりした経過のことを私はちょっとふれましたけども、現に、行ったことは平成22年5月31日ではないですか。ですから時間が経過して当然のことであると思います。いろんな話が出ているわけです。そのことを経過と申し上げているだけのものであって、それ以上のものでもありません。

○議長(秋山俊和君)

質問が同じ内容に波及してございますので、これで質疑を打ち切りたいと思います。よろしいですね。

(はい。の声)

それでは、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています発議第・・・。

(「議長、休憩をください。」の声)

替成者はおりますか。

(「賛成。」の声)

それでは、休憩をいたします。

今、動議が出されました。賛成者もおります。この動議に対しまして、賛成の方の起立を求めます・・・。

動議が成立しましたので、休憩をとります。

再開時間を12時25分といたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後12時25分

○議長(秋山俊和君)

会議を再開いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

本案に賛成の立場で討論をしたいと思いますけども、よろしいですか。

○議長(秋山俊和君)

壽昌君、反対の立場の方の討論を先に。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

ただいま提出されました発議第3号 北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例につきまして、反対の立場で討論をいたします。

ここの先ほど来、提案者から提案理由が説明されております。今回の事件をもちまして、議会として襟をただすと。あるいは信頼回復のためということで、この議員報酬を削減するという内容と理解するんですが、ご案内のように今、北杜市議会の中では政倫審が立ち上がっております。そして、今回のこの事案に関しまして、しっかりと今から調査・審理をしていく過程の中にございます。そういう中で、一定の結論が出てきた段階で、こういうことも1つの方向としては検討する必要もあるかなというふうに私は考えますが、あまりにも時期尚早、また今、みずからが行っていることに相反する対応のような気がして、私はなりません。

それから報酬に関しましては、今、私どもが受け取っているこの報酬、そのものの内容につきまして、しっかりと議会の中で今のありようについての議論をしっかり尽くして、そしてその議論の中で得た結論を議会の意思として反映する形でとりまとめられるべきもの、条例化すべきであるというふうに私は考えております。

ご案内のように、今、全国的に地方議会に対する厳しい目がございます。もちろん報酬に関しても、大きなテーマで市民の皆さんの関心が持たれているところであります。私どもその渦中の中にあって、今、申し上げましたように、私どもが市民の貴重な血税の中からいただいている、この報酬につきましても、私たちの議会の活動との絡みの中で、あるいはありようの中で、今が適正なのかも含めて、これからしっかりと議会の中で議論していくべきことであると思います。そういうことも1つの事例として、報酬というものについては、しっかりと説明責任を果たした中でやっていくべきものという考えにも、私は基づいております。

この2点をもちまして、ただいま提案されておりますこの条例に関しましては反対といたします。

○議長(秋山俊和君)

次に、原案に賛成者の発言を求めます。

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

私は、本案に賛成の立場で討論を行います。

このたび市長より、議長を経由して明政クラブの昨年の5月に行われた会派議員研修の収支報告に関わる政務調査費の返還要請がなされ、返還がなされました。このことは、明政クラブはもちろん議会としても由々しき問題であります。

ただいま、行われております倫理審査会は明政クラブの収支報告についての倫理審査会でございます。本案は、議会全体での対応ということでございます。先ほど申し上げましたように、市長より政務調査費の返還要請がなされたと。また返還された、これは事実でございます。この事実に基づきまして、議会としてわれわれ議員自身が襟をただし、市民への議員の自浄の、みずから清くするということですけども、自浄の姿勢を示す必要があります。議員報酬の一部を削減し、みずから反省の意を表すことが必要であります。

これは、反対討論でも言われました倫理審査会の審査の過程といいますか、審査とはまった く別問題でございます。われわれがみずからの反省の意を表すことが目的であります。 よって、私はこの案に賛成をいたします。

1つ、市長にお願いでございます。

市長は防災対策、また東日本大震災への素早い対応に対しましては、敬意を表するところで ございます。本案が可決されましたならば、その使途につきましては、そのような立場からと いいますか、北杜市の社会福祉、あるいはまた大震災への対応等へ使途の配慮をいただければ ありがたいというふうに思っております。

以上で、賛成の討論を終わります。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はございませんか。

中山宏樹君。

○2番議員(中山宏樹君)

賛成の立場ですけども、よろしいですか。

○議長(秋山俊和君)

反対の立場での討論はございませんか。

野中真理子君。

○5番議員(野中真理子君)

ただいま出されました北杜市議会議員の議員報酬の特例に関する条例について、反対の立場で討論をいたします。

私たちは、みずから今、議会が起こっていること、そして議会のことについて冷静に何が起こっているかを判断し、それに対して対応する必要があると思います。また、みずからのことだから甘くしてはいけない。厳しく襟をただして対処することが本当に必要だと私も思っています。

ただ、ここの件に出された研修費用の全額返還については、清水壽昌議員は先ほど賛成討論の中で、今の政倫審とはまったく切り離されているということでしたが、私はそうは思いません。やはり政治倫理審査会の中で何が起こっているか、どういうことだったのかをしっかり議論、皆さんで判断、そしてその対応を議論した上でこれは冷静に対処すべき問題だと思います。

また、この中で一番、私が思いますのは、やはり基準です。いろいろなことが起こる可能性 はあると思います。そのための基準ということをきちっとしておかないと。これでは条例とし ては、私は不備であると思いますので、これについて反対をいたします。

○議長(秋山俊和君)

次に賛成の立場。

中山宏樹君。

○2番議員(中山宏樹君)

賛成の立場で討論をいたします。

政務調査費の使途について、不正が生じたことは事実でございます。審査会の結論を待つまでもないかと思います。議員全体で責を負うものと考えます。また削減分を東日本大震災の被災者のほうへ送っていただけたら、ありがたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

ほかにございませんか。

小林忠雄君。反対の立場ですね。

○9番議員(小林忠雄君)

反対です。いいですか。

○議長(秋山俊和君)

はい、どうぞ。

○9番議員(小林忠雄君)

私はただいま出された特例に関する条例には、反対いたします。

なぜかといいますと、先ほど私が言うまでもなく、たしかにわれわれ議員はそういう襟を正して、そういうことを思われるようなことをしてはいけない。これは当たり前でございますが、ただ政治倫理審査会が今、開かれた途端でございます。それから今朝ほど議長が7月1日にまた、ありますよという報告の中でありました。まだこれが始まったばかりでございますし、私はそこでどういうふうなことが、これはいけないんだとか、そういうふうなことが決まった時点でよろしいんではないかと思います。

また先ほど提案者のほうから、極めて期間については流動的だというようなお話もございましたが、これは私は違うと思います。はっきり、そういうふうにすること。それから、この目的は東日本大震災に使うべきことになるんでしょうか。私は違うと思うんです。中身が違っていると思います。したがって、私はこういう理由から、この条例の提案については反対いたします。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はございますか。

渡邊英子君、賛成の討論ですね。

○15番議員(渡邊英子君)

賛成の立場で、討論をいたします。

この不正が生じた、ご主人を同行したことには間違いございませんし、ましてそのことに対して悪かったという思いがあるから返還をしたと考えます。審査委員会でどういう条件でとか、そんなことはこれからの問題です。ですので、私たち議員がそのような問題を起こしたとき、しかもあのような形で新聞紙上に出たとき、議員としてしっかりとした行動を起こすことが大切だと私は考えます。

この第2条の12月31日という日にち、私は賛成です。本年をもってという考え方だろうと思います。12月31日までのその期間、併せて私は適当と考えます。

以上、賛成の立場で討論を行いました。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はございますか。

(な し)

これで、討論を終結します。

これから、発議第3号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

起立少数です。

したがって、発議第3号は否決することに決定いたしました。 共産党の2名の方の入場を許可します。 暫時休憩。

休憩 午後12時38分

再開 午後12時39分

○議長(秋山俊和君)

会議を再開いたします。

日程第22 同意第8号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第8号 北杜市副市長の選任について議会の同意を求める件について、ご説明を申し上げます。

北杜市副市長の退職に伴い、新たに副市長を選任する必要があるので、地方自治法第162条の規定により、北杜市長坂町大八田6326番地の1、堀内誠、昭和28年8月20日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

本案について、当事者であります堀内総務部長の退席を求めます。 暫時休憩。

休憩 午後12時41分

再開 午後12時41分

○議長(秋山俊和君)

再開いたします。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。 これから、同意第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。 堀内総務部長の入場を許可します。

暫時休憩。

休憩 午後12時41分

再開 午後12時42分

○議長(秋山俊和君)

会議を再開いたします。

ただいま、全会一致で同意されました堀内総務部長が入場しましたので、ここで発言を求めます。

堀内総務部長。

○総務部長(堀内誠君)

一言ごあいさつを申し上げます。

白倉市長の推薦をいただきまして、また今回、議会の同意をいただきまして、誠に光栄でありまして、今、ことの重大さを実感しているわけでございます。

もとより微力ではございますけども、今までの経験を生かしながら、北杜市は課題もたくさんございます。また夢もたくさんございます。白倉市長の補佐役として、北杜市政の発展のために誠心誠意、努力してまいる覚悟でございます。

また、議会の皆さんをはじめ関係各位には今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、一言ごあいさつとさせていただきます。

○議長(秋山俊和君)

日程第23 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務・・・。

(「議長、休憩の動議をお願いします。」の声)

賛成者はございますか。

(「賛成。」の声)

では、暫時休憩をいたします。

再開を12時55分といたします。

休憩 午後12時44分

再開 午後12時55分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

昼休みをとるための暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

日程第23の閉会中の継続審査の件のみでございます。それにて、今回の定例会の案件となっておりますので、あと1件でございますので、よろしくお諮りをお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

ただいま会議規則第14条第1項の規定により、清水進君から最低保障年金制度の創設を求める意見書が提出されましたので、これを発議第4号として審議したいと思います。

よろしいでしょうか。

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

その発議の件については、書類というか意見書だと思いますが、それを私どもに配布して、 その後、休憩に入っていただきたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後12時55分

再開 午後 1時01分

○議長(秋山俊和君)

会議を再開いたします。

ただいま清水進君から、会議規則第14条第1項の規定により最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出についての発議が提出されました。

追加日程第2として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、最低保障年金制度の創設を求める意見書についての発議を日程に追加し、追加 日程第2として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、食事のために暫時休憩といたします。

再開時間を2時半といたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 2時29分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2 発議第4号 最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とい たします。

提出者であります清水進君から、提案理由の説明を求めます。

4番議員、清水進君。

○4番議員(清水進君)

発議第4号、朗読をもって提案をさせていただきます。

平成 2 3 年 6 月 3 0 日

北杜市議会議長 秋山俊和様

提出者

北杜市議会議員 清水 進

賛成者

北杜市議会議員 中村隆一

" 小林忠雄

" 坂本治年

最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出について

上記意見書を別紙のとおり、北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。 提案理由

北杜市内でも900人程度の無年金者がいると推定されています。全国では60万人以上といわれる無年金者と、その数倍にもなる低年金受給者はさらに増加することが懸念されています。公的年金制度を守り、すべての国民の老後の生活保障を行うためには、国の最低保障年金制度を実現することが最大の課題であるため、この案を提出する。

最低保障年金制度の創設を求める意見書(案)

消えた年金問題は国民に大きな衝撃を与え、年金保険料の未納は重大な社会問題となっている。保険料減免者に年金未加入者を加えると、保険料未納者の実態は1千万人を超えるといわれている。この状態を放置すると60万人以上といわれる無年金者と、その数倍にもなる低年金受給者をさらに増加することが懸念されている。

このような状況の中で、全国指定都市市長会は最低限の生活保障を行うため、全額国庫負担 の最低保障年金制度の創設を国へ提案した。公的年金制度を守り、すべての国民の老後の生活 保障を行うためには、国の最低保障年金制度を実現することが最大の課題である。

よって、国においては次の事項について、実現に図るよう強く要望する。

1.全額国庫負担の最低保障年金制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月30日

北杜市議会議長 秋山俊和

提出先

内閣総理大臣 菅 直人殿 厚生労働大臣 細川律夫殿 以上であります。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。 これから、質疑を許します。 質疑はありませんか。

中嶋新君。

○10番議員(中嶋新君)

本意見書の提案に対しまして、質疑をさせていただきます。

この意見書案の中の請願の理由の中に、下から4行目ですね。全額国庫負担の最低保障年金制度の創設を国へ提案した、これは全国指定都市市長会ですか。私ども文教厚生常任委員会でこの請願に対して審査した過程では、請願書には、これは確認ですけど、平成22年11月の全国市長会で国の施策および予算に関する提言49件の中の国民年金、今、いろいろな課題があります。関する提言に持続可能な年金制度の構築のため、最低保障年金の検討という項目で

提言してございます。これが事実だと理解しておりますが、今、提出者の清水議員にお聞きしますけども、私の認識は違うものでしょうか。またこの市長会では、いつ全額国庫負担ということで提案したのでしょうか、お聞きいたします。

○議長(秋山俊和君)

提案者の清水進君。

○4番議員(清水進君)

お答えします。

全国市長会の決議は若干古く、2005年度に決議をあげております。そして全国44の政令市で構成する指定都市市長会であります。その中で、2005年度ですね。その中に生活保護費の4分の3を国が負担している国庫負担率の堅持や、高齢者の最低限の所得保障を行う最低年金制度の創設を求めたというふうに採決をしております。

以上であります。

○議長(秋山俊和君)

中嶋新君。

○10番議員(中嶋新君)

聞いているのは、全額を国庫負担でという内容を決議しているのかということです。また付け加えると、質問ですので、その点を今、2005年度とお話がありましたけども、していないということの理解でよろしいでしょうか。全額国庫負担という条件は。

○議長(秋山俊和君)

全額国庫負担というところを聞いているわけですね。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

今、お話したように、高齢者の最低限の所得補償を行う、最低年金制度の創設を求めた。で すから、市長会では全額国庫負担というふうには決議をあげておりません。あくまでも最低年 金保障制度の創設を求める決議であります。

○議長(秋山俊和君)

ほかにございますか。

千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

先ほどもちょっと発言をさせてもらったわけですけども、委員会の審査の中では2人の紹介 議員、中村隆一議員と坂本治年議員が実際に説明の中で、特に中村隆一議員は、一律8万円と いうことを盛んに、しきりに主張しておりました。今回、この意見書の中にはそのへんのとこ ろが全然明記されていないわけですけども、これはこういう内容に、なぜ変わったのかをお知 らせください。

○議長(秋山俊和君)

清水進君。

○4番議員(清水進君)

今、最低保障年金制度はそれぞれの政党、また団体、いろんな形で案が出されております。 私はいくらを支給するということではなくて年金制度創設を求めるということで、年金額をい くらにするという設定ではなく、この制度をつくってほしいという請願の趣旨にいたしました。 以上であります。

○議長(秋山俊和君)

ほかに質疑はございませんか。 内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

何点かお聞きいたします。

まず、この意見書は請願第2号の採択に基づいて、意見書を提出されているのかどうか。そして請願第2号の紹介議員の中村隆一議員さん、そして坂本治年議員さんが文教厚生常任委員会の委員さんでございましたので、お二人にその説明をいただいたところでございます。説明によりますと、中村隆一議員さんが一律、例えば所得が仮に無年金の方で1千万円ぐらい所得があったらどうするんですかという問いには、所得があってもなくても一律8万円、高齢者には支給する制度だというふうに説明がありました。そして、それを算出いたしますと、なんと28兆円にもなるということですが、いくらになるのですかという私の問いかけにもいくらか分からないけども、国が考えることで、国が不必要なものを削減していけば、これは将来、市民にもなんら負担をかけないものであると、こういうお話でございました。

坂本治年議員さんは最低保障の基準は何かという中では、最低保障の基準というのは分からない、要するに分からないけど、それは国が考える基準といふうに言われておりました。国が考える基準ではなくて、私どもは北杜市の議会として、また北杜市の市民がどのくらいだったら生活できるんだろうかと。そういう基準があって、そのもとから考えて、国に意見書を出していくのが普通であるというふうに考えております。

提案者に質問させていただきますが、まず、これは請願第2号を採択したもので、当然、意見書を出されたということの理解でよろしいか。そして全額国庫負担ということで、8万円なら28兆円、そして1万円ならその8分の1です。どうやっても、これだけのお金を捻出できる、今の日本の経済状況ではないと。震災がありました。その震災にも何十兆というお金をつぎ込まなければならないという現実の中で、全額国庫負担の最低保障年金というのは確実にできないものであると、私は考えるものであります。

この裏づけは、どういう裏づけがあるのか。清水進議員が最低保障年金をいくらかと思っているかは分かりませんけども、仮に1万円でも28兆円の8分の1ですよ。2万円だったら8分の2、3万円だったら8分の3ですよ。4万円だったら8分の4。こういう計算になるわけですよ。計算機で計算すればすぐ分かる問題だと思います。そしてこのことは、絵に描いた餅になる状態になるということは間違いないと思います。そしてもし、この制度を創設して、この制度のもとにやっていくならば、国民のどこかに負担を強いなければ、毎年毎年、恒久的にするのが1つの年金の制度でありますから、毎年毎年かかるわけですよ。それをどこから負担するんでしょうか。その明確な裏づけがあって、はじめて請願を採択し、意見書として提出するということだと私は考えるわけであります。

このことについて、私は市民に負担がかからないのかという問いに対してもかからないということでしたので、私は提出者にお聞きします。全額国庫負担になったならば、市民にまったく負担がかけられないような説明をしていただきたい。そして、今、年金制度というのは、この意見書の中にもあるように、年金を払えない人は保険料免除という方法をとっているわけなんです。全国市長会の提言というのは、払えない人や払うことができなかった人たちをどうやっ

て救っていくかというのが、その提言の骨子だというふうに考えております。

ですから、この年金制度の創設をした場合、基礎年金、もしくは基礎年金の上の国民年金、もしくは厚生年金ということになるんでしょうが、3階建てになるわけですよ。3階建てというと、簡単にいうと厚生年金で20万円ぐらいもらっている人は28万円になるということですよ。庶民感覚の中から本当に苦しい人を救おうと思っているような意見書(案)には、私には捉えられない。そこを説明していただきたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

最初に請願第2号に基づいて、この提案をされたのかということですけども、私はこの請願の趣旨を重んじ、そして意見書として採択してほしいと、そういう思いで、今回、提案をしております。

そして今、財源の問題でいるいる内田議員から質問がありました。やはりそれぞれ、今現行の年金制度、共済組合、そして厚生年金、国民年金あるわけであります。それぞれ現在、労使折半になっているところ、そして国民年金のように全額個人負担のところとあります。いわゆる現在、支給されている部分に上乗せして、最低保障の年金制度をつくるという意味合いを考えております。ですので、今、国民年金では非常に年額の年金料が少ない。月に平均すると6万ちょっとということで、本当に最低限の保障を行う、生活を行うということが必要になるだろうし、今、無年金で多くの方がおるわけであり、そういう方々を救済する、そういう年金制度というふうに考えております。

ですから、先ほど金額が出された28兆円が、イコール全額必要な財源になるとは考えておりません。財源としては、やはり国できちっと論議する、そのことが必要だというふうに考えております。

○議長(秋山俊和君)

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

まずお答えがとても理解できないです。つまり3階建てということでございます。上乗せという負担、3階建てと。それも私は紹介議員の中村議員さんに確認いたしましたが、3階建てということを明確に言っておりました。ですから、今ある年金、その部分は今のままで、そのほかに一律、最低保障年金を創設、最低保障年金制度において創設する。そういう説明でありました。ですから、私が最初言ったとおり、この請願に基づく意見書ですねという確認をしたのは、そこにあるわけであります。そうであれば、今あるものに上乗せするということですから、今の制度は堅持していきながら、それに新たな最低保障というものを加えるわけですから、金額というのは、おのずと支給する金額に掛け算すれば簡単に出てくる問題で、それは金額を加えれば、28兆円なのか25兆円なのか20兆円なのかと、こういう問題になるわけです。単純にいうと8万円といわれましたが、4万円でいけば28割る2ですよ。14兆円ですよ。

国民年金は現在、東日本大震災によって年金の基金も流用しているんですよね。国はそこへ も補填をしなければいけない現実もあるわけですよ。今ある、目の前の現実をとても現実とし て受け止めて考えられているとは、とても思いません。

清水議員にもう一度、お聞きいたしますけども、この最低保障年金制度がそういう説明でありましたら、その財源は当然国民に課せられるというのは、これは近い将来なのか、遠い将来なのか分かりませんが、いずれどこかで、これは捻出しなければならないと。この不景気の折、そしてこの震災の折、それをどうやって財源を確保するのかということについては、それを明確にしていただけなければ、この制度、この意見書を、国庫負担でやるというようなものについては甚だ説明不足だと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長(秋山俊和君)

清水進君。

○4番議員(清水進君)

財源についてどうするかということの質問がされました。私はやはり国の制度として創設するということで、国として考えるべき事項であると思います。

○議長(秋山俊和君)

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

今のは、私も先ほども言っているように、そうではないですよと。国として考えるんではなくて、その財源は国として考えても国民、そしてわれわれ北杜市民に関わるんではないですかと。関わらないなら関わらないと明確に答えていただければ結構ですし、その根拠も答えていただきたい、そう言っているわけです。ですから、お二つのことをお答えください。

○議長(秋山俊和君)

清水進君、答弁を求めます。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

今言うお話のように、年金の制度を創設すること。そしていわゆる、その財源をどうするのかということについて、私たちが提案するということではなしに、国において審議してもらうということを考えております。

○議長(秋山俊和君)

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

さっき、文教厚生常任委員会で、この年金のことを話し合ったときに、私は3階建てと言った覚えはないんですよね。この最低保障年金が1階部分になるということで、それに掛けていった、それぞれの厚生年金であるとか、共済年金とかというのが2階部分になると。そういう話をしました。そして、この財源について、いろいろ議論していますが、これはこの前も文教厚生常任委員会で出ましたけども、今、国の制度として、この最低保障年金を提案しているのが、各政党もいっぱい出していますよね。そして各団体がいろいろ出していると。出しているけれども、最低保障の金額はそれぞれまちまちだと。財源を消費税に求めようとする見方もあるし、いや消費税で頼らなくて軍事予算を削ったらどうかとか、そういう財源の持ち方もあるので、今、この北杜市議会で財源がどうのこうの、私が総理大臣にそういう財源は、やっぱり、いろな財源が考えられるけれども、そういうところで論議をすることだと思います。

そして2003年度の衆議院の選挙のときに、自民党・公明党は100年安心の年金制度だ

よといって、そのときから何年経ったら、それが駄目になってしまったのかと。それができていれば、今、最低保障年金制度を論議しなくてもよかったんではないかと。そのときにどういう事情があったかというと、その1999年に定率減税を廃止すると・・・。

○議長(秋山俊和君)

中村隆一議員、質疑の時間ですから。

○19番議員(中村隆一君)

今、説明をしています。

そういう財源を、定率財源を廃止して、年金制度のほうにお金をつぎ込むと。

○議長(秋山俊和君)

中村隆一君、発言をやめてください。

○19番議員(中村隆一君)

100年安心の制度が崩れています。

○議長(秋山俊和君)

中村隆一君、発言を停止してください。

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

今は質疑の時間です。中村議員がなんの立場で答弁しているのか。また演説しているのか。 私にはまったく分かりません。聞いているのは、いわゆる提案者に聞いているわけです。提案 者からしっかりした答弁をいただきたいと思います。

○議長(秋山俊和君)

提案者の清水進君が答えてください。

今、清水進君は答えました。

それで内田俊彦君は、それでよろしいですね。

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

先ほどからの私の質問に答えていただきたい。全額国庫負担ですから、全額国庫負担の財源 根拠はどこにもっていくんですかと。そしてその根拠のもとに、私たち市民にまったく、この 制度を設立した場合、なんの影響もないんですかということをお聞きしているわけですから。 影響があるのか、ないのか、それを私は問うているわけです。いくらかかるんですかというこ とを言っているんです。いくらを望んでいるんですかと。

○議長(秋山俊和君)

清水進君は、質問趣旨をしっかり捉えて答弁してください。 清水進君。

○4番議員(清水進君)

今、財源の問題ですので、繰り返しになりますが、やはり見解の違いだと思います。私は国で制度をつくるとともに、その財源をどうするのか。それは国会の中で決めていくことというふうに考えております。

○議長(秋山俊和君)

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

何回も言わせてもらいますけども、私は市民に影響があるのか、ないのかを、まず答弁していただきたい。説明をしていただきたい。

○議長(秋山俊和君)

提案者の清水進君、明確な説明を求めます。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

国の制度によって、それぞれ違ってくると考えております。市民の影響があるのかどうか、 それは国の制度の範囲、これによって違ってくるだろうと思います。

○議長(秋山俊和君)

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

国の制度とかではなくて、私は市民に今、影響があるんですか、ないんですかと、そのことを聞いているんですよ。あるならある、ないならない、分からないなら分からない、この答えではないんですか。静かにお願いしますよ。

○議長(秋山俊和君)

清水進君。

○4番議員(清水進君)

それは国の制度によって違ってくる。今、お話ししました。そのことによって、どういう影響があるのかというのは予測ができない状況であります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

質疑ですか。

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

質問いたします。

この意見書の提案理由の中、また意見書の中に記載がしてございます。北杜市内でも900人程度の無年金者がいると推定されます。全国では60万人以上といわれる無年金者と記載がございます。この北杜市内だけでも、この900人の無年金者となった原因の内訳はどのようになっているのか、お伺いをいたします。また低年金者の年金額というのは、いくらが低年金者の年金額なのか、お考えを伺います。

その金額を聞いてから、また質問をいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

はじめに北杜市内900人の無年金者の内訳ということですが、その実態は行政のほうでも つかんでいないと思いますけども、これは推計によって社会保険および国民健康保険の、県の 調査の中から大体どのくらい人が実際にもらっていて、もらっていない人がどのくらいいるか。 人口から65歳以上を差し引くと、929人くらいが北杜市内に無年金者がいる。ただ、その 内訳、どういう内訳で無年金になったのかというのはさまざま、個々の病気ですとか、リストラですとか、いろんな状況があるだろうと思います。

それで、低年金者は一体いくらかということがありますけども、例えば後期高齢者医療制度、 年金から天引きをされております。 1万5千円以下の人は普通徴収という形で、年金の中にも 生活保護の水準を下回っている方が多数いるということで、1つの基準としては生活保護の毎 月の受給額より、年金を受けている金額のほうが少ないという方も実際、多々いるというのが 現状ではないでしょうか。

以上であります。

○議長(秋山俊和君)

質問ですか。質問がまだ継続していますから、清水壽昌君のほうを優先します。 清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

このただいまの答弁で、この900人の人たちの無年金となった原因が分からないということでございます。これは私たちの情報といいますか、聞くのに、このようになった原因というのは、先ほど清水議員が言われたように、リストラとか、そういうふうなことも原因になっていると。リストラで職を失ったということで、原因になっているということも聞いております。いわゆる年数が達してないということで、無年金になったということも聞いています。また承知をして、年金を納めずにいたと。承知をしてというのは、年金を納めなくても大丈夫だと。うちは大丈夫だということで、納めていなかったと。しかし、その後の社会情勢によって、どうしても必要になったということ。そういうふうなことで無年金者になったということで、生活に困窮しているということも聞いております。

いわゆる納めても納めなくても、最低は保障されるんだよということについての清水進議員のお考え、制度としての考えではなくて、提案者として私はこう思いますと。やっぱり提案するからには、それなりの考えがあって、提案しなければならないというふうに私は思います。 先ほど内田議員のほうから財源はどうしますかという質問。これは、私が質問、いわゆる財源をつくるんではないと。だから政府でつくることだという清水進議員の答弁というふうに受け取ります。しかし、私はこういうふうな考えで、この意見書で提出するという、私の考え方、いわゆる、この提案者の考え方が、私はこう思いますという考え方がない限り、これは本当に絵に描いた餅でしかあり得ないというふうに私は解釈するんですけども、その点がもし、答弁いただければありがたいというふうに思います。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

日本は、この国民年金にしても、非常に長い掛金の期間があります。例えば年金の支給に必要な年数は25年間であります。1月でも欠けると年金がもらえない。働いて、社会保険から国民年金に変わるといった場合にも、生活を優先するため、この年金が払えなかった期間というのが生まれたりしています。私は世界的に見て、この日本の25年間、ずっと掛け続けなければいけない。この期間のために、ある程度、多くの人たちが無年金に陥っていることも事実だと思います。そういう意味で、やはり国の制度として払えなかった期間、救済すべきという

ふうなことが必要ではないか。それがこの最低保障制度の年金につなげてほしい。制度をつくってほしい。そういう思いであります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

中村隆一議員、あなたは賛成者ですね。提出者に質問があるんですか。いや、お聞きしているんですよ。この最低保障年金制度の創設を求める意見書の提出がされました。そして提出議員は清水進君。それから賛成者は中村隆一君。これで質疑があるんですか。おかしいでしょう。大丈夫ですか。では、質疑をどうぞ。

○19番議員(中村隆一君)

提案者に質問ばかりしているわけですけども、私は自分の意見を、私なら財源をこういうふうにするということを先に言って・・・。

○議長(秋山俊和君)

それは、中村隆一君、発言をやめてください。 討論のときにお願いします。

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

私はなぜ、この無年金となった原因を聞いているというのは、私たちの地域は農家です。ほとんどの人が農家でした。いわゆる、この国民年金の人たちは農家の方です。これが創設された時期でも、非常に苦しい生活の中から、みんなが年金をかけるんだよと。百姓でも年金がもらえるんだよと。いわゆる、昔は恩給というふうな形があったわけですけども、百姓でも恩給がもらえるんだよと。一生懸命掛けようではないかといって、あのころは税金を納める、いわゆる当番がいて、みんなから集めたわけですけども。本当に苦しい中から、この年金は納めなければいけないんだよと。納めるんだよと。あと年とってからのために納めるんだよといって必死に納めていたんです。その人たちがいる中で、25年が長いから、足りなかったからということ、いろんな理由があろうかと思うんですけども、必死になって納めた人たちと納めなかった人たちが同じ立場になると。これを支持するということになりますと、私にはそれが支持できません。それについての考え方を提案者にお伺いいたします。

○議長(秋山俊和君)

清水進君。

○4番議員(清水進君)

先ほどお話しましたように、それぞれ共済、厚生、そして国民年金と基礎部分はそれぞれ掛けた方々に、特に今、年金が支給されております。ですので、そういった心配がないというふうに思います。今、お話のように、途中、掛けられなかった人と同じになってしまうんではないかというふうな場合は、最低保障ですので、掛けた人のそれぞれの保険料については保障されて、どうしても年金がもらえない、無年金の人たちを救済していく、そういう制度をつくっていただくということであります。

○議長(秋山俊和君)

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

それならば、生活保護制度との整合性をどのように考えているのか。本当に無年金で困って

いると。生活が困るんだということでしたら、生活保護制度もあるんではなかろうかと私は思いますけども、これについてご答弁をお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

答弁を求めます。

清水進君。

○4番議員(清水進君)

今のような状況にあります。たしかに冒頭、お話をしました生活保護よりも基準が満たないという方々が、国民年金の方々には非常に多い。これも事実であります。ですから、すべてその方々が生活保護になれということではなしに、やはり今、現状、生活をしておりますし、暮らしております。そういう中で最低限、やはり同等になれば、この制度によって生活保護基準と国民年金でもらえる生活水準が同等くらいになればいいと思うんですけども、そこまでにはまだまだ時間がかかろうかと思います。ですので無年金者、そして低年金者を救済する最低限の保障年金制度が必要だと考えております。

○議長(秋山俊和君)

どうでしょうか。このへんで質疑を終結して、討論でしていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

(異議なし。の声)

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

原案にまず、反対者の発言を求めます。

中嶋新君。

○10番議員(中嶋新君)

原案に反対の立場で討論をいたします。

先ほどの質疑の中にもありましたが、財源的な意見書、要望の事項に財源的な根拠も不明瞭であるということもあります。何より北杜市議会が上部団体、国等に意見書を提出する際には市議会が市民の代弁者として、5万人市民の幸福のために実現可能な事項を意見するものであります。

ここで一部、国が施策の中で考慮すればいいというような、一体これはどういう考えなのか、 私には理解できません。また提出するからには、例にですけども、その責任を負って、実現の ため最後まで鋭意努力をすることが責務であります。それは意見書をあげた場合ですけども、 そういった重要なことでございます。何より先ほど申しましたけども、財源的な根拠もない。 全額国庫負担でこの創設を求めるといったような内容では、ただ国に挙げただけと。意見を申 しただけといったふうに、北杜市議会がとられるということではないかと私は考えます。

また、先ほどの質疑の中にもありましたけども、現実、努力して国民年金を掛けている、そういう年金者の努力といった点からも、公平性の観点からも非常にこのへんの内容については 賛成をしかねます。また最後になりますけども、何度も委員会の中で質疑をしました、私は委 員長の立場で意見を申しませんでしたが、この全額国庫負担というのを市長会で提案したといったことも、今の質疑の中で矛盾があります。

以上のことをもちまして、本件に対して反対いたします。 以上です。

○議長(秋山俊和君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

中村隆一君。

○19番議員(中村隆一君)

この間、文教厚生常任委員会でも私、紹介議員として質疑の答弁ということになりましたけども、この日本の年金制度というのは諸外国から比べると非常に遅れていると。乏しいと。私たちのこの国の国力からいって、非常に老後の心配があると。そういうことが、今、年をとっていろいろ、収入がないというときに、最低保障年金を国で用意をして、そしてこの制度をつくると。これは今、日本の国の中でこれが一番今、必要なことではないでしょうか。

貧しくなって、年をとって収入がない。貧しいなと。こういうのをみんな自己責任だよとい うふうに切り捨てるのは簡単です。国は保障制度として最低保障、国民等しく、老後、収入が なくても最低保障、これだけできるんですよというものをつくらないといけないと思います。

日本の国は最近、貧富の差が非常に大きくなって、年をとって路頭に迷うと。医療にも金がかかるというふうな、非常に社会保障がまずしいと。これは国力に比べて、非常に少ないと。 そういうふうに思います。

そして今、各政党、団体から最低保障年金をつくるべきだというふうに、いろいろと意見が 出ています。私たち北杜市でもこうやって議会が論議をして、国でこういう制度をつくって、 老後の生活を安心できるようにということで、今、採択しようとしているわけですけども、そ の財源を何に求めるかということを、今ここで私どもがすべて解決することはできないと思い ます。それは時の政府が、これを採用するときに消費税に求めるのか、消費税でなくて軍事予 算を削るとか、そういうふうなところに財源を求めるとか、あるいは先ほど私がちょっと言い ましたけども、お金持ちを非常に優遇しているわけですよね。そういうところに税金を掛ける とか、そういうふうにしてやると。

この前、年金のことで選挙になったときに、その定率減税を廃止して、それを年金の財源に充てるというふうに自民党・公明党が提案していましたけども、それも選挙が終わると、そういう財源を、その年金制度に入れるということも反古にしてしまったりして、今、いろいろ案が出ているけども、きちっとした案ができ上がっていないんですよ。そういうことで、この北杜市議会として最低保障年金制度というものを国の制度としてつくりなさいよと。こういう素晴らしい提言ができるということは、この北杜市の市民のためにもなるし、そういうことで私は先ほどから賛成意見を述べているところです。時の政府が消費税に財源を求めれば、国民みんなに税金がかかってきますよね。そういうふうなことですから、その財源の問題を、ここで全部しなさいということは、国会でそれは最終的に論議して決めることだと思いますので、この最低保障年金制度をつくってほしいという願いを国に届けるということに、私は賛同しています。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

原案に反対の方。

千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

再三、意見が出ております。北杜市議会として何をすべきかということであります。日本中

が大災害を受けて、大変、復興に対し、思わぬ力を出さなければならないというこのときに、まったく完成予想図が見えていないこの提案を、この北杜市議会が行うということは、大変無責任だと思います。今、このことを取り上げる必要はまったくないと思います。そういう意味で基本的に、根本的に反対であります。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

原案に賛成者の発言を許します。

篠原眞清君。

○6番議員(篠原眞清君)

私ども北杜市議会は午前中の審議の中で請願第2号として出されました、最低保障年金制度の創設を求める、この請願を採択ということに決定いたしました。北杜市議会の議事として、この制度の創設を求める請願を受け止めて、しかもその請願の中で国への意見書を提出していただきたいということも含めて、それも含まった中でのこの請願第2号が採択されています。ですから、それにしたがって、この請願第2号の趣旨を捉えております、この意見書でございますから私はそれをしっかりと国へ伝えていく。市民の意見を北杜市議会の意思として伝えていくということが大事であるというふうに思いますから、この意見書には賛成をいたします。

重ねて、さまざま今、議論が取り沙汰されておりますが、私はこの国が今、これから先、この大災害ももちろんふまえた中で、国のありようとして、この国に住む人たちの将来、安心した生活を確保するために、ある意味、安心のセーフティネットとして、社会保障の中の基幹である、この年金制度をしっかり維持していくこと。そのためにも、この最低保障年金制度の考え方は取り入れるべきだという点も含めて、この意見書には賛成いたします。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論は。

内田俊彦君。

○16番議員(内田俊彦君)

この意見書に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど篠原議員さんが言われたことでありますが、まずもって、私どもはこの審査をするにあたりまして、文教厚生常任委員会に付託するということ。この当本会議場で決定をいたしました。それは私どもも審議上、委員会にお任せをするということで任せたわけでございます。その任された委員会の結論は採択でありました。ということは、本来は不採択であったわけでございますから、その委員会の結論をまず尊重しなければいけないという前段階があるというふうに考えております。そうでなければ、各委員会にいろんな予算であれ、条例であれ、そしてこのような請願であれ、採択ができなくなってしまうというふうに考えるところでございます。これは私の考えでございますし、これは一応、会議規則の中でそういうふうになっていると思います。

また意見書(案)の中にふれさせていただきますけども、先ほど来より提案者に再三、私も質疑をさせていただきましたが、最低保障年金制度を創設するという中で、大きなストライクゾーンの中で、それを財源からはじめ、そして困窮した人をどうやったら救えるのかということを議論し、検討し、そして創設していくというお考えならば、私もこの案については理解できます。ところが、全額国庫負担の最低保障年金制度ということは、年金を掛けなくても最低

保障をしてくれるということになりますと、最初から年金制度を、今の年金制度を否定しているということになってしまうと思います。掛けなくても将来はいいんだから、とにかく掛けないでいきましょうということになると、今の年金制度は破綻していくというふうに思います。また今、制度でございましたら、掛けた人がもらえるという制度になってありますので、それは掛けたものに対して、割合が多少減っても、将来的に、制度的には今の現行の制度の場合、破綻ということはないというふうに考えております。今、もらえるよりも多少は少なくなることがあっても、制度としてはそれは掛けない人はもらえないわけですから、続いていくということになろうかと思います。

全額国庫負担をした場合については、先ほど計算したとおり、一律8万円という考えであれば28兆円かかりますよということであります。そのことを頭に入れれば、やはり、この全額国庫負担というのには、とても賛成することができません。

以上をもちまして、反対の討論といたします。

○議長(秋山俊和君)

原案に賛成の方の討論はありますか。

(な し)

ほかに討論は。

清水壽昌君。

○20番議員(清水壽昌君)

私は、この意見書に反対の立場で討論をいたします。

先ほど来、年金を掛けなかった人たちも対象だと。また高額所得者でも同じだという趣旨の 意見書だと受け取っております。本当に生活が困窮している、年金がもらえないために困窮し ているという人たちを救うのは生活保護制度の充実、これを挙げるべき問題ではないでしょう か。私はそう思います。膨大な財政負担がわれわれに生ずる、その可能性が極めて大きい、こ の制度の推進には反対をいたします。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

ほかに討論はありませんか。

(な し)

これで、討論を終結いたします。

これから、発議第4号を採決いたします。

異議がありますので、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第23 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員

長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、日程第23 閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおりとすること に決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

6月14日に開会された本定例会は、各常任委員会が開催され、執行の皆さまには丁寧な答 弁をいただきました。また議員各位には連日のご審議をいただき、誠にありがとうございまし た。

以上をもちまして、平成23年第2回北杜市議会定例会を閉会といたします。 大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時24分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するために ここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長伊藤精二議会書記山内一寿